

浦添市立図書館紀要

BULLETIN OF THE URASOE CITY LIBRARY

No. 15 2004・3

【図書館学研究報告】

浦添市立図書館の更なる利用促進をめざして

—奉仕係の業務報告と今後の課題—

奉仕係 (1)

【講演会記録】

歴史資料としての公文書の保存

山田 義人 (18)

【短信】

第89回全国図書館大会に参加して

金城 敏雄 (27)

21世紀の史料保存と利用 —歴史資料をいかに残すか—

野原 千明 (28)

□沖縄学研究室寄贈受付図書資料一覧 (2001年度後半～2002年度前半)

(30)

【調査報告】

「伊是名家」墓出土の厨子銘書と家譜

—「松川家(向姓)」の系図復元をめざして—

北條 真子・新里 まゆみ・佐伯 信之 (51)

【評定所文書覚書14】

「維新」「変革」情報について(2) —近世末史料の記事データから—

栗野慎一郎 (64)

【研究論文】

太宰府神社旧蔵「琉球国図」にみる一五世紀の琉球王国

安里 進 (90) 三七

薩摩・琉球の真宗取締と伝播 —水主と傾城—

仲尾次政隆連座の真宗法難事件を中心に

長間 安彦 (101) 三六

近代沖縄における戸籍制度の一端

—宮古・八重山の戸籍事務管掌者の認印と職印について—

金城 善 (126) 三

浦添市立図書館

浦添市立図書館の更なる利用促進をめざして

—奉仕係の業務報告と今後の課題—

奉仕係

はじめに

当館は1984（昭和59）年12月29日竣工、翌年4月23日に開館した。人口急増都市として、また、県下第3の都市として、めざましい発展を遂げてきた当市は、それまで市立図書館がなく、中央公民館の図書室が利用されてきた。そのため市民の知的欲求を充たし読書をすることに對し、不便をかこってきた⁽¹⁾。そうした思いをうけて当館は「教育・文化の進展と高揚をめざす文化都市・浦添の核になる施設」として位置づけられている⁽²⁾。

1986（昭和61）年1月には「図書館運営の方針」も設定され、内容は以下のとおりである⁽³⁾。

- ① すべての市民に「ひらかれた図書館—親しみやすく、入りやすく、いこいとやすらぎのある図書館」としてサービスする。
- ② 市民の知的要求にこたえるよう、広く資料を収集し、提供する。
- ③ 貸出を運営の基本とする。
- ④ 利用者に迅速にかつ適確にサービスする。
- ⑤ 市の文化振興の拠点となる図書館とする。
- ⑥ 浦添市に関するすべての資料を収集する。
また、市の地域的歴史的特性にかんがみ沖縄学研究の拠点とする。
- ⑦ 高齢者、障害者の利用にも充分配慮する。
- ⑧ 児童青少年を教養、情操豊かな社会人に育てるため、児童青少年のサービスに努める。
- ⑨ 市内の全域サービスに努める。
- ⑩ 読書運動の普及推進に努める。
- ⑪ 他関係機関との連携を密にし、相互協力体制をつくる。

- ⑫ 運営施設の面において、進んだ魅力ある図書館づくりに努める。

上記の運営方針の中で、④は平成4年度に「生涯学習社会の到来に対応できる図書館を目指す」という項目に変更され、平成15年度になった現在も主旨は殆ど変わっていない。特別な事情が無い限り、市民サービスは一貫して行うべきであるので当然であろう。日々刻々と変化する時代に図書館は柔軟に対応していかなければならない。

さて、当館において利用者へのサービスを主な業務としている奉仕係としては、上記の項目に沿った利用者サービスを実現できているかどうか、振り返ってみる必要もあろう。市民の要求に応え、目標を達成するには人的面、経費等予算面との繋がりも必然的に生じ、様々な課題も出てくる。

図書館のサービスは館種によって異なるが、公共図書館サービスとしては次の内容が挙げられる。

A. 資料保存活動

- ① 保存…知識の記録物を保存する社会的サービス

B. 資料提供活動

- ② 閲覧…館内で所蔵資料や索引などを利用させるサービス
- ③ 貸出…館外へ所蔵資料を貸し出すサービス
- ④ 予約・リクエスト…館内にない資料の利用希望に応えるサービス
- ⑤ 読書案内…利用者に適切な資料を案内・指導するサービス
- ⑥ 参考業務…問い合わせに答えるレファレン

ス・サービス

- ⑦複写…所蔵資料の希望部分をコピーしてあげるサービス

C. 利用対象者別活動

- ⑧児童…児童対象の読書案内・朗読会開催などのサービス
- ⑨ヤング・アダルト…青少年向けの読書案内・集会などのサービス
- ⑩一般成人…主婦を含む一般人へのサービス
- ⑪高齢者…高齢者への閲覧・貸出・リクエストなどのサービス
- ⑫障害者…障害者向けの貸出・読書案内・複写などのサービス
- ⑬アウトリーチ…外国人や病人を対象とする各種の図書館サービス

D. 広報・集会・読書普及活動

- ⑭図書館広報…図書館の機能や利用法などを知らせるサービス
- ⑮集会…講演会・研究会・朗読会開催などのサービス
- ⑯読書普及…読書や資料利用を促進するサービス

E. 相互協力活動

- ⑰相互協力…他館と資料を相互に貸借・複写しあうサービス

(『図書館サービス論』23～24頁より引用)

当館でも⑬アウトリーチサービスを除き、全てを実施している。開館20周年を目前にした現在、当館では各サービスをどのように実施しているのか、利用者に紹介する意味もこめて、簡潔に現状を振り返ってみた。同時に、各担当が日頃感じている課題を述べてもらい、今後の浦添市立図書館の目指す方向を考えてみたい。

(島仲)

1. 利用対象者別サービス

1-1. 一般サービス⁽⁴⁾

□貸出を運営の基本とする。

[浦添市立図書館運営方針3項]

公共図書館である当館において、資料は保存のためだけではなく利用者の利用に供されてこそサービスの目的を果たすと考えられることから、当然、一般サービスを論じるとき「貸出」を軸とし派生的に展開されていく。そこで、一般室管理担当の視点から「貸出」に主眼をおき、一般サービスの現状と課題について考えてみる。

<書架>

平成14年度の蔵書点検時に文芸⁽⁵⁾・9類を除く一般書架の大幅な配置換えを行った。0類から序列的に書架を配し、利用者にとってわかりやすいことを心掛けることで「貸出」までにかかる時間を少しでも短縮することを目標とした。

また、書架移動の際、壁面書架の最上段の棚については日頃から使用しないよう配慮しているが、独立書架の最下段の棚を空けることにも留意した。資料を探するときや手に取るときに一番下の棚はなにかと不便が生じるため、可能な限り(所蔵数の多い分類は除く)その箇所をブランクとした。

書架についての課題は、利用者にとって使いやすい、すべての分類において新鮮で魅力ある資料が正しく並んでいる環境を常に用意することであろう。そのためにも、朝の排架業務⁽⁶⁾等、日頃の作業がサービスの向上に直結している、という意識を職員個々人が持ちつづけることが必要である。

<ギャラリースペースとのリンク>

全集や文庫を収納するギャラリースペースは、吹き抜けの一般開架室を囲む中二階式で設けられている。そこは平成15年1月から2月にかけて集中的に整理を行った。これまで閉架書庫に収めていた資料をスペースの許す限り吸い上げ、現在、約380タイトルの全集資料が分類順に配架されている。文芸書架に差し込まれている著者名を記した仕切りにも、ギャラリーに全集作品が在る作家には“2階に全集あります”というコメントを貼り、相

互をリンクさせることで「貸出」の増加、迅速かつ的確なサービスの実現を目指した。

しかし、そこには大きな問題がある。それはギャラリースペースへ上がる階段が急なために、高齢者や身体的ハンディキャップを持つ利用者にとってはほとんど利用することができないことである。昇降機を設置すれば問題の解決になるのであろうが、予算等の制約から、早急な改善は望めそうにない。今後の大きな課題のひとつである。

一時的な措置として、ギャラリー内の全タイトル（文庫は除く）の所蔵状況をリストアップし、誰でも閲覧できるように平成15年度中に各カウンターへ常置すべく準備をすすめている。そうすることで、2階ギャラリーへ上がることのできない利用者は、リストをみて閲覧希望の資料を職員経由で入手することができる。

<読書案内>

利用者を「貸出」へと導く働きかけのひとつとして、毎月企画を組み資料の展示を行っている⁽⁷⁾。また別に、時事に照らした話題のテーマを取り上げ、「SPOT企画」と題した不定期の展示も行っている。書店に先取りされている感は否めないが、当館ならではの品揃えでこのSPOT企画の内容を充実させること、そして頻度の向上を図ることが今後の課題といえる。司書としての専門的知識を活用することで、利用者にとって掘り出し物的な読書案内ができればと考える。

<検索(インターネットユーザーのために)>

読みたい資料がある、知りたい情報があるのに図書館へ足を運ぶ時間が無いという利用者にとって、インターネットを用いた蔵書検索サービスは魅力的であろう。自宅や職場から自分のタイミングで蔵書の有無を確認できる、これはまさにユビキタス（遍在する）と形容される現在の高度情報社会のなかで、公共図書館における一般サービスを考えていくとき、今後の主要なテーマのひとつになるも

のと思われる。

当館でもインターネットを利用した蔵書検索サービスを実施しているが、ここにも課題がある。自館でサーバを所有しておらず、データの更新がリアルタイムで行われていないため（2週間に一度のデータ更新）、画面を通して入手する情報と実際の所蔵状況とのあいだにズレが生じてしまう。このことについては利用者から改善を要求する意見もあり⁽⁸⁾、早期の対策が求められているところである。

また、電子メール等を利用した予約も可能になると更に便利になり「貸出」上昇にもつながるであろうが、こちらについては人的及び予算的な面で、受入態勢を整えるまでに多くの調整事項を含む。困難を伴うであろうが、前述の課題と同様、システムの構築を計れるよう取り組んでいきたい。

<課題>

以上、「貸出」を中心に一般サービスの現状と課題を述べてきた。列記した諸課題の早急な解決は必要かつ重要である。だが、これらをもってすべての課題が解決し、一般サービスが円満な達成をみるわけではもちろんない。

「公立図書館は、常に成長するものでなければならない」⁽⁹⁾

これは当館が開館10周年を迎えた当時の奉仕係長による言葉である。図書館には現実的課題に対峙するサービスと、基本的人権としての「知る権利」の保障という普遍性を帯びたサービスの二面性がある。開館後間もない当館が、この先有機的成長体として存続していく為に必要なことは、決して目先の課題だけに足を捕られることなく、先を見据え図書館の在り方の根本を模索し続ける姿勢の内にある、という主張である。

我々職員もまたこの姿勢を踏まえ、「図書館とは一体何なのか？」という命題を胸に持ち続け、業務を遂行していきたい。（平良）

1-2. ヤングアダルト

ヤングアダルト（略称：YA）という名称は米国公共図書館の公用語で、ティーンエイジャーを「子どもと大人の間の世代」あるいは「子どもでも大人でもない世代」ととらえ、その世代への専門サービスを実施した経験を経て戦後になって米国で使われだした言葉である。

当館では中学生から大学生をヤングアダルトサービスの対象としている。当館においてヤングアダルト（以下、YA）コーナーが設置されたのは開館より8年目の1992（平成4）年4月1日のことである。コーナーを設置してから10余年が経過した。当初、予算編成やYA書の出版部数の少なさ等コーナーの充実を図れるかといった懸念事項があったが、2003（平成15）年8月の時点でYA書の蔵書数が全館で7,868冊⁽¹⁰⁾となり、平成14年度年間利用統計では17,721冊の貸出があった⁽¹¹⁾。この数値は、平成14年度の貸出冊数（全館）339,326のうちの5.2%をYA書が占めることを示している。

当館でのYA書の収集方針が

ア. YA世代が興味を持つジャンルに関しては、積極的に収集する

イ. YA世代で必要な心理・成長・発達を考え、より適切なものを選び収集する

ウ. 「総合的な学習の時間」の調べ学習に対応できる国際理解、情報、環境、福祉、健康のジャンルに関して、適切なものを選び収集する⁽¹²⁾

となっており、これに従ってコーナーの更なる充実に取り組んでいる。

その例として2003年9月からYA・SPO T企画と題して、その時季にあったテーマ（例：9～10月 学園祭）を設定し、中央カウンター横にコーナーを設け、普段は閉架書庫に所蔵されている資料等も展示して貸出を行っていることや、市内等で行われる講演会の内容や時期に合わせて、こまめに閉架書庫

から開架書架へ開架書架から閉架書庫へと随時資料を移動していることが挙げられる。

しかし、現状の課題としてYAコーナーのスペースが1階開架書架861.66㎡のうち13.76㎡と当館1階の開架書架スペースに占める割合が1.59%にしか満たない狭さである点と、YAサービスの対象を中学生から大学生と設定しているため、多感な時期である利用者に対し、図書館として適切な資料をどのように提供するかという点がある。

前者については、YAコーナーの書架に排架できる資料が約3,500冊であるため、所蔵数約7,868冊の内およそ半数が閉架書庫に排架される。その結果、閉架書庫所蔵資料の貸出の低下につながっている。さらにスペースに制限があるため、分類順に排架しているものの、1つの棚に複数の分野の資料が排架されており、利用者から目的の資料が探しにくいとの声が聞かれる。後者については、対象年齢の幅が広い点や、思春期を迎え心身ともに大きく変化する大事な時期であり、この年代はわずか1、2歳の年の差で求める資料の内容や質が変化するため、その多岐に渡る興味・関心・要望をどのようにキャッチし、ニーズに合った資料をどう提供していくかといった点が課題となっている。

今後これらの課題を解消し、YA世代にとって魅力ある書架作りを含めたサービスの充実 に努めていきたいと考える。（糸洲）

1-3. 児童サービス

「この本ない?」「イギリスについて調べたいんですけど…」「子どもが沖縄の世界遺産について調べてるけど、どの本に載っている?」「2歳の子にはどういう絵本を手渡したらいいですか?」

夏休みになると、館内に利用者があふれかえる。特に児童室には端末を使って熱心に資料を検索する親子、調べものをする中・高校生、じゅうたんの敷かれた「おはなしコーナー」

で子どもに本を読んでいる母親等、様々な利用者と賑わう。学校での新学習指導要領への移行と週5日制の導入や、昨今の読み聞かせブームに伴い、休日に限らず平日にも図書館を利用する子ども、大人の姿が多く見られるようになった。

そのような児童室の利用者に対して行われるサービスが児童サービスである。子どもを中心として子どもの保護者や教員等、子どもに関わる全ての人を対象としている。

当館は開館時より「児童・青少年サービス」を重要な柱の一つとして掲げてきた⁽¹³⁾。開館から10年間の活動が、当館紀要第8号に報告されている⁽¹⁴⁾。開館20周年を目前に控えた現在、10年前の課題は達成されただろうか。当館における児童サービスに対する現在の取り組みを振り返り、今後の課題を検討してみたい。

<当館の児童サービスの現状>

①児童行事

平成15年度実施の子ども向け行事は【表1】のとおりである。

いずれも子どもたちが図書館や本に親しみを持つことを目的に実施している。しかし、映画会参加者は多い時に1日200名余を数えるのに対し、おはなし会には1回平均15、6名が参加するに過ぎず、利用者の定着がみられない。それでも最近は、施設見学⁽¹⁵⁾で来館した子が母親と一緒に利用カードを作成しに来て「前に学校のみんなど来たよ」と声を掛けてきたり、行事に参加した子が後日、再来館して行事に参加した感想を伝えてくれたりする。児童カウンターに立つ際には、こうした子どもたちとの触れ合いを大切にして、本を手渡す技術を磨いていきたい。また、行事の立案時には、当方が伝えたいことを前面に押し出した形の企画を考案しがちなので、子どもの興味を喚起するような、子どもの目線に立った企画にしていくことが課題の一つである。

②調べものコーナー

平成14年度に当館でも学校現場の総合学習に対応するため、「調べものコーナー」を設置した。児童向けとYA向けの百科事典や図鑑等の参考図書と、その他調べものに有効であろうと考えられる資料を館内閲覧用にして、児童室の一角に集中させた⁽¹⁶⁾。最近ではコーナーが認知され、徐々に利用も増えているが、問題点や課題点も浮上してきた。

特に、複数の学校で同時期に同様なテーマを課題とすることから生じる資料の不足や、調べ方が身についていない子どもへの指導、職員に気軽に質問できるような雰囲気づくりや案内、職員の資料活用・提供の能力向上等である。今後、学校図書集配サービス担当⁽¹⁷⁾を中心とした市内の学校・学校図書室との連携が急務である。

③行事の本コーナー

過去のカウンター日誌をひもといてみると、1月にはお正月の本、7月には七夕のおはなし、といったその月の行事に関する資料の問い合わせが目立っている。これまではこうした問い合わせの一つ一つ検索で対応していたのだが、問い合わせの内容は予想されるものであり、検索の手間を省き、関連する多くの資料を紹介するため、毎月の企画の本とは別に、その月の行事に関する本を紹介するコーナーを新設した⁽¹⁸⁾。これまで書架に埋もれていた資料を表紙(面)展示することで、手にとってもらえる機会が増えたのではないかと感じている。

<課題>

以上、当館の児童サービスに対する取り組みを概観した。現状として、資料面や室内といったハード面は整備されてきたが、子供たちと直接関わること、おはなし会の技術といったソフト面が未熟である。行事の参加者の少なさと、担当の任期の短いことによる経験不足は10年前からの課題であるが、今も改善されていない。館外奉仕(学校訪問)も平成13

表1：子ども向け行事

行 事 名	実施日（2003年度）	内 容	参加人数
①おはなしの部屋 対象：4歳以上	毎月第2土曜日 午後2時～2時30分	ストーリーテリング、読み聞かせ、 手遊び等	167
②としょかんたんけんたい 対象：5歳以上	毎月第3土曜日 午前11時～11時45分	館内案内・資料検索	62
③空とぶじゅうたんおはなし会	毎月第3日曜日 午後2時～2時30分	読み聞かせ、紙芝居、折り紙等	166
④こどもの読書週間 テーマ「長く愛されている絵本たち」	4月23日～5月18日	テーマに沿った本の展示	
⑤こども映画会 (夏・春の2回開催)	夏：7月23日から8月27日 までの毎週水曜日 春：3月24、27、31日、 4月4日（午前・午後）	アニメ・子ども向け映画の上映	夏：998 春：予定
⑥一日図書館員 対象：小学3年生～中学生	7月25日、8月1日	図書館業務の体験	8
⑦目黒興作氏の手作り教室 対象：市内小学生親子	8月3日	廃品を使ったおもちゃ作り	30
⑧人形劇（沖縄キリスト教短期大学 児童文化研究サークル）	8月15日 台風のため7日から延期	「にじいろのさかな」 ・フィンガーアクション	60
⑨としよまるおはなし会	7月24日～8月3日	各ステーションで読み聞かせ、紙芝居	59
⑩読書講演会	10月25日	石岡史子氏「ハンナのかばん―国境 を越えた奇跡の出会い」 ハンナのかばんを持参	69
⑪人形劇（人形劇団クラルテ）	1月31日	「たまごまごまご」「ぶたのたね」	212

※参加人数には大人も含む。①②③の参加人数は2月までの延べ人数。

年度までは継続されていたが、平成14・15年度は未実施である。これは、学校に保護者の読み聞かせボランティアが浸透してきたことの影響とも考えられるが、施設見学受入れ体制の強化とともに「図書館員が学校へ出向いておはなし会をしますよ」と学校側にPRしていくべきことである。前述したように学校との連携の弱まりを感じている今こそ、図書館側からの働きかけが必要である。

このほか、近年の子どもを取り巻く社会情勢を反映して、家庭教育の重要性・子育て支援が提唱されている。後者に図書館が関わることとして「ブックスタート」が挙げられる。ブックスタートとは、赤ちゃん和父母の触れ合う手段の一つとして絵本があることを図書館員が中心となって紹介し、自治体によっては絵本を無料配布する運動である。実施場所は主に保健センターで、0歳児検診時に行

われる。図書館単独の事業ではないため、即実施とはいかないが、当館では赤ちゃん絵本を一箇所に集中させ、子どもの読書に関する図書を見童室に並べる等の工夫をしている。しかし、それは本に関心があり、図書館に足を運ぶ労を厭わない保護者にしか利用できないので、地域の全ての親子を対象とするブックスタート事業の早期実現を図書館から関係機関に訴えていかねばならない。

「この本おもしろかったよ!」「おはなし会にこの本よんでほしいなあ」。このように子どもたちが気兼ねなく話し掛けてきてくれて、「じゃあ次はこんな本もよんでみたら?」と紹介できるようになるまで、当館の見童サービスはまだ至っていない。未来を担う子どもたちに対して少しでもよい読書環境をつくってやることを使命として、まずは児童書に精通することとおはなし会の技術向上に取り組

んでいきたい。

(又吉)

1-4. 障害者サービス

全ての市民に資料を提供する事、それが図書館の理念であり、使命でもある。老若男女はもちろん、市内に在住する外国人の方や図書館より遠隔地に住む方々に対しても同様である。現在遠隔地に住む利用者に対しては定期的に移動図書館が運行し、わざわざ図書館を訪れなくともある程度の資料を提供する事はできる。しかし肉体的になんらかの障害をもち、たとえ近くに図書館があっても、近くに移動図書館が訪れても、利用することができないという方たちも少なからず存在する。つまりそういった方たちに対しても同様に資料を提供しようというサービスこそが、「障害者サービス」なのである。

図書館の「障害者サービス」における「障害」とは、肉体的になんらかの障害がある方たち自身の「障害」ではなく、彼らが図書館を利用する時に感じる図書館側の壁、すなわち彼らが図書館を利用することに対して、なんらかの障害なり不便さを感じさせる図書館側のサービスの不行届こそが、「障害」となっているのである。その「障害」を取り除き、すこしでも利用しやすくしてあげることこそが、「障害者サービス」の基本であり、重要な点である。

この図書館側の「障害」とは、まず第1には高齢者や妊婦、乳児連れ、または車イス等を利用して、行動に制限がある方たちに対する施設的な面での障害であり、第2には来館する事が困難な重度の身体・視覚に障害のある方たちや、入院中のため来館することが出来ない方たちへの図書館サービスの提供に関する障害などが考えられる。

当館ではこれらの「障害」をとりのぞくために、第1の問題に関しては建設段階、開館当初から図書館内の通路や空間をできるだけ広くとり、入口や雑誌コーナー等段差のある

ところにはスロープを設け、また障害者専用の駐車場や手洗い場の確保、2階へ上がるためのエレベーター設置等、車イスの方に対しても利用しやすい施設サービスを目指している。また平成16年度には乳幼児連れの方の為に、障害者用手洗い場にベビーベッドを設置して、乳幼児連れの方が安心して手洗い場を利用できるようにしていく予定である。

しかし一般サービスの項でも述べられているように、施設面ではギャラリーや雑誌コーナー通路の幅の問題、また本棚の上部には手が届かないといった現段階では根本的な解決が難しい問題点もあり、まだまだ「障害」は数多く存在しているのが実状である。

第2の問題に関しては、移動図書館運行による出張サービスでの資料提供を含め、1991年郵政省の指定を受けて始まった、郵送・宅配による資料の提供サービスと、活字資料をそのまま利用できない視覚障害者の方の為に、文芸書や実用書等を吹き込んだ音訳テープや朗読CDを収集・提供するサービスも行っている。また、対面朗読によるサービスも検討されていたようであるが、担当職員やボランティアの確保といった問題が解決できず、実施は見送られている。そして現在、当館における障害者サービスとは、主として郵送・宅配を中心としたこの第2の問題に関するサービスの事を指す。

上記にある郵送・宅配による資料提供サービスが受けられる資格者は現在、当館の「障害者サービス実施要綱」にある貸出規程により、浦添市内在住で障害者手帳の等級が下記に該当する者に限定している。

① 1級から6級までの視覚障害者

② 1・2級の肢体障害者

利用カードは本人か代理人による電話連絡での受付のあと、障害者手帳かその写しを送ってもらい、担当がそれらを確認して後の発行となる。現在、当館では17名の方がこのサービス利用の為に登録を行っている。

このサービス開始当初から、当館では市の福祉課と連携をとり合い、市内の障害者手帳保有者から利用者を募るのと並行して、障害者や高齢者に即した資料の収集等も開始した。

当館における障害者向けの資料とは主に、前述の文芸書などを吹き込んだ「音訳カセットテープ」、「朗読CD」、文字を大きく印字した「大活字本」などがあり、これらの資料はそれぞれにコーナーを設け、来館することができ一般の利用者に対しても閲覧・貸出を行っている。

また、当館では不定期の郵送・宅配サービスとは別に、月に一度、定期的なサービスとして当館の広報誌である「はながわら」の音訳テープの発送も行っている。これは新着資料の広報と利用促進のため、月末に広報誌担当から予め受けとった翌月分の手稿を、社会福祉協議会所属の音訳ボランティアグループに郵送しテープに吹き込んでもらい、それを当館で人数分ダビングして、利用者に発送するというサービスである。郵送・宅配サービスを受けている17名の利用者のうち、現在は10名3団体への発送を行っている。

しかしこの郵送・宅配サービスを受けるために登録をしている利用者17名というのは、浦添市内の障害者手帳保有者2,443人⁽¹⁹⁾というその数からすると、決して多いとは言えない数字である。貸出件数のほうも平成13年度は4回、平成14年度は1回きりと芳しくなく、当館の運営方針に従った意義目的が果たされているとはいいかね、今後はいかにこのサービス利用者の数を増やし、利用率を上げていくかが課題となっている。そのためには積極的な広報はもとより、業者が製造販売している既存の大活字本や音訳資料等を購入して提供するだけではなく、当館所蔵資料の音訳、点字訳への変換や、一般書の文字を一部拡大コピーするなり書き写すなりして提供する「拡大複写サービス」も必要となってくる。

その実施には専門的な技術と経験が必要で

あり、前述の対面朗読のように担当職員やボランティア等の技術をもった人手が足りず、実現は難しい状況である。

以上、当館の障害者サービスはまだまだ充分とはいえず、施設面での不備の軽減や活字以外の資料の充実など、ひとつずつ整備、解決していかなければならないことは多い。郵送・宅配によるサービスも、規定の等級障害者手帳保有者に限らず、高齢者の方や現在入院中の方、長期自宅療養中の方や一時的に自宅療養中の方など、来館できない全ての人に利用できるようにサービスを整備し広げていく必要がある。また外国人が多く住む沖縄の特性として、外国人に対するサービスの必要性も過分ではなく、今後の大きな課題のひとつとして残っている。

現在当館に存在する「障害」をひとつひとつ取り除いていく事は非常に困難であるが、それでも図書館は一人のために努力する事を忘れてはならないのである。（松茂良）

2. 全体に係るサービス

2-1. レファレンスサービス

レファレンスサービスとは、利用者が求めている情報の調査・相談に応じ、図書館資料等を使って利用者へ援助することである。一口にレファレンスと言えども、利用者からの問いかけには「この本、図書館にありますか?」といった比較的簡単な所蔵検索から、思いもよらぬ専門分野まで多岐にわたる。多岐にわたる情報を図書館に求めにくる利用者がいるということは、それだけ図書館が市民に頼りにされているということではないだろうか。レファレンスサービスは図書館業務の中でも、専門的知識・技術が問われる業務の一つであり、カウンターに立つ職員は日々頭をフル回転させながら、利用者へよりよいサービスを提供するため奮闘している。

当館のレファレンスサービスについては当

館紀要第13号掲載の「レファレンス室の窓から―浦添市立図書館参考業務を中心に―」⁽²⁰⁾で詳述しているので、今回はその中でもレファレンス室の現状と特に複写サービス、郷土資料をめぐるサービスを中心に述べることにする。

＜レファレンス室の現状＞

当館レファレンス室には情報を求め訪れる利用者へ対し資料を提供するため、辞典類等のレファレンス資料と郷土資料（レファレンス用郷土資料、貸出用郷土資料）を合わせ、現在約6,000冊を排架している。カウンターでは職員（1名）が2時間ごとの輪番制で待機している。利用者から持ち込まれるさまざまな問いかけには、当館のレファレンスマニュアルに基づき調査・相談に応じ回答を行っている。

①複写サービス

レファレンス業務の中には、複写サービスがある。当館所蔵資料に限り、利用者にコピーサービス申込書に必要事項を記入のうえ提出してもらい、セルフサービスという形で複写サービスを行っている。紀要13号⁽²⁰⁾では運用面に問題があるとして未使用になっていたコピーサービス申込書は、職員間の受付事務の統一、利用者への伝達・掲示などを徹底することで、2002年11月から運用となった。当初は、職員・利用者双方に戸惑いや混乱がみられたが、現在は定着してきたように思われる。近年の著作権問題の動きや株式会社ゼンリンから「ゼンリン住宅地図」の複写についての禁止事項等を受け、現在のコピーサービス申込書への改訂へと至ったのだが、利用者からは「記入しにくい、分かりにくい」等の声があるため、今後も利用者の声を参考にしながら改良の余地が残されている。

また、ここ2～3年で当館から他館へ、他館（県外が多い）から当館への複写依頼が増加し、利用者も上手に図書館を利用しているように感じられるが、他館からの複写依頼の

受付については複写代の支払い方法等についても更に検討が必要である。

②郷土資料をめぐるサービス

当館の選書基準に従い、本館では原則として新刊書を中心に収集、複本の補充に努めている。それに対し、沖縄学研究室では専門書、研究論文や本館未所蔵の古書等を中心に収集し、研究室担当職員で利用者への対応も行っている。本館と沖縄学研究室が適宜協議しながら計画的、網羅的に資料の収集を行うことで、幅広い利用者のニーズに適切に対応してゆくことを目指している。

近年、小中学生の総合学習や生涯学習が盛んになり、それに伴うレファレンス室の利用も増加してきた。総合学習の子ども達は沖縄県や浦添市を教材とした学習で訪れ、一般の利用者は三線の工工四や沖縄の郷土料理、祭祀等について調べるために訪れる。それぞれの利用者に対し、より良いサービスを提供するために何が必要かを考えると、真っ先に挙げられるのは分かりやすい室内作りである。現在、床に色分けしたテープを貼ることで各書架まで書架案内をし、各分類に内容表示をすることで利用者にとって分かりやすい書架作りを心がけている。また、利用頻度の少ない資料や複本を閉架書庫へ移し、新しい資料・豊富な内容の資料をより多く開架書架へ排架することで書架のリフレッシュを図っている。

また、総合学習に対応し、児童・YA向けのレファレンス資料や郷土書は、それぞれ児童室に調べものコーナー（1－3．②参照）・郷土書コーナーを設置、レファレンス室内の利用頻度の高いジャンル（浦添市の川について、長寿について、郷土料理について等）については分類表示の強化や書架の別置を視野に入れ、常に利用者の目線を意識した書架作りに努めたい。

＜課題＞

現在のサービスが利用者をすべて満足させているかと言えば、否である。近年、子ども

たちの総合学習や生涯学習など利用者の情報を求める知的欲求は大きくなり、同時に図書館へ求められる課題も多くなる一方である。

- ・コピーサービス申込書の改訂
- ・総合学習、生涯学習への取り組み強化
- ・分かりやすい書架作り
- ・レファレンス室の徹底した周知
- ・レファレンス記録のデータ化
- ・レファレンス室と沖縄学研究室の連携強化
- ・インターネット開放、e-mailを始めとするIT化への対応
- ・限られた資料費の中での資料の充実
- ・職員の知識、技術の向上 等

利用者の求める知的欲求を満たし、幅広い要望への迅速な対応、よりの確な情報の提供、また図書館として幅広い利用者の欲求に胸をはってサービスしていくためにも、職員個々が知識・技術の向上、またそれに応えていく姿勢と努力が求められている。

「図書館に行けば何でもわかる、何でも応えてくれる。困ったときは図書館へ!!」利用者に頼られるレファレンスサービスを心がけていきたい。(神山)

2-2. 予約・リクエスト(相互貸借)サービス

<予約サービス>

「公共図書館はすべての人びとの知りたいという要求に応え、その人たちの学習する権利を与える機関」⁽²¹⁾である。図書館の仕事の中心は資料提供にある。図書館の資料提供は①貸出、②資料案内(レファレンス)の二つの方法で実現される⁽²²⁾。資料提供の基本となる貸出には予約サービスが伴っており、重要な役割を果たしている。予約サービスとは、利用者の求める資料が貸出中の場合や、移動図書館の巡回中でその場にない場合など、何らかの理由ですぐに貸出ができない場合に予約してもらい、提供可能になり次第連絡するサービスである。確実かつ速やかに、効率よ

い資料提供を目的とする。

当館の予約可能点数は、利用者一人あたり1日5点までで、その内訳が図書5点・雑誌3点・AV2点である。上限は15点となっている。予約件数の多い資料や、長期延滞で回収が難しいと思われる資料、また、不明資料(書架からなくなり所在不明になっている資料)については、相互貸借(次項で説明)や複本購入で対応し、可能な限り提供するように努めている。当館における平成14年度の予約受付件数は5,608件、提供件数は6,004件、利用者からのキャンセル・当館の理由による断り件数は641件となっている⁽²³⁾。予約利用率は10%である⁽²⁴⁾。

予約サービスに関する問題点としては、長期延滞資料、不明資料によるサービスの停滞があげられる。延滞者に対するハガキ・電話等による再三の督促にも係わらず資料の返却がなく、場合によっては購入不可、相互貸借不可によって、資料の提供が困難になることもある。予約者に対し長期待機させ、かつ予約冊数制限の点からも不利益を与えている。予約待機が長期間になると予約者は申請したことを憶えていないケースもあり、申請した資料が既に不要になっている場合や、予約者の連絡先が不明となっているケースもある。そこで、平成13年度から、予約受付日より半年待機している予約者に対して予約申請継続の意志確認を行い、予約資料の督促とともに、継続意志確認の強化に努めている。また、予約受付時に申請資料の利用状況・所蔵状況を確認し提供までの目安期間を伝えるといった予約受付時の対応も徹底して行うことで、長期待機の解消を図りたい。

利用者の要求に確実に応えるためには、リクエスト・レファレンス・督促・資料データ管理・その他、それぞれの担当との迅速な連携が重要になる。予約サービスを図書館全体で円滑に取り組んでいくことにより、利用者から信頼される図書館になり、利用者拡大に

つながるだろう。図書館職員は利用者の立場になって、資料提供の重要性を認識し、意識の向上に努める必要がある。(翁長)

<リクエスト(相互貸借)サービス>

利用者からの要望で、読みたい本が図書館に所蔵されていない場合、リクエストによるサービスを行っている。リクエストは当館の選書基準⁽²⁵⁾の枠内での受付となっており、可能な限り購入し提供するように努めている。絶版や品切れなど流通上の理由で購入ができない資料に関しては、他の公共図書館から借用する相互貸借により提供するように努めている。相互貸借とは、「図書館相互間で資料の貸借をすること。図書館が利用者の求める資料を自館に所蔵せず、且つ購入が困難であるか、その館に適さない場合、それを他の図書館から借用して、その利用者に提供する方法」⁽²⁶⁾である。当館における平成14年度のリクエストの受付件数は1,517件、購入による提供件数は1,144件、相互貸借による提供件数⁽²⁷⁾は221件、キャンセル・断り件数⁽²⁸⁾が152件となっている⁽²⁹⁾。リクエスト利用率は0.03%である⁽³⁰⁾。

リクエストや相互貸借の業務を行っていく上で感じることは、サービス享受者の偏りである。読みたい本を図書館で準備し、無料で提供しているというサービスがあるにもかかわらず、利用しているのはごく一部の利用者に限られているように思われる。より多くの利用者への資料提供を行うためにも、リクエスト・相互貸借サービスの認知を広げていく必要がある。また、相互貸借は資料の検索や借受申込の手続きなど、予約に比べ提供までの時間がかかってしまいがちである。リクエスト受付から提供までの待機期間の短縮化を目指していきたい。

今後の課題は、館種を問わず相互貸借ができるようなネットワークの実現を目指すことである。現在行っている公共図書館間の相互貸借については「公共図書館間資料相互貸借

指針」(全国公共図書館協議会)⁽³¹⁾、「沖縄公共図書館連絡協議会資料貸借規程」(沖縄県公共図書館連絡協議会)⁽³²⁾など全国・沖縄県ともに規程がありそれに基づいて行っている。しかし、地域の大学図書館などの異館種とは連携がとれていない状態にある。今後も高まっていくであろう利用者のニーズにも十分応えられるような図書館を目指し、異館種間の相互貸借ができるよう連携を進めていく必要がある。(奥平)

2-3. BMサービスについて

BMとはBook mobileの略語(以後BMと表記)であり、移動図書館を意味している。まず、BM設置理由として大きな四つの柱がある。

- ① 図書館から遠い地域に居住する市民に対し、図書館サービスを行なう。
- ② 図書館からそう遠くないものの、河川、幹線道路、その他の障害物等によって時間的、あるいは心理的な距離が隔たっている市民に図書館サービスを保障する。
- ③ 身体の障害、高齢、その他の事情により図書館を訪れることができない市民に図書館サービスを保障する。
- ④ 分館の暫定的代替としての役割を果たしつつ、将来へ向けて図書館ネットワークの完成を目指す。

(『図書館車の窓』第25号2頁より抜粋)

つまり、何らかの理由により図書館に出向くことが困難な利用者に対して平等な図書館サービスを行なうこと、図書館活動のPR、利用者の拡大とサービスの定着を目的としている。

当館でも同様の目的で移動図書館「としよまる」(以下としよまと表記)を1988(昭和63)年6月2日に運行開始して以来、今年で15年になる。運行開始初年度は21ヶ所だった巡回ステーションは、2003年11月現在では小学校・公民館等を中心として30ヶ所になっ

ている。

巡回先では貸出・返却、資料検索、予約、利用者登録と本館同様のサービスをおこなっている。一般書・児童書・郷土書・YA書・AVなど約3,500冊の資料を積載している。貸出冊数も2002年度実績では年間51,256冊となっており、当館全体の貸出冊数339,326冊に対してその約6分の1の割合を占めている。

としよまる利用者は、巡回ステーションごとに読書ニーズが異なり多様である。例えば、小学校などでは特に児童書の絵本が、団地や公民館などでは児童書と一般書（一般書も各巡回ステーションにより、文芸書、実用書等読書ニーズに特色がある）が貸出されている⁽³³⁾。また、常連利用者が多い為、常に同じ資料を載せないようにしている。例えば、半年間貸出回数の少ない資料と購入から3年経過した資料は、としよまる所蔵から本館開架所蔵に変更したり、逆に利用者ニーズに応えるため本館所蔵資料をとしよまる所蔵に変更するなど定期的に資料の載せ替えを行なっている。

今後の課題として、第一に子どもから年配の方まで幅広いとしよまるならではの利用者ニーズに対応できるよう、さらなる所蔵資料の充実を図り、予約・リクエストの認知度を高め、利用者により多くの資料提供ができるよう目指すことが挙げられる。また、各巡回ステーションでの読み聞かせ会など児童サービスの充実も図りたい。第二に、他図書館のBMには図書館サービスの「誰にでも」を全うすべく、車イスの方の利用のためにリフトが付いている（県内BM9台の中5台に設置）が、としよまるにはそのリフトが設置されておらず、現在のとしよまるへの取り付けも困難である。第三に、としよまるとして活動している車両自体が運行開始からの15年の間に一度も更新されておらず、劣化が進み老朽化もはげしいと思われる。一旦としよまるの故障が発生したら、修理もしくは新車の納入ま

でに相当の月数を要する。そのことから、サービスの停滞が予測され、利用者への影響は多大なものになるであろう。それを未然に回避するためにも、としよまるの車両更新は最も重要な課題である。（外間、赤嶺）

2-4. 集配サービス

当館では、浦添市在住の個人や市内団体、市外特別貸出⁽³⁴⁾のほかに市内の小・中学校の学校図書館へ当館の蔵書を貸出し配達する学校図書集配サービスを1995（平成7）年より実施している。

この学校図書集配サービス（以下集配サービス）は当館が県内で初めて実施したサービスである。この集配サービスは当館所蔵の資料を市内の学校図書館からの公用（教科指導上の必要性）にもとづく貸出依頼について、当該資料の集配（当館と学校図書館相互の配送）サービスを当館の経費負担で実施し、学校の教育課程の展開に寄与することを目的としてスタートした。

集配サービスと団体貸出サービスは貸出冊数が図書・雑誌（10冊以内）・AV資料（5点以内）を合わせて上限50点までとし、貸出期間は1ヶ月間であるのは同様であるが、異なる点もいくつかある。団体貸出サービスは、団体責任者または団体のメンバーが直接来館し当館の蔵書を借り受け、返却の際も直接来館し、カウンターもしくはブックポストへ返却する。集配サービスは、市内の学校に通学する児童・生徒及び教師を対象に、学校図書館を仲介し学校単位で当館の蔵書を貸出、配送を業者に委託しており直接来館する手間を省いている。また集配サービスは学校の授業で使う資料に関してのみ提供することになっているため、各個人の趣味等の資料はサービスの対象とならないのでこの点も団体貸出サービスと異なる。

集配サービスの対象は市内の小・中学校の学校図書館とし（市内の幼稚園については園

側からの要請及び先方の集配サービス受入れ態勢の整備を条件に)集配サービスを実施している。貸出冊数と期間は先のとおりである。集配サービスは学校図書館から依頼を受け、検索や貸出依頼のあった資料の回収を担当で行い、先方と貸出冊数や内容等を調整し、貸出処理を行ったのち資料を梱包し配送を業者へ委託するという方法を取っている。

総合学習が定着しはじめ、2000(平成12)年1月に集配サービスの実施要領に変更があり、現行の態勢になってから徐々に利用も増えてきている。平成13年度は28件、平成14年度は27件、平成15年度(1月現在)では32件の利用があり、そのレファレンス内容も様々である。環境問題や行事の由来、偉人についてが多いが特に郷土関係では方言や沖縄戦、琉球料理や自分の住んでいる地域に関して多くみられる。

しかし、集配の利用が増える一方、学校図書集配サービスを行うにあたり課題も浮き彫りになってきた。それは学校側と上手く連携が取れていないことである。そのために学校側の要望に合った資料を十分に提供できない点や、行事に関する本(例:慰霊の日やハロウィン)は蔵書に限りがあるため早い時点で問い合わせのあった学校に資料を提供してしまうため、取り組みの遅れた学校には資料を提供できないことがあるといった点である。各学校の年度毎の総合学習の内容や取り組む時期などをあらかじめ把握していれば当館の資料を増やし、提供できると思われるが、こういった情報交換ができていないために資料の収集が間に合わず提供できていないのが現状である。この課題は学校側と密に連絡をとりあうことで解消できるように思う。そのためには、学校図書館司書もしくは担当職員と当館の担当等でミーティングを持ち、サービスに対する疑問や要望を直接話し合い、コミュニケーションを図ることが重要である。また、市内の学校図書館と当館とのコンピュータネッ

トワークを早急に構築することも必要である。各学校図書館と当館の蔵書をオンラインで結び、互いに検索し合い、相互に貸出を行うことのできる環境を構築するのが理想ではないかと考える。このネットワークを構築することにより当館では未所蔵の資料でも活用することができ、互いに限られたスペースを有効に使い、なおかつ所蔵の少ないジャンルを互いに補い合えるようになるのではないだろうか。(糸洲)

2-5. 行 事

図書館では年間に多くの行事を催している。それには、次の意義と目的がある。

「図書館の集会・行事は、所蔵する資料・情報が必要に応じて随時活用できるという利点を生かして行われる。この活動を通じて、図書館は地域住民の図書館に対する親近感を醸成し資料の利用を促進することにより、地域社会の文化センターとしての役割を果たすことができる。」⁽³⁵⁾

利用促進や図書館に親しんでもらうことを目的とし、当館で年間に催す行事は大きく4種類に分けることができる。

①毎月固定した曜日、時間に行うもの
(おはなし会等)

②春・夏休みに特別に行うもの
(春・夏休み企画)

③読書月間

④時期を定めず行うもの
(講演会、人形劇等)

①、②については児童を対象にした行事が多く、児童サービスの項で述べられているので、ここでは③、④について述べることにする。

<読書月間>

当館で行う行事の中でも読書月間は長期間で大掛かりなものである。読書の季節と言われる秋の1ヶ月間(例年10月中旬から11月中旬)を当館の読書月間と位置づけ、その年の

テーマに沿った本を展示・紹介している。テーマに関しては、前年度に翌年度の年間の企画展示テーマ（毎月）や行事日程等を検討する際、全職員にその時期の利用者のニーズにあったテーマをアンケートの形で募り、それを基に奉仕係ミーティングにおいて決定される。読書月間は図書館へ訪れる全ての利用者を対象として行われる。そのため幅広い層の利用者の関心を惹きつけ、かつ長期間の展示にも堪えうるテーマを決定するには、利用者を飽きさせない大胆さが求められている。

読書月間の実施には、奉仕係が中心となり広報・資料一覧リストの作成等の準備を行うが、テーマに沿った選書、未所蔵本の購入等については資料係と協議しながら進められる。期間中は多くの利用者に現物を手に取り見てもらうため、展示資料は予約で対応し、期間終了後に貸出を行っている。予約資料の貸出開始時は、読書月間に対する利用者の反応が直に感じられる瞬間である。また、期間中は利用者へ読書月間に関するアンケートを募っているが、資料の展示方法からテーマの設定等多岐にわたり様々なご意見を頂き、次年度への参考と励みとなっている。

図書館において開催される行事は、やはり図書館側の視点中心で行われがちだが、図書館側から投げかけるばかりではなく、利用者とキャッチボールを行うように図書館と利用者が一体となれるような、利用者参加型の行事の開催を今後展開していきたいと考えている。

＜時期を定めず行う行事＞

ここでは「読み聞かせ講座」と「読書講演会」を中心に述べることにする。近年、読み聞かせはブームとも言え、学校の父兄や子どもを持つ父母のボランティアグループ等が活動しており、関心を寄せる方は多い。そのブームを受け、読み聞かせに関心を持つ方を対象に1999（平成11）年より「読み聞かせ講座」を開催している（表2）。読み聞かせは日々の生活の中で行われるものであり、参加者の

多くは実践の参考のためという方が多くを占めている。そのため、講師には読み聞かせ活動等で県内で活躍されている方を招聘している。地元の素材を生かした本で読み聞かせをするためにも、身近な県内の講師が参加者の心を捕らえることができるのではないかとこの意図がある。講座は毎回好評で参加者が多く、関心の高さに担当者も驚かされるほどである。

読み聞かせ講座が県内の講師に頼っているのに対し、読書講演会では県外から講師を招聘することが多い。離島県ならではの地理的な制約もあり、第一線で活躍する県外の著者の生の声を耳にする機会には恵まれない。そうした事情から、読書講演会ではその時期・利用者のニーズにあった講師を県外から招聘して、著者の生の声や作品に対する思いなどを直に感じる貴重な機会にして欲しいという意図がある。著者と直に接することで、作品を更に深く読み込むようなきっかけ作りをしていきたい。

＜課題＞

以上、当館の行事のうち2種類を紹介した。

現在実施している行事は、児童・生徒、一般女性の参加者は多いが、一般男性の参加者が少ない。今後、参加の少ない一般男性や年配の方、乳児を連れた母親等多くの利用者が参加できるような行事の開催や、いかに参加者を増やすかが大きな課題である。また、そのためにも以前から言われ続けている広報手段や行事開催の時期は今後も引き続き検討が必要である。

図書館で行事を開催するにあたり、どの行事に関しても共通していることがある。前述の行事を通じて“図書館は地域住民の図書館に対する親近感を醸成し資料の利用を促進すること”を目的とするならば、老若男女幅広い世代を対象としてサービスを提供する図書館として、利用者の今求めているものへ広く対応するためにも、常にアンテナを張り巡ら

表 2：読み聞かせ講座の内容

	テ ー マ	講師（敬称略）	参加人数
1999 (H11) 年	読み聞かせ講座（全 4 回） 「絵本と私」 「絵本とは何か～年齢にあった絵本の選び方～」 「絵本と紙芝居の実演」 「おさない人のかたわらに～絵本の作り手として～」	津嘉山 ながと 仲 間 吉 子 真栄城 栄 子 にし まき かや こ 西 巻 茅 子	265
2000 (H12) 年	志茂田景樹 読み聞かせ&トーク 「なぜ、いま読み聞かせなのか」	志茂田 景 樹	263
2002 (H14) 年	「幼児・児童期の心を育む読書の世界」 ～読み聞かせの実践と教材化の工夫を通して～	屋富祖 紘 子	160
2003 (H15) 年	「さまざまな絵本たちとの出会い」 ～読み聞かせを楽しくするために～	大 田 利津子	44

せ敏感に情報をつかみとっていく必要があるという点である。利用促進のための多くの行事を開催しても、利用者の求めているものとズレていれば、それは徒労に過ぎず、図書館としてもサービスの対象である利用者を見失っていることになる。

図書館という場所は、様々な分野の資料を網羅して収集し、利用者へと提供する場である。利用者のどんなニーズにも対応できる場であるはずである。現状に満足せず、そうした図書館の“どんなニーズにも対応できる”特色を生かした行事を実施していくためにも、これからも多くの利用者の関心を惹きつける魅力ある図書館にしたいと考えている。

（安里・神山）

おわりに

以上、簡単ではあるが、当館奉仕係の主な業務報告と課題を述べてきた。

業務ごとの課題は多く、市民の図書館に対する要求も年々高まる一方で、配属された職員、割当てられた予算内で如何に応えていくことができるか。館としてどのような策を練れば利用者にとってベストなのか、より魅力ある図書館にしていくには、各担当職員が丸となり、常に利用者の視野にたったサービ

スを提供していくことが大切である。各担当者もそのことを念頭におきながら日々の業務に専念しているが、個々の力量では解決困難なものも少なくない。次に掲げる課題について、如何にして解決に持っていけるのかを探ってみたい。

一般サービスについて…ギャラリーへ上がる階段が急で高齢者等に利用しづらい、というのは大きな壁である。問題なく利用できるようにするには、何らかの策が必要だろう。

YAについて…人格形成に大いに影響する成長期であり重要な時期である。平成16年度は書架を増やし、より多くの資料を提供していきたい。

児童サービスについて…当館として最も力を入れたい分野のひとつである。学校現場では総合学習が採用されており、図書館の利用内容にも変化が出てきた。それにともない、職員の資質向上も一段と要求されている。

また、運営方針にうたわれている児童青少年を教養、情操豊かな社会人に育てていくためにも、ブックスタート事業の重要性を受け止め、関係機関（保育課、保健相談センター等）と連携を図り、前向きに取り組みたい。

障害サービスについて…担当者からも提起があるように課題は多いが、実施可能なサービスから徐々に改善していきたい。前述した

ように16年度は障害者用トイレにベビーベッドの設置を予定している。

全体に係るサービスについて…現段階では集配サービスの取り組みが弱く、学校との連携活動が充分になされていないので、児童担当とも協力しながら強化して、児童へのサービスを更に向上させていきたい。移動図書館のとしよまるも購入以来更新がなされていないが、近い将来実現させていきたい。

以上に挙げた多くの課題をクリアしていくには、図書館構成の4要素といわれる“資料・職員・施設・利用者”の職員問題についても避けては通れぬ重要課題である。サービス向上を目指すには、職員の資質向上は絶対条件であろう。しかし、図書館職員の多くは短期間の臨時・嘱託職員であり、市の正職員も殆どが司書資格を有しない短期間の任務という実情である。このことは、開館以来の問題であり、現在も解決に至らない。今後も早急に解決していかなければならない最重要点として捉え、人事部門と交渉し続けなければならない。また、職員自ら自己研鑽していくことは言うまでもない。

「更なる利用促進をめざす」ためには、図書館職員全体が常に利用者を意識し、より多くの市民、団体等から愛され、信頼のある図書館、気軽に足が運べる図書館にすることが重要である。（島仲）

〔注〕

- (1) 『浦添市立図書館報』創刊号 浦添市教育委員会 1985年 1、4頁
- (2) 注1に同じ。
- (3) 『浦添市立図書館報』第2号 浦添市教育委員会 1986年 2頁
- (4) 公共図書館の歴史の上で、1960年代にこれまでの閲覧中心から貸出中心へと路線変更し、現在では貸出に係るサービス、予約・リクエスト、読書案内、レファレンス等のサービスを総じて一般サービスと称する。図書館サービスの展開

については「Ⅱ図書館サービス」（『図書館ハンドブック』第5版 61～135頁）を参照。

- (5) 当館の文芸書の基準は「913.6 現代の小説」「914.6 現代のエッセイ」「915.6 現代の紀行文」「916 現代のルポルタージュ」など、主に現代日本の書籍。
- (6) 「排架」とは、資料を分類ごとに所定の場所に戻すだけでなく、背並べや分類違い、また著者記号の順に並べる作業のこと。「配架」は分類ごとに所定の場所に資料を戻すことを指す。
- (7) 平成15年度企画書架案内

テーマ		
4月	Step Up! ～自分磨き～	
5月	こども読書週間（児童）	
6月	平和への祈り	
7月	なつ・ナツ・夏	
8月		
9月	つくる仕事	
10月		
11月	クリスマス	
12月	お正月	
1月	笑い	
2月	旅に出よう （一般）	おきなわ（児童）
3月		のりもの（児童）

- (8) 当館備えつけ意見箱（みんなのこえ）平成15年8月23日付投書より
- (9) 『浦添市立図書館紀要』第7号 浦添市教育委員会 1996年 10頁
- (10) 本館とBM（移動図書館）の総合冊数を合わせたもの。
- (11) 『浦添市立図書館報』第20号 浦添市立図書館 2003年 32頁
- (12) 『浦添市立図書館報』第20号 30頁
- (13) 『浦添市立図書館報』第2号「図書館運営の方針」。
- (14) 奉仕係・児童サービス「すべてのこどもに読書の喜びを！—児童サービスの現場から—」（『浦添市立図書館紀要』第8号 1997年 14～24頁）。
- (15) 施設見学は、市内の幼稚園や小学校からの依頼に基づいて学年単位で受入れ、1時間程度で館内の案内をしている。

- (16) 調べものコーナー設置の経緯については資料係「子ども・調べもの・図書館～総合学習のうねりをうけて～」(『浦添市立図書館紀要』第14号 浦添市教育委員会 2003年)を参照。
- (17) 学校図書集配サービスについては、本稿2-6.を参照。
- (18) 利用者の動きから、現在は翌月の行事を紹介している。
- (19) 浦添市役所福祉課の把握人数。平成15年度1月現在。但し、この人数には当館の障害者サービス利用規程外の者も含まれている。福祉課のシステム変更により、各障害、等級ごとによる細かな分けをなくし、一括した人数で管理するようになったため。
- (20) 「レファレンス室の窓からー浦添市立図書館参考業務を中心にー」『浦添市立図書館紀要』第13号 浦添市教育委員会 2002年 3～27頁
- (21) 森崎震二〔ほか〕編著『本の予約』教育史料出版会 1993年 159頁より抜粋。
- (22) 前掲書第四章参照。
- (23) 『浦添市立図書館報』第20号 浦添市立図書館 2003年 14頁
- (24) 予約利用率(予約受付件数÷利用登録者数)
- (25) 『浦添市立図書館報』第20号 30頁
- (26) 図書館問題研究会編『図書館用語辞典』角川書店 1982年 324頁
- (27) 長期延滞資料・不明資料の予約件数も含む。
- (28) 資料の購入不可かつ相互貸借でも対応できずお断りする場合をさす。
- (29) 注22に同じ。
- (30) リクエスト利用率(リクエスト受付件数÷利用登録者数)
- (31) 日本図書館協会編『図書館法規基準総覧第2版』日本図書館協会 2002年 776頁
- (32) 沖縄県立図書館編『沖縄の図書館 2000』沖縄県立図書館 2000年 70頁
- (33) 『浦添市立図書館報』第20号 26頁参照。
- (34) 市外利用者の図書館利用の便宜をはかり、今後の近隣町村での図書館設置の促進をすすめる目的で作られた。年間、先着一世帯300人を対

象とし、有効期限はカード作成年度。

対象町村(中城村、北中城村、大里村、佐敷町、南風原町、西原町)。

- (35) 前島重方〔ほか〕共著『改訂 図書館活動』樹村房 1996年

〔参考文献〕

- ・前園主計編著『図書館サービス論』新現代図書館学講座4 東京書籍 1998年
 - ・『図書館ハンドブック』第5版 日本図書館協会 1990年
 - ・『浦添市立図書館紀要』第7号 浦添市立図書館 1996年
 - ・『浦添市立図書館紀要』第2号 浦添市立図書館 1990年
 - ・森睦彦〔ほか〕共著『改訂 参考業務及び演習』樹村房 1997年
 - ・図書館の仕事作成委員会『知っておきたい図書館の仕事』エルアイユ 2003年
 - ・図書館問題研究会編『図書館用語辞典』角川書店 1982年
 - ・『市民の図書館 増補版』日本図書館協会1984年
 - ・『浦添市立図書館紀要』第9号 浦添市教育委員会 1998年
 - ・『沖縄の図書館 2000』沖縄県立図書館2000年
 - ・『図書館法規基準総覧』第2版 日本図書館協会 2002年
 - ・『浦添市立図書館報』第20号 浦添市立図書館 2003年
 - ・『図書館車の窓』第25号 林田製作所 1989年
- [原案] 森田牧子 [協力] 石川典子、宇良留美、国吉須賀子、知念美佳子、比嘉清美、比嘉正男

歴史資料としての公文書の保存

山 田 義 人

※ 本稿は平成15年8月5日に浦添市役所9階講堂で開催した講演会「歴史資料としての公文書の保存」の中で講師：山田義人氏（沖縄県公文書館長）にご講演いただいた内容に加筆訂正を加えたものである。

はじめに

皆さん、こんにちは。沖縄県公文書館の館長をしております山田です。

確か6月末頃、金城敏雄館長をはじめ、浦添市立図書館の方々が沖縄県公文書館にみえまして、8月初旬に図書館主催で「浦添市の歴史を語る公文書」というテーマで企画展を予定していて、それと併せて講演会も開催したい。ついては是非、公文書館長に「公文書保存の重要性」、あるいは「公文書と情報公開」という内容で講演をお願いしたいという申し出を受けました。

沖縄県公文書館には現在「七人の侍」ではありませんが、「アーキビスト」（まだ定着した用語にはなっておりませんが）と呼ばれる7人の公文書専門員がおります。^{*1} この「アーキビスト」は公文書を含めた歴史資料の収集・整理・保存に関するプロフェッショナルです。専門的な知識や技術を有していることは当然のことですが、それと併せ持つ歴史資料の保存にかける情熱や使命感は、私などでは真似できないものがあります。私は昨年从公文書館館長を勤めさせていただいていますが、私はアーキビストの経験もなければ、いわゆる歴史研究家でもありません。これまで県庁で長年一般行政事務を担当してき



た一行政人^{マン}です。幸いにも、本日のこの講演会に出席されている方々の多くは、浦添市の行政事務を担当されている職員だと伺っておりますので、「話し手」も「聞き手」も同じ行政人^{マン}同士であれば、私の拙い話の意図する所も理解して下さるのではないかと一人合点し、お話をさせていただきます。

前置きが長くなりましたが、これからの約1時間半を公文書を含めた歴史資料を保存することの意義について考える契機にさせていただきたいと思います。

これからお話する内容は、全体としては「歴史資料としての公文書の保存の重要性」ということですが、大きく4項目に分けてお話を進めます。まず、一つ目には「評定所文

*1 沖縄県公文書館の専門員は9人おりますが、その内の修復士と外国駐在員はその中でも特殊技能を有する者として取って省いて7人となりました。

書」のお話をすることによって、その「評定所文書」から得られる教訓について考えてみたい。それから二つ目に公文書を中心に歴史資料を保存している公文書館というものについて、公文書館とは一体どういうものなのか。図書館や博物館との違いはどこにあるのか。どういう役割を担っているのかということについてお話をしたいと思います。三つ目は現在実施されている情報公開制度と公文書の保存の関連、もしくはその意味合いについて考えてみたい。そして四つ目に、浦添市も含めた現在の市町村を取り巻く大きな問題としての市町村合併です。この市町村合併に伴う問題として公文書の保存が取り上げられることは少ないのですが、今回の市町村合併に際しては、公文書の行方ということをは是非考えていただきたい思います。この4点の事をお話をさせていただきます。

(1) 公文書保存の重要性：

「評定所文書」物語の教えるもの

まず、浦添市と縁の深い「評定所文書」の話から始めます。浦添市の皆さんには「評定所文書」のことについては既に詳しく御存知のことと思いますが、浦添市は15年の長い歳月をかけて、現存する「評定所文書」200冊余を翻刻し、『琉球王国評定所文書』（全18巻・補遺別巻）を刊行し、この編集刊行事業を平成13年3月に無事終わられました。

この「評定所文書」は琉球王国の行政記録であり、その歴史が詳細に記録されています。これは、いわば沖縄全体の歴史に係わるもので、県レベルの事業と言って差しつかえない大きな事業ですが、浦添市はこれを市の単独の事業として見事にやり遂げました。この事業を手掛けるに当たって、当時の浦添市長の故比嘉昇氏は、「この事業は県がやるべき事業かも知れないが、県にその計画が無いのであれば、沖縄全体のためになる事業なのだから、それをやるべきだ」という所が率先してそ

れをやれば良いのではないか。評定所文書を残してくれた我々の先人達もきっとそれを望んでいるはずだ。」と語ったそうです。比嘉市長のこの素晴らしい提案を浦添市の職員が理解し、そして事業を推進しました。それに対して市議会も同意を与えました。このことは浦添市民が評定所文書編集刊行事業の意義を理解し、事業の推進を支えたということの意味します。浦添市民の文化意識レベルの高さが、この大事業を成功させたと言えるでしょう。

文化行政都市としての浦添市の高い評価は、この評定所文書編集刊行事業に象徴的に表れており、心から敬意を表するものであります。

さて、「評定所文書」の物語は沖縄が琉球王国であったころに時代を遡ります。琉球王国の中央政府であった首里王府には、最高決議機関として評定所というものが置かれていました。

この評定所は、琉球王国の立法、行政、司法の三権を司り、^{せつせい}摂政、^{おもて}三司官、そして表十五人と呼ばれる奉行などの評議員で構成されていました。王府が沖縄全体を統治するなかで日々発生する様々な問題には、先ず、その現場地域の担当である村役人、そして地域を統括する間切役人、或いは先島では蔵元などがその対応に当たります。しかし、地方の役人で処理できない重要な問題については首里王府へ上げさせて、御物奉行などの中央の上位機関で協議を行い、そこでも解決できない時は最高決議機関である評定所で協議されるという行政の流れになっていました。そして、それぞれの段階で^{とあいさき}間合書（今でいえば照会文書といったところでしょうか。）という文書が行き交っていたようです。そのような点から琉球王国が近代的な文書主義を実施していたことがわかります。

この文書主義も中国との交流の中から学んだものだったと思われます。この琉球王国の行政機関の間を行き交った膨大な量の間合書

のストックが、今日「評定所文書」と呼ばれる貴重な文書群となったわけです。琉球王国は官僚機構が発達していましたので、一つの物事を決める時は必ず同様な案件について以前はどのように処理したのかということ、つまり前例の調査ということを必ず行っていました。首里王府の役人は前例を調査するために、この「評定所文書」（問合書のストック）を参考資料として活用していたのです。

「評定所文書」は、単に地方行政機関からの報告や照会、照会に対する上位機関からの回答というようなものだけでなく、中国（明清王朝）との外交記録や薩摩藩、江戸幕府といった日本側との記録、そして幕末期においては来航してきた異国船（英米船）との交渉、あるいは琉球王国内部における儀式等についても記録されています。つまり琉球王国の内政及び外交を網羅した幅広い分野にわたる行政記録であると理解できます。

この琉球王国の重要な業務記録であり、沖縄にとって最も重要な歴史資料である「評定所文書」は、現在一体どうなっているのかということについては、既にご承知の方も多いと思いますが、現在沖縄には一冊も残っておりません。

現在残っているのは、東京大学法学部の法制史資料室や、同じく東京大学史料編纂所、そして国立公文書館に併せて227件^{*2}の存在が確認されているのみです。いったい何故、琉球王国の記録である「評定所文書」がこのように散逸し、ほんの僅かな巻が東京で保管されているのか。これは1879（明治12）年の廃藩置県に端を発しています。この時、明治政府はこの琉球王国の公的記録である「評定所文書」を全て接收し、東京に持ち帰っています。接收した理由の一つは中国と琉球の深い関係を記録した文書が「評定所文書」に多

く含まれていたことから、明治政府の対中国外交の参考資料として活用するため。もう一つは沖縄統治の参考資料とするためであったと言われています。後に内務省は接收した「評定所文書」の目録として『旧琉球藩評定所書類目録』を作成しています。

その目録によれば、この「評定所文書」には1623（元和9）年から1879（明治12）年の廃藩置県によって沖縄県が設置されるまでの257年間にわたる琉球王国時代の文書が含まれており、全体で1,911件（2,074冊）の文書群であったことがわかります。ところが先に述べましたように、現存が確認できる文書は全部で227件であり、目録記載分の約1/10に過ぎません。内務省の土蔵一杯に積み上げられていたと言われる「評定所文書」は、誠に残念なことにその殆どが1923（大正12）年の関東大震災で焼失してしまったと伝えられています。

こうして現物の多くが失われてしまった今では、内務省の作成した目録自体が、琉球・沖縄に関する歴史資料としての価値を帯び、近世琉球の全貌を知る貴重な手がかりとなっているのです。

この沖縄の貴重な歴史遺産であり、且つまた私達ウチナンチューのアイデンティティの基盤ともなっている琉球王国の残した「評定所文書」の物語は私達に多くのことを教えてくれています。特に、そこには公文書の使命についてのエッセンスが詰まっています。

まず、その第1点目は「記録する」ということの重要性です。個々人が考えたこと、体験したこと、学習したこと、これを「記録（Record）」として残すことによって、その情報は個人レベルの「記憶」から集団共有の財産として、継続性をもって活かされていくことになります。個人の記憶というものは、

* 2 『琉球王国評定所文書』（全18巻・補遺別巻）に翻刻掲載された文書は133件、標題のみ掲載した件数が94件ありました。

生きてる間は話の中で共有できますが、その個人が亡くなると失われてしまうものです。「記憶」を「記録」にしておくということが大変重要なことなのです。そして、その記録の中には、将来において貴重な歴史資料となるものが数多く含まれていることがあるということです。

「評定所文書」を作成した時の琉球王国の役人は何もこれを歴史として残そうという意識で書いたわけではありません。結果として貴重な歴史資料になったのです。このことから記録して残すことが大変重要なことであるということがわかんと思います。

第2点目は作成された「記録」を「保存・保護」していくことが重要だということです。記録を散逸・消滅させることなく、将来にわたって残していくためには、それを守る、つまり保存・保護していくためのシステムが必要です。システムとは、例えば文書管理規程や文書保存規程などの法制度や組織、施設などであり、これを整備しておく必要があるということです。そして、そのシステムを考える際には、デザスター・コントロール（災害から資料を守ること）も考慮に入れる必要があります。

第3点目は、「記録」を単に物理的に「保存」するだけでは充分ではありません。「保存」という概念には記録を有効に活用できるように「整理」しておくということが含まれるということです。内務省が「評定所文書」の目録を作成してあったということで、「評定所文書」全体の状況を曲がりなりにも今日に伝えてくれます。多量に蓄積された記録の中から、必要な情報を迅速に取り出して活用できるようにしておくこと。即ち、その記録の全体を把握し、必要な部分を検索できるようにするための「目録」を作成しておくことも重要だということです。

以上、公文書の保存という観点から「評定所文書」の教訓として3点を取り上げました。

(2) 公文書館の役割

次に公文書館の役割についてお話ししたいと思います。

先程、「評定所文書」の教訓の話の中で「記憶」を「記録」にすることの重要性をお話しました。その記録されたものの中には後世において貴重な歴史資料となるものが含まれています。歴史というものは過去をめぐる記憶を現在という時間・空間の中で思い起こし、意味づけをするもので、膨大な記録資料の中でどれが歴史資料であるか、歴史資料になり得るかという判定は困難なことであり、絶対的な尺度は無いと思います。しかしながら、日々作成される膨大な記録を全て保存するということは不可能なことです。その記録資料の中から将来貴重な歴史資料となるであろうと判断し、資料選別を行い、記録を歴史資料として残していくには、確かな目と知識をもってその選別に当たる者が必要です。それがアーキビスト（公文書館専門員）であり、選別・保存される資料が「アーカイヴズ」であります。

「アーカイヴズ」の語源はギリシャ語にあるようですが、それはもと「長官の役所」を意味しましたが、そこには公的な記録が収められていたので、後にそこに保管されている公的記録を指す言葉として用いられるようになったと言われています。現在、世界的に通用している「アーカイヴズ」という言葉は「公的な記録又はその他の重要な歴史的な資料が保存されている場所及びそのように保存されている歴史的な記録資料」と定義されています。

ヨーロッパにおいて長い伝統を持つ「アーカイヴズ」制度も、日本においては日が浅く、「アーカイヴズ」の訳語ですら未だ定着していません。例えば「アーカイヴズ」を施設の意味で用いる場合でも、沖縄県のように「公文書館」と訳したり、ある所では「文書館^{もんじょかん}」、又ある所では「歴史資料館」と訳して

使っている状況です。

もちろん日本においても文書や記録を公的に保存するということの歴史は古く、古代律令時代の文献にその記述を見ることができます。しかし、それは飽くまでも権力者、為政者のための資料の保管場所であり、権力組織の中で運用されてきたアーカイヴズでした。世界的にも「記録資料は市民共有の財産である」との理念の下に、市民に開かれた施設として近代アーカイヴズが設置されたのは、1789年のフランス革命以降になります。

日本で近代アーカイヴズの理念を取り入れた最初のものは、国の施設としては1949（昭和24）年の国立国会図書館憲政資料室であり、地方公共団体においては1959（昭和34）年に設置された山口県文書館です。その後、全国的な広がりを持った「歴史資料保存運動」あるいは「公文書館設置運動」に押される形で、1987（昭和62）年に「公文書館法」が議員立法という形で提案可決され、翌年6月に施行されました。ここで「公文書館法」をベースにして公文書館とは何か、公文書館の役割は何なのかということを考えてみたいと思います。

「公文書館法」は、先ずその第1条で法律を制定した目的を述べています。それによれば、日本及び日本国民は「公文書等」を歴史資料として保存し、利用することの重要性を認識し、この法律を制定したことを謳っています。そして、第3条で、国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、国民（県民・市民）にこれを利用してもらうための適切な施策を行う義務があると書いています。それに続く第4条・第5条には、その適切な措置の例として国や地方公共団体が公文書館を設置して、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧利用させ、あるいはそれに関する調査・研究を行うということを定めています。

以上、「公文書館法」の条文から読みとれ

る公文書館の役割は、まず第一に文化施設、あるいは社会教育施設的な役割です。公文書館は歴史的・文化的遺産としての公文書や行政資料等の公的記録を収集し、整理し、保存しており、県民の公文書館利用の目的としては、一般的な歴史学習はもちろん、字史（誌）等の地域史編纂や学術的な調査研究のための資料収集というような利用が想定されます。しかし、公文書館が単に文化施設としての役割を果たすだけの施設だとしたら、図書館や博物館などの社会教育施設とは別に新たに法律を制定し、公文書館を設置する意義はないように思います。実は公文書館の存在意義の重要なポイントが「公文書館法」の第2条に規定されています。この法律の中で「歴史資料として重要な公文書等」という言葉が出てきますが、この「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書、その他の記録をいうと第2条で定義しています。公文書館の役割や機能を図書館や博物館のそれと区別する最大の特徴は、公文書館に国又は地方公共団体の活動記録ともいえる公文書を、特権的に収集し、管理する役割が与えられている点が最大のポイントだと思います。公文書等は、公文書館で収集され、整理され、県民の利用に供されることになっているのです。勿論、図書館・博物館も公文書を収集してはいけないというものではありません。図書館・博物館においても当然歴史資料の収集というものは範疇にあります。しかし「公文書館法」は公文書を収集することは公文書館に科せられた役割であると言っており、それを担保するために国・県・市では公文書館に公文書を集中させるための仕組みを作っているわけです。

例えば沖縄県の場合、「沖縄県文書編集・保存規程」によって保存期間が満了した文書は全て公文書館長へ引き渡さなければならないと規定されており、現用文書としての役割を終えた公文書等が公文書館へ一元的に移管

されることを制度的に担保しています。

ここで「公文書」というものの持つ意義、あるいは公文書を保存することが何故、重要なのかということについて考えてみたいと思います。それは、一言でいえば公文書の持つ「証拠的な機能」つまり「社会的な信頼性」ということだと思います。「行政は文書に始まり、文書に終わる」と言われるように、行政における意志決定や行政行為はすべからず公文書上に的確に記録されていることが原則であり、且つ、その意思決定や行政行為を行うまでの過程は、文書の合議^{あいぎ}という形で多くの関係者のチェックが入ることにより、その客観性や適法性が確保されるということです。つまり、公文書が持つ特性や価値というのは、公的な管理の下に作成され保全されたものが持つところの「客観性の担保」ということだと思います。公文書は「歴史研究」においても、裁判等の「法的手続」においても「証拠」として採用することができる資料としての価値を有しているということです。

公文書館が客観性・信頼性を有する公文書等の公的記録を専権的に取得し、保管する機能を持っていることによって、公文書館にはもう一つ重要な役割が生まれます。それは市民の権利を保証するための拠り所、民主主義の基盤としての役割です。現在、当公文書館で県民が最も多く利用する資料が戦後の土地所有権確認のために琉球政府が作成した「土地台帳」*³ であることは、そのことをよく示していると思います。勿論、公文書館が市民の権利の拠り所としての役割を果たしていくためには、公文書館においても情報公開制度が充分機能している必要があります。

公文書館が担っている第3番目の役割は、行政機関や行政組織自らのデータバンクとしての役割です。公文書館に移管され、整理保

存された公文書や各種の行政資料は、現在及び将来の行政運営の指針となり、重要な参考資料となります。先程も申し上げましたが、「アーカイヴズ」は元来この役割を担って設置された施設でありますので、公務員の方々がもっと公文書館を活用して下さることを期待いたします。

蛇足ながら念のため申し上げますと、公文書館では公文書以外の資料は収集しない、あるいは収集できないということではありません。公文書館が収集・保存する記録、資料のミニマム（根本的な役割）が公文書ということであって、公文書以外の歴史資料、例えば私的な文書や資料、〇〇家文書のように家に伝わる文書、字や部落の記録のような民間団体の資料も歴史的な価値を有すると判断されるものは、公文書館の収蔵資料として対象になるものであり、当公文書館も個人から寄贈された私文書類を多数持っております。公文書館で何を収集・保存するかは、公文書館の設置主体である県や市町村、そしてその地域の住民の考えに拠るものだと思います。

(3) 「アーカイヴズ」と「情報公開」

それでは、次に「アーカイヴズ」と「情報公開」の関係についてお話したいと思います。

改めて私が申し上げるまでもなく、「情報公開」というのは民主主義の原理から出てくる当然の理念でありまして、主権者である国民、住民は行政の中身について当然に知る権利を有し、住民から負託を受けて行政を執行する長及びその機関はその内容や理由を住民に説明する責任（accountability）を負う。これが「情報公開」の理念であります。そして、この情報公開の理念を具体化、制度化したものが「情報公開法」や「情報公開条例」というわけです。

* 3 正式には「土地所有申請書 〇〇村」と「一筆限調書 〇〇村」といった資料。各々の市町村の大字・小字ごとに纏められて、閲覧できます。

本県市町村における情報公開条例の制定率は48%と全国最下位の状況ですが、それでも浦添市を含めて11の市は条例を制定し、市民の知る権利を制度的に保証しているように見受けられます。私が今「見受けられる」と申し上げたのは、形式的には制度として保証されているが、実体としては地域住民に対して情報公開の理念が十分に反映された制度の運用が行われていないと感じるからです。情報公開における「情報」とは、行政機関が自ら作成し、又は取得した記録・資料を指します。公文書を始めとする行政記録や行政資料が作成、或いは収集された後、整理され保管されていなければ、言い換えれば情報公開の客体が存在していなければ、情報公開制度は「絵に描いた餅」になってしまいます。情報公開の客体である記録資料を保存・管理する制度が整っていることが、情報公開の理念を実現するために不可欠な条件、あるいは情報公開制度の前提条件であるといえます。

このような観点から市町村の状況を見ても、文書管理規程や文書保存規程で「文書保存期間」を定め、文書等の保存・管理を担保しているように見えます。しかし、これらの規程だけでは情報公開制度を十分に担保しているとは言えないのです。これらの規程では、文書が完結した時は文書の種類に応じて、一定期間保存・管理することを義務づけていますが、ここに規定されている「保存期間」というのは、その文書が現用の文書として再度使用される可能性というものを想定して設定した期間であります。例えば、会計関係の書類は5年間保存しなさいという規定がありますが、これは決算や監査のため、或いは国庫の会計検査に備えて保存すべき期間を定めているものであって、5年経過すれば情報公開や説明責任が消滅、又は免除になるという考え方で保存期間を定めているものではありません。しかし、実際には保存期間を満了した文書や資料は物理的に廃棄され、その

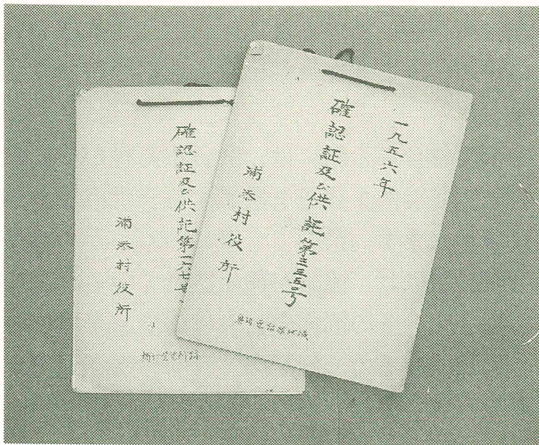
後の情報公開請求に対しては、「文書不存在」という理由で、情報公開の理念が実現できない結果になっているのではないかと考えられます。

保存期間が満了したということは、現用又は半現用の文書として保管されていたものが、行政的な役割を果たし終えたということであって、その後は県民共有の財産である公文書等を歴史資料として住民に継続的に利用していただくためのワンステップであると考えていただきたいと思います。公文書や行政資料といった公的記録は、現用の段階においても、非現用の段階に至っても、常に県民共有の財産であり、行政側は住民に対し、いずれの時点においてもその文書や資料について説明責任を負っていると認識する必要があります。そうでなければ情報公開の理念は失われてしまうでしょう。

先程も申し上げましたが、県では「沖縄県文書編集・保存規程」の中で、保存期間を満了した文書は、全て公文書館長へ引き渡すことを義務づけ、重要な公文書等の永続的な保存を制度的に担保して、情報公開の理念が永続的に実現できるよう配慮しています。しかし、制度化して義務付けたとしても、実際の文書引継が運用として確実に行われていなければ意味のないことです。浦添市立図書館には約200箱の浦添市の公文書が引き継がれているということですが、浦添市の長い行政の歴史を考えると、僅か200箱というのはあまりに少ないという感じを受けます。

沖縄県公文書館には、現用文書としての行政的役割を終えた文書が、毎年約1700～1800箱、これを一列に並べると実に220～250mにも及ぶ大変な量なんです。これが毎年9月頃一度に公文書館へ移管されてきますので、公文書館はその頃大忙しになるというわけです。

浦添市における状況はどうですか。現用文書の保存・管理は当然のことながら、現用文



書としての役目を終えた保存期間満了の文書はその後どうなっていますか。

保存期間満了に伴う廃棄決定は、決して文書のライフサイクルの終わりを意味するものではありません。

保存期間の満了は、現用の公文書が県民共有の歴史資料となるための新たな第一歩であり、文書のライフサイクルにおけるワンステップであるということを強く認識することが大切です。保存期間を満了した文書がそのまま消滅してしまうことのないように、心していただきたいと思います。

現用の公文書等を次の段階である歴史資料として活かしていくためには、公文書館や歴史資料館といったアーカイヴズ施設が在ることが望ましいことだとは思いますが、しかし必ずしも独自の施設を作らなくても、例えば浦添市の中では浦添市立図書館がアーカイヴズの機能を併せ持つことで、その役割を果たすことができると思います。その機能を充分発揮できるようなシステム作りができ、その運用がうまくできれば、公文書は県民共有の財産として活かされていくのだと思います。要は、公文書等の行政記録や行政資料を行政的な役割を終えた後も歴史資料として適切に保存・管理していくシステムが構築され、それが十分に機能していくことが最も重要なことなのです。浦添市は非常に文化意識の高い市であると思いますので、自らの町の歴史資

料を大切にする文化の町という意識を持って、今後も行政に当たられることを期待いたします。

(4) 市町村合併と公文書の保存

最後に昨今の市町村を取り巻く大きな課題。即ち、市町村合併という問題について公文書の保存という観点からの提言をさせていただきたいと思います。

今回の市町村合併は「平成の大合併」とも呼ばれていますが、日本では過去2回にわたる市町村の大合併が行われたました。一つが「明治の大合併」、もう一つが「昭和の大合併」です。今回の「平成の大合併」を含め、この3回の大合併に共通することは、国が主導して合併が推進されているということです。そのような中であって、市町村が考えなければならない重要なことの一つに、合併が地域自らの歴史、そして地域自らのアイデンティティを消失することに繋がらないかということを慎重に検討する必要があります。合併するかしないかは地域の歴史・文化・アイデンティティということも充分に考慮して検討すべきことです。何故なら、過去2回の大合併において地域の貴重な歴史資料としての公文書が大量に失われていったという歴史的な事実があるからです。「明治の大合併」は、日本で市町村制が初めて敷かれた1889（明治22）年に行われましたが、この合併で全国に7万町村あったのが1万3千余町村になりました。大体1/5位に町村が減少したわけです。

第2回目の「昭和の大合併」は1953（昭和28）年の「町村合併促進法」による合併です。この時は「明治の大合併」で1万3千に減った市町村が1961（昭和36）年には3,472市町村になっています。約1/3に減っています。「明治の大合併」で市町村の数は1/5になり、「昭和の大合併」で更に1/3になりました。

今回の「平成の大合併」は、国の方針では現在全国的にある約3,200の市町村を更に

1/3にして、1,000市町村位にしたいということになっています。

歴史を振り返ると、市町村においては明治、昭和にそれぞれ行われた市町村合併の中で、市町村の公文書を始めとする貴重な歴史資料が数多く廃棄され、失われてしまったという経過があります。

「昭和の大合併」の時にも、実は歴史研究者達から市町村の保管している文書や記録を合併に際して廃棄することのないようにという歴史資料保存の訴えがございましたが、この時の運動は単に声明文を出しただけに終り、実質的な成果は上がらなかったという反省があります。しかし、今回の「平成の大合併」においては公文書等の保存に関して、過去2回の大合併とは大きく異なる環境下にあると思います。それは1988（昭和63）年に「公文書館法」が制定・施行されたということです。

「公文書館法」によって公文書等の歴史資料の持つ価値や重要性が明確に宣言され、国及び地方公共団体は公文書等の歴史資料を保存する役割を課されているということについてはこれまでお話してきた通りであります。従って、今回の大合併に際して過去2回のように、自らの歴史資料である行政記録を安易に廃棄することのないように、「公文書館法」が施行されて、公文書の意義について充分に理解しておれば、そのようなことはないと思いますが、そのことを注意喚起して、一つの提案をしたいと考えています。

この合併促進法は平成16年度（平成17年3月）までという時限立法で、公文書等の保存運動はここ1年が最大の山場です。

今回の合併に際して、公文書等の記録・資料の保存について様々な機関や団体から問題提起がなされたり、要望書や声明文が出されたりしています。

私達は明治や昭和の大合併のときの状況を教訓にして、今回の市町村合併に際して、各市町村が各々の持つ公文書や資料を後世の人

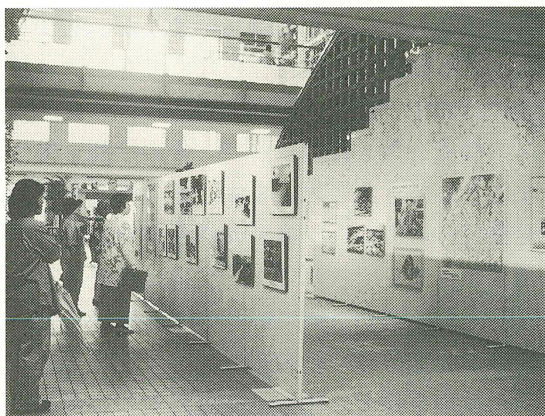
達に引き継いでいくために、どうすればいいのかということを真剣に考える必要があります。

市町村合併の際には、関係市町村が一同に会し、各論的な課題を協議する合併協議会が設置されます。県内でも既にいくつかの協議会が設置され、協議が開始されている状況にあります。その協議会における協議事項の一つに公文書等の公的記録、資料の保存問題を取り上げて協議していただきたいと思います。

まとめ

最後に私達は一般的に「歴史」というものを先人達が長年にわたって蓄積してきた目に見えない遺産というふうに理解しており、それを引き継いで積み重ねていくことはあっても、既にある歴史を失うことはないとする傾向にあります。しかし、実際には歴史とは「記憶」ではなく「記録」であり、過去の記録の蓄積が失われると、私達の歴史は失われ、その存在の証明が不能になる。歴史は記録の喪失により失われるものだということを最後に申し上げて、私のお話を終わりたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。



平成15年度企画展「浦添市の歴史を語る公文書」
展示風景（8月4日～15日まで）

【短信】

第89回全国図書館大会に参加して

第89回全国図書館大会が「創めよう！図書館の世紀－知・人・夢づくり－」というスローガンを掲げて、富士山・駿河湾をはじめ多くの自然・文化・歴史に恵まれた静岡の地で、平成15年11月27日(木)と28日(金)の両日開催された。

大政奉還後の明治新体制の中、静岡学問所教授に任命された中村正直は、「人は志を立て努力すれば必ず成功する」ことを説くスマイルズの『自助論』(Self-Help)を翻訳し、『西国立志編』として世に出し、青年たちの志に火を灯した。後に、正直が福沢諭吉や西周らと明六社を起し啓蒙活動を展開したことを考えると、静岡も文明開化発祥の地の一つと言える。

現在の混沌たる状況の中、静岡県が平成2年度に続き、「新しい図書館」を発信し、参加者の志に火を灯す機会に恵まれたことを考えると不思議な巡り合わせを感じる。さらに「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の告示、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行と、追い風が吹いている。また、高度情報化社会の到来とともに、生涯学習社会が成熟する中で、図書館の果たす役割はますます大きくなる。

このような状況の中で開催する大会テーマは、静岡県が推進している「富国有徳しずおかの挑戦・意味ある人づくり」の趣旨を踏まえ、「創めよう！図書館の世紀－知・人・夢づくり」とした。図書館関係者及び図書館に関心のある方が一堂に会し、これからの図書館はどうあるべきかについて議論し、図書館の進化の方向性を見出す機会となった。

全体会（1日目）

静岡市民文化会館大ホールを会場に、開会

式・表彰式の後、竹内祈（さとり）日本図書館協会理事長の基調報告が行われた。資料費減額や市町村合併の問題など考えていく必要があると訴えた。続いての対談は、ともに静岡県出身の齋藤孝氏（明治大学教授）と鈴木重子氏（ヴォーカリスト）を講師に、「生きることと表現すること」と題して行われた。齋藤氏は、ブックリストの交換や朗読の実演を参加者とともにやり、鈴木氏は、ジョン・レノンの「イマジン」や童謡「赤とんぼ」など3曲を披露しながらトークするなど、ユニークな対談となった。対談は、幼少時の読書体験などを交え、言葉を声に出すことの重要性を語り合い、最後に参加者全員で「ふるさと」を大合唱して終了した。

分科会（2日目）

11月28日（受付9:00～9:30 分科会9:30～16:00）、静岡市内6会場で11の分科会とボランティアの集い「人を創り、夢を創る、図書館ボランティア」が開催され、熱心な研究協議が行われた。各分科会のテーマは以下の通りである。

第1分科会（公立図書館）

「図書館力が地域を変える」

第2分科会（大学・短大・高専図書館）

「図書館は教育改革の核に成り得るか」

第3分科会（学校図書館）

「夢をはぐくむ学校図書館」

第4分科会（児童・青少年サービス）

「子どもたちの未来のために～あなたの力が必要です！～」

第5分科会（専門図書館）

「専門図書館の豊かなコレクションに学ぶ」

第6分科会（障害者サービス）

「すべての人に図書館サービスを」

第7分科会（図書館の自由）

「図書館の『社会化』と図書館の自由」

第8分科会（著作権）

「著作権をめぐる最近の動向－公貸権問題

を中心にー」

第9分科会（資料保存）

「地域社会と資料保存ー時間、空間を越えた資料提供のためにー」

第10分科会（図書館学教育）

「司書養成の制度と仕組みの再構築」

第11分科会（図書館と出版流通）

「資料と収集方針」

新しい世紀、21世紀へ

当館においては、市民のために資料や情報の提供等の直接的な学習援助を行う機関として、市民のニーズを把握するよう努めている。それとともに、地域の実情に即した運営を基本として、資料の収集・提供等、レファレンス・サービス等を行っている。

21世紀がどのような世の中になろうとも、変化の厳しい環境になればなるほど人々の知識への欲望、情報に対する貪欲さはさらに高まっていくであろう。そのためにも、市民の知恵袋、情報の拠点としてより一層気楽に利用していただける「より開かれた図書館」を目指して、策定される21世紀の「望ましい基準」の達成に向かって一步一步前進していきたい。

<金城 敏雄>

21世紀の史料保存と利用

ー歴史資料をいかに残すかー

第29回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会（以下、全史料協）は晩秋の杜の都・仙台で開催された。紅い紅葉や銀杏の木陰で大会のことなど忘れて、このまま青葉城趾の散策に出かけてしまいたいという誘惑に駆られながらも、広瀬川を渡り、仙台市立博物館を目の前にして大会の会場である仙台国際センターへと向かってゆく大会出席者の流れに乗ってしまった。

全史料協では、既に「21世紀の史料保存と利用」を過去2年の大会テーマとしており、本年は3年目の締め括りにあたる。一昨年の長野大会では総務大臣に「市町村合併における公文書等の保存について」の要請を行い、昨年の富山大会の後にも大会を総括する声明文を発して、各都道府県への公文書保存の呼びかけを行ってきている。過去2年間の取り組みを踏まえて、宮城大会では「歴史資料をいかに残すか」というサブテーマが設定されたのである。

「歴史資料をいかに残すか」という問題は、何も市町村合併に起因するものではなく、今私が現実に直面している公文書たちをどうしたら後世に残していけるのかという問題と同質の問題である。より緊急に変化を求められる問題として「市町村合併」が取り上げられているに過ぎない。現実的に市町村合併をする、しないは問題ではなく、それぞれの自治体の活動記録である公文書を保存し、後世へ残していくシステムを構築しているか、いないかの方が問題なのである。

宮城大会ではA～Fの6つの研修会、そして2つの全体会と3つの分科会が設定されていた。

<研修会>

A 文書館入門

B 市町村の文書管理

- C 記録史料のコンサベーションの現在
- D 公文書館職員の仕事
- E 海外における文書館学の動向
- F 文書館の普及活動を考える

＜大会テーマ研究会＞

第1分科会〔市町村合併と公文書保存〕

第2分科会〔公文書を残すために－手段と方策－〕

第3分科会〔専門職員養成の現状と課題〕

残念ながら身体は1つしかないので、すべての研修会・分科会に参加することはできず、結局私は研修会B・Dと第2分科会のみに参加した。

研修会B「市町村の文書管理」の講師益田宏明（『行政文書管理』編集者）氏は公文書がいつ、どのように失われるかを具体的な事例を通して例示した。例えば、昭和の大合併においては合併後の新庁舎建設に伴い、旧庁舎に残された過去文書の大量廃棄が行われた。

また、新文書管理システムを構築したが、その「ファイリング・システム」の名の下に積極的な廃棄が行われてしまった。行政的には役目を終えた文書にも、引退後は歴史資料としての役割がある。その役割を無視して安易にファイリング・システムを導入してしまうと、優秀な職員であればあるほど、公文書を徹底的に廃棄してしまうという現象が発生しているという。

さらに、文書は残っていても誰でも検索・利用できるような保存・管理システムが取られていなければ意味がない。しかし、市町村の文書管理の現状では、個人の棚やファイルの中に文書が保管されており、その個人が他課に異動してしまうと、そこには謎の段ボール箱が何十年も発見されることなく残されてしまうといった現象が多数みられるという。

耳の痛い事例ばかりであるが、他の市町村においても浦添市と同様の状況であることがわかる。当市においては2度の庁舎改築を経験しており、さらに近年のファイリング・システムの導入と文書にとっては苦難の状況が

続いている。今後、総務課職員による文書の所在調査の徹底と、現存する文書の目録化と適切な保存が望まれる。

全体会では、やはり間近に迫る平成の大合併についての話題が中心となった。全史料協が危機感を感じているのは、この市町村合併が公文書廃棄の絶好の機会にされてしまうということ。廃棄理由は保管場所がない、システムが変更になる、課の統廃合のため等々様々な理由が考えられる。しかし、先にも述べたように上記の廃棄理由は何も合併時だけのものではなく、常に廃棄の理由として使われてきている。自治体の公文書が失われるということは、その自治体の活動の記録が失われ、そこに生きた人々の存在の記録が失われるということ。公文書は市民共有の財産であり、未来に残す私たちの存在証明なのである。

またその一方で、役所が作成・収受する膨大な量の公文書を全て残すのは不可能である。そのために現用文書の文書管理システムが必要であり、非現用文書に関しても取捨選択するガイドラインが必要なのであろう。その選別の基準は各地域の特質や歴史などを考慮した上で、慎重に作成されなければならない。右に倣えのガイドラインは存在しない。その作成は担当職員の努力に大いに寄与するところとなるということも頭の痛い話であった。

この大会で改めて認識したのは、この歴史文書として公文書を保存するという課題は全県的に同じようなレベルにあるということ。浦添市は決して遅れても進んでもいい。文書取扱規程の中で明文化されている分だけ、まだ他県に勝るものがある。しかし、実務レベルでは、既に多くの文書が廃棄されており、村政時代の文書はほんの僅かしか残されていない状況を見るとかなり厳しいものがある。それでも現存する歴史資料となった公文書たちが第二の人生を歩めるような環境の整備がいつか実現することを切に願ってやまない。

＜野原 千明＞

沖縄学研究室寄贈受付図書資料一覧

[2001年度後半～2002年度前半]

※雑誌・宣伝小冊子等は除外。古文書複写・論文抜刷含む。

書名	編著者	発行者	発行年月
ペルー提督の生涯と時代ーアメリカ・日本・沖縄ー	喜久川 宏	人文沖縄社	2001・03
上野村の御嶽ー伝承と祭祀ー	佐渡山 安全	上野村教育委員会	2001・03
数値で見る中国福建省	(財)沖縄県産業振興公社	(財)沖縄県産業振興公社	2001・04
平良市総合博物館紀要 第8号	平良市総合博物館	平良市総合博物館	2001・03
平成13年度 教育計画	浦添市立前田小学校	浦添市立前田小学校	2001・04
平成13年度 教育計画	浦添市立神森中学校	浦添市立神森中学校	2001・04
平成11・12年度 研究報告書(第2年次)	浦添市立沢岬小学校	浦添市立沢岬小学校	2000・11
平成13年度 学校教育計画	〃	〃	2001・
びぶりお No131(琉球大学附属図書館報)	琉球大学附属図書館	琉球大学附属図書館	2001・07
袋中上人餘光(複写・B4判48枚)			1938・03
袋中上人と壇王法林寺(図録複写・B4判8枚)			1988・
広島県立公文書館だよりNo18	広島県立公文書館	広島県立公文書館	2001・07
堀之内ー誠展	ミュージアム知覧	ミュージアム知覧	1993・06
ミュージアム知覧ガイドブック	〃	〃	
知覧町文化財ガイドブック	知覧町教育委員会	〃	2000・11
知覧町郷土誌	知覧町郷土誌編さん委員会	知覧町	1982・10
村永定観 1919～1992(遺作展図録)	遺作展実行委員会	ミュージアム知覧	1994・04
知覧城跡(知覧町文化財調査報告書第3集)	知覧町教育委員会	〃	1994・03
知覧城跡・2(知覧町埋蔵文化財発掘調査報告書第5集)	知覧町教育委員会	〃	1996・03
知覧町の民具(知覧町民俗資料調査報告書1)	鹿児島大学法文学部	知覧町教育委員会	1990・03
知覧町の民俗(知覧町民俗資料調査報告書2)	〃	〃	1991・03
知覧町農漁村の民俗と技術伝承			
(知覧町民俗資料調査報告書3)	〃	〃	1992・03
知覧城跡保存整備基本計画報告書	知覧町教育委員会	〃	1997・10
登立遺跡(知覧町埋蔵文化財発掘調査報告書第10集)	〃	〃	2001・03
登立遺跡・下水洗迫遺跡			
(知覧町埋蔵文化財発掘調査報告書2)	〃	〃	1989・03
南別府城跡ー城山遺跡ー			
(知覧町埋蔵文化財発掘調査報告書第4集)	〃	〃	1993・03
厚地松山製鉄遺跡			
(知覧町埋蔵文化財発掘調査報告書第9集)	〃	〃	2000・03
西垂水(山薙)遺跡			
(知覧町埋蔵文化財発掘調査報告書第8集)	〃	〃	1997・03

書名	編著者	発行者	発行年月
堤之原遺跡－江戸時代前半期を中心とする－ （知覧町埋蔵文化財発掘調査報告書第7集）	知覧町教育委員会	知覧町教育委員会	1995・12
林川（向林川）遺跡 （知覧町埋蔵文化財発掘調査報告書第6集）	〃	〃	1994・03
知覧町の武家屋敷群－伝統的建造物群保存地区 保存対策調査報告書（改訂版）	〃	〃	1993・12
薩摩の水からくり－知覧町の水からくり習俗 調査事業（知覧町文化財調査事業報告書）	〃	〃	1997・03
ミュージアム知覧館報 第4号	ミュージアム知覧	ミュージアム知覧	1998・03
ミュージアム知覧館報 第5号	〃	〃	1999・03
ミュージアム治乱館報 第6号	〃	〃	2000・03
ミュージアム知覧館報 第7号	〃	〃	2001・03
ミュージアム知覧紀要 第4号	〃	〃	1998・03
ミュージアム知覧紀要 第5号	〃	〃	1999・03
ミュージアム知覧紀要 第6号	〃	〃	2000・03
ミュージアム知覧紀要 第7号	〃	〃	2001・03
お茶の王国へーお茶の美と知覧茶－ （'96ミュージアム知覧特別企画展）	〃	〃	1996・07
茶・花・香・食『心の糧うるおい展』	全国茶サミット鹿児島大会実行委員会	〃	1999・02
薩摩のかくれ念仏－弾圧された一向宗－	ミュージアム知覧	ミュージアム知覧	1999・07
ミュージアム知覧図録目録Ⅰ 歴史・美術編	〃	〃	1994・03
ミュージアム知覧図録目録Ⅱ 民俗編	〃	〃	1996・03
のびゆく浦添市 4年	浦添市教育委員会	浦添市教育委員会	2001・03
わたしたちの浦添市 3年	〃	〃	2001・03
平成7年度市民憲章推進作文入賞作品集 1	浦添市民憲章推進協議会	浦添市民憲章推進協議会	1996・01
平成8年度市民憲章実践活動 作文コンクール作品集	〃	〃	1997・02
平成10年度浦添市民憲章実践活動 作文コンクール作品集	〃	〃	1999・02
平成11年度浦添市民憲章実践活動 作文コンクール作品集	〃	〃	2000・03
平成12年度浦添市民憲章実践活動 作文コンクール作品集	〃	〃	2001・03
読谷村立歴史民俗資料館 館報第4号	読谷村立歴史民俗資料館	読谷村立歴史民俗資料館	1979・12
読谷村立歴史民俗資料館紀要 第21号	〃	〃	1997・03
読谷村立歴史民俗資料館 年報第26号	〃	〃	2001・08
シマー琉球大学民俗学実習調査報告書 第3号	琉球大学法文学部人間科学科	琉球大学法文学部人間科学科	2001・03
南風原町議会史	議会史編纂委員会	南風原町議会	2001・07

書名	編著者	発行者	発行年月
ガラマン7 (宜野座村立博物館紀要)	宜野座村立博物館	宜野座村立博物館	2001・03
宜野座村立博物館館報 第7号	〃	〃	2001・03
当山東原遺跡速報	浦添市教育委員会	浦添市教育委員会	1999・03
門出のセレモニーー婚礼・葬礼の習俗ー 戦争遺跡詳細分布調査の概要	徳島県立博物館	徳島県立博物館	2001・07
(第4回沖縄県立埋蔵文化財センター文化講座)	池田榮史・川元哲哉	沖縄県立埋蔵文化財センター	2001・08
沖縄建築 vol.32	(社)沖縄県建築士会	(社)沖縄県建築士会	2001・03
神奈川県立公文書館だより 第7号	神奈川県立公文書館	神奈川県立公文書館	2001・03
神奈川県立公文書館紀要 第3号	〃	〃	2001・03
神奈川県立公文書館年報 平成12年度	〃	〃	2001・07
沖縄研究の視点とアジア貿易 (複写A4判6枚)	真栄平 房昭	藤原書店	2001・07
17世紀の東アジアにおける 海賊問題と琉球 (複写A4判7枚)	〃	大坂経済大学 日本経済史研究所	2000・
東アジア海域世界と倭寇 (複写A4判12枚)	〃	岩波書店	2001・04
美済氏会だより No.1	美済氏会幹事会	美済氏会幹事会	1978・09
美済氏会だより No.2	〃	〃	1978・12
美済氏会だより No.3	〃	〃	1979・04
美済氏会だより No.4	〃	〃	1979・09
美済氏会だより No.5	〃	〃	1980・10
寛政3年～文政5年久留米藩大庄屋会議録 (九州文化史研究所史料集5)	九州文化史研究所史料刊行会	九州文化史研究所史料刊行会	2001・03
九州文化史研究所紀要 第45号	〃	〃	2001・03
沖縄と中国雲南省少数民族の基層文化の比較研究	研究代表加治工真市	沖縄県立芸術大学附属研究所	2001・03
琉球楽劇集 真珠道	大城 立裕	琉球新報社	2001・08
第5回個我の形象展	彫刻研究会	彫刻研究会	2001・08
第22回企画展 阿波の自由民権運動	徳島県立文書館	徳島県立文書館	2001・08
首里城跡 南殿・北殿跡の遺構調査報告	沖縄県教育委員会	沖縄県教育委員会	1995・03
首里城跡 御庭跡・奉神門跡の遺構調査報告	〃	〃	1998・03
首里城跡 管理用道路地区発掘調査報告書	沖縄県立埋蔵文化財センター	沖縄県立埋蔵文化財センター	2001・03
龍潭・ハント山ー県営首里城公園整備に係る発掘調査	沖縄県教育委員会	沖縄県立教育委員会	1995・03
湧田古窯跡(Ⅱ)ー県庁舎議会議棟建設に係る発掘調査ー	〃	〃	1995・03
湧田古窯跡(Ⅲ)ー県庁舎警察棟建設に係る発掘調査ー	〃	〃	1997・03
湧田古窯跡(Ⅳ)ー県民広場地下駐車場建設に係る発掘調査ー	〃	〃	1999・03
拝山遺跡	沖縄県教育委員会	沖縄県教育委員会	1987・09
安仁屋トウンヤマ遺跡	〃	〃	1992・03
喜友名泉石畳道・喜友名山川原丘陵古墓群・伊佐前原古墓群	〃	〃	2000・03
喜友名貝塚・喜友名グスク	〃	〃	1999・03
北谷町砂辺サーク原遺跡	〃	〃	1987・03

書名	編著者	発行者	発行年月
知花遺跡	沖縄県教育委員会	沖縄県教育委員会	1986・03
竹下遺跡	〃	〃	1986・03
石嶺坂石敷道（付図3帖）	〃	〃	1986・03
イシグスク内古墓群	〃	〃	1986・03
沖縄県宜野座村松田遺跡	〃	〃	1986・03
石川市古我地原貝塚 本文編	〃	〃	1987・12
石川市古我地原貝塚 図版編	〃	〃	1987・12
石川市古我内古墓原	〃	〃	1987・12
恩納村久良波貝塚	〃	〃	1992・03
恩納村久良波貝塚	〃	〃	1994・03
宇佐浜遺跡	〃	〃	1989・03
喜如嘉貝塚	〃	〃	1945・03
北原貝塚発掘調査報告書	〃	〃	1995・03
空港整備予定地周辺の遺跡—与那国空港・新多良間空港・波照間 空港整備予定地周辺における遺跡詳細分布調査報告書—	〃	〃	2000・03
琉球現行法規総覧 厚生Ⅰ	琉球政府法務局	第一法規出版	1971・11
琉球現行法規総覧 厚生Ⅱ	〃	〃	1972・05
琉球現行法規総覧 労働	〃	〃	1972・05
琉球現行法規総覧 教育・文化	〃	〃	1972・05
琉球現行法規総覧 公安	〃	〃	1972・05
琉球現行法規総覧 司法法務・民事法Ⅰ	〃	〃	1972・05
琉球現行法規総覧 民事法Ⅱ・刑事法	〃	〃	1972・05
琉球現行法規総覧 建築・動力関係法令	〃	〃	1972・05
琉球現行法規総覧 電気通信	〃	〃	1972・05
琉球現行法規総覧 公務交通一般・運輸	〃	〃	1972・05
琉球現行法規総覧 財政・租税	〃	〃	1972・05
琉球現行法規総覧 農林・水産Ⅰ	〃	〃	1972・05
琉球現行法規総覧 農林・水産Ⅱ、商工	〃	〃	1972・05
琉球現行法規総覧 郵政	〃	〃	1972・05
琉球現行法規総覧 基本法・立法院・行政一般Ⅰ	〃	〃	1972・05
琉球現行法規総覧 行政一般Ⅱ・地方制度	〃	〃	1971・12
琉球現行法規総覧 金融・産業一般	〃	〃	1972・05
琉球現行法規総覧 索引・復帰特別措置	〃	〃	1972・05
100の指標からみた沖縄県のすがた	沖縄県対米請求事業協会	沖縄県対米請求事業協会	2001・08
2001県民フォーラム	〃	〃	2001・08
オキネット地域政策研究報告	〃	〃	2001・07
情報革命の時代と地域（沖縄国際大学公開講座10）	沖縄国際大学公開講座委員会	沖縄国際大学講座委員会	2001・03
戦後沖縄教育史	宜野座 嗣剛	沖縄教育文化研究所	1984・10

書名	編著者	発行者	発行年月
沖縄・女たちの戦後－焦土からの出発－	沖縄婦人運動史研究会	ひるぎ社	1986・12
現行教育関係法令集	琉球政府文教局	第一法規出版	1960・08
研究報告書 平成5年度～7年度			
学校図書館モデル校 第3年次	浦添市立浦西中学校	浦添市立浦西中学校	1995・11
平成12年度 研究紀要	浦添市立神森小学校	浦添市立神森小学校	2001・03
民俗文化 第455号	菅沼 晃次郎	滋賀民俗学会	2001・08
民俗文化 第456号	〃	〃	2001・09
友好提携輪島漆芸美術館開館10周年記念			
漆芸の今 現代輪島漆芸展	浦添市美術館	浦添市美術館	2001・09
きよらさ No32 (浦添市美術館ニュース)	〃	〃	2001・10
法政大学沖縄文化研究所所報 第50号	法政大学沖縄文化研究所	法政大学沖縄文化研究所	2001・08
タイムス俳壇12年 沖縄現代俳句集	矢野 野暮	沖縄タイムス社	1969・02
うるまネシア 第3号	21世紀同人会	21世紀同人会	2001・11
金龍五色之雲－復元の肝心－	前田 孝允	前田漆芸アトリエ	1998・08
徳島県立博物館研究報告 第11号	徳島県立博物館	徳島県立博物館	2001・03
「八重芸」年報 第4号	山里 純一	琉球大学八重山芸能研究会	2001・03
竹富島玻座間村の狂言	与那国秩・高嶺方裕 他	新井 潔	2000・09
琉球大学経済研究 第62号	琉球大学法文学部	琉球大学法文学部	2001・09
琉球アジア社会文化研究 第4号	琉球アジア社会文化研究会	琉球アジア社会文化研究会	2001・10
沖縄の文化－美術工芸の周辺から－	渡名喜 明	ひるぎ社	1986・03
琉球の慈善事業史研究ノート－備蓄制度の			
成立と蔡温－（「地域文化論叢」第4号別冊）	末吉 重人	沖縄国際大学大学院	2001・07
民俗学研究所ニュース No54	松崎 憲三	成城大学民俗研究所	2001・10
平成13年度 浦添市の教育	浦添市教育委員会	浦添市教育委員会	2001・10
ぎのわん商工名鑑 1998年度版	宜野湾市商工会	宜野湾市商工会	1999・03
文書館紀要 第14号	埼玉県立文書館	埼玉県立文書館	2001・03
人間科学 第8号（琉球大学法文学部人間科学科紀要）	琉球大学法文学部	琉球大学法文学部	2001・09
沖縄県立図書館展示目録－琉球の歴史（古琉球～近世）－	沖縄県立図書館	沖縄県立図書館	2001・11
外交史料館報 第15号	外務省外交史料館	外務省外交史料館	2001・06
経済と社会 第18号（沖縄経済学会機関誌）	沖縄経済学会	沖縄経済学会	2001・07
沖縄大学地域研究所所報 No23	沖縄大学地域研究所	沖縄大学地域研究所	2001・10
沖縄大学地域研究所所報 No24	〃	〃	2001・11
浦添市美術館所蔵品目録	浦添市美術館	浦添市美術館	2000・03
沖縄の旅物語（保存版・沖縄観光情報）	沖縄県	沖縄県	2000・
竹富町情報版 ぱいぬ島ストーリー	竹富町観光協会 他	竹富町環境協会 他	2000・12
企画展 沖縄の繊維・染料植物展			
－沖縄の染め織りを中心として－	久米島自然文化センター	久米島自然文化センター	2001・05
第2回企画展 収藏品展	沖縄県平和祈念資料館	沖縄県平和祈念資料館	2001・10

書名	編著者	発行者	発行年月
世界のウチナーンチュ大会記念企画展 写真にみる近代の沖縄（展示目録）	沖縄県公文書館	沖縄県公文書館	2001・10
世界のウチナーンチュ大会記念企画展 写真にみる近代の沖縄（展示図録）	〃	〃	2001・10
第3回世界のウチナーンチュ大会	沖縄県大会実行委員会事務局	沖縄大会実行委員会	2001・11
第3回世界のウチナーンチュ大会ガイドブック（日本語版）	〃	〃	2001・11
Worldwide Uchinanchu Festival in Okinawa 2001 GUIDE BOOK（英語版）	〃	〃	2001・11
Guia do Festival Mundial Uchinanchu 2001 em Okinawa（スペイン語版）	〃	〃	2001・11
沖縄那覇の旅 観光ガイドブック	那覇市観光課 他	那覇市観光課 他	2000・08
沖縄那覇の旅 観光ガイドブック特集：世界遺産	〃	〃	2001・03
羽衣BOOK ぎのわん市民便利帳	宜野湾市広報広聴課	宜野湾市広報広聴課	1997・01
民俗文化 第457号	菅沼 晃次郎	滋賀民俗学会	2001・10
民俗文化 第458号	〃	〃	2001・11
びぶりお No.132（琉球大学附属図書館報）	琉球大学附属図書館	琉球大学附属図書館	2001・10
南島文化研究所所報 第47号	沖縄国際大学南島文化研究所	沖縄国際大学南島文化研究所	2001・08
沖縄染色研究会通信 vol.22	沖縄染色研究会	沖縄染色研究会	2001・11
琉亜医交流協会会報 第12号	琉球・アジア太平洋 医学交流協会	琉球・アジア太平洋 医学交流協会	2000・07
琉亜医交流協会会報 第13号	〃	〃	2001・08
平成13年度収蔵文書展 広島戦後の記録	広島県立文書館	広島県立文書館	2001・10
海洋博公式ガイドブック	沖縄国際海洋博覧会協会	沖縄国際海洋博覧会協会	1975・06
沖縄関係法規集覧1 法令編・資料編	沖縄開発庁	第一法規出版	1972・12
沖縄関係法規集覧2 法令編	〃	〃	1972・12
不思議によく効く薬草と治療法	金城 三郎	(財)金城報徳会	1982・07
世界週報 特集号：沖縄戦秘史 島田知事	浦崎 純	沖縄出版社	1951・12
八重山舞踊勤王流関係論考・資料集	記念誌編集委員会	祈念誌編集委員会	2001・07
琉譯琉歌集	平良 文太郎	平良 文太郎	1956・07
独立行政法人国立博物館・国立美術館 巡回展 かざりとかたち（図録）	京都国立博物館 他	京都国立博物館 他	2001・10
特別展 尚王家と琉球の美展（図録）	MOA美術館	MOA美術館	2001・10
赤瓦と芭蕉布とB円軍票	宜志 政信	ゆい出版	2001・08
博多港引揚資料目録	福岡市保健福祉局総務部	福岡市保健福祉局総務部	2001・01
神奈川大学評論 第39号	神奈川大学評論編集専門委員会	神奈川大学広報委員会	2001・07
神奈川大学評論 第40号	〃	〃	2001・11
言語文化研究紀要 第10号	琉球大学法文学部	琉球大学	2001・10
汲古 第38号	汲古書院	汲古書院	2000・12

書名	編著者	発行者	発行年月
平成12年度古文書資料目録6	福岡市総合博物館	福岡市総合博物館	2001・03
福岡市総合博物館研究紀要2号	〃	〃	2001・03
中国分省地図 1918年－1944年	凌雲書房編集部	凌雲書房	1981・02
福州十邑名祠大観	陳慶武	福建人民出版社	2000・02
長楽福湖鄭氏総譜	長楽市福湖鄭氏族譜編集理事会	長楽呉航旺発印廠	2000・08
選挙の記録 自昭和21年4月－至昭和49年7月	浦添市選挙管理委員会	浦添市選挙管理委員会	1975・07
選挙の記録 昭和21年～平成5年	〃	浦添市	1993・09
参議院議員通常選挙結果調 昭和52年7月10日実施	浦添市選挙管理委員会事務局	浦添市選挙管理委員会事務局	1977・08
選挙結果調 平成2年11月18日実施			
沖縄県知事選挙	浦添市選挙管理委員会	浦添市選挙管理委員会	1990・12
公民館創立20周年記念ヒヤ－ユイ！村おこしのびゆく浦添市（補充資料）	南風原町立津嘉山地区公民館	南風原町立津嘉山地区公民館	2001・02
未来の礎 ちむなさき	浦添市教育委員会指導室	浦添市教育委員会	1979・03
平成3年度 浦添市禁煙教育事業	ネクスス	(株)ダイキン工業	2000・02
平成4年度 浦添市禁煙教育事業	浦添市福祉部保健予防課	浦添市福祉部保健予防課	1992・03
平成元年度 浦添市の社会教育	〃	〃	1993・03
第3回浦添市子ども会発表大会	浦添市教育委員会社会教育課	浦添市教育委員会	1990・03
社会教育諸学級開設・運営の手びき	浦添市教育委員会	〃	1984・03
昭和58年度 実践のあゆみ	浦添市教育委員会社会教育課	〃	1992・03
浦添市の児童感想文集 第1集わらべ	西原 正次	浦添地域生徒指導研究推進協議会	1981・03
浦添市の児童感想文集 第2集わらべ	西平 守裕	浦添市教育委員会	1984・03
浦添市の児童感想文集 第3集わらべ	〃	〃	1985・03
昭和52年度 学級のあゆみ	〃	〃	1986・03
昭和56年度 学級のあゆみ	浦添市教育委員会社会教育課	〃	1978・
昭和57年度 学級のあゆみ	〃	〃	1982・03
昭和58年度 学級のあゆみ	〃	〃	1983・03
昭和6年度（第9号）学級のあゆみ	〃	〃	1984・03
一杯のコーヒーから	〃	〃	1986・03
第2回浦添市少年の船事業報告書	第一法規出版	浦添市役所	1990・09
浦添市電子計算組織量計画	浦添市青少年健全育成市民会議	浦添市青少年健全育成市民会議	1990・01
第1回浦添市少年の船事業報告書	浦添市企画調整室	浦添市企画調整室	
第12回浦添市社会教育研究大会集録	浦添市青少年健全育成市民会議	浦添市青少年健全育成市民会議	1989・03
産業総合研究 第4号	浦添市教育委員会	浦添市教育委員会	1987・02
南涛文学 第17号	沖縄国際大学産業総合研究所	沖縄国際大学産業総合研究所	1997・01
竹富町史 第11巻資料編・新聞集成Ⅳ	毛利 省三	南涛文学会	2001・12
大浜村誌	竹富町史編集委員会	竹富町役場	2001・03
那覇市立壺屋焼物博物館企画展	大浜村誌編集委員会	大浜村公民館	2001・12
掘り出された壺屋	那覇市立壺屋焼物博物館	那覇市立壺屋焼物博物館	2001・10

書名	編著者	発行者	発行年月
顕彰記念誌 宮城鐵夫先生	同顕彰記念誌編集委員会	同顕彰記念事業期成会	2001・10
ぶりでい子ども博物館 3	名護博物館	名護博物館	1990・02
ぶりでい子ども博物館 4	〃	〃	1991・03
ぶりでい子ども博物館 平成3年度	〃	〃	1992・03
ぶりでい子ども博物館 平成5年度	〃	〃	1994・03
ぶりでい子ども博物館 平成6年度	〃	〃	1995・03
ぶりでい子ども博物館 平成7年度	〃	〃	1996・03
汲古 第40号	汲古書院	汲古書院	2001・12
第4回文書資料新収蔵品展 郷土福岡の歴史（パンフレット）	福岡市総合図書館	福岡市総合図書館	2000・06
壺屋焼物博物館だより No.8	那覇市立壺屋焼物博物館	那覇市立壺屋焼物博物館	2001・11
民研通信 創刊号	琉球大学民俗研究クラブ	琉球大学民俗研究クラブ	2001・11
きよらさ No.33（浦添市美術館ニュース）	浦添市美術館	浦添市美術館	2002・01
ひろば 第13号（名桜大学附属図書館報）	名桜大学附属図書館	名桜大学附属図書館	2001・11
対米協ニュース 1号	沖縄地域ネットワーク	沖縄地域ネットワーク	1996・06
対米協ニュース 2号	〃	〃	1996・09
対米協ニュース 3号	〃	〃	1996・12
対米協ニュース 4号	〃	〃	1997・03
対米協ニュース 5号	〃	〃	1997・06
対米協ニュース 6号	〃	〃	1997・09
対米協ニュース 7号	〃	〃	1997・12
対米協ニュース 8号	〃	〃	1998・03
対米協ニュース 9号	〃	〃	1998・06
対米協ニュース 10号	〃	〃	1998・10
対米協ニュース 11号	〃	〃	1998・12
対米協ニュース 12号	〃	〃	1999・03
対米協ニュース 13号	〃	〃	1999・06
対米協ニュース 14号	〃	〃	1999・09
対米協ニュース 15号	〃	〃	1999・12
対米協ニュース 16号	〃	〃	2000・03
対米協ニュース 17号	〃	〃	2000・06
対米協ニュース 18号	〃	〃	2000・09
対米協ニュース 19号	〃	〃	2000・12
宜野湾市の教育（平成9年度）	宜野湾市教育委員会	宜野湾市教育委員会	1996・08
沖縄瓦斯株式会社三十年史	同記念事業実行委員会	沖縄瓦斯株式会社	1990・03
厚生協三十年のあゆみ	同記念誌編集委員会	沖縄県厚生事業協会	1987・08
沖縄県共済連20年史	(株)アドバイザー	沖縄県共催農業協同組合連合会	1994・12
沖縄県人名年鑑1992	橋本 直美	(株)ジンメイ	1991・11

書名	編著者	発行者	発行年月
大阪人権博物館紀要 第5号	大阪人権博物館	大阪人権博物館	2001・12
沖縄県市町村民所得 平成8年度	沖縄県企画開発部統計課	沖縄県統計協会	1999・03
首里城復元期成会会報 第15号	首里城復元期成会	呉屋 秀信	1995・07
首里城復元期成会会報 第20号	上江洲 安英	首里城復元期成会	2001・07
那覇文芸 あけもどろ5	那覇市文化協会文芸部会	那覇市文化協会文芸部会	1997・08
あじまあ5（名護博物館紀要）	名護博物館	名護博物館	1989・03
ぶりでい昭和59年度（名護博物館年報）	〃	〃	1985・08
こども博物館集録 平成2年度	沖縄市立郷土博物館	沖縄市立郷土博物館	1991・03
第24回浦添市議会定例会会議録 昭和53年	浦添市議会	浦添市議会	1978・
写真集 沖縄－失われた文化財と風俗－	那覇出版社編集部	那覇出版社	1984・09
くらしの豆知識 2001	国民生活センター	国民生活センター	2000・10
大会収録第20回浦添市社会教育学級大会	浦添市教育委員会	浦添市教育委員会	1993・11
浦添市青少年センター 平成3・4年のあゆみ	浦添市青少年センター	〃	1993・03
沖縄の美術 十五人集	沖縄教育出版編集部	沖縄教育出版	1982・04
沖縄キリスト教短期大学紀要 第30号	沖縄キリスト教短期大学	沖縄キリスト教短期大学	2001・12
激動の沖縄百年 新聞重要紙面 付図1枚	月刊沖縄社	(株)沖縄教育	1981・01
激動の沖縄百年1巻 新聞復刻版	〃	〃	1981・01
激動の沖縄百年2巻 新聞復刻版	〃	〃	1981・01
激動の沖縄百年3巻 新聞復刻版	〃	〃	1981・01
激動の沖縄百年4巻 月刊沖縄	〃	〃	1981・01
ダイジェスト復刻版（上）	〃	〃	1981・01
激動の沖縄百年4巻 月刊沖縄	〃	〃	1981・01
ダイジェスト復刻版（下）	〃	〃	1981・01
激動の沖縄百年5巻 雑誌復刻版	〃	〃	1981・01
激動の沖縄百年6巻 教科書復刻版	〃	〃	1981・01
統計うらそえ 第19号	浦添市企画部行政管理課	浦添市役所	1987・03
沖縄文庫2 沖縄庶民史	川平 朝申	月刊沖縄社	1974・05
情報公開・個人情報保護制度の運用状況（平成12年度）	浦添市総務部市政情報室	浦添市総務部市政情報室	1991・07
沖縄県の歴史（県史シリーズ47）	新里恵二・田港朝昭 他	山川出版社	1983・07
広島県立文書館だより No.19	広島県立文書館	広島県立文書館	2002・01
わが言動の書－沖縄への報告－	島清・兼次佐一	沖縄情報社	1970・10
沖縄県税二十年史	県税20年史編集委員会	沖縄県総務部税務課	1992・11
〔講座道教〕第6巻 アジア諸地域と道教	野口鐵郎 代表	(株)雄山閣	1992・10
琉球歴史夜話－琉球歴史の裏面を解明する－	源 武雄	文教出版	1971・11
びぶりお No.133（琉球大学附属図書館報）	琉球大学附属図書館	琉球大学附属図書館	2002・01
琉球王国評定所文書 補遺別巻	琉球王国評定所文書編集委員会	浦添市教育委員会	2002・03
カラー 続沖縄の歴史	佐久田 繁	月刊沖縄社	1973・07
舞踊における美への視点	金城 光子	九州大学出版会	1988・05

書名	編著者	発行者	発行年月
琉球文学発想論	嘉味田 宗栄	星印刷出版部	1968・02
自立への胎動ー沖縄経済の活路をさぐるー	琉球新報社	新報出版	1978・03
現代琉球孤詩選集 No.4 1996年版	赤嶺 盛勝	現代琉球孤詩選の会	1997・01
子どもが見つけた身近なまち景観 ー新しい都市・住環境教育の試みー	池田 孝之	琉球大学教養部都市 計画研究室	1987・04
沖縄の地理ー島の自然と生活ー	中山満・堂前亮平	新星図書出版	1983・04
民俗文化 第459号	菅沼 晃次郎	滋賀民俗学会	2001・12
民俗文化 第460号	〃	〃	2002・01
守礼の光 7月号	「守礼の光」編集部	琉球列島高等弁務官府	1963・07
王陵・浦添ようどれと当山東原遺跡 現場見学会（説明資料綴）	浦添市教育委員会文化課	浦添市教育委員会	2002・01
10年のあゆみ	第11管区海上保安本部	第11管区海上保安本部	1982・05
二十年のあゆみ	嘉島 忠男	浦添ロータリークラブ	1987・04
第1回浦添市立中央公民館まつり	浦添市教育委員会	浦添市教育委員会	1987・03
沖縄県婦人連合会30年のあゆみ	若夏社	沖縄県婦人連合会	1981・05
沖縄県史研究叢書13 南洋開拓拾年誌（影印本）	沖縄県公文書館史料編集室	沖縄県教育委員会	2002・02
うるまの灯 沖縄の電力事業史	古堅 哲	(社)日本電気協会	1980・03
創立二十五周年記念誌	亀谷 ウト 他	琉球箏曲保存会	1981・11
町議会45年のあゆみ	与那原町議会史編集委員会	与那原町議会	1995・02
育英会二十五年のあゆみ	(財)沖縄県育英会	(財)沖縄県育英会	1978・03
ろう児との出会い 「追つけ・追い越せ」を会い言葉に	宮里 孝三	宮里 孝三	1995・03
さつま人名の歴史	稲葉 行雄	稲葉 行雄	1981・12
環らぬ人とともに 道を拓くー蘇る進貢使路ー	若夏社	(財)沖縄県遺族連合会	1982・02
中国大陸3000キロ踏査行報告書	同実行委員会	同実行委員会	1993・03
琉大風土記 開学40年の足跡	沖縄タイムス社	沖縄タイムス社	1990・06
徳島県立文書館年報 第4号（平成12年度）	徳島県立文書館	徳島県立文書館	2001・06
外交フォーラム3 ー香港返還5周年ー国二制度のゆくえ	伊藤 美佐子	(株)都市出版	2002・03
世界とびある記	大城 眞順	大城眞順後援会	1995・06
浦添市新年祝賀会名簿 平成14年度	同祝賀会実行委員会	同祝賀会実行委員会	2002・01
沖縄県ミバエ根絶記念誌	沖縄県農林水産部	沖縄県農林水産部	1994・01
沖縄染色研究会通信 vol.23	沖縄染色研究会	沖縄染色研究会	2000・02
平良市総合博物館年報 No.8（平成9年度）	平良市総合博物館	平良市総合博物館	1998・03
平良市総合博物館年報 No.11（平成12年度）	平良市総合博物館	平良市総合博物館	2001・11
新聞で伝える東村 vol.5 平成8～平成9	東村役場企画課	東村役場	2001・03
大里村真境名丘陵動植物調査	大里村教育委員会	大里村教育委員会	1997・05

書名	編著者	発行者	発行年月
南島の古代文化	国分直一・佐々木高明	毎日新聞社	1973・11
保護20年のあゆみ（婦人相談所開所20周年記念誌）	沖縄県婦人相談所	沖縄県婦人相談所	1993・04
沖縄自身との対話 徳田球一伝（タイムス選書11）	牧港 篤三	沖縄タイムス社	1980・11
近代沖縄の教育	安里 彦紀	三一書房	1983・02
沖縄県労働史 第3巻	沖縄県商工労働部	沖縄県	2001・03
沖縄県労働史 第4巻	〃	〃	1999・03
沖縄県労働史 第5巻	〃	〃	1997・03
南海の邪馬台国－検証された海上御の道－	木村 政昭	徳間書店	1992・02
西原町史 第6巻・資料編5 西原の移民体験	西原町史編集委員会	西原町教育委員会	2001・10
西原町史 第6巻 附録	〃	〃	2001・10
西原町の移民概要（英文）	〃	西原町役場	2001・10
歴代宝案 訳注本 第13冊（第2集巻174～189）	沖縄県公文書館史料編集室	沖縄県教育委員会	2002・03
空から見た昔の沖縄			
沖縄県史ビジュアル版10・近代3	〃	〃	2002・02
浦添ようどれⅠ 石積遺構編（付図1枚）	浦添市教育委員会文化課	浦添市教育委員会	2001・03
沖縄大学地域研究所所報 No.25	沖縄大学地域研究所	沖縄大学地域研究所	2002・02
沖縄大学地域研究所所報 No.26	〃	〃	2002・02
沖縄における台湾引揚者の生活史			
－1999年度社会学習実習Ⅰ・Ⅱ報告書－	琉球大学法文学部社会学専攻	琉球大学法文学部	2002・02
地域総合研究 第29巻第2号	鹿児島国際大学附属 地域総合研究所	鹿児島国際大学附属 地域総合研究所	2002・03
うるし七彩 並木恒延作品集	並木 恒延	並木 恒延	2000・04
沖縄地区税関二十年史	同二十年史編纂委員会	沖縄地区税関	1992・11
大分県公文書館だより 第9号	大分県公文書館	大分県公文書館	2002・02
沖縄県史だより 第11号	沖縄県公文書館史料編集室	沖縄県公文書館	2001・12
ARCHIVES No.12（沖縄県立公文書館だより）	〃	〃	2000・07
ARCHIVES No.15（沖縄県立公文書館だより）	〃	〃	2001・07
ARCHIVES No.16（沖縄県立公文書館だより）	〃	〃	2001・10
ARCHIVES No.17（沖縄県立公文書館だより）	〃	〃	2002・02
沖縄県史 資料編14・現代2			
琉球列島の軍政 1945～1950（和訳編）	〃	沖縄県教育委員会	2002・02
旧南洋群島と沖縄県人－テニアン－			
沖縄県史ビジュアル版9・近代2	〃	〃	2002・02
文書館だより 第18号（徳島県立文書館）	徳島県立文書館	徳島県立文書館	2002・02
第23回資料紹介展 阿波の古文書パート2			
訴状・裁判文書（展示パンフ）	〃	〃	2002・02
琉球王国に関する西欧人の記録(1)			
（『國學院法學』39巻第1号抜刷）	山下 重一	國學院大学	2001・09

書名	編著者	発行者	発行年月
琉球王国に関する西欧人の記録(2) (『國學院法學』39巻第2号抜刷)	山下 重一	國學院大学	2001・12
琉球王国に関する西欧人の記録(3) (『國學院法學』39号第3巻抜刷)	〃	〃	2002・01
琉球王国に関する西欧人の記録(4)・完 (『國學院法學』39号第4号抜刷)	〃	〃	2002・03
ゴービスの『琉球諸島に関する覚書』(1758年) について(『南島史学』57・58合併号抜刷)	〃	〃	2001・12
学術シンポジウム 佐賀藩と明治国家 (『國學院法學』39巻第3号抜刷)	〃	〃	2002・01
沖縄文化研究 28	法政大学沖縄文化研究所	法政大学沖縄文化研究所	2002・03
琉球往復文書及関連史料(三)(沖縄研究資料19)	〃	〃	2002・03
琉球の方言 26(2001年度)	〃	〃	2002・03
平成13年度中学生平和交流団報告書	浦添市企画部国際交流課	浦添市	2002・03
平成13年度浦添市南米移住者子弟技術 研修生受入事業報告書	〃	〃	2002・03
沖縄の米軍及び自衛隊基地(統計資料集)	沖縄県総務部知事公室	沖縄県総務部知事公室	2002・03
民俗文化 第461号	菅沼 晃次郎	滋賀民俗学会	2002・02
民俗文化 第462号	〃	〃	2002・03
壺屋焼物博物館年報 平成3年度	那覇市立壺屋焼物博物館	那覇市立壺屋焼物博物館	2002・01
『歴代宝案』訳注本第13冊語注一覧表	沖縄県公文書館史料編集室	沖縄県公文書館史料編集室	2002・03
那覇市世界遺産俳句・琉歌大賞 全国コンテスト応募作品集	那覇市教育委員会生涯学習部	那覇市教育委員会	2002・02
平和の礎 海外引揚者が語り継ぐ労苦Ⅺ	平和祈念事業特別基金	平和祈念事業特別基金	2002・03
平和の礎 軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦Ⅺ	〃	〃	2002・03
平和の礎 シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦Ⅺ	〃	〃	2002・03
法政大学沖縄文化研究所所報 第51号	法政大学沖縄文化研究所	法政大学沖縄文化研究所	2001・01
平成11年度浦添市禁煙教育事業	浦添市福祉保健部	浦添市福祉保健部	2000・03
平成12年度浦添市禁煙教育事業	〃	〃	2001・03
平成13年度浦添市禁煙教育事業	〃	〃	2002・03
八重山、竹富町調査報告書(3) (地域研究シリーズ No.29)	沖縄国際大学南島文化研究所	沖縄国際大学南島文化研究所	2001・03
大阪教育大学地理教育研究紀要 3	大阪教育大学地理学会	大阪教育大学地理学会	1994・06
兵庫のしおり 4	兵庫県県政資料館	兵庫県	2002・03
市原市中野 大室家・中村(信)家 文書目録(収蔵文書目録第15集)	千葉県文書館	千葉県文書館	2002・03
守礼の光 83号	守礼の光編集部	琉球列島米国高等弁務官府	1965・12
守礼の光 85号	〃	〃	1966・

書名	編著者	発行者	発行年月
守礼の光 88号	守礼の光編集部	琉球列島米国高等弁務官府	1966・
守礼の光 89号	〃	〃	1966・
守礼の光 92号	〃	〃	1966・
守礼の光 94号	〃	〃	1966・
守礼の光 95号	〃	〃	
守礼の光 96号	〃	〃	
守礼の光 98号	〃	〃	1967・
守礼の光 99号	〃	〃	1967・
守礼の光 100号	〃	〃	1967・
守礼の光 101号	〃	〃	1967・
守礼の光 102号	〃	〃	1967・
守礼の光 103号	〃	〃	1967・
守礼の光 104号	〃	〃	1967・
守礼の光 105号	〃	〃	1967・
守礼の光 106号	〃	〃	1967・
守礼の光 107号	〃	〃	1967・
守礼の光 109号	〃	〃	1967・
守礼の光 110号	〃	〃	1967・
守礼の光 111号	〃	〃	1968・
守礼の光 112号	〃	〃	1968・
守礼の光 115号	〃	〃	1968・
守礼の光 116号	〃	〃	1968・
守礼の光 117号	〃	〃	1968
守礼の光 118号	〃	〃	1968・
守礼の光 120号	〃	〃	1969・01
守礼の光 122号	〃	〃	1969・03
守礼の光 沖縄返還特別号	〃	〃	1970・
柳川地名調査報告書 （柳川歴史資料集成 第5集）	柳川市史編集委員会	柳川市	2002・03
沖縄キリスト教短期大学キリスト教 関係所蔵目録（1978年2月現在）	沖縄キリスト教短期 大学図書館	沖縄キリスト教短期 大学図書館	1978・12
日本島嶼学会大東諸島特別大会 講演・研究報告要旨（簡易製本）	日本島嶼学会	日本島嶼学会	2000・06
沖縄教育研究 第9号	沖縄教育学会紀要編集委員会	沖縄教育学会	2002・03
琉球・沖縄の衣生活概観－仲里村伝世の 写真を中心に－（仲里村史第6巻抜刷）	植木 ちか子	仲里村役場	2000・03
研究紀要 凱風 創刊号	名護高等学校研究紀要編集委員会	名護高等学校	1990・03
研究紀要 凱風 第2号	〃	〃	1991・03

書名	編著者	発行者	発行年月
研究紀要 凱風 第3号	名護高等学校研究紀要編集委員会	名護高等学校	1992・03
南島文化研究所所報 第48号	沖縄国際大学南島文化研究所	沖縄国際大学南島文化研究所	2001・12
第6回昔の教科書展－地理の巻－ 各時代の教科書に見る地域の取り上げ方	大阪教育大学附属図書館	大阪教育大学附属図書館	2001・11
黎明館常設展示解説図録	鹿児島県歴史資料センター黎明館	鹿児島県	1999・03
八重山の床の間の香炉について (「日本東洋文化論集」第8号抜刷)	山里 純一	琉球大学法文学部	2002・03
石垣市立八重山博物館紀要 第3号	石垣市立八重山博物館	石垣市立八重山博物館	1983・03
石垣市立八重山博物館紀要 第4号(複写)	〃	〃	1985・03
石垣市立八重山博物館紀要 第5号	〃	〃	1986・03
石垣市立八重山博物館紀要 第6号	〃	〃	1987・03
石垣市立八重山博物館紀要 第7号	〃	〃	1988・03
石垣市立八重山博物館紀要 第8号	〃	〃	1989・03
石垣市立八重山博物館紀要 第9号	〃	〃	1990・03
石垣市立八重山博物館紀要 第10号	〃	〃	1992・03
石垣市立八重山博物館紀要 第11号(複写)	〃	〃	1993・03
石垣市立八重山博物館紀要 第12号	〃	〃	1994・03
石垣市立八重山博物館紀要 第13号	〃	〃	1995・03
石垣市立八重山博物館紀要 第18号	〃	〃	2001・03
沖縄における教育の課題 (沖縄国際大学公開講座11)	沖縄国際大学公開講座委員会	沖縄国際大学公開講座委員会	2002・02
情報革命の時代と地域 (沖縄国際大学公開講座10)	〃	〃	2001・03
タクラマカン砂漠と住民生活 (沖縄国際大学ブックレットNo.8)	澤田 裕之	〃	2001・03
21世紀・社会福祉の展望 (沖縄国際大学ブックレットNo.7)	大橋 謙策	〃	2001・03
年報 中世史研究 第12号	中世史研究会編集委員会	中世史研究会	1987・07
沖縄県立博物館紀要 第28号	沖縄県立博物館	沖縄県立博物館	2002・03
きよらさ No.34(浦添市美術館ニュース)	浦添市美術館	浦添市美術館	2002・04
ARCHIVES No.18(沖縄県公文書館だより)	沖縄県公文書館	沖縄県公文書館	2002・03
館報 南十字星 第33号	沖縄大学図書館	沖縄大学図書館	2001・12
館報 南十字星 第34号	〃	〃	2002・04
北谷村海外引揚移民名簿－戦前期－ (北谷町史編集資料11)	北谷町史編集事務局	北谷町史編集事務局	2002・03
沖縄大学地域研究所年報 No.16	沖縄大学地域研究所	沖縄大学地域研究所	2002・03
読谷村史 第5巻資料編4・戦時記録 上巻	読谷村史編集委員会	読谷村役場	2002・03

書名	編著者	発行者	発行年月
読谷山村の各字戦時概況図及び 屋号一覧表（読谷村史第5巻附録）	読谷村史編集委員会	読谷村役場	2002・03
読谷村史 第五巻資料編4・戦時記録 上巻 CD-ROM	〃	〃	2002・03
人間関係学部紀要 6号	和光大学人間関係学部	和光大学人間関係学部	2002・03
東西南北2002（和光大学総合文化研究所年報） エスキス2002	和光大学総合文化研究所	和光大学総合文化研究所 和光大学表現学部・	2002・03
（和光大学表現学部・人間関係学部紀要別冊） あじまあ（名護博物館紀要10）	天野 みどり 他 名護博物館	人間関係学部 名護博物館	2002・03 2002・03
第18回名護博物館企画展 骨格展	〃	〃	2001・12
平成13年度 ぶりでい子ども博物館	〃	〃	2002・03
鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書1	鹿児島県歴史資料センター 黎明館	鹿児島県歴史資料センター 黎明館	2002・03
鹿児島県史料 旧記雑録拾遺・家わけ9	〃	〃	2002・03
竹富町史だより 第21号	竹富町史編集室	竹富町史編集室	2002・03
占領地の教育・文化に関する国際会議『那覇市史』 資料篇第3巻2・戦後の社会・文化1 関連資料	那覇市市民文化部歴史資料室	那覇市	2002・03
那覇市史 戦後の社会・文化1 ぎのわん自然ガイド	〃	〃	2002・03
『宜野湾市史』第9巻資料編8 自然・解説編 三人の元日本兵と沖縄・渡邊憲央氏寄贈	宜野湾市教育委員会文化課	宜野湾市教育委員会文化課	2002・03
「私の中の沖縄」パネル写真集 琉球大学法文学部人間科学科紀要	読谷村史編集室	読谷村役場	2002・03
人間科学 第9号	琉球大学法文学部人間科学科	琉球大学法文学部	2002・03
沖縄芸術の科学 第12号	沖縄県立芸術大学 附属研究所	沖縄県立芸術大学 附属研究所	2000・03
沖縄県立芸術大学附属研究所紀要 沖縄芸術の科学 第13号	〃	〃	2001・03
沖縄大学人文学部紀要 第3号	沖縄大学人文学部紀要編集委員会	沖縄大学人文学部	2002・03
沖縄大学法経学部紀要 第2号	沖縄大学法経学部	沖縄大学法経学部	2002・03
汲古 第34号	古典研究会	汲古書院	1999・01
地方史研究196 第10巻4号	地方史研究協議会	地方史研究協議会	1985・08
日本東洋文化論集 第8号			
琉球大学法文学部紀要	琉球大学法文学部	琉球大学法文学部	2002・03
記録遺産をのこす一天草に文書館を－	安藤 正人	城川町史談会	2002・03
浦添市美術館紀要 第11号	浦添市美術館	浦添市美術館	2002・03
平成12年度 浦添市美術館年報	〃	〃	2002・03
神奈川大学評論41	神奈川大学評論編集専門委員会	神奈川大学広報委員会	2002・03

書名	編著者	発行者	発行年月
壺屋焼物博物館紀要 第3号	那覇市立壺屋焼物博物館	那覇市立壺屋焼物博物館	2002・03
平成13年度出前こども博物館報告書	〃	〃	2002・03
キリスト教文化研究年報 民族と宗教 第35号	菊池 勇夫	宮城学院女子大学	2002・03
沖縄県警察史 第3巻（昭和後編）	沖縄県警察史編さん委員会	警察本部	2002・03
沖縄染色研究会通信 Vol.24	沖縄染色研究会	沖縄染色研究会	2002・05
グスク探訪ガイド			
沖縄・奄美の歴史文化遺産〔城・グスク〕	名嘉 正八郎	ボーダーインク	2002・05
鹿児島民俗 No.120	鹿児島民俗編集委員会	鹿児島民俗学会	2001・10
浦添市土地分類調査報告書 附録CD-ROM	浦添市企画部企画課	浦添市	2000・03
生活文化研究所年報 第15輯	横山 學	ノートルダム清心女子 大学生活文化研究所	2002・03
「北海道二級町村制」についての考察 （「史料館研究紀要」第26号抜刷）	鈴江 英一	北海道立史料館	1995・03
民俗文化 第463号	菅沼 晃次郎	滋賀民俗学会	2002・04
民俗文化 第464号	〃	〃	2002・05
砂川村のナーバイ祭祀調査報告			
城辺町史資料 No.1	城辺町史編集委員会	城辺町教育委員会	1996・03
南洋開拓拾年（影印本）			
沖縄県史研究叢書13	沖縄県公文書館史料編集室	沖縄県教育委員会	2001・02
柳川古文書館年報（第2集）平成13年度	柳川古文書館	柳川古文書館	2002・03
安東省菴集 影印編Ⅰ			
柳川文化資料集成 第2集	〃	〃	2002・03
さいたま市新聞記事目録 平成12年度	さいたま市総務部市政情報課	さいたま市	2002・03
旧農民講道史料調査報告（上）			
さいたま市史調査報告書第1集	〃	〃	2002・03
旧農民講道館史料調査報告（下）			
さいたま市史調査報告書第1集	〃	〃	2002・03
さいたま市史料叢書1 検地帳編1	〃	〃	2002・03
横武通俗史・東区青年沿革史・漫画漫文			
宮古伝説お伽噺集全（城辺町史料3）	城辺町史編集委員会	城辺町教育委員会	1999・03
砂川古今記（城辺町史資料4）	池村 好雄	〃	2001・03
ぐすくべを訪ねる 史跡・記念碑・御嶽・井戸	城辺町教育委員会	〃	2002・03
うみがめの故郷ぐすくべ ウミガメ調査報告書	〃	〃	2000・03
第40回特別企画展 海上交通と船の模型展			
一王府時代の航海記録を中心に一	平良市教育委員会	平良市総合博物館	2001・08
第8回講演とシンポジウム「保良の神・人・自然」	宮古島の神と森を考える会	保良自治会	2001・12
豊見城村史だより 第7号	豊見城村教育委員会	豊見城村教育委員会	2002・03
「八重芸」年報 第4号	山里 純一	琉球大学八重山芸能研究会	2001・03

書名	編著者	発行者	発行年月
「八重芸」年報 第5号	山里 純一	琉球大学八重山芸能研究会	
仲宗根政善 浄魂を抱いた生涯			
平成13年度ひめゆり平和祈念資料館企画展	ひめゆり平和祈念資料館	ひめゆり平和祈念資料館	2002・03
史料編集室紀要 第27号	沖縄県公文書館史料編集室	沖縄県教育委員会	2002・03
那覇市教育史 通史編	那覇市立教育研究所	那覇市教育委員会	2002・03
久米島自然文化センター紀要 第2号	久米島自然文化センター	久米島自然文化センター	2002・03
日中国交正常化30周年記念			
黄金の輝き展 北京故宫博物院所蔵	岡山県立博物館	沖縄展・宮崎展・福岡展主催者	2002・04
沖縄民俗研究 第20号	沖縄民俗学会	沖縄民俗学会	2001・05
沖縄文化93（第37巻1号）	「沖縄文化」編集所	沖縄文化協会	2002・05
沖縄県史だより 第11号	沖縄県公文書館史料編集室	沖縄県公文書館史料編集室	2001・12
南島考古 No19	沖縄考古学会	沖縄考古学会	2000・06
沖縄国際大学 外国語研究 第5巻第3号	沖縄国際大学外国語学会	沖縄国際大学外国語学会	2002・03
第50回婦人大会	(社)沖縄県婦人連合会	(社)沖縄県婦人連合会	2000・10
第41回企画展 宮原昌茂展	平良市総合博物館	平良市総合博物館	2002・02
第28回平良市総合文化祭	平良市文化協会	平良市教育委員会	2001・05
第11回生涯学習フェスティバル	平良市教育委員会	〃	2001・10
家譜にみる書道関係資料（B4判2枚）	屋部 憲次郎	屋部 憲次郎	2002・04
本渡市立天草アーカイブズ開館記念誌	本渡市立天草アーカイブズ	本渡市教育委員会	200・04
研究紀要 第35号	滋賀大学経済学部附属史料館	滋賀大学経済学部附属史料館	2002・03
表現学部紀要 02・2001	和光大学表現学部	和光大学表現学部	2002・03
資料に見る沖縄の歴史			
（日本復帰30周年記念特別展）	沖縄県公文書館	沖縄県	2002・04
長崎街道 鎖国下の異文化情報路	丸山 雍成	日本放送出版協会	2001・05
地域産業油論叢 第1集	沖縄国際大学大学院	沖縄国際大学大学院	
	地域産業研究科	地域産業研究科	2002・03
名桜大学調査報告書 平成12年度	名桜大学	名桜大学	2001・03
沖縄研究ノート11	《共同研究》南島に	宮城学院女子大学	
	おける民族と宗教	キリスト教文化研究所	2002・03
感感想文集 ひめゆり 第13号	ひめゆり平和祈念資料館	ひめゆり平和祈念資料館	2002・06
館報 ひめゆり平和祈念資料館 第13号	〃	〃	2002・05
久米島自然文化センター紀要 第2号	久米島自然文化センター	久米島自然文化センター	2002・03
うらそえ文芸 第7号	「うらそえ文芸」編集委員会	浦添市文化協会事務局	2002・05
沖縄県公文書館年報 第3号 平成12年度	沖縄県公文書館	沖縄県公文書館	2001・12
沖縄県公文書館研究紀要 第4号	〃	〃	2002・03
宜野座村立博物館 館報 第8号	宜野座村立博物館	宜野座村立博物館	2002・03
ガラマン8 宜野座村立博物館紀要	〃	〃	2002・03
南島文化 第23号	沖縄国際大学南島文化研究所	沖縄国際大学南島文化研究所	2001・03

書 名	編 著 者	発 行 者	発行年月
沖縄県史 資料編13 硫黄島島 自然環境 1	沖縄県公文書館史料編集室	沖縄県公文書館史料編集室	2002・03
沖縄県史 資料編15 近代 4			
旧南洋群島関係写真資料 (上)	〃	〃	2002・03
沖縄県史 資料編15 近代 4			
旧南洋群島関係写真資料 (下)	〃	〃	2002・03
諸国叢書 第17輯	成城大学民俗学研究所	成城大学民俗学研究所	2001・10
諸国叢書 第18輯	〃	〃	2002・06
民俗学研究所紀要 第26集	〃	〃	2002・03
民俗学研究所ニュース No.55	松崎 憲三	〃	2002・01
民俗学研究所ニュース No.56	〃	〃	2002・04
鎌倉芳太郎資料集 第1集	沖縄県立芸術大学附属研究所	沖縄県立芸術大学附属研究所	2002・03
沖縄諸島の弥生時代並行期			
2002年度沖縄考古学会研究発表	沖縄考古学会	沖縄考古学会	2002・06
藤沢市文書館紀要24	藤沢市文書館	藤沢市文書館	2001・11
名桜大学総合研究 No.4	名桜大学総合研究所	名桜大学総合研究所	2002・03
琉球大学経済研究 第63号	琉球大学法学部	琉球大学法学部	2002・03
普及啓発セミナー報告書 平成13年度	(財)アイヌ文化振興・研究推進機構	(財)アイヌ文化振興・研究機構	2002・03
普及啓発講演会報告集 平成13年度	〃	〃	2002・03
ひめゆり平和祈念資料館だより 第29号	ひめゆり平和祈念資料館	ひめゆり平和祈念資料館	2002・05
上江州・興世永家文書に見る美濃氏一流の職務変遷－勤書の検討を中心に－ (抜刷)	下郡 剛	久米島自然文化センター	2002・03
久留米大学文学部研究者一覧研究教育活動	久留米大学文学部	久留米大学文学部	2002・04
第8回沖縄県立埋蔵文化財センター文化講座	沖縄県立埋蔵文化財センター	沖縄県立埋蔵文化財センター	2002・06
サンゴ質津波堆積物の年代からみた琉球列島南部			
周辺海域における後期完新世の津波圧政時期 (抜刷)	河名俊男・中田高	東京地学協会	2002・05
移入動物に関する研究 (対米協助成シリーズNo.14)	名桜大学総合研究所	名桜大学総合研究所	2002・05
汲古 第41号	汲古書院	汲古書院	2002・06
黎明館調査研究報告 第15集	鹿児島県歴史資料センター黎明館	鹿児島県歴史資料センター黎明館	2002・03
鹿児島県歴史資料センター黎明館			
年報 平成12年度	〃	〃	2002・01
黎明館だより 黎明 Vol.20 No.1	〃	〃	2002・06
大阪人権博物館年報 No.11 2001年度	大阪人権博物館	大阪人権博物館	2002・07
第1回全島旗頭フェスティバル	全島旗頭フェスティバル実行委員会	全島旗頭フェスィバル実行委員会	2001・11
江戸時代の税－年貢－展 (展示図録)	税務大学校租税史料館	税務大学校租税史料館	2002・03
江戸時代の村と税 (展示図録)	〃	〃	2002・03

書名	編著者	発行者	発行年月
租税史料目録 明治後期編	税務大学校租税史料館	税務大学校租税史料館	2002・03
市史編さんだより 都城地域史研究第8号	都城市立図書館市史編さん係	宮崎県都城市	2002・03
沖縄の女性祭司の世界	高梨 一美	東横学園女子短期大学	2002・03
私が出会ったムーダンたち (A4判13枚)	〃	〃	2002・03
おもろみひやし考ーオモロの芸能的研究 (A4判9枚)	〃	芸能学会	2002・03
広島県立文書館だより No.20	広島県立文書館	広島県立文書館	2002・07
琉球王国時代における硫磺島鳥史の諸相 (抜刷)	豊見山 和行	沖縄県教育委員会	2002・03
沖縄染色研究会通信 Vol.25	沖縄染色研究会	沖縄染色研究会	2002・07
首里城復元期成会会報 第21号	首里城復元期成会	首里城復元期成会	2002・07
琉球王国評定所文書刊行事業完了記念 シンポジウム報告書	浦添市立図書館	浦添市教育委員会	2002・07
浦添原遺跡・龍福寺跡・浦添番所跡	浦添市教育委員会文化課	〃	2002・03
ギネス認定世界一の大綱 那覇大綱挽	那覇大綱挽保存会	那覇大綱挽保存会	2002・
民研通信 第3号 (琉球大学民俗研究クラブ会報)	琉球大学民俗研究クラブ	琉球大学民俗研究クラブ	2002・05
異郷・倫理としての沖縄 (抜刷)	末次 智	四條畷学園短期大学	2002・05
日本歌謡研究 第31号	日本歌謡学会	日本歌謡学会	1991・12
日本歌謡研究 第35号	〃	〃	1995・12
日本歌謡研究 第36号	〃	〃	1996・12
日本歌謡研究 第40号	〃	〃	2000・12
二つのミロク歌 (A4判10枚)	末次 智	〃	2001・12
第4回沖縄研究国際シンポジウム 世界に拓く沖縄研究	同実行委員会事務局	同実行委員会	2002・03
奄美郷土研究会報 第38号	奄美郷土研究会	奄美郷土研究会	2002・05
沖縄県議会史 第17巻資料編14・立法院Ⅰ	沖縄県議会事務局	沖縄県議会	2001・03
本部町史 資料編3・新聞集成	本部町史編集委員会	本部町	2001・12
本部町史 資料編4・新聞集成	〃	〃	2001・12
北の平泉・南の琉球 (日本の中世5)	入間田宣夫・豊見山和行	中央公論新社	2002・07
私のジョン万次郎ー子孫が明かす漂流の真実	中浜 博	(株)小学館	1994・10
神奈川県立公文書館紀要 創刊号	神奈川県立公文書館	神奈川県立公文書館	1997・11
神奈川県立公文書館規定集	〃	〃	2000・02
清代琉球関係档案史料和訳目録	沖縄県公文書館	沖縄県公文書館	2002・03
読谷村立歴史民俗資料館紀要 第26号	読谷村立歴史民俗資料館	読谷村立歴史民俗資料館	2002・03
読谷村立歴史民俗資料館年報 第27号	〃	〃	2002・08
中国海洋発展史論文集 (第7輯・上冊)	湯 熙勇	中央研究院中山人文 社会科学研究所	1999・03
中国海洋発展史論文集 (第7輯・下冊)	〃	〃	1999・03
中国海洋発展史論文集 (第8輯)	朱 徳蘭	〃	2002・05

書名	編著者	発行者	発行年月
内国大庫档案史料一覧・軍機処档案件			
史料一覧（A4判21枚）	中央院研究所・台北故宫博物館	中央院研究所・台北故宫博物館	2002・08
中央院歴史言語研究所所蔵明清史料			
内国大庫档案（A4判316枚）	中央院歴史言語研究所	中央院歴史言語研究所	2002・08
『ジャパン・ガゼット』論説の琉球処分			
批判と井上毅の反論（抜刷）	山下 重一	國學院法学部	2002・07
民研通信 第4号（琉球大学民俗クラブ会報）	琉球大学民俗研究クラブ	琉球大学民俗研究クラブ	2002・08
琉球医交流協会会報 第14号	琉球・アジア太平洋医学交流会	琉球・アジア太平洋医学交流会	2002・08
沖縄国際大学日本語日本文学研究 第6巻第1号	沖縄国際大学文学部	沖縄国際大学文学部	2001・02
沖縄法学 第31号	沖縄国際大学法学会	沖縄国際大学法学会	2002・03
沖縄国際大学総合学術研究紀要 第5巻第1号	沖縄国際大学総合学術学会	沖縄国際大学総合学術学会	2001・10
沖縄国際大学社会文化研究 第5巻第1号	沖縄国際大学社会文化学会	沖縄国際大学社会文化学会	2001・12
沖縄国際大学外国語研究 第5巻第3号	沖縄国際大学外国語学会	沖縄国際大学外国語学会	2002・03
商経論集 第30巻第1号	沖縄国際大学商経学部	沖縄国際大学商経学部	2001・08
ひめゆり平和祈念資料館一開館とその後の歩み	（財）沖縄県女師・一高女 ひめゆり同窓会	（財）沖縄県女師・一高女 ひめゆり同窓会	2002・08
民俗文化 第465号	菅沼 晃次郎	滋賀民俗学会	2002・06
民俗文化 第466号	〃	〃	2002・07
民俗文化 第467号	〃	〃	2002・08
浦添ようどれ墓室見学会（見学会資料）	浦添市教育委員会文化課	浦添市教育委員会	2002・08
現代宗教 2002	（財）国際宗教研究所	東京堂出版	2002・04

〔寄贈者一覧（個人・団体）〕（順不同）

サン印刷 琉球大学附属図書館 上野村教育委員会 前田小学校 （財）沖縄県産業振興公社福州事務所
 神森中学校 沢岬小学校 広島県立文書館 平良市総合博物館 ミュージアム知覧 徳島県立文書館
 浦添市民憲章推進協議会 浦添市総務部市政情報室 東村役場 琉球大学法文学部人間学科民俗研究室
 読谷村立歴史民俗資料館 琉球新報社 彫刻研究会 南風原町議会 （社）沖縄建築士会 泰雲堂書店
 浦添市美術館 沖縄県埋蔵文化財センター 宜野座村立博物館 神奈川県立公文書館 滋賀民俗学会
 九州大学九州文化史研究所 久米島自然文化センター 法政大学沖縄文化研究所 沖縄国際大学広報課
 （社）沖縄県対米請求権事業協会 浦西中学校 神森小学校 琉球大学文学部 琉球アジア社会文化研究会
 成城大学民俗研究所 宜野湾市商工会 城辺町企画振興課 豊見城村総務部 読谷村役場総務企画部
 与那城町総務部 伊江村役場総務課 下地町役場企画課 沖縄県平和祈念資料館 竹富町観光協会
 那覇市経済文化部観光課 沖縄観光コンベンションビューロー 沖縄染色研究会 外務省外交史料館
 宜野湾市広報公聴課 琉球・アジア太平洋医学交流協会 浦添市立中央公民館 沖縄国際海洋博覧会協会
 埼玉県立文書館 沖縄経済学会 防衛施設庁施設部 沖縄国際大学南島文化研究所 沖縄県公文書館
 沖縄開発庁 八重山舞踊勤王流記念碑建立記念誌編集委員会 沖縄大学地域研究所 第11管区海上保安部
 第3回世界ウチナンチュ大会沖縄県大会実行委員会事務局 沖縄出版社 MOA美術館 京都国立博物館

鹿児島県歴史資料センター黎明館 神奈川大学評論編集委員会 琉球放送 凌雲書房 浦添市福祉部
福岡市総合博物館 琉球大学文学部国際言語学科欧米系 汲古書院 浦添市青少年健全育成市民会議
福岡市保健福祉局総務部地域福祉課 南風原町立津嘉山地区公民館 浦添市教育委員会社会教育諸学級
浦添市教育委員会指導室 浦添市教育委員会社会教育課 浦添市企画調整室 浦添市選挙管理委員会
沖縄国際大学産業総合研究所 名護博物館 那覇市立壺屋焼物博物館 伊是名村役場 勝連町役場
南涛文学会 琉球大学民俗クラブ 浦添地域生徒指導研究推進協議会 宮城鐵夫顕彰記念事業期成会
竹富町史編集室 大浜村誌編集委員会 名桜大学附属図書館 沖縄教育出版社 浦添市環境整備課
月刊沖縄社 沖縄県立図書館 沖縄いきいきふれあい財団 那覇出版社 沖縄キリスト教短期大学
具志川市役所企画部 竹富町企画課 沖縄市役所市民交流室 宜野湾市教育委員会 佐敷町役場
沖縄県統計協会 沖縄市立郷土博物館 (株)ジンメイ 那覇市文化協会文芸学部 大阪人権博物館
首里城復元期成会 浦添市企画部 現代琉球弧詩選の会 新星図書出版 浦添市教育委員会文化課
琉球大学教養学部都市計画室 沖縄県総務部税務課 浦添ロータリークラブ 平和祈念事業特別基金
那覇市教育委員会 沖縄県公文書館史料編集室 沖縄県教育委員会 千葉県文書館 沖縄教育学会
東京大学史料編集室 兵庫県県政資料室 柳川市史編集委員会 沖縄大学地域研究所 (株)科学書院
石垣市立八重山博物館 那覇市市民文化部歴史資料室 沖縄大学人文学部 宜野湾市教育委員会文化課
読谷村史編集室 北谷町史編集事務局 和光大学人文学部・人間関係学部 和光大学総合文化研究所
和光大学人間関係学部 沖縄大学図書館 琉球大学法文学部人間科学科 沖縄県立芸術大学附属研究所
浦添市福祉保健部健康推進課 読谷村史編集委員会 沖縄県立博物館 沖縄国際大学公開講座委員会
沖縄大学法経学部 本渡市教育委員会 滋賀大学経済学部附属史料館 国税庁税務大学校税務史料館
沖縄大学広報委員会 琉球大学法文学部 和光大学表現学部 沖縄県警察本部教養課警察史編さん室
宮城学院女子大学キリスト教文化研究所 さいたま市市政情報室 九州歴史資料館分館柳川古文書館
ノートルダム清心女子大学生活文化研究所 城辺町教育委員会 岩田書店 ひめゆり平和祈念資料館
豊見城村教育委員会文化課 那覇市立教育研究所 浦添市立教育研究所 沖縄国際大学総合文化学部
金城印刷 藤沢市公文書館 沖縄国際大学法学会 浦添市文化協会文芸部会 名桜大学総合研究所
(財)アイヌ文化振興・研究推進機構 久留米大学文学部 奄美郷土研究会 沖縄国際大学商経学部
沖縄国際大学外国語学会 沖縄国際大学社会文化学会 都城市立図書館市史編さん係 沖縄県議会
(財)沖縄県女師・一高女ひめゆり同窓会 本部町史編集委員会 沖縄国際大学大学院地域産業研究科
那覇大綱挽保存会 沖縄国際大学総合学術会 沖縄文化協会第4回シンポ実行委員会 名嘉真宜勝
新城栄徳 真栄平房昭 加治工真市 上江洲均 平良勝保 山里純一 末吉重人 宇江原徳惇
松崎憲三 前田孝允 野原清志 岡本亜紀 都築晶子 謝敷真起子 植木ちか子 栗野慎一郎
山下重一 豊見山和行 名嘉正八郎 前津政廣 長間安彦 屋部憲次郎 下野敏見 鈴江英一
丸山雍正 仲宗根将二 河名敏男 平敷兼哉 中浜博 劉序楓 末次智 佐藤壯広 高梨一美
上原富二男 下郡剛

「伊是名家」墓出土の厨子銘書と家譜

—「松川家（向姓）」の系図復元をめざして—

北條 真子・新里 まゆみ・佐伯 信之

はじめに

今回、浦添南第一地区内の埋没墓（伊是名家の墓）から出土した銘書と家譜をもとに系図復元を試みる機会にめぐまれた。本来、墓に納められた人達の家系復元を行うためには厨子甕の型式や配置、納められた人骨の形質学的な調査、墓の考古学的な調査、銘書の判読作業、家譜の解読、歴史学的な分析等の総合的な調査が必要となるが、今回調査した墓は蓋に書かれた銘書と厨子甕に納められた被葬者の関係が確認しづらい状況であったため、家譜と銘書から追うことのできる範囲で系図復元の可能性を探った。

系図を復元することにより、被葬者の具体的な血縁関係（親子・兄弟・親族など）が明らかになる。そうすることで例えば、合葬のパターン、厨子甕の配置の意味、家系継承の様相などを知ることができ、ひいては当時の墓利用や葬制、墓に対する社会的な認識、門中や家族のあり方、血縁関係に対する意識の範囲などを考える手がかりになると思われる。

試行錯誤しながらの作業で、まだまだ調査の余地もあるのだが、資料の発見につながればと思い、調査の経過を記させていただくことにした。

1. 浦添南第一地区

浦添南第一地区は浦添市南部の字前田・経塚に位置し、平成4年度より土地区画整理事業が行われている。この付近は豊見城層と呼ばれる軟質砂岩層（ニービ）の丘陵とその間を走る谷地により形成され、丘陵斜面を墓に、

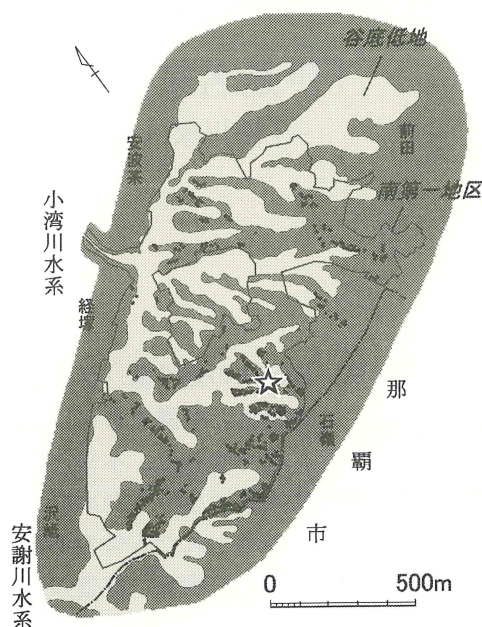
谷地部分を水田や畠として利用していた。地区内のほとんどの墓は丘陵斜面を掘削して平場をなし、そこから横穴を掘り込んで墓室にしたいわゆる掘込墓で方言ではフィンチャーと呼ぶ。その使用は近世琉球から始まり現在も続いている。

ニービは掘込墓を造営しやすい反面、崩れやすいのだが、墓口あるいは天井の崩落により完全に埋没することで、厨子甕や副葬品が原位置で保たれることが多く、被葬者に関して多くの情報を手に入れることができる。

2. 伊是名家の墓

浦添南第一地区での土地区画整理事業に伴う調査で平成12年度に出土した墓である。天井が崩れ落ちた完全な埋没墓で、3mほど掘り下げてようやく蓋の宝珠部分が出土した。最終的には5m近くまで掘り下げて20数基の厨子甕を確認したが、床面は確認できなかった。下層より30～50cmもあるような大きな砲弾の破片が数個出土したことや、壁面や厨子甕に焼けた跡が見られたことから、戦時中に直撃弾をうけ、床はえぐれ、厨子甕は割れ、炎で焼け、天井が崩れるということが一気に起きたのではないかと考えられた。

今回の発掘ではおよそ30名分の銘書を確認することができ、ほとんどの厨子甕に遺骨が残っていた。また、割れてはいるが底部は動いた様子が無く原位置を保っていると思われるものが多かった。ただ残念なことに、ほとんどの蓋がはずれていたため、銘書に書かれた人物と厨子甕に納められた人骨との組み合わせ



南第一地区：航空写真（左）、近世墓の分布（右）、☆は伊是名家の墓

わせを確定することは難しかった。

調査当時この場所にはコンクリート製の小さな墓があり、この墓の持ち主の姓と出土した厨子甕の蓋に書かれた銘書に見られる姓とが一致した。墓の持ち主である伊是名家で聞き取り調査を行ったところ、「古くからある本家の墓で戦時中に埋まってしまった。昭和60年代に重機を使って探したが、見つかることができなかったためコンクリート製の墓を置いた」ということであった。その時にこの墓は幸地家の支流の人達が使用していた墓だということを教えていただき、『小宗 向姓家譜 幸地親雲上』（以下『幸地親雲上』と略して記す）と書かれた家譜の写しをお借りする事ができた。また、現在の御当主である伊是名朝輝さんからは今まで調べて作成していた家系図の写しもいただき、伊是名家は十世松川親方朝應の四男朝猷を系祖とする家系であることを教えていただいた。

『幸地親雲上』の家譜により、この墓に眠る人達は十世松川親方朝應（向弘善）を系祖

伊是名家の墓出土人骨

	成 人						未 成 人						不 明	合 計		
	男性		女性		性別不明		年齢不明		幼児		乳児				誕生前後	
	銘書	出土人骨	銘書	出土人骨	銘書	出土人骨	銘書	出土人骨	銘書	出土人骨	銘書	出土人骨			銘書	出土人骨
ズシガメ①	1	1				1				1				1	1	4
ズシガメ②	1	1													1	1
ズシガメ③	1														1	0
ズシガメ④	1		1			2								1	3	2
ズシガメ⑤	1	1				1									1	2
ズシガメ⑥		1													0	1
ズシガメ⑦		1												1	1	1
ズシガメ⑧	1	1					1	可能性あり→2		2		1	1		5	4
ズシガメ⑩				1		2									2	1
ズシガメ⑪						1									0	1
ズシガメ⑬									1						0	1
ズシガメ⑭			1			1									2	0
ズシガメ⑮			1	可能性あり→		1									1	1
ズシガメ⑯				1					1						1	1
ズシガメ⑲			1			1									1	1
草履横						1									0	1
奥タナ上		1		1											0	2
合 計	6	7	4	3	0	8	4	0	1	4	2	0	1	2	20	24

は銘書と一致

「伊是名家の墓」出土銘書

凡 例

- 一、[] 推定して読んだ文字。
- 一、…… 欠損している部分。
- 一、—— 取り消し線の部分。
- 一、□□□ 字数ははっきりしているが、読めない文字。
- 一、[……] 字数がわからない部分。
- 一、() 実際に書かれていたかっこ書き。

厨子 No.	銘 書	
	部位	内 容
③	蓋裏	四男 乾隆六拾年乙卯〔三〕月十一日洗骨松川里 之子朝愛
④	蓋裏	五男松川里之子 親雲上朝教 智海良光 大清慶十一年丙寅 十一月十九日 洗骨 五男松川里之子 親雲上朝教妻 寂然妙照 嘉慶廿六年辛巳 三月拾六日 洗骨ス …………… …………… 年 洗〔骨〕
⑧	身	嫡子松川里之子親雲上朝庸 道光十三年癸巳九月廿二日 四男 洗骨并同人子〔龜〕骨入加
	蓋裏	嫡子松川里之子親雲上朝庸 道光十三年癸巳九月廿二日

		洗骨并 同人四男 思龜骨入加 嫡子松川里之子親雲上朝〔平〕 次男真蒲戸道光三十 年亥十月七日生同十二月 夭亡同治四年丑十二月二十 二日洗骨入加同人娘真 鍋同治二年亥二月廿六 日生同三年子正月三日 夭亡同四年丑十二月 二十二日洗骨右同 一同人三男真三良咸 豐五年卯十二月十八 日生同七年巳閏五月 二十八日夭亡同治三 年子正月三日 洗骨右同入加
⑭	蓋裏	光緒二年壬子三月 二十八日嫡子松川里之子 庸 親雲上朝康妻 卒童名眞露同 三年丁丑五月二十三日 洗骨 同治十三年戊 六月二十五日嫡子 松川里之子朝潤 次男真蒲戸死 丁丑五月二十三日洗骨 合葬
	蓋裏	大清光緒十六年寅四月初六日卒同十九年癸 巳正月十五日洗骨嫡子松川里之子童名龜
⑩	蓋裏	光 光緒十六年寅四月七日松川里之子朝潤四男 龜洗骨同人三男樽今日合葬
⑦	蓋裏	大清光緒十六年卯九月廿〔三〕日卒同十 九年癸巳正月十五日洗骨嫡子松川□□雲□童 □松 〔…川〕之

⑬	蓋裏	光緒〔二十一〕 年乙□□月 廿□□死去 三男幸地子 妻真加戸 同廿□年 丁酉十二月 十五日洗骨
	身	三男幸地子妻真加
?	蓋裏	一〔…………〕年旧十一月五日〔……〕 幸〔地〕三男ノ妻
J	蓋裏	明治三十三年丑〔旧〕 □月四日死亡 明治三十九年丙 光緒三十二年午 〔旧〕二月廿五日 幸地朝積妻 真牛 洗骨
D	蓋裏	明治四十一年申幸地親方次男幸地蒲戸 大 正九一月…□日洗骨
①	身口縁	光緒七年辛巳十二月八日移葬□□向和之□ 道光〔九〕年己丑年頭御使者伊是名親雲上□ □□□同年九月朔日於覽島卒去
	身内側	伊集里之子親雲上朝恒
⑮	蓋裏	道光拾六年丙申… 八月廿十二日死 向□謨伊是名… 里之子親雲上娘 … 真牛 同拾拾七年丁酉… 七月廿八日洗〔骨〕…
	身	道光拾六年丙申八月十二日死 向廷□□伊是名里之子親雲上□□□

		同拾七年□酉七月廿八日洗骨
⑤	蓋裏	咸豐四年甲寅十一月二十四日卒同七年乙巳五 月十二日安骨□□伊是名里之子親雲上朝紀 〔男〕
I	蓋裏	咸豐四年甲寅五月二十一日卒同七年丁巳五月 十二日安骨次男伊是名里之子親雲上朝紀妻
	蓋裏	同治拾壹年壬申七月二十五日卒嫡子伊是名 〔子朝〕往光緒元年乙亥十二月十壹日洗骨
⑮	蓋裏	光緒元年乙亥七月廿日夭行年五同六年庚辰 十一月廿五日洗骨向德潤伊是名朝儀六女真嘉 戸
	蓋縁	光緒拾三年丁亥閏四月十三日卒同十六年庚寅 四月七日洗骨朝儀四男松金行年二十一伊是名子
	蓋表	伊是名朝儀
	蓋裏縁	〔伊〕是名朝儀
	蓋裏	大清光〔…………〕平〔…………〕年〔乙〕未 四月廿□日〔洗〕骨 伊是名里之子親雲上向□□朝儀
②	蓋裏	明治三十九年旧二月廿五日〔死〕卒 三男伊是…〔朝佐〕 明治四十一年旧一月六日戊申洗骨
	蓋裏	一九五六年旧十一月五日 松川家御先祖御骨 〔四男〕
	蓋裏	一九五六年旧十一月五日 幸地家御先祖御骨 〔二男〕
	蓋裏	一九五六年旧十一月五日合葬 伊是名家御先〔…………〕

とする一族であることがわかった。また、朝應の息子である朝愛と朝教、孫にあたる朝紀の名を出土した銘書の中から確認することができた。朝應から幸地朝常までの直系の墓は国場にあるということなので、この墓に眠っているのは直系以外の一族と予想される。

3. その後の調査

銘書から明らかなのは一つの墓に松川家・伊是名家・幸地家が混在していることと、被葬者の中では朝愛とその弟の朝教（いずれも家名〔松川〕）、彼らの甥である朝紀（家名〔伊是名〕）が古い世代にあたるということであった。そこで『幸地親雲上』の家譜には見られなかった銘書に残された人達について、先述の3名との関係を探ることが調査のカギになると考え、〔家名と位階〕を持つ成人男性を中心に調べることにした。

今回、幸地家に関しては情報が少ないことから調査対象にはしなかった。しかし、直系筋であるはずの幸地家の人間がなぜこの墓に入るようになったのか等々、墓の利用や扱いに対する概念を知るためにも、今後検討していきたい材料である。

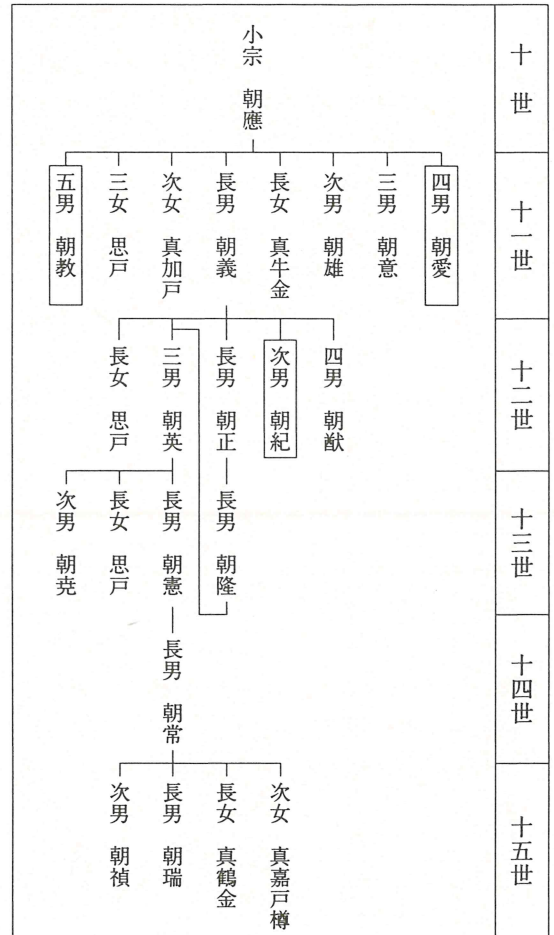
探したいのは以下の人物である。

- 嫡子松川里之子親雲上朝庸
- 嫡子松川里之子親雲上朝平
- 伊是名里之子親雲上朝儀（向徳潤）
- 嫡子松川里之子親雲上朝潤
- 嫡子松川里之子親雲上朝潤
- 伊集里之子親雲上朝恒
- 嫡子伊是名子朝佐

まず、那覇市企画部文化振興課発行の『氏集 首里・那覇』で松川家と伊是名家の家譜を探したが、確認されているのは『幸地親雲上』の家譜のみであった。

次にインターネットで家譜の検索を行ったところ、沖縄県立図書館において松川里之子親雲上朝意（朝應三男）を系祖とする『向姓家譜』があることと、その持ち主を確認する

向姓世系図（『幸地親雲上』家譜より）



□ は銘書と一致

ことができた。しかし、この家譜には探している人物の情報は無かった。そこで家譜以外の情報（付属資料や位牌など）はないか、伊是名家の長男朝弘さんと共に『向姓家譜』の持ち主である渡久山朝章さんを訪ね、いろいろお話をうかがった。結果的に探している情報を得ることはできなかったが、伊是名家と渡久山家の親交が深まったように感じられ、大変良い経験をさせていただいた。

その後、新聞報道を見て琉球大学法文学部教授の上里賢一先生にハワイ（マウイ島在開教院）にある幸地家の位牌の写真とメモを見せていただいた。ここでも、情報は得られなかったが、先生のお話は大変興味深く聞くことができた。

これを聞いて、名瀬市の図書館に市議の記録や家譜が残されていないか問い合わせたが、

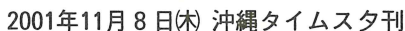
ただ、首里の儀保村には1884年まで幸地朝瑞（幸地朝常の長男）と渡久山朝恭（松川朝堯の五男）が住んでいた（沖縄県史13巻参照）。朝佐さんも儀保町ということなので、もしかしたら親戚としての交流があったのかもしれない。

以上の情報を元に作業を進めた。

また年表を作成することで、年齢推定の材料にもなった。

②推定生存期間：年表と銘書から推定生存期間を探り、銘書に見られる人達の関係を推定した。

これらと合わせて夫婦が揃っていることや、



年 表

西暦	中国年号	月日	名	年齢	事	柄	本人の家名+位階	親の家名+位階	備考(家譜より)
1728	雍正6	2.16	應	0才	誕生				
1739	乾隆4	3.25	應	11才	下庫理小赤頭				
1741	6	10.24	應	13才	書院小赤頭				
1742	7	12.26	應	14才	書院小姓、若里之子		(應) ○○里之子		
1745	10	8.2	應	17才	結敬髻				
1747	12	4.6	應	19才	尚氏今帰仁王子朝忠の小姓				
		6.1	應		薩摩へ				
1749	14	1.15	義	0才	誕生				
		12.15	應	21才	黄冠		(應) 羽地? 里之子親雲上		
1750	15	12.15	應	22才	寺社中取當座敷				
1751	16	12.13	應	23才	玉御殿御番足當				
1754	19	12.3	應	26才	大與中取				
1755	20	2.15	意	0才	誕生				
		7.1	應	27才	御座當				
1759	24	11.7	應	31才	阿応理屋恵按司加那志御遷骨奉行				
		12.1	應		座敷				
1761	26	2.1	義	12才	下庫理小赤頭				
		2.1	應	33才	下庫理番頭				
		6.1	應		長女真牛金 尚穆王夫人				...これが御視引
		12.17	義	12才	書院小赤頭				
1762	27	2.7	應	34才	越來間切名嘉山之名島				
		9.16	應		書院當				
		12.1	應		用意方吟味				
1763	28	2.1	義	14才	書院小姓、若里之子		(義) 演元里之子	(應) 演元親雲上	
		11.4	應	35才	本部間切演元地頭		(應) 演元親雲上		
1764	29	12.1	應	36才	南風之平等惣與頭				
1765	30	2.11	應	37才	読谷山間切喜名地頭		(應) 喜名親雲上		
		12.1	應		泊地頭				
1766	31	2.1	意	11才	下庫理小赤頭				
		12.1	應	39才	紫冠		(應) 喜名親方		
1767	32	2.1	義	18才	結敬髻				
		2.1	應	40才	佐敷御殿大親				
1768	33	5.1	意	13才	書院小赤頭				
		11.23	義	19才	婚礼				
1770	35	5.6	意	15才	書院小姓、若里之子		(意) 喜名里之子	(應) 喜名親方	
1771	36	1.29	義	22才	黄冠		(義) 喜名里之子親雲上	(應) 喜名親方	
		11.9	意	16才	結敬髻				
		12.7	應	44才	書院奉行				
1772	37	6.17	義	23才	下庫理當				
		12.15	意	17才	尚哲小姓				
1773	38	6.5	意	18才	薩摩へ				
		11.16	正	0才	誕生				
1774	39	8.24	意	19才	婚礼				
		12.10	義	25才	湧川按司加那志大親、座敷				
1775	40	3.12	義	26才	中城御殿御近習				
1777	42	2.1	應	50才	年頭慶賀使				
		12.9	義	28才	中城御殿與力				
1778	43	6.1	意	23才	砂糖座筆者				
		6.27	應	51才	薩摩へ				
1780	45	10.15	英	0才	誕生				
		12.9	應	53才	寺社奉行				
1781	46	10.24	意	26才	黄冠		(意) 喜名里之子親雲上		
		12.1	應	54才	南風之平等惣與頭				
1782	47	4.5	義	33才	書院當				
1783	48	2.4	正	10才	下庫理小赤頭				
		2.14	義	34才	双紙庫理吟味				
		6.1	義		南風之平等惣與頭				
1784	49	5.23	正	11才	中城御殿小赤頭				
		12.20	義	35才	中城間切伊集地頭		(義) 伊集里之子親雲上		
1785	50	5.11	義	36才	那覇里主				
		5.13	應	58才	真和志間切首里金城地頭		(應) 松川親方		名呼松川
1786	51	1.21	義	37才	双紙庫理				
		2.7	義		所帯方吟味				
		3.25	義		平等				
		8.16	正	13才	結敬髻				
1787	52	5.3	義	38才	使者				與力：朝教
		7.11	義		薩摩へ				
		12.1	義		鎖之側				
		12.1	應	60才	大與奉行				
1788	53	3.25	義	39才	耳目官				
1789	54	2.1	義	40才	謝恩使				與力：朝教
		2.1	義		紫冠	(義) 伊集親方			琉球国王正使紫巾向處中
		5.18	義		唐へ				
		12.12	正	15才	若里之子	(正) 伊集里之子	(義) 伊集親方		

西暦	中国年号	月日	名	年齢	事	柄	本人の家名+位階	親の家名+位階	備考(家譜より)
1790	55	2.1	意	35才	小唐船脇筆者		(意) 松川里之子親雲上		
1791	56	7.8	義	42才	謝恩使		(1785~)		與力: 朝教
		11.20	正	17才	婚礼				
		12.1	正		書院小姓				
1792	57	5.18	義	43才	薩摩へ				
		9.9	隆	0才	誕生				
1793	58	2.1	應	66才	勘定奉行				
		2.10	義	44才	給地方御物奉行				
		3.16	義		大宜見王子朝規大親				
		4.9	正	19才	卒		(正) 伊集里之子		
		5.7	意	38才	義村王子朝宜の與力				
		6.8	義	44才	西之平等與頭				
		7.27	意	38才	薩摩へ				
		10.1	義	44才	伊平屋島惣地頭職		(義) 伊是名親方		
1794	59	4.10	意	39才	羽地按司朝美の與力(薩摩へ)				
		5.24	意		薩摩へ				
		9.9	英	14才	結欵髻				
		9.21	義	45才	唐船兩艘作事奉行				
1795	60	2.1	義	46才	年頭慶賀使				
		3.10	應	68才	卒		(應) 松川親方		
		12.1	意	40才	仮船手大屋子				
1796	嘉慶元	1.4	義	47才	〃(兼務×4)				
		3.9	義		〃(兼務×1)				
		4.22	義		〃(兼務×1)				
		5.7	義		〃(兼務×1)				
		5.17	義		唐御代奉行				
		7.14	義		薩摩へ				
1797	2	2.1	意	42才	接貢船大筆者				
1799	4	3.7	義	50才	三司官座敷				
		4.23	義		書院奉行				
1800	5	閏4.9	隆	8才	下庫理小赤頭				
1801	6	4.7	英	21才	宜野湾王子朝祥の小姓、若里之子		(英) 伊是名里之子	(義) 伊是名親方	
		6.1	意	46才	小細工奉行				
		6.11	英	21才	薩摩へ				
1802	7	10.17	意	47才	開喪		(意) 松川里之子親雲上		赴 放洋然不知行所
1803	8	1.27	隆	11才	書院小赤頭				
1804	9	6.1	英	24才	銭蔵筆者				
1805	10	12.1	義	56才	勘定奉行				
1806	11	2.11	隆	14才	結欵髻、若里之子		(隆) 伊集里之子	(正) 伊集里之子	
		3.7	英	26才	黄冠				
1807	12	6.13	義	58才	卒		(義) 伊是名親方		
		9.11	隆	15才	襲祖父家統拝受、伊平屋島惣地頭		(隆) 伊是名親雲上	(義) 伊是名親方	
1808	13	6.21	英	28才	今帰仁王子朝賞の仮與力		(英) 伊是名里之子親雲上		
		12.1	隆	16才	書院小姓				
1809	14		隆	17才	婚姻				
1810	15	1.24	英	30才	請 叔父松川里之子親雲上朝意嗣子				
		2.15	英		羽地王子朝美の儀者				
		6.5	英		薩摩へ				
1811	16	2.26	隆	20才	卒		(隆) 伊是名親雲上		
		8.9	英	31才	朝隆の跡目故、朝意の嫡子辞す				
		8.15	英		襲甥の家統。任伊平屋惣地頭		(英) 伊是名親雲上		
		12.1	英		當座敷				
1812	17	6.1	英	32才	下庫理當				
1813	18	2.14	意	0才	誕生				
1814	19	3.8	英	34才	書院當一座敷				
		7.20	堯	0才	誕生				
1816	21	3.3	英	36才	用意方吟味				
		12.1	英		西之平等惣與頭				
1819	24	12.25	英	39才	平等之側				
		12.26	英		朝猷長女真鍋樽 尚觀王夫人				・・・これが御根引
1821	道光元	4.5	英	42才	鎮之側				
		6.6	英		王舅使者、紫冠		(英) 伊是名親方		
		10.23	英		唐へ				
		12.23	意	8才	下庫理小赤頭				
1823	3	6.6	英	43才	王舅使者				
		7.23	英		薩摩へ				
1825	5	6.1	英	45才	西之平等惣與頭				
		12.1	英		用意方物奉行				
1827	7	11.2	意	15才	結欵髻、若里之子		(意) 伊是名里之子	(英) 伊是名親方	
		11.10	英	47才	中城御殿大親				
1828	8	2.1	英	48才	年頭慶賀使				
		3.12	堯	14才	結欵髻				
1829	9	6.9	英	49才	薩摩へ				
		11.9	堯	15才	繼其家統(朝意家統を繼ぐ)				叔祖父朝意無嗣

※ は死亡時の家名+位階

西暦	中国年号	月日	名	年齢	事	柄	本人の家名+位階	親の家名+位階	備考(家譜より)
1831	11	2.1	英	51才	書院奉行				
		12.1	憲	19才	書院小姓				
1835	15	12.1	憲	23才	黄冠		(憲) 伊是名里之子親雲上		
1836	16	2.26	英	56才	西之平等学校奉行				
		5.21	英		卒		(英) 伊是名親方		
		9.17	憲	24才	襲父之家統拝授	伊平屋島惣地頭	(憲) 伊是名親雲上		
		12.27	是	0才	誕生				
1837	17	6.1	憲	25才	大興中取、當座敷				
		12.1	堯	23才	若里之子		(堯) 松川里之子	(意) 松川里之子親雲上	
		12.2	堯		大里王子朝教の奥力				
1838	18	10.23	堯	24才	黄冠		(堯) 松川里之子親雲上	(意) 松川里之子親雲上	
		11.11	憲	26才	惣横目方中取				
1839	19	12.1	憲	27才	高奉行、座敷				
1840	20	12.1	憲	28才	書院當				
1841	21	12.1	憲	29才	給地吟味				
1842	22	2.1	憲	30才	那覇里主				
1843	道光23	閏7.2	苗	0才	誕生				
1844	24	2.1	憲	32才	帳主取				
		2.22	憲		西之平等惣奥頭				
1845	25	2.1	堯	31才	申口方寄筆者				
		12.1	憲	33才	平等之側				
1846	26	2.1	憲	34才	鎮之側				
1847	27	2.9	憲	35才	百浦添御普請、御條甫仮奉行				
1848	28	2.1	堯	34才	申口方相附筆者				
		2.1	憲	36才	耳目官				
		10.5	憲		唐へ				
		11.24	融	0才	誕生				
1850	30	5.24	憲	38才	薩州使者				
		8.1	是	14才	結歆髻				
		7.26	憲	38才	薩摩へ				
		10.14	松	0才	誕生				
1851	咸豊元	2.1	堯	37才	申口方筆者		(憲) 伊是名親方		
		4.27	憲	39才	紫冠				
		11.10	常	8才	下庫理小赤頭				
1852	2	4.5	堯	38才	護送船脇筆者				
		10.13	恭	0才	誕生				
1853	3	2.1	憲	41才	所帯御物奉行				
		2.3	憲		大里王子朝教大親				
		5.17	堯	39才	護送船脇筆者(再奏)				
		9.19	堯		唐(福州へ)				
1854	4	5.3	憲	42才	公方代繼為赴江府之副使				
		5.15	常	11才	書院小赤頭				
		8.29	憲	42才	法司官				
		8.29	憲		中城御殿大親				
		8.29	憲		聞得大君御殿惣大親				
		9.13	常	11才	書院童子小姓、若里之子		(常) 伊是名里之子	(意) 伊是名親方	
		12.27	憲	42才	西原間切惣地頭		(憲) 幸地親方		
1856	6	1.19	常	13才	衆童子				
		2.28	勇	0才	誕生				
1857	7	2.3	憲	45才	紫地浮織冠				
		2.12	苗	14才	結歆髻				
		5.11	憲	45才	卒		(憲) 幸地親方		
		6.8	常	14才	襲父之家統拝授西原間切惣地頭		(常) 幸地親雲上	(憲) 幸地親方	
		11.4	用	0才	誕生				
1858	8	11.9	常	15才	結歆髻				
1859	9	12.1	是	23才	若里之子		(是) 松川里之子	(堯) 松川里之子親雲上	
1860	10	3.10	常	17才	婚札				
1861	咸豊11	4.14	瑞	0才	誕生				
1862	同治元	8.10	融	14才	結歆髻				
1863	同治2	12.1	常	20才	黄冠				
1864	3	2.27	與	0才	誕生				
		3.24	與		卒				
		6.1	常	21才	下庫理當				
1865	4	2.13	松	15才	結歆髻				
		12.2	常	22才	惣横目中取				
1866	同治5	2.18	禎	0才	誕生				
1867	6	12.1	常	24才	取納奉行、座敷				
1868	7	3.3	常	25才	飛脚使				
		6.9	瑞	7才	下庫理小赤頭				
1869	8	1.9	常	26才	書院當				
1870	9	2.1	常	27才	日帳主取				
		6.1	常		西之平等惣奥頭				
1871	10	12.1	常	28才	平等之側				
1891	光緒17	4.17	常	49才	卒		(常) 幸地親方		

※ は死亡時の家名+位階

合葬メンバーなども血縁関係推定の材料とした。

③推定世系図：以上の①②をもとに各々の関係を探り世系図を作成した。

以上、考えられるだけの方法を用いて銘書に残された人達の間を整理してみたが、あくまで推定であり、今後の資料収集が待たれる。

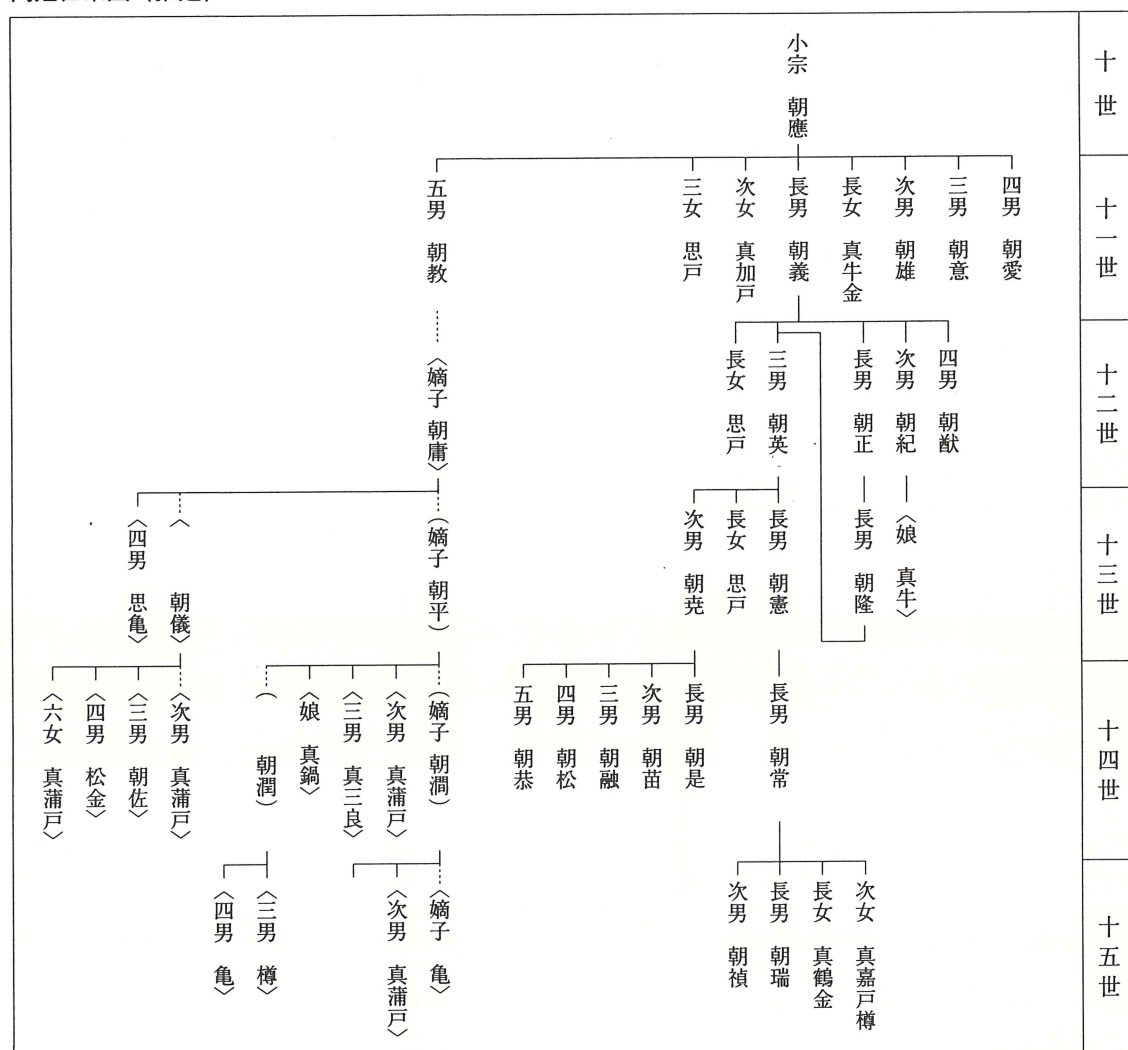
5. まとめ

墓調査に並行して家譜及び文献などによる資料調査を深めることで、より完全に近い系図の作成・復元をめざすことができる。家譜

等による系図と墓からの情報（銘書、人骨など）のみによる復元系図との比較により、後者の復元系図の信憑性や妥当性の検討が可能になる。その結果、系図復元方法に問題はないかなど調査の再検討や今後の墓調査の指針とすることができる。

特に、今回の伊是名家の墓は南第一地区の中では被葬者に関連する文献データが比較的多く見られる。これらをさらに追求することにより、南地区に墓を残した士族に関しての一つの具体例とし、今後の指標とすることが

向姓世系図（推定）



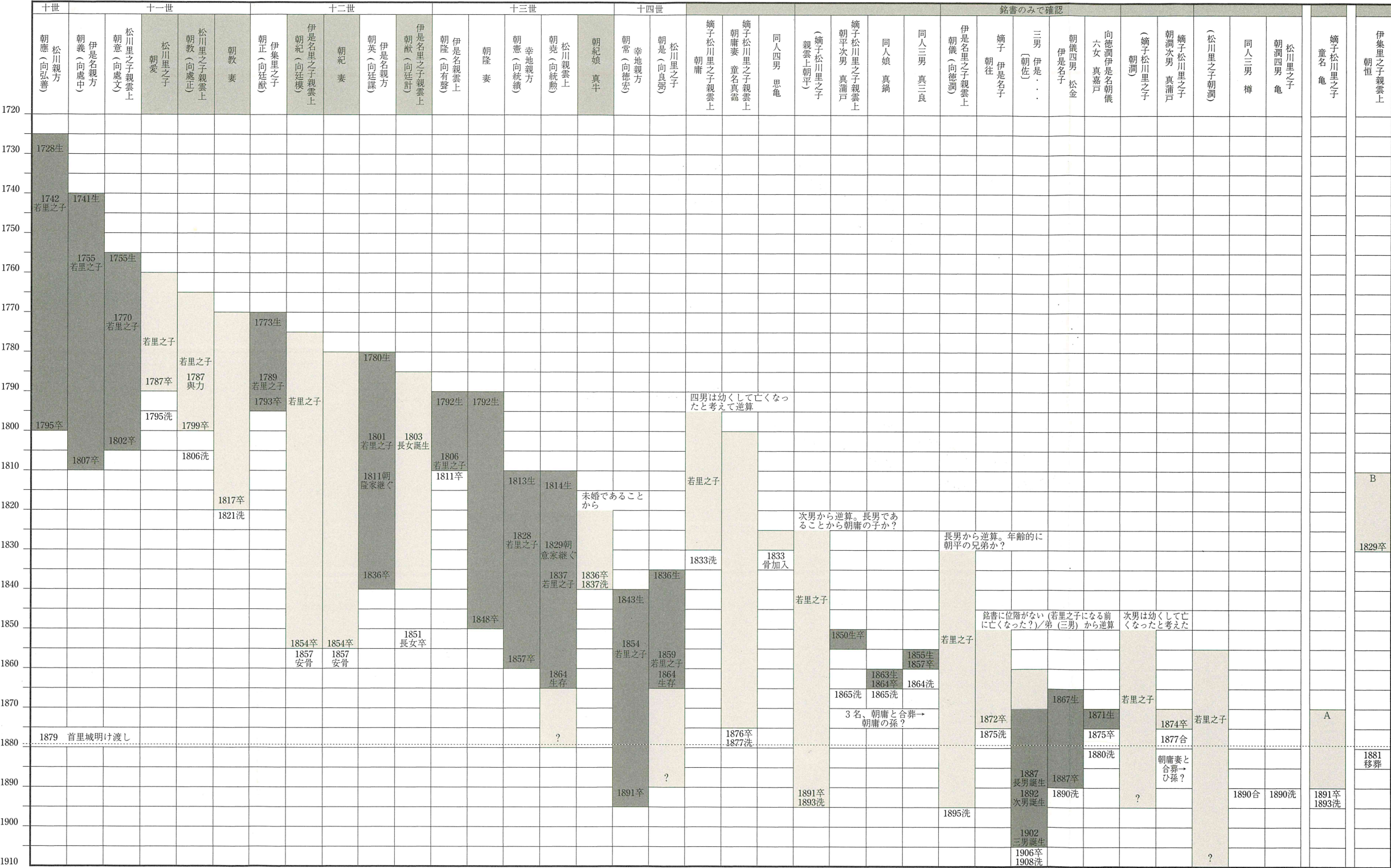
< > 銘書のみの人

() 本人の銘書は無いが系図復元に必要な人

..... 推定される親子関係

—— 銘書から確実な親子関係

推定生存期間



推定方法・註
銘書のみ確認出来た人。家譜・戸籍より確実な生存年。推定生存年。死亡年不明。兄弟、妻は5才以内の歳の差と考える。
A：亀という名から幼くして亡くなったとも考えられるが、そうすると父は位階をもらえなかった世代となる。
B：道光九年（1829）に朝英は年頭使者として遣わされており、一緒に鹿児島へ行ったようだが、家譜には記載なし。

できる。

付記

『氏集 首里・那覇』には

- ・氏集連番104 元祖尚維衡浦添王子朝満十一世向處中伊是名親方朝義支流二子向廷模伊是名里之子親雲上朝紀
- ・氏集連番106 元祖尚維衡浦添王子朝満十一世向處中伊是名親方朝義支流四子向廷計伊是名里之子親雲上朝猷
- ・氏集連番109 元祖尚維衡浦添王子朝満十世向弘喜松川親方朝應支流五男向處正松川里之子親雲上朝教

の家譜があったことが記されているが、現在のところ確認されていないようである。これらがもしかしたらどこかに残っているのではないかという望みをこめて、どんな小さな事でも結構ですので何か情報がありましたら、連絡を頂けますよう心からお願いします。

(連絡先：浦添市教育委員会文化部文化課文化財係)

謝辞

今回快く調査をすすめさせてくださった伊是名朝輝さん、伊是名朝弘さんはじめ伊是名家の方々に心から感謝します。また、いろいろ教えていただいたり、資料を探してくださった渡久山朝章さん、琉球大学文学部教授上里賢一先生、浦添市立図書館沖縄学研究室の皆さん、鹿児島県立図書館名瀬分館の職員の方々、本当にありがとうございました。そして、浦添南第一地区土地区画整理事業にともなう発掘調査としては、初めての試みであったことから、“やれるだけのことはとことんまで”と、多くの機会を下された浦添市教育委員会の下地課長、松川係長、他の皆さんに心から感謝しています。

参考文献

- ・『氏集 首里・那覇』(那覇市企画部文化振興課 1976)

- ・『伊祖の入め御拝領墓の厨子甕と被葬者－近世墓の考古学的調査による家族復元－』浦添市文化財調査研究報告書第25集(浦添市教育委員会 1997)
- ・「前田・経塚の古墓群調査－平成11年度 真知堂地区の成果」『浦添市図書館紀要』No.12(浦添市立図書館 2001)
- ・「沖縄県浦添市の近世墓調査」『考古学ジャーナル』498(ニューサイエンス社 2003)
- ・『琉球人名考』東恩納寛惇全集6(第一書房 1979)
- ・『沖縄近世史の諸相』田名真之著(ひるぎ社 1992)
- ・『大交易時代の琉球』赤嶺誠紀著(沖縄タイムス社 1988)
- ・『小宗 向姓家譜』保管者 伊是名朝輝
- ・『向姓家譜 支流』保管者 渡久山朝章
- ・『琉球歴史総合年表』又吉眞三編著(那覇出版社 1988)
- ・『沖縄大百科事典』上・中・下・総索引・年表(沖縄タイムス社 1983)
- ・『首里崎山古墓群』(那覇市教育委員会 2001)
- ・『ナーチャー毛古墓群』(那覇市教育委員会 2000)
- ・『銘苅古墓群Ⅱ』(那覇市教育委員会 1999)
- ・『銘苅古墓群Ⅲ』(那覇市教育委員会 2001)
- ・「無縁墓から蘇る農民の人生－琉球王国末期の農民と王族－」安里進『ものがたり日本列島に生きた人たち2 遺跡』(岩波書店 2000)
- ・『沖縄県姓氏家系大辞典』(角川書店 1994)
- ・『沖縄県史』第13巻 琉球政府編(国書刊行会 1989)
- ・『沖縄の家譜』歴史資料調査報告書 沖縄県教育庁文化課 沖縄県文化財報告書第90集(沖縄県教育委員会 1989)
- ・「近代沖縄における戸籍制度の一端－戸籍法の施行から壬申戸籍の改製まで」金城善『神・人・村－琉球弧論叢－』仲松弥秀先生傘寿記念論文集刊行委員会編(第一書房 1991)

「維新」「変革」情報について(2)

—近世末史料の記事データから—

栗野 慎一郎

近世末史料の記事データを読む

前回に続き「情報」の観点から近世末琉球史料を検討したい。前回【表1】で示したように、評定所文書の存欠状況には偏りがあり、①異国船来航期、②明治維新时期、③琉球処分期のうち、史料が集中しているのが①であり、②③の時期を安定して語ることのできる首里王府の史料は現存しない。他史料からある程度不足を補えるとしても、筆者が目的とする、琉球にとっての「明治維新」あるいは「維新」「変革」情報の全体像を把握することはかなりの困難を伴う。

今回は、現存する評定所文書からとりあえず「情報」に関する記事を拾い出してみた。これを他資料と並べて、事件ごとに表にしたものが【表2～4】である。歴史的に重要な事件については、評定所文書に記事が見えない事件でも表の項目として挙げてある。各欄の数字は記事の掲載頁。史料は刊本⁽¹⁾によった。また、評定所文書の記事データをそのまま【表5】として掲載した。スペースの都合上、史料本文は大幅に短縮して掲載せざるをえなかった。各欄の年は【表2～4】では事件の起きた年を、【表5】では文書へ記載された年を示す。

以下では【表2～4】の各記事について必要なコメントを加える。文章中の【 】内の数字は【表5】の記事番号である。

a. 海外情報記事

【表2】は海外情報に関するものである。アヘン戦争をリアルタイムで語る評定所文

書の記事は現存しない。道光24年の2件【1】【2】は仏艦隊来航の危機に際会して薩摩側と対応を協議する文脈で言及されているものだ。ただし南京条約については渡唐役者が福州滞在のイギリス人官吏李大郭より条約文を入手しており、この経緯を語る記事と原文がある【3】【4】。

「唐兵乱」「清国兵乱」等の表現で頻出する太平天国の乱については、多数の詳細な記事がある⁽²⁾。小刀会の動きも散見され、唐人通事の嘶として「小刀会は孔孟の道を信じているので天徳王との同盟関係が解消され、現在は不和になった」との記述も見られる【116】【118】⁽³⁾。「清国兵乱」に関する最後の記事は、「兵乱」の終結を告げる同治8年（太平天国の乱が終結した5年後）の記事である。【95】

クリミア戦争やアロー戦争の記事も注目される。【51】【53】はカムチャッカ・樺太占領だけでなく、英仏の艦隊がロシア海軍を追って箱館・江戸・長崎に入港した事実を捉えている⁽⁴⁾。

これらの海外情報は、中国での渡唐役者らの活動によるほか、琉球に来航した異国船の乗頭や逗留異国人（宣教師や唐人通事）から得ている⁽⁵⁾。【56】では、太平天国の乱、長崎英船事件、箱館事件（フランス艦隊上陸時のトラブル）、クリミア戦争終結情報等と共に、フランス艦隊の朝鮮上陸、安南国（ベトナム）との条約交渉、さらに当時は計画段階だった英仏によるスエズ運河開削⁽⁶⁾の情報まで得ている。

しかし、ペリー来航以後、アメリカの琉球・日本への進出を弱めた原因とされる⁽⁷⁾南北戦争（1861～65）や普仏戦争（1870～71）についての記述は琉球側の史料に見当たらない⁽⁸⁾。

b. 「維新」「変革」記事

【表3】は幕末維新情報に関するものである。

長崎や浜松、浦賀、鹿児島への異国船来着情報は鹿児島琉球館で異国方その他の薩摩役人から入手している。【6・7・8・37・38】

ペリー艦隊の浦賀寄港の情報は那覇寄港時に提督から会談の席で直接得ている。【21】
【22】

魯船・仏船の日本寄港情報はベッテルハイムの唐人通事から得ている。【116】 【118】

また、同じ唐人からペリー提督が江戸から帰帆した後の日本情報も得ている。【117】これによると、この時期ペリーは日本近海に偵察船を派遣しており、「要害の地や山上に砲台を築くなど武備は嚴重であり、戦争準備に怠りない」様子が報告されている⁽⁹⁾。また、関連して「日本は中国ほどの（広大な）国ではないが兵卒は中国より強く、戦争になればアメリカが負け、そうなればアメリカの日本渡来は止むだろう」というベッテルハイムの意見を唐人から聞かされている。

咸豊4（安政1）年の東海大地震については「日本国大地震」として東海地方各地の地震・津波による損害状況が詳細なリストの形で報告されている。これは「右者国々より公辺二御届」つまり各藩からの幕府への報告書の写しである。【39】また、大坂で地震を目撃した者の風聞として臨場感に富んだ報告が追加されている⁽¹⁰⁾。【40】

翌年の江戸大地震については、風聞・風説等、直接の情報収集による状況報告記事は見当たらず、薩摩藩江戸藩邸が倒壊したことへの見舞いや、江戸上りの支障にならないか問い合わせる記事が多数を占める。【44・45・

60・65・他】⁽¹¹⁾

咸豊6・7（安政3・4）年を境にして、評定所文書の現存率は極端に少なくなる。この時期以降の首里王府史料に幕末期の事件が登場するのは、多くの場合断片的であり、禁門の変や戊辰戦争への言及も事件の際に活躍した薩摩藩主への祝詞や藩士へのねぎらいの言辞として見えているにすぎない。【101・102・103・104】 【90】

安政の大獄、生麦事件といった大事件の記事も現存する評定所文書に見ることはできない。

ただし、桜田門外の変、薩英戦争、下関戦争、長州沖での薩摩船に対する砲撃事件、禁門の変、長州征伐等、幕末期の歴史的事件について福地家の「日記」の短い記事で知ることができる。

王政復古に関連して評定所文書に見える記事は同治8（明治2）年3月の「王政御一新」の高札10枚と副札2枚が支給されたことを伝える記事のみである【88】。高札の内容を伝える記載はないが⁽¹²⁾、同記事の後半（40-2番文書）に天和期の高札についての言及があり（異国人逗留中に白蟻が付き駄目になった云々）、同種のものと考え、前年3月15日のいわゆる「五榜の掲示」と同内容だったことが推察できる。

明治改元については、福地家文書と史料稿本に記述がある。このうち史料稿本の記事は、三司官から御物奉行・申口宛の通達文書であることから、失われた評定所文書（あるいは別の首里王府史料）からの写しと考えられる。

c. 琉薩関係記事

【表4】は幕末維新期の琉薩関係に見える動きを「情報」の観点から表にした。

土佐人ジョン万次郎来琉事件の記事は評定所文書にも断片的に見られるが【12・13・14・15】、現存するのは目録のみである⁽¹³⁾。また、通常の日本船や異国船の漂着事件、異国人逗

留の場合に見られるような一件文書が評定所で作成されていない⁽¹⁴⁾。

大砲船建造(のちに昇平丸と命名・改修)⁽¹⁵⁾については、勝連親方や具志川親方が桜島で造船に従事した記事がある。【27・36・41・42等】

蒸気船注文の記事も断片ながら評定所文書に見出せる(西洋反布類の輸入の件と併せて協議されている)。【30・43・55・59】

戊辰戦争の武器弾薬調達のため、薩摩が琉球に白塩硝を製造させたことや雑銅地金を進上させたことは、同治8年の「案書」(1688号)に詳しい記事がある⁽¹⁶⁾。【85・91・93・99】

薩摩藩の藩政改革の記事も「御国元御変革」として同史料(1688号)に頻出する。【86・87・89・94・98等】このうち、【87】は藩政改革の進行状況について琉球館から連絡がないことを指摘する文書であり、琉球国としても新事態に対応するための情報を求めていることが窺えて興味深い。こうした事態を承けて薩摩藩の新しい職制内容が伝達された。

【89】には「職制図」が届けられていたことを示す記述がある。

薩摩の「変革」を受けて、琉球でも「産物方」を「生産方」と改める記事がある。【84・100】「生産方」はさらに「国産会社」と改められるが、同治5年「下状」記事に僅かに「国産方」の名が確認できるのみである⁽¹⁷⁾。

維新慶賀使派遣については上京の詳細な日録が同治11年「下状」(1723号)に見える。

【107】

琉球藩設置という新事態を直接伝える記事は現存する評定所文書に残されていない。福地家文書には「東京之御支配」の記事が見える(酉年3月8日付)⁽¹⁸⁾。近年、図版目録が刊行された東京国立博物館所蔵「町田家文書」⁽¹⁹⁾中に「東京御支配」(＝琉球藩設置)を既成事実として受けとめ今後の御用向きに支障を来さないよう下達する文書が存在する

ことがわかった。以下に翻刻しておく。

御当地之儀東京御支配相成在番親方東京詰等被仰付官員衆御対談之砌以前薨島縣在勤之様同伴人連茂不罷居專在番御直談有之事候付而者各十五人彼表御格式又者一体之事情其外言辭等ニ至折角心懸相嗜御当地ニ而者勿論東京勤被仰付候節御用向万反宜相弁官員衆御式第向等品能相見得候様無之候而不叶事候処万一心懸薄夫々兼候儀茂候而者自分之恥辱者不及申御用之支国土御名折ニ茂可相及儀ニ而旁以別而如何之事候条件之趣篤与致領掌随分右件々之心懸厚御用向能行届御外聞宜相成候様精々可被相嗜者也

評定所

酉

十二月廿五日

御物奉行

申口

吟味役

〔注〕

- (1) 「評定所文書」＝『琉球王国評定所文書』第1巻～補遺別巻(1988～2002年、浦添市教育委員会)。「福地家文書」＝『那覇市史』資料編第1巻9近世那覇関係史料(1998年、那覇市経済文化部歴史資料室)。「史料稿本」＝『那覇市史』資料編第2巻中の4琉球処分関係史料(1971年、那覇市企画部市史編集室)。「島津斉彬文書」＝『島津斉彬文書』上・中・下1(1959・1963・1969、同文書刊行会、吉川弘文館)。「球陽」＝『球陽 読み下し編』(1974年、球陽研究会、角川書店)。
- (2) 情報の分析については、真栄平1987、1990、1996、1997、徳元1994、および各号解題等を参照。
- (3) ほぼ同時期にこの記事と逆内容の「小刀会」情報も琉球から薩摩に報告されている。すなわち咸豊3年12月21日香港出帆の英国商船に「搭乗ノ広東人ノ嘶」として「太平王ト小刀会ハ近比不和相成モ絶之様夷人共ヨリ承候、其通ニテ

候哉ト相尋候処、左様ニテハ無之、矢張同盟ニテ候ト為申由」という一条が存在する。（『大日本維新史料』第二編ノ二、247頁。『鹿児島県史料 斉彬公史料 第二巻』158頁。この史料の分析は真栄平1987=2001年、51～52頁を参照。）なお、この記事を含む当該史料は、プチャーチン率いるロシア艦隊那覇寄港等に関する安政元年正月廿六日付の琉球詰守衛方川上式部らから薩摩藩家老衆宛ての報告文書だが、日本側役人との長崎での宴会の事、今後は長崎ではなく江戸に寄港したいことなど、琉球側の記録（1518号「魯西亞国船来着那覇ニ而之日記」、『琉球王国評定所文書』第9巻・補遺別巻に収録）には存在しない記述が多く含まれている。当該文書頭書に「板良敷里子親雲上応答序、時々承候形行」とあることから、板良敷が王府の係役人を通さずに、薩摩守衛方に直接、情報を伝えていた可能性が想定される。同様の情報活動の問題は後出する『島津斉彬文書』中の「異国風説問合候次第」にも想定できる（注13参照）。

- (4) クリミア戦争に伴う日本近海での英仏の軍事行動が日本の開国を具体的に促した。井上勝生『開国と幕末変革』（日本の歴史18、2002年、講談社）202～212頁参照。
- (5) 琉球現地での多岐にわたる海外情報の収集は板良敷等異国通事の活動によるところが大きかった。板良敷が関わった情報収集活動は、他に【32・33・48・49・50・51・52・53・61・62・64・119・120】がある。
- (6) スエズ運河の開削工事は1859年に着工。
- (7) 遠山茂樹『明治維新』（岩波現代文庫）68頁、注(2)。
- (8) 薩摩藩江戸藩邸で情報収集活動に従事した南部弥八郎の報告書には南北戦争やリンカーン大統領暗殺（1865年）に関する情報が英字新聞の翻訳や風聞書として多数記録されている。『鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書二』（2003年刊）125～131頁、169頁、170～171頁等。また普仏戦争に関する風聞記事が『鹿児島県史料 玉里島津家史料十』（2001年刊）

199頁にある。

- (9) ペリー艦隊の公式記録である『日本遠征期』の他『日本遠征日記』『日本遠征随行記』にもこの時期の偵察船派遣の事実は確認できない。これらの風説（唐人通事がペリー艦隊の構成員から直接ないしはベッテルハイム経由で聴いた断）が虚偽や誤解ではなく、記事の記述どおりだとすると（「猶又一輪之火輪船差遣」）、当初の江戸訪問で浦賀を訪問しなかった唯一の蒸気船ポウハタン号（8月に香港で合流）ということになるのか。
- (10) 『鹿児島県史料 斉彬公史料第二巻』（1982年）98～108頁にこの地震の被害報告（届書）の写しが翌年の江戸大地震や他の地震の報告と混在して掲載されている（寅年「東海大地震」の報告は同書同箇所の「五四の二・三・四・五・七・八・九・一〇・一一・一二」）。これらの報告書には九州地方の被害状況など評定所文書の記事にはない情報が存在する一方で、東海地方の被害状況の記述に細部で差異があるなどの特徴がある。琉球館側で独自の聞き取りを行うなど、裏付け情報を探索した可能性も窺える。琉球がこれだけ詳細な情報を収集した背景には翌年に江戸上りを予定していた事情がある。
- (11) 薩摩側の史料にはこの地震についても詳細な被害の報告が記録されている。『鹿児島県史料』同巻、前出「五四の一」の他、「二二四」「二二五」（同書442～447頁）。
- (12) 『旧琉球藩評定所書類目録』に1811号「御高札并異国船図面等之帳」（寛文7年～明治3年／康熙6年～同治9年）の記載がある。
- (13) 『島津斉彬文書』に「琉球へ土佐人漂着の件幕府への届書」の標題で事件の経緯を示す史料がまとめられており、この中に琉球在番奉行から薩摩藩家老衆宛の届書や在琉薩摩役人堀与左衛門・野元一郎連名の上申書「異国風説問合候次第」となrand、首里王府の問合書簡や通達書が多数収録されている。これらの文書への対応を現存する評定所文書で確認することができる。すなわち現在目録としてのみ残存する咸豊

表 2. 評定所文書等に見る近世末海外情報

事 件 名	中国暦	西 暦	評 定 所 文 書	福地家文書
アヘン戦争	道光20～22	1840～42	①412、560、	
▼南京条約	道光22	1842	②169、252～255、	
▼広東情勢	道光26～29	1846～49	③415～416、⑤167～169、	
太平天国の乱	道光30～同治 3	1850～64	⑥300～302、332、⑧35～36、48～49、183、195、⑨101、236、⑩642～644、 ⑪29、32、111、180、⑫383、⑬221、⑭75、246、	75、86、89、106、 111、202、
▼小刀会蜂起	咸豊 3	1853	⑧49、⑪430、⑬27、	
クリミア戦争	咸豊 3～6	1853～56	⑨101、⑪29、32、⑫383～384、⑬75、246、	
▼英仏カムチャッカ・樺太進出	咸豊 5	1855	⑪113、182、	
▼魯西亜情勢	咸豊 6	1856	⑫407～408、	
仏提督船朝鮮上陸	咸豊 6	1856	⑫384、	
仏国安南国と条約締結の計画	咸豊 6	1856	⑫384、	
スエズ運河開削	咸豊 6	1856	⑫384、	
アロー戦争	咸豊 6～10	1856～60	⑭76～77、137～138、⑮86、	89、
▼天津条約	咸豊 8	1858	⑭137、138、	
南北戦争	咸豊11～同治 4	1861～65		
普仏戦争	同治 9～10	1870～71		

表 3. 評定所文書等近世琉球史料に見る幕末維新情報

事 件 名	西 暦	中国暦	日 本 暦	評 定 所 文 書	福地家文書	史料稿本
異国船来着	1846	道光26	弘化 3	②284、307、308、426、		
ペリー浦賀に来航	1853	咸豊 3	嘉永 6	⑦38、472、		
魯船・仏船来航	1853	咸豊 3	嘉永 6	⑪430、⑬26、		
沿岸防備強化	1853	咸豊 3	嘉永 6	⑪433～434、		
ペリー艦隊の動向	1853～54	咸豊 3～4	嘉永 6～安政 1	⑦590、⑨139～140、		
異国船来着	1854	咸豊 4	安政 1	⑨281、289、		
神奈川条約	1854	咸豊 4	安政 1	⑨139、⑩493、494、⑭211、⑰41～44		
東海大地震	1854	咸豊 4	安政 1	⑨364～366、⑪85、		
江戸大地震	1855	咸豊 5	安政 2	⑩520、521、536、549、⑬343、⑭204、208、216～218、223、 237、242、243、247、⑮261、	85、	
条約交渉	1855～57	咸豊 5～7	安政 2～4	⑪28、31、113、182、⑫384、⑭104、		
長崎英船事件	1856	咸豊 6	安政 3	⑫383、		
箱館事件	1856	咸豊 6	安政 3	⑫383、		
下田条約	1858	咸豊 8	安政 5	⑭137、138、		
安政の大獄	1858	咸豊 8	安政 5			
桜田門外の変	1860	咸豊10	万延 1		99、	
生麦事件	1862	同治 1	文久 2			
薩英戦争	1863	同治 2	文久 3		107、	98、
下関戦争	1863～64	同治 2～3	文久 3～元治 1		112、	
長州沖薩摩船砲撃	1864	同治 3	元治 1		110、	
禁門の変	1864	同治 3	元治 1	⑯304、322、336、375、	112、	
長州征伐	1866	同治 5	慶応 2		112、	
大政奉還	1867	同治 6	慶応 3			
王政復古	1867	同治 6	慶応 3	⑯142、		
戊辰戦争	1868	同治 7	明治 1	⑯151、	122、123、124、	101、
明治改元	1868	同治 7	明治 1		124、	102、
廃藩置県	1871	同治10	明治 4			105、
西南戦争	1877	光緒 1	明治10	⑯549、	139、	

表 4. 琉球・薩摩関係情報

事件・記事名	西 暦	日 本 暦	評 定 所 文 書	島津斉彬文書	史料稿本	福地家文書	球 陽
ジョン万次郎来着	1851	嘉永 4	⑤387、425、431、445、⑥206、	中207～269、			724、
大砲船建造	1851～	嘉永 4～	⑧139～140、⑨248、407、	下—414～424、			
琉米条約	1854	安政元	⑩493、494、⑭211、⑰40～41、44 ～45、216～218、		51、54～55、 56～57、		
昇平丸造船	1854～5	安政 1～2	⑩482～484、⑫320、⑭206、209、	下—671～678、743～753、			
琉仏条約	1855	安政 2	⑬210、211、526～528、		57～61、	84、	
仏に蒸気船注文	1857	安政 4	⑧259、⑩408、493、495、⑫324、 ⑬334、		55、71～73、 79～84、		
島津斉彬死去	1858	安政 5	⑭470、		85、	94、	
集成館製品等見学	1858～9	安政 5～6、明治 3	⑬374、467、⑯495、497、499、508、				
王政復古の大敍	1868	明治 1			101、		741、
白塩碇調達	1868	明治 1	⑯103～106、188～189、241、				740～741、
雑銅地金進上	1868	明治 1	⑯192、253～254、			121～122、	741、
藩制変革	1869	明治 2	⑯123～126、128、211、				
職制改革	1869	明治 2	⑯126、149、				
官位改正	1869	明治 2	⑯237、				
版籍奉還	1869	明治 2	⑯235～236、480、				
生産方に改称	1869	明治 2	⑯48～49、267～268、				
国産会社	1872	明治 5	⑯515、			380、	
維新慶賀使派遣	1872	明治 5	⑯535～536、		111～121、	128、	
琉球藩設置	1872	明治 5			117～120、	402、	

表 5. 幕末情報記事

	巻 頁	文書番号	中国暦	干支	記 事 (史 料 本 文)	内 容	史料の種類	情報の特質
1	①412	1327号	道光24年	辰	唐之儀、鴉片商売一件致難決、去子年以来、英国より兵を入、於所々、度々及合戦居候処、英国勢ひ強ク容易難追放、到去々寅年者、勅諭を以和睦為被申渡由、	アヘン戦争	案書	
2	①560	1336号	道光24年	辰	此以前大唐之鴉片商売一件付、英国より兵を入、及合戦候得共難被追放、勅諭を以和睦為被仰付由、	アヘン戦争	進貢船仕出日記	
3	②169	1341号180番	道光25年	巳	右文書一冊者、中国江英因致和好、広州・福州・廈門・寧波・上海等於五ヶ所貿易、双方官人応答取計向等之事、且去ル寅年以来、鴉片代其外銀子請取方等之儀、段々条書を以、中国免許を取為申書ニ而御座候。	南京条約締結	下状	在唐の存留より届出
4	②252～255	1346号 5 番	道光25年	巳	…大皇帝准将香港一島給予大英君主…	南京条約原文写し	進貢船帰帆日記	英人李大郭より手渡し
5	②284	1347号 8 番	道光25年	巳	長崎江異国船来着為有之由、右付成行承合候処、英国船一艘、跡月四日長崎口沖三四里程之所江致沙懸、…	異国船長崎来航	下状	内分開合
6	②307	1347号41番	道光26年	午	遠州浜松江異国船一艘・相州浦賀江同式艘致来着居候由取沙汰有之候付、	異国船来航	下状	異国方書役衆より御内分
7	②308	1347号42番	道光26年	午	今月六日長崎江仏朗西国之船三艘来着…	異国船来航	下状	
8	②426	1381号11番	道光26年	午	…北亞米理幹之船兩艘、閏五月廿日比浦賀江来着、兩艘共無事二跡月初比致出帆、浜松着船之老艘者、…一跡月十三日比、異国船兩艘鹿籠沖より山川沖東目表江通船有之、沖掛等者不仕由。	異国船来航（浜松・浦賀・山川沖）	下状	
9	③415～416	1394号28- 1 番	道光27年	未	…阿蘭陀人共広東又者於福州合戦有之、終清国及戦災、阿蘭陀人共勢ひ強相成候由風聞有之候間、於唐開伝候儘御内々可申上旨…	広東・福州合戦	下状	長崎阿蘭陀人風説の裏書き
10	③416	1394号28- 2 番	道光27年	未	当二月比広東之城内江英吉利人共より公館相立致商売度旨官人方江申出候由、…	広東情勢	下状	唐之首尾使者報告
11	⑤167～169	1415号7番	道光29年	酉	広東江罷居候英吉利大総兵より広東総督江申立候者…左条之通五ヶ条申渡候由、…英人城内江入候儀、百姓落着不致、…中国人と英人と婚姻いたし候儀、…耶穌廟、城内江相立候儀も百姓合点不致段、…	広東情勢	進貢船帰帆改日記	唐之首尾使者報告
12	⑤387	1455号	咸豐元年	亥	…右漂着土佐人共御取扱向…	ジョン万次郎来着	下状（目録）	
13	⑤425	1457号	咸豐元年	亥	翁長村逗留之土佐人御見分…	ジョン万次郎来着	日記（目録）	
14	⑤431	1457号	咸豐元年	亥	漂着土佐人共乗来候伝聞、大聖丸より御元江被差登候付、…	ジョン万次郎来着	日記（目録）	
15	⑤445	1458号	咸豐元年	亥	土佐国人摩文仁間切おと村浜江致漂着候二付…	ジョン万次郎来着	案書（目録）	
16	⑥206	1481号72番	咸豐 3 年	丑	…然者去々々年豊見城間切翁長村江被召置候漂着土佐人共乗せ付候例相亂候得者、土佐人共者加籠、詰足輕并詰役々江者乗馬ニ而差越候間、…	ジョン万次郎来着の事例	天草人漂着日記	
17	⑥274	1487号 1 番（目録）	咸豐 3 年	丑	広西兵乱之成行存留申越之書付、差登候儀。	太平天国の乱情報	案書（目録）	
18	⑥276	1487号 1 番（目録）	咸豐 3 年	丑	唐兵乱付何御機嫌之咨文、布政司迄被御達候段、申上候儀。	太平天国の乱情報	案書（目録）	
19	⑥300～302	1487号20番	咸豐 3 年	丑	且広西兵乱未相鎮不申、於福建之延平府・漳州府江茂賊乱差起、諸官人軍務繁務ニ相成、…於中国者右通諸省兵乱差起、福州諸官人茂昼夜寝食不安心中迷乱中、…	太平天国の乱情報	案書	異国一件顧使者報告
20	⑥332	1487号35番	咸豐 3 年	丑	清国表兵乱之成行を茂相尋させ候処、二ヶ月以前大平王より上海之官人打果、江南省惣様攻取、大将二人を以直隸省江茂攻懸居候与承候段為申由、…	太平天国の乱情報	案書	
21	⑦38	1501号67番	咸豐 3 年	丑	…日本国江茂罷渡候処、朋友之如ニして何之嫌茂無之、伊豆守・石見守与申官人船元江罷出、猶又巫官茂招有之、上陸致対面互品物等致贈答、左候而交通之儀致相談候処、返答ハ来年可申聞有之、…	ペリー艦隊浦賀・幕府役人と交渉	巫船来着日記	提督と総理官の会談にて
22	⑦472	1505号15番	咸豐 3 年	丑	…提督日本国江茂罷渡候処、朋友之如ニシテ何之嫌茂無之、伊豆守・石見守与申官人船元江被差越、猶又巫官等も招有之上上陸致対面、互ニ贈物等有之、左候而交通之儀致相談候処、返答者来年可申聞有之、…	ペリー艦隊浦賀・幕府役人と交渉	巫人成行御届扣	提督と総理官の会談にて
23	⑦590	1505号288番	咸豐 4 年	寅	…一日本放下田官人等美麗之衣裳着いたし候付、出所相尋候処琉球出産之段為申事、…一日本於下田彼国官人等并女共一体之姿影移いたし置候間、総理官始各官人等且女茂装束ニ而影移させ候様申二付、…	下田にて琉産衣費目撃・下田にて女影移	巫人成行御届扣	提督と総理官の会談にて
24	⑧35～36	1510号15番	咸豐 3 年	丑	…其上広西兵乱いた相鎮不申、於福建者延平府并漳州府江茂兵乱差起、制方として諸官人兵を率御差越防方彼は軍務至而御衆多相成候由ニ而、…天下統一統及騒動、福州二者猶以共通ニ而、諸官人昼夜寝食不安心中迷乱之中、…	太平天国の乱情報	進貢船帰帆日記	異国一件顧使者報告
25	⑧47	1510号17番	咸豐 3 年	丑	…當時納広西并福建延平府漳州府兵乱騒動之詞、…	太平天国の乱情報	進貢船帰帆日記	異国一件顧使者報告
26	⑧48～49	1510号18番	咸豐 3 年	丑	広西兵乱之儀、柳州馬平縣与申所江蟠踞在、…党を結居候賊匪洪清梁・洪秀泉与申者共、右難決之機ニ乘り兵乱を起官兵不憚致合戦、…福建省之内漳州府江小刀会与申數百人党を結致盜賊、…官兵茂不憚致合戦候由、…	太平天国の乱情報・小刀会	進貢船帰帆日記	異国一件顧使者報告
27	⑧139～140	1512号42番	咸豐 4 年	寅	於松島琉球大砲船御造立二付、勝連親方事去年右掛被仰付、且勝連跡代具志川親方江被仰付、…一体琉球船同様ニ而大砲船載付、琉球・道之島運送之為琉球ニ而御造立被仰付候得共、琉球表材木不自由之所致、御領内地方ニ而御造立被為在度、…	大砲船建造	案書	
28	⑧182～183	1512号111番	咸豐 4 年	寅	一広西より差起候賊兵漸々盛ニ相成、去年三月比二者南京等被奪取、…去年三・四月以來湖北省・湖南省・山東省・直隸省之内ニ茂被奪取候州県及過分、其外所々盜賊蜂起ニ而官役・商人・旅客等を劫し候付、是又官兵を以折角制方被申付候由、…	太平天国の乱情報	案書	渡唐役者より申出
29	⑧195	1512号129番	咸豐 4 年	寅	清国兵乱之儀、広西之賊兵去年三月比二者南京等奪取、…去年冬より当年ニ至而者、湖北省・湖南省・江南省・山東省之内各兩三州宛攻取、且去冬者直隸省之内天津府相聞為申由、且右省々之外ニ茂土賊聚り竊ニ通行之官役・旅客を劫し候付、…	太平天国の乱情報	案書	在唐の存留より申越し
30	⑧259	1512号221番	咸豐 4 年	寅	去年九月廿日川上式部殿より撰政・三司官御用有之致参上候処、谷川次郎兵衛殿茂御出席ニ而別紙之通蒸氣船求方、夷人等より蕃銭差登方等御内沙汰被為在、御元元より被仰越由ニ而御箇条書を以被仰渡、…	蒸氣船購入	案書	
31	⑧484	1513号437番	咸豐 4 年	寅	右四艘之内鉢白来船一艘者如中国出帆、火輪船三艘者来九日より二日目ニ薩州江渡、船夫より、二日目ニ江戸浦賀江罷渡彼表江三・四ヶ月程滞船ニ而所々水計いたし候処、…	ペリー艦隊江戸浦賀再訪の見込み	巫人来着日記	羽地間切にて巫人の断
32	⑧497	1513号455番	咸豐 4 年	寅	…山原表ニ而巫人等嘶二者、薩摩江渡船夫より江戸浦賀江可乗渡与之由、…且又追々出帆之火輪船三艘之儀、薩摩・長崎江江者不参直ニ江戸江可致渡船段…	ペリー艦隊江戸浦賀再訪の見込み	巫人来着日記	板良敷より参將に尋ねる
33	⑨101	1519号13番	咸豐 4 年	寅	…広東表者当分合戦、尤廈門者大平王攻取為申事候処、無間茂官兵江被取返、当分大平王南京守り居候段為申由、一冒耳敦より、唐兵乱一件并魯西亞・土耳其合戦之次第被行之書此節到來有之候得共、繁務ニ而未披見無之候間、披見次第可相達段為申由、…	太平天国の乱・クリミヤ戦争	巫船来着日記	板良敷より冒耳敦・巫船員に尋ねる
34	⑨139～140	1521号 5 番	咸豐 4 年	寅	江戸表異国船一件之様子、…当春江戸・神奈川表江渡来レ下田船都合九艘三月廿二日迄之内追々出帆、右之内六艘者伊豆国下田江滞船之処、其内三艘者松前之内箱館江廻船、夫より又下田船都合三艘二取沙汰有之、当分下田江一艦滞船之儀、…	ペリー艦隊の動向	下状	野元一郎より伝聞
35	⑨236	1521号73番	咸豐 4 年	寅	一清国兵乱ニ付去秋被差渡候唐安否何之咨文、於唐差隆可相成吟味ニ而取止、咨文持帰候段、被申上候儀…一唐兵乱之様子被申上候儀	太平天国の乱情報	下状	
36	⑨248	1521号86- 1 番	咸豐 4 年	寅	琉大砲船御造立二付、具志川親方江掛被仰付置候得共被成御免候、…跡代之儀者何分不被仰渡候付相伺申候処、追々御成就相成管ニ而…且又右掛御造畢之上者江戸表江御差登可相成哉ニ薄々申候。	大砲船建造	下状	
37	⑨281	1521号134番	咸豐 4 年	寅	今月九日、異国船一艘山川之儀乗来、其夜四ツ時分地震、其後六日・七日ニ度動揺有之、七・八拾歳之老人茂ケ様強大成地震者覺ひ不申段取沙汰為有之事候処、其節者日本國中大地震有之、中ニ茂北前より東海道者別紙之通地震・津浪至而強ク大損し等有之候由、…	異国船来着	下状	薩摩役人より伝聞
38	⑨289	1521号144番	咸豐 4 年	寅	今月九日、異国船一艘兎ケ水沖江錠を卸居候段者、先書御問合申上候通御座候処、亞米理幹国之船琉球江渡来、猶又江戸表江渡船之洋中、船少々痛所有之修補之為沙曇為致由ニ而、外ニ何茂子細者無之、…	異国船来着	下状	薩摩役人より伝聞
39	⑨364～365	1521号205番	咸豐 5 年	卯	一御当地之儀去年十一月五日七ツ時分・其夜四ツ時分地震、其後六日・七日ニ度動揺有之、七・八拾歳之老人茂ケ様強大成地震者覺ひ不申段取沙汰為有之事候処、其節者日本國中大地震有之、中ニ茂北前より東海道者別紙之通地震・津浪至而強ク大損し等有之候由、…	日本国大地震	下状	薩摩の調査報告との異同
40	⑨366	1521号206番	咸豐 5 年	卯	…大坂為罷登者頃日沸着ニ而、右より彼地地震・津浪之様子断承候趣レ申上候儀。扱大坂表者爰許地震之前日四日朝四ツ前より大地震有之、既ニ家茂崩る・様之事ニ而…西之当り四国地之方江大地震少々揺打音之如クドント相聞得致驚怖居候と、…	日本国大地震	下状	薩摩の調査報告との異同
41	⑨407	1521号249番	咸豐 5 年	卯	琉大砲船御造立二付具志川親方江掛被仰付置候得共、被成御免旨被仰渡、跡代之儀者何分不被仰渡、追々御成就相成管ニ而、…右船追々御造畢江戸表江御差登被成由ニ而、今月十三日前之浜出帆仕候付、…	大砲船建造	下状	
42	⑩482～484	1527号73番	咸豐 5 年	卯	昇平丸御造立付勝連親方・具志川親方掛被仰付候処、致精勤候付為御褒美、別紙近江殿御書付之通中奉書一東宛拝領被仰付候段、…	昇平丸造船	下状	
43	⑩492～495	1527号83番	咸豐 5 年	卯	既去年亞米利加人江約定書相渡候儀茂、畢竟江戸表和約之末ニ而致方無之、其段者早速公認被及御居候処、何ぞ御不都合茂無之候…魯・亞两国江御約定相成候趣共、細々御尋問之上、琉球表之事情茂得被差遣御示談…且魯・亞两国英吉利江御約定書写三通拝見被仰付置候趣ニ而御取添被相渡…且銀付鉄炮類・蒸氣船度佳利島人詠之筋ニ而致調文候ハ、何ぞ差支有間數与之思召ニ候段茂被仰達…	琉米条約幕府承認、日米・日露通商条約、日英協約、蒸氣船注文	下状	
44	⑩520～521	1527号113番	咸豐 5 年	卯	今月二日夜江戸大地震ニ而上御屋敷御殿廻・其外諸所及破損等、御栖居難破為成、御惣方様渋谷御屋敷江御仮御栖居被為在候段御到來候、…	江戸大地震	下状	
45	⑩536	1527号129番	咸豐 5 年	卯	此節江戸地震并出火二付、御殿廻等及破損、来秋迄者御普請等成就不致候付、来年江戸立被召延候段者、別紙を以申上候通御座候、…	江戸大地震	下状	
46	⑩549	1527号140- 2 番	咸豐 5 年	卯	先月二日夜江戸大地震ニ而上屋敷御殿廻其外諸所及破損等御栖居難破為成、御惣方様渋谷御屋敷江御仮御栖居被為在候段、且右付太守様御儀 御別条不被為一在候哉公方様深被遊御案、翌三日上使仁木二郎八郎殿を以被為蒙上意、…	江戸大地震	下状	
47	⑩642～644	1527号250番	咸豐 6 年	辰	一唐之儀去年十一月比江西之内瑞州・臨州二府長髮賊ニ被攻落候由、且又江西省城之地方計相保、餘者被攻破候とも承候由、…一当正月南京城江罷在候長髮賊共數千人、威勢を振江西省之内武昌府江陷入、米穀・財物奪取、或者民間之婦女冒賊、…	太平天国の乱情報・長髮賊	下状	琉球館詰役より、薩摩への報告写し
48	⑪28～29	1533号44- 2 番	咸豐 5 年	卯	…福州表者太平、広東・廈門・上海等ハ合戦之最中、尤太平王者南京江鎮守候へ共、該二者官軍より打勝可申与存候由、…英国・仏国者土耳其之加勢ニ而各手配を以魯西亞本國相援、且仏国軍船者当分魯国領之内カミシヤツカ江も攻行、魯國數省之体相成候由、…	異国船来着・太平天国の乱・クリミヤ戦争・他	仏人逗留日記	仏人より海外情報収集
49	⑪31～32	1533号50- 2 番	咸豐 5 年	卯	…魯西亞国敗軍ニ而本国江引辺り候付、英・仏国官船者何方ニ而も魯国船行逢次第致追付船共奪取候手組ニ而、當時兩國提督等軍船數艘引卒魯国船動靜相探候由、右次第ニ而去年正月爰許来着為有之魯国將軍等乗船共此近海江渡来、仏船行逢候ハ、決而可及戦争…	異国船来着・太平天国の乱・クリミヤ戦争・他	仏人逗留日記	冒耳敦より海外情報収集
50	⑪111	1534号11番	咸豐 5 年	卯	一唐兵乱之様子相尋候処、清国大平、尤大平王者是迄之通南京城相守合戦者相止、且海賊者未相鎮不申、上海之賊者仏朗西国「より」致加勢為追退出。	太平天国の乱情報	仏船来着日記	仏船より情報収集
51	⑪113	1534号14番	咸豐 5 年	卯	魯西亞之内カミシヤツカ江ハ、英兩國より官船拾艘・火輪船拾艘差遣打収、カミシヤツカ之人者惣様本国江逃走、サガリン江茂同断二付、…右一件之事々々取込日本与之約条等不相調、追々約条可相定、尤長崎江者至而狭所ニ而馬頭相聞不申、下田并箱館江ハ…	英仏カムチャッカ・樺太進出、日仏条約交渉	仏船来着日記	仏船より情報収集
52	⑪180	1535号 1 番	咸豐 5 年	卯	一唐兵乱之様子相尋候処、清国大平、尤大平王者是迄之通南京城相守合戦者相止、且海賊者未相鎮不申、上海之賊者仏朗西国より加勢いたし為追退出。	太平天国の乱情報	仏船来着御届扣	仏船より情報収集
53	⑪182	1535号 4 番	咸豐 5 年	卯	魯西亞之内カミシヤツカ江ハ、英兩國より官船二十艘・火輪船十二艘差遣打収、カミシヤツカ之人者惣様本国江逃走、サガリン江も同断二付、日本箱館并江戸・長崎江茂罷渡相探候得共、魯西亞之船者罷居為不申由、一右一件之事々々取込日本与之約条未不相調…	英仏カムチャッカ・樺太進出、日仏条約交渉	仏船来着御届扣	仏船より情報収集
54	⑫320	1542号（目録）	咸豐 6 年	辰	一昇平丸御造立二付勝連親方・具志川親方掛被仰付候処致精勤候付拝領物被仰付候段、右二付御札向奉伺問合之返事。	昇平丸造船	案書（目録）	
55	⑫324	1542号（目録）	咸豐 6 年	辰	一羅沙岬岐・西洋反布類・器物等唐より持渡方、并劍付鉄炮類・蒸氣船致注文儀故陳付候取合有之申上候儀。	蒸氣船注文	案書（目録）	
56	⑫383～384	1547号80番	咸豐 6 年	辰	一唐兵乱之儀漸々盛ニ相成、太平王より河南・河北・江南・江西・雲南・貴州・四川・広西等之諸省攻取、其外広東表も下之方異国船滞泊之所計相殘餘者打収、最早清朝至而危相候由、…一英国提督船長崎江渡海之詞、長崎より官船差出取届候付、右提督甚怒立…	太平天国の乱、長崎英船事件、他	異国御用掛日記	仏人より情報収集
57	⑫407～408	1547号137番	咸豐 6 年	辰	…跡月来着為有之仏国提督船此地江来着以前、魯西亞領之内カステル与申所江致渡着候処、合戦之為参候半与相疑、和好之旗印を掲げ、提督より茂合戦之含ニ而者無之段相達候付、彼国致安心、尤其土耳其・魯西亞之合戦茂平和相成候段相知候付、互ニ交友相成…	魯西亞・箱館情報	異国御用掛日記	仏人より情報収集
58	⑬188	1553号15番	咸豐 6 年	辰	一清国兵乱之様子、又者英国提督於長崎表難決之次第承及候哉尋申二付、唐兵乱之形行者沸着唐便より荒増相知、長崎表之次第ハ一切不承段申達候処、於福州者北京表兵乱之事者然々不相分、仏・英人共二者現在見聞之上ニ而形行委ク存知居候段為申由、…	太平天国の乱、長崎英船事件	仏船来着御届扣	仏人より情報収集
59	⑬334	1557号47番	咸豐 6 年	辰	一羅沙岬岐西洋布類西洋器物等唐より持渡候儀、且劍付鉄炮類蒸氣船等度佳喇島人詠之筋を以致注文儀候相調不申段被申上候儀。	蒸氣船注文	下状	
60	⑬343	1557号56番	咸豐 6 年	辰	去年江戸表大地震付而者人家等多分及破損、来年中二者普請修補等出来業、江戸立之儀来午年二者相調中間敷、猶又年延可相成哉之趣風聞有之候間、…	江戸大地震	下状	
61	⑭76～77	1564号82番	咸豐 7 年	巳	…広東省ニ賊兵相起官兵より打破候付、賊兵共逃走香港江罷在候英国商船江相隨候処、官兵共右船江押々乗込捕付候逆段々ハ乱妨之仕形有之候付、…英船乗頭恩立石体懸合儀なく船江乗込約条致相違、甚不都合之段広東罷在候英国総督江披露いたし候付、…	アロー号事件	仏人逗留日記	仏人より情報収集
62	⑭104	1564号142番	咸豐 7 年	巳	日本之儀西洋諸国与通商候儀御免之御模様ニ而…長崎江学館建立蘭人拾八人程申受船作事法并口上等積古有之由、…此度蘭船一艘日本より蕃銭として八万枚文ニ而買入候付、…日本之儀此以後下田・箱館・長崎不限何方「江」茂高頭相聞申寄之段、…	通商条約締結一開国島の動き	仏人逗留日記	仏人より情報収集
63	⑭137	1572号 1 番	咸豐 8 年	午	仏朗西国之船…中国・日本江約定相定候為皇命を受一年先国元出帆、広東江参約定之次第申立候処、請合不申候付、總督捕付直ニ北京江参り致合戦候処、終ニ約條受合候付、…六ヶ月以前如江戸出帆、下田江参り、一ヶ月先江戸表ニ而約條相定、…	天津条約、下田条約締結	仏船来着日記	仏船より情報収集

	巻 頁	文書番号	中国暦	干支	記 事 (史 料 本 文)	内 容	史料の種類	情報の特質
64	⑭138	1572号3番	成豊8年	午	北真棘之内天津府与申所迄改(攻力)懸り、彼所ニ而北京江約條申立候処、北京より茂勤使相下り互ニ約條いたし、…且提督船相込三艘共直ニ江戸表江参り、五ヶ所ニ而馬頭相立候約定相済候…英・仏・魯・亜・荷等之五ヶ国右同断約定相済候与為申由、…	天津条約・下田条約締結	仏船来着日記	仏船より情報収集
65	⑭204	1578号19番	成豊6年	辰	…去年十月江戸大地震付上御屋敷御殿廻其外諸所及破損等、御惣方様渋谷御屋敷江御仮居被為在候付、宰相様御前様為何御機嫌以松島親方目録之通被差上之段到江府逐披露候。此旨可有淺達候。	江戸大地震	下状	
66	⑭206	1578号24番	成豊6年	辰	…昇平丸御造立付勝連親方・具志川親方江掛被仰付候処、致精勤候付為御褒美拝頒物被仰付候付御札被仰上御紙上之趣、到江府逐披露候。	昇平丸造船	下状	
67	⑭208	1578号31番	成豊6年	辰	…御代替御祝儀之使者当年被召連可被遊御参府旨被仰出置候得共、江戸地震并大火付御屋敷御殿廻等及破損、当秋迄者御普請等御成就不致候付被召延、来午年御参動之節可被召連旨被仰渡候。御請被仰上候付示給之段致承達候。	江戸大地震	下状	
68	⑭209	1578号34番	成豊6年	辰	末川近江江之御札致披見候。昇平丸御造立付勝連親方・具志川親方江掛被仰付候処、致精勤候付為御褒美拝頒物被仰付候御札、以書翰被仰上候付示給之段致承達候。	昇平丸造船	下状	
69	⑭210～211	1578号36番	成豊6年	辰	…仏朗西国提督申立之箇條書尽手数被及御断候得共聞取無之候付、総理官・布政官等印押相渡候為御向度名喜親方被差上、御紙上之趣到江府逐披露候。…	琉仏条約承認	下状	
70	⑭211	1578号37番	成豊6年	辰	…先般亜米利加江約定書取替候付、往年故障筋之儀共無之様深思召被為在、公辺亜米利加・魯西亞迄接掛御役々衆御招両国江御約定相成候儀共、王川王子等江細々被仰上越候趣被御承知、御請為御札御紙上之趣到江府逐披露候。…	琉米条約承認、日米・日露条約締結	下状	
71	⑭216	1578号49番	成豊6年	辰	…去冬江戸大地震付上御屋敷御殿廻其外諸所及破損等、御惣方様渋谷御屋敷江御仮居被為在松島親方被差上候付蒙仰趣被為入御念御儀奉存候。	江戸大地震	下状	
72	⑭217～218	1578号53番	成豊6年	辰	従國王様被成下尊書拝見仕候。去冬江戸地震付太守様御儀別条不被為在候哉公方様深被遊御案以上使御懇之被為蒙上意御請御札等諸事無御滞被為済候為御祝儀松島親方被差上候付蒙仰趣被為入御念御儀奉存候。此旨宜預淺達候。	江戸大地震	下状	
73	⑭223	1578号69番	成豊6年	辰	…去冬江戸大地震付上御屋敷御殿廻其外諸所及破損等御惣方様渋谷御屋敷江御仮居被為在、松島親方被差上候付蒙仰趣被為入御念御儀奉存候。	江戸大地震	下状	
74	⑭242	1578号97番	成豊7年	巳	従國王様草書致拝見候。江戸大地震付去歲太守様宰相様御機嫌被相伺候処御返翰被下拝頒物被仰付候御札之趣到江府逐披露候。	江戸大地震	下状	
75	⑭243	1578号98番	成豊7年	巳	…去々歳江戸地震之節以上使御懇之被為蒙上意候付、去歲太守様江御祝儀被仰上候処御返翰被下拝頒物被仰付候御札之趣逐披露候。	江戸大地震	下状	
76	⑭247	1578号109番	成豊7年	巳	従國王様草書致拝見候。江戸大地震付去歲御前様御機嫌被相伺候処拝頒物被仰付候御札之趣到江府逐披露候。	江戸大地震	下状	
77	⑬307	1578号220番	成豊8年	午	公方様御代替御祝儀之御使者伊江王子被差上候処、参府之儀従公儀御差延被仰渡候付、此節王子并從者御暖被下帰帆被仰付候条、此旨宜有淺達候。…	將軍代替り	下状	
78	⑭374	1578号356番	成豊8年	午	…御庭并集成館御製品且機物席面拝見、…	集成館製品見学	下状	
79	⑭467	1578号591番	成豊9年	未	…御庭并集成館御硝子器且御取添御屋敷拝見、右於御屋敷硝子器吹方拝見…	硝子器吹方見学	下状	
80	⑭470	1578号593番	成豊9年	未	宰相様御不列被為尽御療養候得共不被為叶、今月十七日被遊御逝去奉絶言語候。…	奇彬死去	下状	
81	⑭625	1582号42番	成豊6年	辰	一亜米利幹船之儀其許者勿論日本江茂迫々可致渡来、左候得者琉球表始終之次第者時々下田・箱館等ニ而茂可有筋可申出候付、…一西洋金銀之儀者琉球其外島々迄茂通融之儀不相成候。且又西洋金等唐国江持渡候儀、又者日本之武器類・金銀銭・銅鉄等夷人共江相渡候儀…	亞船日本渡航情報、西洋金銀の儀	例抜	薩摩からの対応指南書
82	⑮86	1598号99番	成豊10年	申	…去年より英船北京之内天津府江参候砲兵より差阻候付、北京往来之段者約条茂仕置申事候得者、屹与並通候様為致相該由候得共聞濟無之、終二砲を放せ英船小官五六拾人達怪我船茂被相破候付、英船より茂砲を放せ中国之者數十人為射殺由、…最早合戦相始為申答候…	アロー戦争	仏人逗留日記	仏人より情報収集
83	⑮261	1605号65番	成豊6年	辰	一去冬江戸地震、上御屋敷御殿廻等及破損御惣方様渋谷御屋敷而御仮御居被為在候段、且右ニ付太守様御儀以上使被為蒙上意御請御札等被為済候段、御到来御祝儀并何御機嫌之事。	江戸大地震	日記総目録	
84	⑮48～49	1687号55番	同治8年	巳	…御当地ニ而茂弥生産奉行副役与相唱、御役人ニ而候段、且産物方御役場之儀、於御国許者生産方与被召改候付而者、御当地ニ而も其通相唱候様被仰聞候。	産物方を生産方と改称	産物方日記	
85	⑮103～106	1688号3番	同治8年	巳	御国元御軍備御用として於当地白塩硝取調方被仰付、製法人等被差下候間御請申上御要用相弁候様去年四月御在番所より御達之趣有之、…	白塩硝調達	案書	
86	⑮123～126	1688号18番	同治8年	巳	是迄御家老江琉球掛被仰付置万端取扱致来候得共、此節御変革ニ付国事向重立候儀者執政江相附可伺出候、左候而訴訟事等平常之願書又者伺事等者伝事江相附、会計方御用筋等之儀者会計惣裁江可申出旨、知政所より之御書付伝事方より被相渡候…	薩藩維新変革、琉球掛管轄変更、職制改革	案書	
87	⑮128	1688号21番	同治8年	巳	…今般之儀御一新之御場合ニ而、御変革之一条向々又者館内江御達相成次第早々被差下候ハ、御用御見合可相成事候処、右一件脇々より写取持下候等茂有之候処、館内より者申越無之、如何ニ相見候儀。此節御変革付而者事々御承知之上其許江御間合又者御差因被成…	薩藩維新変革の通達なし	案書	
88	⑮142	1688号40番	同治8年	巳	一御高札拾枚 一御副札武枚 右、王政御一新付御渡相成、御返翰率領大湾里之子親雲上乗船より相雇、早速立替国中江茂写を以立替申候。古御高札九枚・御副札二枚蔵役金城筑登之親雲上江相渡差候間、返上可被致候。…	王政御一新の高札配布	案書	
89	⑮148～149	1688号52番	同治8年	巳	其御地何篇御変革被仰付候付、右一件普通迄ニ而者届兼候儀茂可有之、与力平敷里之子親雲上江委細申含差下候方可宜与…右付、平敷江被申含候次第相尋させ候処、職制因之見様不審茂候ハ、申請候心得迄ニ而、外ニ何そ被申含事者無之由申出候…	薩藩職制改革	案書	
90	⑮151	1688号54番	同治8年	巳	太守様、去年十一月九日右衛門殿・御御役島津求馬殿・奈良原幸五郎殿御召連御発駕被遊御上京候間、…御国之儀当幸以来数多之出兵を茂被仰付、…	戊辰戦争、東北平定	案書	
91	⑮188～189	1688号82番	同治8年	巳	御国許御用之白塩硝、御当地計ニ而取調御進上相成候方可被取計…其後硝石方御用之夫實數灰薪木代付ニ而差出候様生産方より被仰達由…生産方より右代付余り高料有之、今通ニ而者太分之殘高ニ可相及、御当地御蔵方御難決之段者兼々御訴訟等ニ茂段々被申上置…	白塩硝調達	案書	
92	⑮191	1688号86番	同治8年	巳	異国大商人より、大坂・兵庫辺ニおいて砂糖買取、箱館・松前坏江運越振売いたし候由。就而者砂糖糖茂おのつから致売買積ニ而、右樽ニ筑登之・親雲上等之銘書有之候而者、右者目ニ掛何敷故障筋之儀共可致出采哉与念達存候間…	外国商人による砂糖転売	案書	
93	⑮192	1688号87番	同治8年	巳	其御地御軍備御用として、於御当地御用開塩田十右衛門江買因方被仰付置候雑銅地金御進上一件、…	軍備用雑銅地金進上	案書	
94	⑮211	1688号105番	同治8年	巳	御国許当世懇弥以易簡之御取置ニ付而者、御当地おひても右之御趣意ニ基キ不申候而者不準次第ニ付、毎年御奉行爬龍舟滑方御見物被成事候得共、御失墜ニ茂相均事候間、以来御詰中ニ一度御見物相成候様、左候ハ、右御見物ニ付被御方仕来之事茂候ハ、御取止可被成候。…	薩藩変革、儀礼省略	案書	
95	⑮221	1688号115番	同治8年	巳	清国之儀、兵乱相鎮太平罷成候由、河口通事共より為承段、在唐之存留申越有之候間、此段被申上候。	太平天国の乱終結	案書	在唐之存留より申越し
96	⑮235～236	1688号137番	同治8年	巳	当六月十七日於東京弁事御役所より重臣差出候様御達付、…於伝達所輔相公御列席…版籍御返献御採用太守様江鹿兒島藩知事被仰付候段…且薩摩・大隅・日向国并琉球其外諸島御管轄之儀、於東京公方より奉伺候処、是迄之通可致管轄旨被仰渡候段、御到来候…	版籍奉還	案書	御書付到来
97	⑮237	1688号139番	同治8年	巳	官位御改正之儀、従朝廷被仰出候付、少将様御事從四位様、宰相様御事從三位様与奉称候。此旨国王承知被仕候様、知政所御書付伝事上村休介殿御取次被仰渡候段被申越紙面相達、国王江申聞候。此旨及返答候。	官位改正	案書	
98	⑮237～238	1688号140-1番	同治8年	巳	…御参政来之儀格別成御役職、当地御用筋等被聞召候付而者、国王并王子・我々より御役御祝儀并年頭御祝儀御音信等相応之御附届為有之事候得共、当時御変革之御場合ニ而、品員数致減少、別紙之通経品一種宛又者書状等被差上度内順被仕候間、…	薩藩変革、儀礼省略	案書	又者書状等被差上度内順被仕候間、…
99	⑮253～254	1688号161番	同治8年	巳	其御地御軍備御用として御用開塩田十右衛門江買因方被仰付置候雑銅地金之儀、…	軍備用雑銅地金進上	案書	
100	⑮267～268	1689号15番	同治8年	巳	…御当地ニ而も弥生産奉行副役与相唱、御役人ニ而候段、且産物方御役場之儀、於御国元ハ生産方与被召改候付而ハ御当地ニ而も其通相唱候様被仰聞候。	産物方を生産方と改称	産物御用掛方日記	
101	⑮304	1723号10番	同治4年	丑	去歲於京都長藩御征討付、一同出勢拙丹誠候段歎感不斜趣被為蒙勅命候付、…	禁門の変	下状	
102	⑮322	1723号54番	同治4年	丑	去歲於京都長藩御征討付、一同出勢拙丹精候段歎感不斜趣被為蒙勅命候付、…	禁門の変	下状	
103	⑮336	1723号88番	同治4年	丑	…於京都長藩御征討ニ付、一同出勢拙丹精候段被為蒙勅命候…	禁門の変	下状	
104	⑮375	1723号187番	同治4年	丑	去歲、於京都長藩御征討付、一同出勢拙丹精候段歎感不斜趣被為蒙勅命候為御祝儀蒙仰趣、…	禁門の変	下状	
105	⑮480	1723号445番	同治8年	巳	一同廿二日、版籍御返献之儀、御採用被仰出、少将様、鹿兒島藩知事被為蒙仰、薩・隅・日并琉球島之御管轄之儀、是迄之通被仰出候付、…	版籍奉還	下状	
106	⑮495	1723号482番	同治9年	午	…集成館紡織方等見物被仰付、…	集成館紡績方等見学	下状	
107	⑮535～536	1723号550番	同治11年	申	一王子・宜野湾親方・以下役々登京之儀、三邦九江乗船ニ而、先月廿日前之浜出船、…	維新歴賢使派遣	下状	
108	⑮549	1723号587番	光緒3年	丑	今般当県戦争之節、兵火ニ罹り、館内及焼失、衣類・諸道具等為相損段被聞召上、別段之思召を以、為御心附、珞目銅錢四千貫文被成下…	西南戦争の見舞金	下状	
109	⑰40	1804号43番	成豊4年	寅	一此後合衆國及西域諸国人民到琉球須要以禮厚待和陸相交不論何國人到琉球要買求物件雖官雖民亦能以所有之物而賣之官員無得設例阻禁百姓凡一支一收須要兩邊公平相換…	琉米条約草案	漢文往復文書	
110	⑰41	1804号44番	成豊4年	寅	一此後合衆國人民到琉球須要以禮厚待和陸相交其國人要求買物雖官雖民亦能以所有之物而賣之官員無得設例阻禁百姓凡一支一收須要兩邊公平相換…	琉米条約 原文	漢文往復文書	
111	⑰41～44	1804号45・46番	成豊4年	寅	…現今亞美理駕合衆國謀與日本國入交親睦將依此意以定後來入守之章程是以合衆國大統領差全權被理到於日本日本國大君差全權林大舉頭并戸對馬守伊澤美作守嶋殿民部少輔相與差奉勸諭立約如左…	神奈川条約 付録十原文	漢文往復文書	
112	⑰44～45	1804号47番	成豊4年	寅	現今亞美理駕合衆國謀與琉球國人交親睦將依此意以定後來入守之章程此後合衆國及西域諸国人民到琉球須要以礼厚待陸交凡該國人所求物件雖官雖民亦能以所有而買之官員無得設例阻禁百姓而兩邊「所要」買賣亦要公道償銀交易「錢相換」…	琉米条約 下書き	漢文往復文書	提督より差出し
113	⑰85	1805号11番	成豊5年	卯	去年十一月初比日本国中地震有之、東海邊辺者別而大地震、且津波等有之人家・船々之損失者勿論怪我死等段々出来古来無之變事之段、絵図面去月来着宝栄丸便船々江到来、右絵図之上を以而夥數損失苦々數事ニ候。御国元茂東目表者所々人家等破壊之哉ニ茂風聞承候…	日本国大地震	案書	
114	⑰216	1805号158番	成豊5年	卯	去夏亜国提督申立之箇条書江印押調相渡候付、以来之儀被ヶ条書ニ応し取扱無之候而者難題成立可申、向後之儀何卒御差因被仰付候方ニ願被申上候様申越候付被相伺候処、右一件いまだ御約定無候、先愛元吟味之通被仰付置而何分可被仰渡候条…	琉米条約締結の事後処置	案書	
115	⑰216～218	1805号159番	成豊5年	卯	…既ニ去年亜米利加人江約定書相渡候儀茂畢竟江戸表和約御免之末ニ而致方有之、其段者早速公辺被及御届候処、何そ御都合茂無之候。就而者往年琉球表故障筋之儀共無之様ニ与猶亦太守様段々被遊御配慮深思召を以御老中様江被及御届候上、亜米利加・魯西亞迄接掛…	琉米条約締結の事後処置	案書	
116	⑰430	1925号42番	成豊3年	丑	一魯西亞国之船式艘火輪船式艘兵船都合四艘当分日本国江渡船有之、且仏朗西之船茂迫々日本江可致渡船段唐人断有之候付、直ニ日本江可致渡船哉与相尋候処、此所江致来着候而可相渡段為申由…小刀会者孔孟之道相信じ候付、天徳王より与合相除當時不和相成候由…	魯国船・仏船渡航、小刀会・太平天国情報	異国一件書類	唐人通事より情報収集
117	⑰433～434	1925号48番	成豊3年	丑	…亜国提督江戸帰後猶又一輪之火輪船差遣日本国之様子委數相探させ候処、要害之所又者山上等ニ砲台新ニ築立武備嚴重ニ有之合戦之模様相見得候付、提督ニ茂致疑惡居候由。日本之儀中国之程者無之候得共、兵卒者中国より強ク有之、及合戦候ハ、亜国者相負ケ可申哉与存候…	日本国武備嚴重	異国一件書類	唐人通事より情報収集
118	⑰26～27	1515号72番	成豊3年	丑	一魯西亞国之船二艘火輪船式艘兵船都合四艘当分日本国江渡船有之、且仏朗西之船茂迫々日本江可致渡船段、唐人断有之候付、直ニ日本江可致渡船哉与相尋候処、此所江致来着候而可罷渡段為申由…小刀会者孔孟之道相信じ候付、天徳王より与合相除、當時不和相成候由…	魯国船・仏船渡航、小刀会・太平天国情報	逗留英人御届扣	唐人通事より情報収集
119	⑰75～76	1515号231番	成豊4年	寅	中国兵乱之成行一大平王南京ニ住城、大軍相集武備嚴重有之、…魯西亞・土耳其合戦之成行一三ヶ月以前、魯西亞・土耳其合戦之時、魯国兵式千人・提督八人被射殺候由。但、英国・仏国組合ニ而合戦之由。…	太平天国の乱・クリミヤ戦争	逗留英人御届扣	冒耳敦より情報収集
120	⑰246～247	1517号58番	成豊4年	寅	中国兵乱之成行一大平王南京ニ住城、大軍相集、武備嚴重有之、…魯西亞・土耳其合戦之成行一三ヶ月以前、魯西亞・土耳其合戦之時、魯国兵式千人・提督八人被射殺候由。但、英国・仏国組合ニ而合戦之由。…	太平天国の乱・クリミヤ戦争	英人逗留日記	冒耳敦より情報収集

元年の「下状」「案書」「日記」にこれに相当する史料本文が存在したと考えられる。例えば【12】に対応する本文が同書中の〔参考一三・一四・一五・一六〕であり、【12】の目録中「廿六」の本文に相当するのが、〔参考一五〕である。また、【15】に対応すると思われるものが同書〔参考六・一一〕および〔参考一一〕の別紙として揚げられた小姓組番頭兼鍵奉行倉山作太夫宛ての摂政・三司官連名の報告書である。【13】【14】に対応する「本文」は必ずしも明らかではないが、「日記」という性格から考えて、同書〔参考一・二・三・七・八・九・一〇〕等が含まれていた可能性が考えられる。なお、万次郎らの琉球での滞在については、この『島津斉彬文書』をはじめとする諸史料を分析・紹介した『豊見城村史 第9巻 文献資料集』（1998年）所収の仲地哲夫「第5節ジョン万次郎と豊見城」が詳しい。また、ジョン万次郎の生涯については、中浜博『私のジョン万次郎』（1994年）等がある。

- (14) 『旧琉球藩評定所書類目録』 参照。翌年の天草人漂着事件については一件文書が作成された。1481号「天草人漂着日記」（『琉球王国評定所文書』第6巻所収）
- (15) 琉球大砲船＝昇平丸建造の件については、池田俊彦『島津斉彬公伝』382～386頁、芳即正『島津斉彬』119～121頁を参照。
- (16) 真栄平房昭は福地家文書の薩摩からの白塩硝調達と雑銅地金進上の記事に注目して「薩摩軍をいわば物心両面から『後方支援』した」と述べ、さらに琉球は幕末維新の動乱の局外にあり、戊辰戦争での琉球の戦費負担はなかったとする安良城盛昭説を修正する必要を指摘している。真栄平2001。
- (17) 1723号507番文書。『旧琉球藩評定所書類目録』には1715号「国産会社方日記」（明治6年）、1909号「御国産会社書類」（年代不詳）が見える。また、福地家の「日記」に明治5年7月15日付で、島津家文書『大和江遣状』にも明治5年2月25日付で国産会社の記事がある。
- (18) 「御国体御制度向」が是迄どおり変わらないよう色衣冠で里主所に集まり祈願したと記されている。
- (19) 『東京国立博物館図版目録 琉球資料編』（2002年）。なお、この文書の図版（93頁）と解説文（254頁）には年代の誤りがある。明治元年とあるが酉年であることから考えて明治6年の文書である。町田家文書については高良倉吉「東京国立博物館蔵『町田家文書』調査メモ」（『首里城研究』第7号、2003年）を参照。

〔参考文献〕

- ・徳元剛「太平天国に関する琉球の情報収集」（『浦添市立図書館紀要』第6号、1994年）
- ・真栄平房昭「幕末期の海外情報と琉球」（『琉球・沖縄—その歴史像と日本史像—』1987年→保谷徹編『幕末維新論集⑩幕末維新と情報』吉川弘文館、2001年）
- 「近世日本における海外情報と琉球の位置」（『思想』796号、1990年）
- 「琉球の海外情報からみた東アジア」（『琉球王国評定所文書』第12巻、1996年）
- 「琉球の海外情報と東アジア—19世紀の中国情勢をめぐって—」（『近世日本の海外情報』、1997年）
- 「幕末・維新时期における琉球の位置」（『明治維新とアジア』、2001年）
- ・宮地正人「風説留から見た幕末社会の特質—「公論」世界の端緒的成立—」（『思想』831号、1993年）
- ・岩下哲典・真栄平房昭編『近世日本の海外情報』（岩田書店、1997年）
- ・保谷徹編『幕末維新論集⑩幕末維新と情報』（吉川弘文館、2001年）



図4：琉球王国部分（首里・那覇）

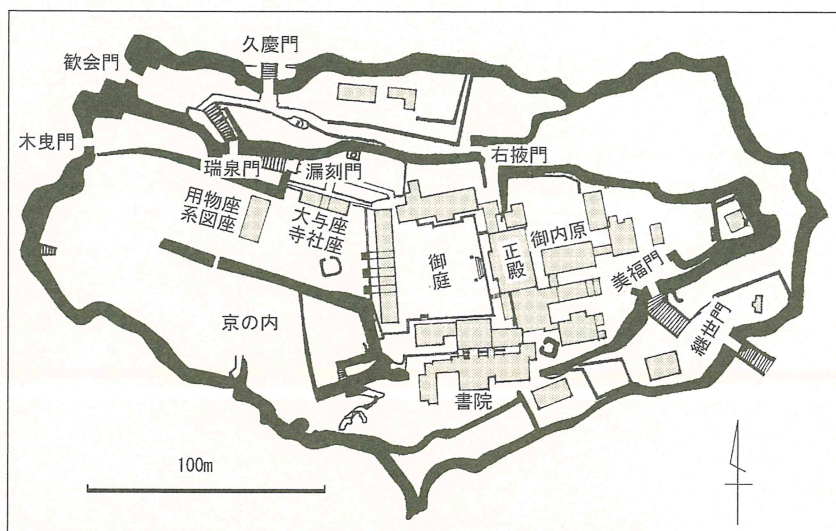


図5：琉球王国末期の首里城

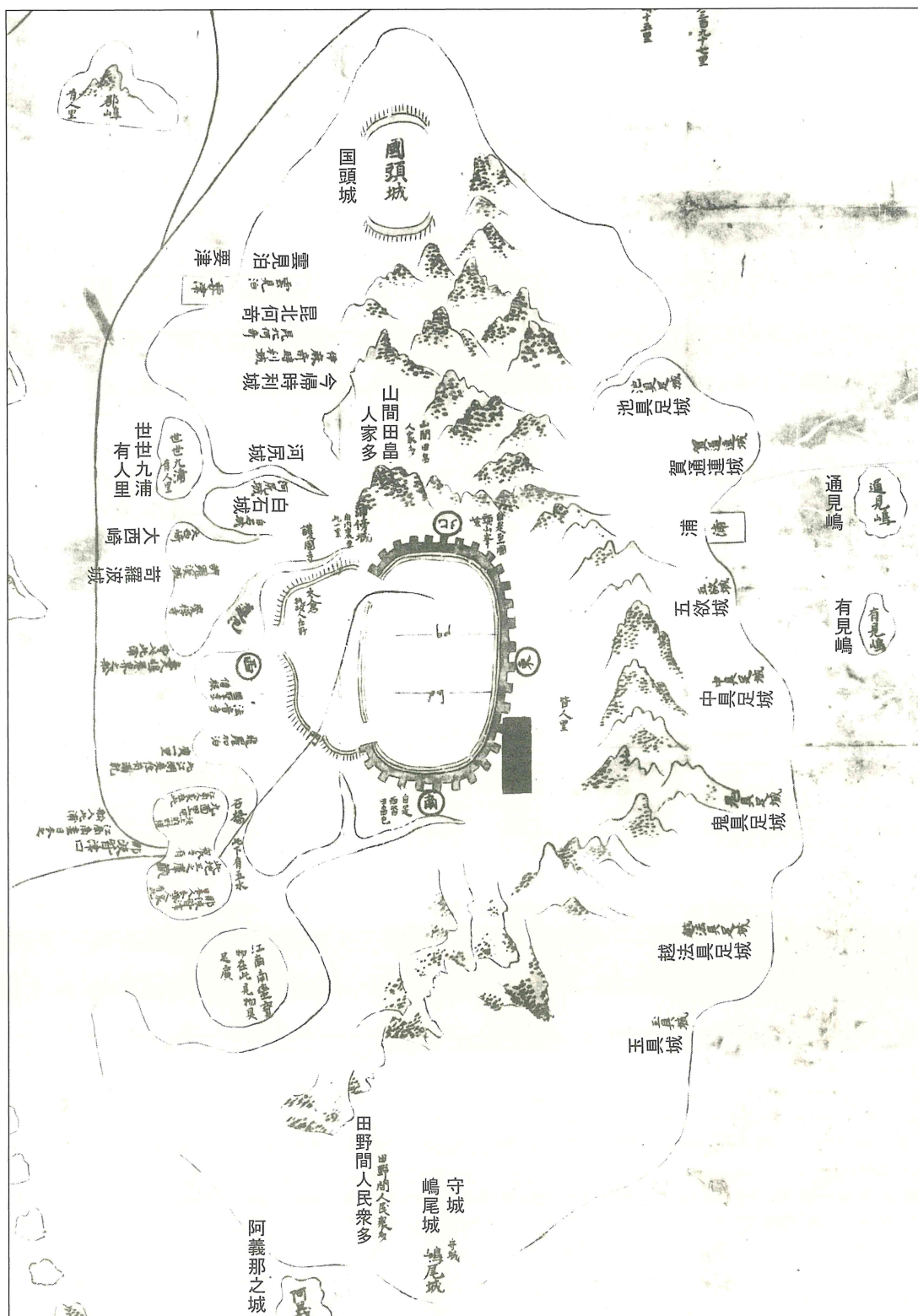


図3：琉球国図部分（沖縄島）

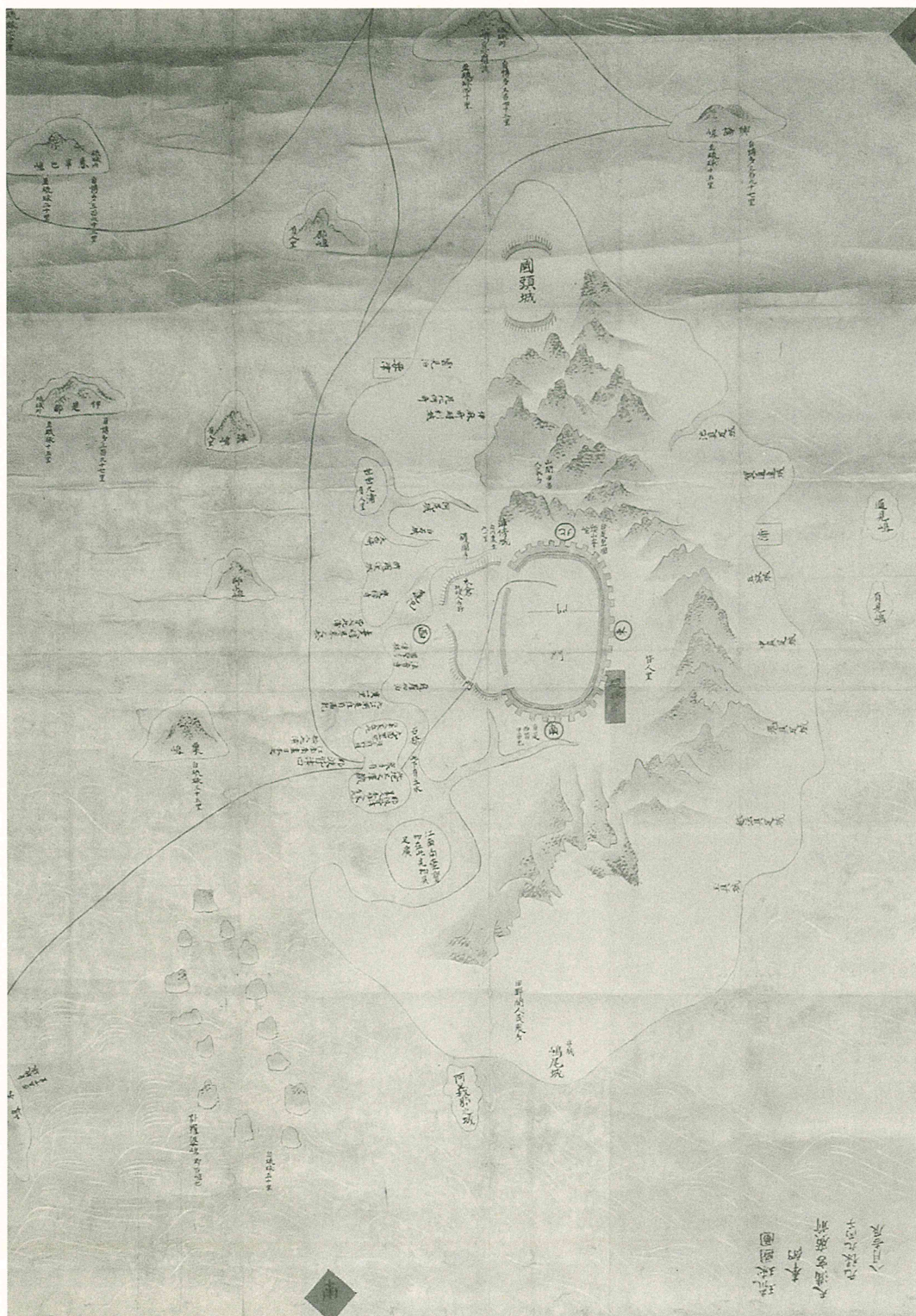


図2：琉球国図部分（沖縄諸島）

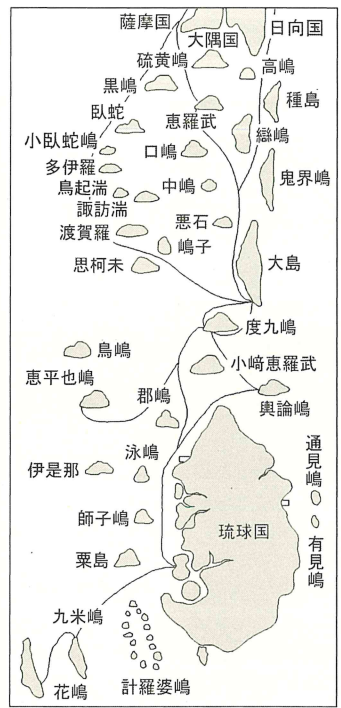
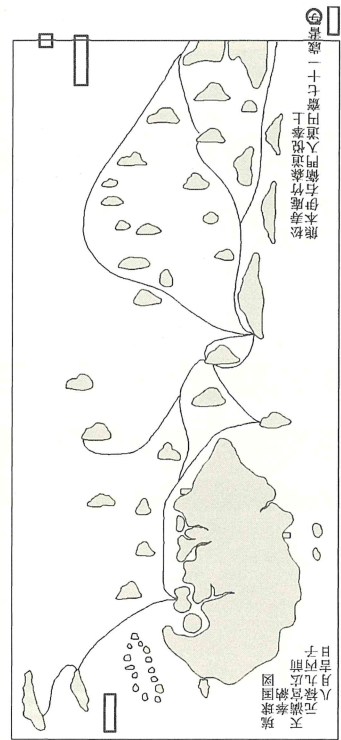
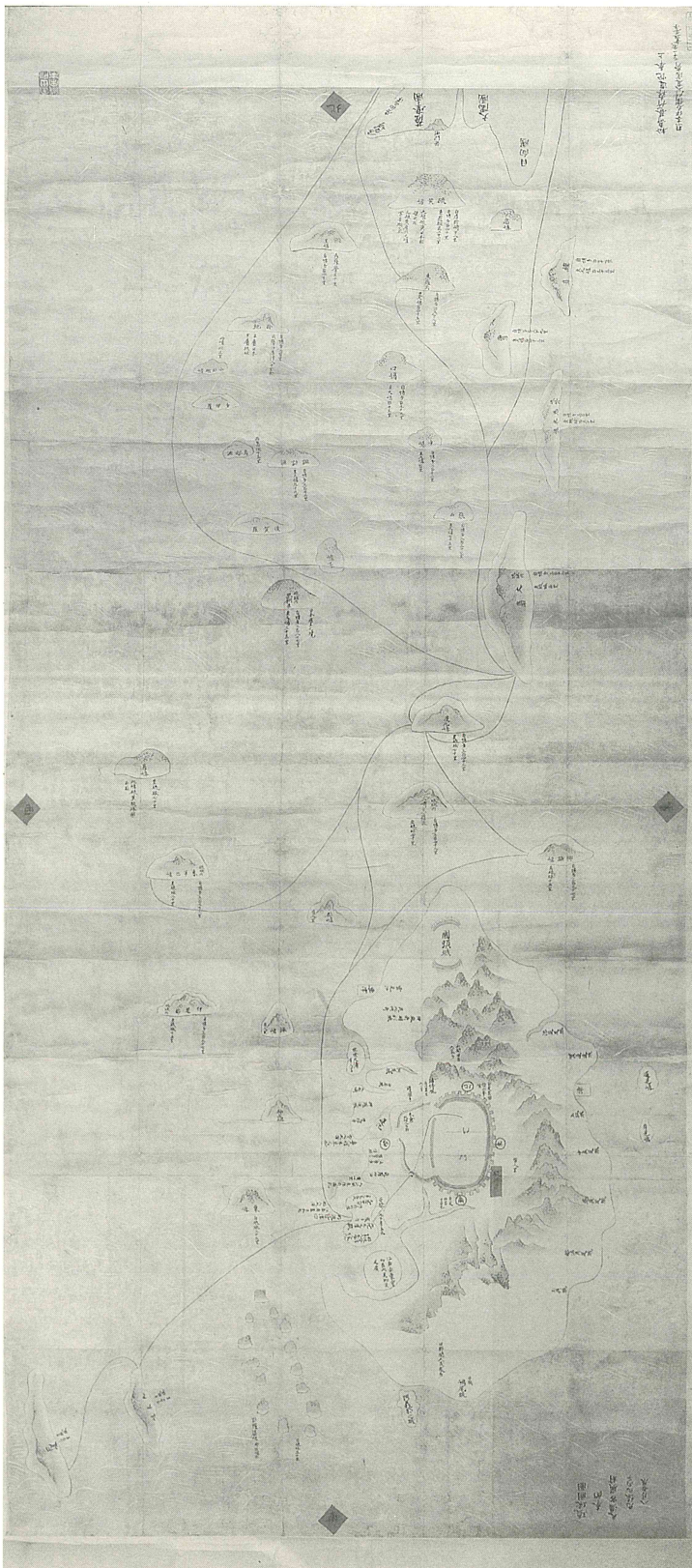


図1：琉球国図

地名比定	「琉球国図」	「日本国西海道九州之図」「琉球国之図」
41 久高島？	有見嶋	有見島
42 粟国島	粟嶋／自琉球三十五里	粟島／去琉球三十五里
43 慶良間諸島	計羅婆嶋／即百嶋也／自琉球五十里	計羅婆島／即百島
44 久米島	九米嶋／自琉球百五十里	九米島／去琉球一百五十里
45 宮古島	花嶋／自琉球三百里	花島／自琉球三百里
46 国頭グスク	国頭城	国頭城
47 運天港	雲見泊／要津	雲見泊要津
48 国頭地方	昆北何奇〔自此北河崎〕	昆北河崎〔自此北河崎〕
49 今帰仁グスク	伊麻奇時利城	伊麻奇時利城
50 瀬底島	世世九浦／有人里	世世九浦有人居
51 名護グスク	（記載なし）	那五城
52 中頭地方	山間田島人家多	（記載なし）
53 未詳	河尻城	河尻泊
54 未詳	白石城	白石城
55 残波岬	大西崎	大西崎
56 座喜味グスク	苛〔奇〕羅波城	奇羅波城
57 未詳	池具足城	池具足城
58 勝連グスク	賀通連城	賀通連城
59 中城湾内の港	浦	浦
60 越来グスク	五欲城	五欲城
61 中城グスク	中具足城	中具〔具〕足城
62 大里グスク？	鬼具足城	鬼具足城
63 大城グスク？	越法具足城	越法具足城
64 百名浦	（記載なし）	浦
65 玉城グスク	玉具足城	玉具足城
66 南山グスク？	守城／嶋尾城	島尾城
67 島尻地方	田野間人民衆多	（記載なし）
68 瀬長グスク？	阿義那之城	阿義那之城
69 泊港？	毒大嶋鬼界之船皆入此浦	（記載なし）
70 泊港？	飛羅加泊／此江潮来往有満乾広一里	（記載なし）
71 潟原	此江潮来往有満乾広一里	（記載なし）
72 長江堤	石橋／此下有五水	石橋
73 久米村	九面里／江南人家在此	九面里
74 波之上宮	波上熊野権現	（記載なし）
75 親見世	此地王之庫蔵衆多有	国庫
76 那覇港	那波皆津／日本人本嶋人家有此	那波／皆浦
77 那覇港	那波皆津口／江南南蛮日本之船入此浦	湾口／江南何蛮日本商船所泊
78 御物グスク	見物具足廣〔城〕／江南南蛮寶物在此	寶庫
79 首里グスク	琉球国	琉球国都
80 首里グスク内	門／門／門	門／門／門
81 首里グスク内	太倉／執政人在所	大倉／王弟大臣所居
82 中頭国頭地方	自是至国頭山峯嶮	自此至国頭皆山
83 浦添グスク	浦傍城／自内裏至此一里	浦傍城
84 護国寺	護国寺	（記載なし）
85 未詳	慶善寺	（記載なし）
86 首里東部	皆人居	（記載なし）
87 首里より島尻	自是西皆田島邑〔自是南皆田島也〕	自此至島尾皆由田〔自此至島尾皆島〕
88 報恩寺？	法音寺	（記載なし）
89 未詳	国聖寺／僧祿	（記載なし）
90 蓮小堀	蓮池	蓮池

〔 〕内は誤字訂正、（ ）内は補足

表1：「琉球国図」と「日本国西海道九州之図」「琉球国図」の比較

地名比定	「琉球国図」	「日本国西海道九州之図」「琉球国図」	
1 薩摩国	薩摩国	薩摩州	「日本国西海道九州之図」
2 坊の津房の泊	房泊両津	房泊両津	
3 坊の岬	房御崎	房御崎	
4 開門岳	海門岳	(記載なし)	
5 山川港	(記載なし)	山河浦	
6 大隅国	大隅国	大隅州	
7 日向国	日向国	日向州	
8 竹島	高嶋	高島	
9 硫黄島	硫黄嶋／自房御崎十八里／自博多百四十里／惠羅〔武〕相去二十七里／此嶋硫黄日本国採之用／凡硫黄産出之嶋／常有烟氣	硫黄島／産硫黄／日本人採之／凡皆産硫黄／日正照常有焰／島去房御崎十八里／去上松〔浦〕一百三十八里	
10 黒島	黒嶋／去薩摩国二十里／自博多百四十里	黒島／去上松(浦)一百三十八里／去薩摩州二十里	
11 臥蛇島	臥蛇／自博多二百里／至薩州房津八十里余／半属日本半属琉球	小(臥)蛇島／去上松(浦)一百九十八里／去薩摩州房津八十里／分属日本琉球	
12 小臥蛇島	小臥蛇嶋／両嶋間三里	小臥地〔蛇〕島／去臥蛇三里	
13 平島	多伊羅	多伊羅	
14 永良部島	惠羅武／自博多百六十七里／至大嶋百四十五里	惠羅武／去上松浦一百六十五里／去大島一百四十五里／去硫黄島二十七里	
15 屋久島	繚嶋／自博多百六十九里／至大嶋百四十三里	亦島／自去上松(浦)一百六十七里／去大島一百四十三里	
16 種子島	種島／自博多百七十七里／至大嶋百五十五里	種島／去上松(浦)一百七十五里／去大島一百五十五里	
17 口之島	口嶋／自博多百九十九里／至大嶋百十三里	口島／自去上松(浦)〔一〕百九十七里／去大島一百十三里	
18 中之島	中嶋／自博多二百十二里／至大嶋百里	中島／去上松(浦)二百十里／去大島一百里	
19 未詳	鳥起湍／両島間十五里	鳥起湍／去諏訪湍十五里	
20 諏訪瀬島	諏訪湍／自博多二百廿二里／至大嶋九十九〔九十〕里	諏訪湍／去上松(浦)二百三十五〔二百二十〕里／去大島七十五〔九十〕里	
21 悪石島	悪石／自博多二百三十七里／至大嶋七十五里	悪石／去上松(浦)二百三十五里／去大島七十五里	
22 宝島	渡賀羅	渡賀羅／去上松(浦)二百六十里／去大島十里	「琉球国図」
23 小宝島	嶋子	島子	
24 航路	(記載なし)	指大島	
25 航路	(記載なし)	指大島	
26 航路	(記載なし)	指赤間関兵庫浦	
27 航路	(記載なし)	指惠羅武	
28 未詳	思柯未／琉球内／日本唐土之境／自博多二百八十七里／至大嶋二十五里	思柯未／去上松(浦)二百八十五里／至大島二十五里／属琉球	
29 喜界島	鬼界嶋／琉球内／自博多三百里／至琉球百五十里	鬼界島／属琉球／去上松(浦)二百九十八里／去大島一五十里	
30 奄美大島	大島／琉球内／自博多三百十二里／至琉球百里	大島／去惠羅武一百四十五里／属琉球	
31 硫黄島	鳥嶋／至琉球七十里／此嶋硫黄琉球国所採	鳥島／至琉球七十里／此島硫黄琉球国所採／属琉球	
32 徳之島	度九嶋／自博多三百四十二里／至琉球七十里	度九島／去大島三十里／属琉球	
33 沖永良部島	小崎惠羅武／琉球内／自博多三百七十二里／至琉球四十里	小崎惠羅武島／去琉球四十里／去上松(浦)三百七十里／属琉球	
34 伊平屋島	惠平也嶋／琉球内／自博多三百九十二里／至琉球二十里	惠平也島／去琉球二十里／去上松(浦)三百九十里／属琉球	
35 伊是那島	伊是那／琉球内／自博多三百九十七里／至琉球十五里	伊是那／去琉球十五里／去上松(浦)三百九十五里／属琉球	
36 与論島	輿論嶋／自博多三百九十七里／至琉球十五里	輿論島／去度九五十五里／去琉球十五里	
37 古宇利島	郡嶋／有人里	郡島／有人居	
38 伊江島	泳嶋／有人里	泳島／有人居	
39 渡名喜島？	師子嶋	師子島	
40 津堅島	通見嶋	通見島	

- (21) 註6書七二頁。
- (22) 註6書七一頁。
- (23) 註6書七四頁。
- (24) 註6書七一頁。
- (25) 註6書七五頁。
- (26) 註6書七三頁。
- (27) 註6書七五頁。
- (28) 註6書七一頁。
- (29) 琉陽研究会編『琉陽』(一六二頁、角川書店、一九七四年)
- (30) 『中山世譜』卷三(『琉球史料叢書』四、四二頁、横山重編、東京美術、一九七二年)
- (31) 島尻勝太郎「日秀上人の事績」(『窪徳忠先生沖繩調査二十年記念論集 沖繩の宗教と民俗』窪徳忠先生沖繩調査二十年記念論文集刊行委員会編、第一書房、一九八八年)
- (32) 『琉球国由来記』卷十(『琉球史料叢書』一、四二頁、横山重編、東京美術、一九七二年)
- (33) 知名定寛「尚巴志王咨文と古琉球仏教」(『沖繩文化』第三七卷一、沖繩文化協会、二〇〇二年)
- (34) 和田久徳・吹抜悠子・真喜志瑤子・高瀬恭子「李朝実録の琉球国史料(訳注)」(六)(『南島史学』四四号、八六頁、南島史学会、一九九四年)
- (35) 註6書七二頁。
- (36) 註6書七六頁。
- (37) 註34書八六頁。
- (38) 註6書七一頁。
- (39) 註34書八六頁。
- (40) 東恩納寛惇『南島風土記』(二三二頁、沖繩郷土文化研究会・南島文化資料研究室、一九五〇年)
- (41) 註6書七六頁。
- (42) 註40書二六二頁。
- (43) 真境名安康「奈良帝室博物館の雲板について」(『南島研究』創刊号、一九二八年)
- (補註) 朱印は「旬山所藏宋本」とも読めそうだが、篆刻に詳しい方の教示によると「旬齋所藏宋本」と読めるという。旬齋は清朝末の著名な金石集藏家・端方(一八六一―一九一一)の号である。この印は、本絵図が太宰府神社文庫から沖繩県立博物館の所蔵に至る経過を知る上で重要な情報であるので、今後の吟味検討が必要である。
- 〔謝辞〕
- この小文をまとめるにあたり、「琉球国図」閲覧と写真掲載について沖繩県立博物館にご配慮をいただいた。また知名定寛氏、吉戸直氏からご教示を受けた。記して感謝申し上げます。

① 一四五三年作成の「琉球国之図」(『海東諸国紀』所収)をより詳細にした絵図である。

② 一五世紀中頃に作成された九州から琉球への航路絵図を、元禄九年に書写した絵図だと考えられる。

③ 記載情報は、いくつかの誤写を含んでいるが、全体としてかなり正確である。

④ 石積主郭と土塁郭で構成された首里城は、一五世紀首里城の全体構造を考えていく上で示唆に富む貴重な情報だといえる。

⑤ 一五世紀中葉の首里城を中心にした王都首里や交易都市那覇の都市構造を考える上でも重要な情報を含んでいる。

⑥ この絵図情報を一五世紀中葉と見る上での問題点は護国寺の存在である。『中山世譜』は護国寺が察度王代の一三六六年に創建されたと記しているが、島尻勝太郎は、一六世紀に日秀によって創建されたと論じている。この問題は今後の検討課題である。

[註]

(1) 浦添市教育委員会『浦添市史』(第二巻資料編1、四四九頁、一九八一年)

(2) 本稿では東京大学史料編集所蔵本と比較した。

(3) 東恩納寛惇『黎明期の海外交通史』(六六―八四頁、帝国教育出版部、一九四一年)

(4) 田中健夫訳注『海東諸国紀』(岩波文庫、一九九一年)

(5) 和田久徳・内田晶子・高瀬恭子・真喜志瑤子「李朝実録の琉球国史料(訳注)」(二)『南島史学』三七号、六二頁、南島史学会、一九九一年

(6) 和田久徳・真喜志瑤子・内田晶子・高瀬恭子「李朝実録の琉球国史

料(訳注)」(三)『南島史学』三八号、七四頁、南島史学会、一九九一年

(7) 沖縄県教育委員会『首里城跡 御庭跡・奉神門跡の遺構調査報告』(沖縄県文化財調査報告書第一三三集、一九九八年)

沖縄県教育委員会『首里城跡―京の内跡発掘調査報告書(Ⅰ)』(沖縄県文化財調査報告書第一三二集、一九九八年)

沖縄県立埋蔵文化財センター『首里城跡―下之御庭跡・用物座跡・瑞泉門跡・漏刻門跡・廣福門跡・木曳門跡発掘調査報告書』(沖縄県立埋蔵文化財センター調査報告書第三集、二〇〇一年)

沖縄県立埋蔵文化財センター『首里城跡―管理用道路地区発掘調査報告書』(沖縄県立埋蔵文化財センター調査報告書第一集、二〇〇一年)

(8) 安里 進「遺構と出土遺物」(『沖縄県の地名』日本歴史地名体系四八、一〇四―一〇五頁、平凡社、二〇〇二年)

(9) 註6書七一頁。

(10) 註6書七一頁。

(11) 註6書七四頁。

(12) 註5書六三頁。

(13) 和田久徳・高瀬恭子「李朝実録の琉球国史料(訳注)」(四)『南島史学』三九号、五七頁、南島史学会、一九九二年

(14) 註6書七二頁。

(15) 註13書五七頁。

(16) 註6書七一頁。

(17) 註6書七一頁。

(18) 註6書七四頁。

(19) 註6書七四頁。

(20) 註5書六三頁。

だきたい。ここでは、「琉球国之図」と異なる注記や、島名比定についての私見などを述べることにしたい。

「思柯末」 未詳。「琉球内、日本唐土之境、自博多二百八十七里、至大嶋二十五里。」と注記されている。「日本唐土之境」の注記は「琉球国之図」にはない。東恩納は「須古摩」という小島、中村榮孝は奄美大島の「西古見」と考えているが、「日本唐土之境」という注記からすると西古見ではありえない。

「今麻奇時利城」「国頭城」 「今麻奇時利城」が今帰仁グスクであることは疑う余地がない。「国頭城」は、記載された位置からすると大型グスクである根謝銘グスクのようにみえる。しかし、土塁の城郭で大きく描いて国頭地方における政治的に重要な城塞であることを表現している点では、「国頭城」は一五世紀当時、北山監守の居城であった今帰仁グスクを指していると考えられる。「今麻奇時利城」を城塞的に表現すべきところを誤ったと思われる。

「那五城」 「琉球国之図」には記載されるが「琉球国図」にはない。あやまって欠落したものか。

「鬼具足城」 該当する大型グスクがない。位置からすると大里グスクではないかと思われる。大里グスクについては「大里城 琉球国主大世主庚寅慶生 天順二年八月八日」と刻まれた雲板がある。天順二年（一四五八）年に尚泰久王が大里城に寄進したもので、「琉球国図の原図」が作成された一五世紀中葉頃に大型グスクとして機能していたことは間違いない。一四六一年に琉球に漂着した肖得誠らは「旧宮は居する所の宮城（首里城）の南に在り。其の層閣・城郭の制度は、常居の宮と同じ。時々往来し、或いは二三日、或いは四五日、ここに留居す」と述べている。この旧宮が大里グスクに比定できる。

「田野間人民衆多」 「人民」は「人居」の誤写であろう。島尻

地方に関する注記で「琉球国之図」にはない。島尻地方は沖縄島の中で、グスク時代以来近世まで一貫して集落が集中してきた地域である。また、なだらかな丘陵地帯を解析して小河川が発達し、谷底低地や海岸低地が形成されここに耕地が開発されてきた土地でもある。

「守城 嶋尻城」 南山グスク（高嶺グスク）と思われる。「琉球国之図」では単に「島尻城」とある。東恩納は「島尻」の誤記としている。「守城」と注記していることから、「国頭城」とともに特別な役割を持っていたように思われる。南山王が明朝に最後の朝貢を行った一四二九年からまだ三十数年しか経ていないことを考えると、嶋尻城は特別な大型グスクとして機能していたのかも知れない。

「師子嶋」 未詳。位置的には渡名喜島にあたる。

「花嶋 自琉球三百里」 位置からすると宮古島にあたる。琉球から三百里の距離にあるが、これは琉球から百五十里離れた久米嶋の二倍の距離になる。実際の沖縄島―久米島間は約一〇〇キロ、沖縄島―宮古島間は約三〇〇キロである。「花嶋」は宮古島に比定し良いと思う。

まとめ

太宰府神社旧蔵の「琉球国図」について『海東諸国紀』所収の「琉球国之図」「日本国西海道九州之図」と比較検討した。また、首里城を中心にした王都首里と国際交易都市那覇について、『朝鮮王朝実録』の一五世紀琉球情報や首里城発掘調査成果から読み込む作業を行った。この結果をまとめると次のようになる。

されている。浮島が、日本人・江南人の居住地で、一部に本嶋人（琉球人）も居住していたこと、江南・南蛮・日本の商船が出入りする港湾だったことがわかる。「九面里」は久米村のことである。

「那波皆津口 江南南蛮日本之船入此浦」 那覇と久米村の様子について、『朝鮮王朝実録』には次のように記されている。「商賈は沿江の船舶の処に在り。日本・女国の人も亦た且つ来りて市す⁽³⁵⁾」。「市は江辺に在り。南蛮、日本国、中原の商船、来りて互市す⁽³⁶⁾」。「江南の人及び南蛮国人皆来り商販し往来絶えず。俺等皆南蛮人を目覩す⁽³⁷⁾」。絵図に記されているように那覇には、江南・南蛮・日本人が商販に来ていた。

「九面里 江南人家在此」 九面里は久米村の方音クニンダを写したものであることは東恩納が指摘している。漂着朝鮮人らは、公館（迎賓館）の「館傍に土城百余家有り。皆、我が国及び中原人これに居る⁽³⁸⁾」と述べている。土塁で囲まれた中に江南人を中心に百余の家族が住んでいたようだ。そして江南人の住宅について金非衣らは、「唐人の商販し来り、因つて居する者有り。其の家は皆瓦を蓋く。制度は宏麗にして内に丹雘を施す。堂中には皆交倚を設く」と語っている⁽³⁹⁾。つまり、瓦葺きの宏麗な建物で内部は朱色に塗り、住宅の中には机椅子がある。中国風の建物と生活様式だったことがわかる。

「此地王之庫蔵衆多有」 「王之庫蔵」は王府の親見世であろう。「那波皆津 日本人本嶋人家有此」 那覇には江南人だけでなく、日本人や本嶋人（琉球人）も居住していたことがわかる。

「波上熊野権現」 琉球八社の一つの波上宮である。創建時期は不明だが、波上山護国寺の鎮守社として熊野三所権現を勧請したものだ⁽⁴⁰⁾という。

「石橋 此下有五水」 那覇と首里を結ぶ石橋で一四五一年に造営された長虹堤にあたる。長虹堤には七座の水門があったが、この絵図では「五水」となっている。長虹堤の造営年代は、『中山世譜』には尚金福王二年（一四五二）に造営とあるが、『琉球国由来記』には景泰三年（一四五二）の冊封使来琉に備えて造営したとある。

「江南南蛮宝物在此見物具足広」 那覇港内にある御物グスクである。「見物具足広」は「見物具足城」の誤りで、当時は「みものぐすく」と呼ばれていたことがわかる。『朝鮮王朝実録』には、「江辺に築城し、中に酒庫を置き、房内に大瓷を排列す。酒醪、盈ち溢れ、一三三年の酒庫、其の額を分け書す。又、軍器庫を置き、鉄甲、槍、劍、弓矢、其の中に充弔す⁽⁴¹⁾」とある。交易用の酒庫、那覇港を防衛する軍器庫として使用されていた。

「此江潮来往有満乾一里」 若狭町村・泊・久茂地の中間にあった潟原である。

「飛羅加泊」 これに当たる地名は不明だが、位置からみて泊港と思われる。

「毒大嶋鬼界之船皆入此浦」 「毒」は「度九」（徳之島）であろう。飛羅加泊の注記と思われる。奄美諸島の船舶は泊港から出入りした。泊港北岸側の天久には、大島・喜界島などの貢祖を納める大島倉（泊倉）があった⁽⁴²⁾という。

五、その他の地域・島

沖縄島の首里・那覇以外の地域と周辺島嶼の記載情報については、一部を除いて「琉球国之図」と同一で、東恩納寛惇や田中健夫が「琉球国之図」で解説したとおりであるので、表1を参照していた

「自是至国頭山峯險」 首里の北方、中頭から国頭までの地形を的確に表現している。

「山間田畠人家多」 中頭地方から国頭地方の集落・田畠景観である。

「昆北何奇」 「自此北河崎」の誤りであろう。国頭地方の山岳地形をよく表現している。『朝鮮王朝実録』には「国都の東北、五日程を距てて大山有り⁽²⁸⁾」とある。

「浦傍城 自内裏至此一里」 首里城の北方約三・五キロにある浦添グスクで、内裏（首里城）から一里とあるのも妥当である。浦添グスクは、首里城以前の王城と言われている。『球陽』によると、一五二四年に浦添グスクに第二尚氏尚真王の長子尚維衡が浦添グスクに隠居した時には「城郭殷壊し、宮殿荒蕪して、瓦廢れ垣頽れ、鞠⁽²⁹⁾て曠野と為る」と記されている。この記事から、浦添グスクの武寧王が一四〇六年に第一尚氏に滅ばされてからは、浦添グスクは廢城になったと考えられているが、この絵図からみると、大型グスクとして機能していたと思われる。

「蓮池」 首里城の北側にある池で、首里当蔵町にあった蓮小堀（リングムイ）にあたる。現在は埋め立てられて首里支所の敷地となっている。

「護国寺」 「蓮池」の周辺ないしは「浦傍城」の西側に注記されている。護国寺が所在した「波上熊野権現」とは別の場所に記載されているので、この絵図の位置は正確とはいえない。『中山世譜』には察度王一七年（一三六六年）に「護国寺開山住僧。頼重法印入滅。蓋頼重。乃日本人也。何年至^レ国。以建^三寺于波上山^一。今不^レ可^レ考。然洪武十七年。頼重入滅。則元朝之末。或明朝之初。其至^レ国也無疑焉⁽³⁰⁾」とある。この記事について島尻勝太郎氏は、真言宗

の僧である頼重が洪武一七年（一三八四）に琉球で入寂したと、真言宗の護国寺創建を結びつけたもので史料としては根拠がないとする。そして、護国寺は大安寺の跡地に一六世紀に真言僧日秀によって創建された寺院であると論じている。⁽³¹⁾ 今後の検討が必要である。

「慶善寺」 建善寺と思われる。建善寺は、円覚寺の東にあった寺院で『琉球国由来記』は尚泰久王（在位一四五四―一四六〇年）の建立と記している。⁽³²⁾ 尚泰久王が建善寺に寄進した景泰七年（一四五六）銘の梵鐘がある。

「法音寺」 報恩寺であろう。報恩寺は首里汀志良次（汀良町）にあった寺院で、一七一三年編集の『琉球国由来記』では廢寺とされている。その創建については、知名定寛によって一四三八年には存在し、琉球十利の一つであることが明らかにされている。⁽³³⁾ 「法音寺」は潮音寺の誤写の可能性もある。潮音寺は泉崎村にあった寺院で、尚泰久王が天順元年（一四五七）に梵鐘を寄進している。

「国聖寺 僧祿」 国聖寺は該当する寺院名が見あたらない。僧祿は禅宗寺院や禅僧を管理・統括する役職で、国聖寺が統括的位置にあったことを示している。

『朝鮮王朝実録』には、王都首里の寺院について、「寺利有り。板を以て蓋を為る。内は漆を施す。仏像有り。皆黄金なり⁽³⁴⁾」とある。

(二) 交易都市那覇とその周辺

那覇は古くは「浮島」と呼ばれていたように小さな離れ島であった。『おもろさうし』には「なはとまり」とある。『琉球国図』には浮島にあたる島の南側には、「那波皆津、日本人本嶋人家有此」「那波皆津口、江南・南蛮・日本之船入此浦」「此地王之庫蔵衆多有」とある。北側には「波上熊野権現」「九面里 江南人家在此」と記

志魯布里の乱で焼失した正殿基壇は西向きで、その後には再建された正殿も同一場所以西向きであったことが判明している。この発掘成果をふまえると、「琉球国図」の首里城正殿は、石積主郭の中央区画内に西向きで建てられ、その前面が御庭だったと考えられる。『朝鮮王朝実録』によると正殿に連結して「廊廡」（周屋）が回互していたというから、「門」を構える北南の二本の線が、この「廊廡」を表現していると思われる。

中央区画の北側と南側の区画が中城にあたると考えられる。中城には、王の居宅と思われる「南行廊」があり、女官もここに詰めていたのであろう。「南行廊」の場所は、首里城正殿南側の書院、鎖の間から御内原一帯だと考えられる。二百人余の侍衛軍士も、この中城で王城の警護にあたっていたようである。百人余の官僚が行政事務にあたっていた行政棟もこの中城内に建てられていたと思われる。首里城の発掘調査で硯などが多数出土した用物座・系図座一帯であらう。

土塁郭の「太倉」は、「外城」にあった鉄物・緞子・香木・銅銭などの財物を収めた倉庫だと考えられる。土塁郭の「執政人在所」は、財物倉庫の管理を含めた執政人（王弟・大臣）の居宅と思われるが、あるいは居宅ではなく執務する建物かもしれない。

土塁郭の南西側にある門が首里城の正門である。これが「紫震」にあたり、ここに漏器（水時計）が設置されていたと思われるが、石積主郭と土塁郭を結ぶ南側の通路が「関の南門」である可能性もある。なお、近世首里城の漏刻門は内郭の北側にあるので、一五世紀の「関の南門」ではないと思われる。

「琉球国図」の石積主郭が石積み城壁と瑞泉門・漏刻門・美福門・右掖門などの櫓門に囲まれた内郭に対応することは先に述べたが、

土塁郭の位置を首里城の遺構に具体的に對比させるのは難しい。絵図から受けた印象では、土塁郭は歓会門の郭に対応しそうだがいくつかの問題がある。『球陽』によると、歓会門の造営は一四七七年で、その時に歓会門の郭が拡張されたと考えられている。また、歓会門は西向きであり、「琉球国図」の土塁郭の正門が南西に向いているのと一致しない。

一つの可能性としては、一五世紀前半にすでに歓会門の郭が土塁郭として造営されており、その後の一四七七年に石積みの城門と城壁に改修されたことも考えられる。

四、王都首里と交易都市那覇

(一) 王都首里周辺

「琉球国図」には、首里城周辺の王都と国際交易都市那覇の状況が記載されている。ここでは、絵図の記載と、『朝鮮王朝実録』の一五世紀の首里・那覇についての記載と比較することにした。

「皆人里」 首里城の東に注記されている。ここは首里城の東側の赤田・鳥小堀・崎山一帯に相当し、古くからの集落地域である。朝鮮漂着民・梁成らは首里について「民居は稠密にして屋を比べ牆を連ね、街路は甚だ狭し。人家は好んで松、櫻の二樹を種植す」と述べている。

「自是西皆田島邑」 首里城の南側に注記されている。「西」は「南」の誤りか。「琉球国図」では「自此至島尾皆由田」となっている。「自此至島尾皆田」の誤りと思われる。いずれにしても、首里から眺望した島尻地方（主に南風原・東風平）の田島が広がる風景を描写している。

城内には鉄物・緞子・香木・銅銭を収めた倉庫があったが、これは外城の倉庫と思われる。正門は「紫震」と呼ぶ。また、「関の南門」には木製の「漏器」（水時計）があった。

内城にある正殿は「乾清殿」と呼んだ。朝鮮の「勤政殿の如し」という。正殿は三層構造で、上層は珍宝を蔵し、下層は酒食を置き、王は中層に居る。壁は丹腹（赤色の塗料）を塗り、屋根は板葺きで驚頭ごとに鐵（錫）をかぶせる。正殿に連結して回廊式の周屋があった。正殿の前には闕庭（御庭）があり、朝会の儀式では、王は正殿に座し群臣は冠帯を着けて庭下（御庭）で王を拝した。

「其の王、吉日を擇んで往来してこれ（正殿）に居る」という。また、国王は宮内の「南行廊」で漂着朝鮮人を召見したというから、「南行廊」が王の日常の居舎で、朝会などには正殿に座したと思われる。王は、家族と城内に居住し、国王に仕える女官が百人余もいた。城内には「南行廊」を含め複数棟の建物があったと考えられる。「王子は国王と同処せず、別に他所に在り」というから、成人すると城外に居を構えたいらしい。また、朝官百余人が常時闕内にて五日単位で事を治めるので、政務を執る行政棟も複数あったと推定できる。

（三）「琉球国図」の首里城

「琉球国」 「琉球国」は、沖縄島だけでなくも首里城も意味する。「琉球国図」の首里城は（図4）、楕円形の主郭と土手状のものと囲まれた郭で構成されている。楕円形の主郭は、その形と灰色に彩色していることから石積み城郭を表現していると考えられる。また、土手状の郭は、ケバによる表現や草をイメージさせる緑色で彩色していることから、土塁で囲まれた郭を表現していると考えられる。

る。ここでは、楕円形の主郭を「石積主郭」、土手状の郭を「土塁郭」と呼ぶことにしたい。絵図では、石積主郭が大きく描かれ、土塁郭はその半分ほどである。しかし、この絵図は主要な施設・地域を大きく表現する手法で描かれているので、主郭と土塁郭の面積差は実態を反映しているとは限らない。

石積主郭は、二本の線で北・中央・南の三つの区画に仕切られている。中央区画には北区画と南区画につながる二つの「門」がある。主な通路を示す朱線は北側の門につないでいるから、北側の門が正門だと考えられる。「門」の字は中央区画に向いて書かれているので、この中央区画が王宮の中心区画だったと考えられる。石積主郭は、北と南の二つの出入り口で、西側の土塁で囲まれた郭に連絡している。通路を示す朱線が引かれている北側が正門だと考えられる。朱線は土塁郭の南西側の「門」を通って那覇に至るので、この南西側の「門」が正門になる。土塁郭にはこの他に、北側二カ所に土塁の切れ目があり、ここにも出入り口があった可能性がある。

「太倉」「執政人在所」 土塁郭内に注記されている。「太倉」は、『朝鮮王朝実録』に記載された鉄物・緞子・香木・銅銭を収めた首里城内の倉庫にあたると思われる。「執政人在所」は、「琉球国図」では「王弟大臣居所」とあり、土塁郭に大臣ないしは王弟布里的居室があったと考えられる。

（四）一五世紀首里城の城郭構造

以上に紹介した首里城の発掘情報と文献史料情報をふまえて、絵図の首里城を分析すると、一五世紀の首里城は次のような構造だったと考えられる。

絵図の石積主郭が内郭にあたると考えられる。発掘調査によって、

三、「琉球国図」の首里城

(一)発掘調査からみた一五世紀の首里城

次に、「琉球国図」で最も情報が多い王都首里と国際交易都市那覇の記載情報を吟味することにした。

「琉球国図」の沖縄島のほぼ中央部に城塞が大きく描かれ、その側の赤塗り長方形枠内に「琉球国」と記されている。「琉球国」は、首里城を指すとともに王都首里あるいは沖縄島も意味している。「琉球国図」の首里城を吟味する前に、首里城の発掘調査成果と、『朝鮮王朝実録』の首里城情報を紹介しておこう。

近世の首里城は、大きく三つの区域から構成されていた(図5)。正殿・御庭をはじめとする主要施設がある中心地区は、瑞泉門・漏刻門・美福門・右掖門などの櫓型式の門と高い城壁に囲まれた内郭で、一五世紀に完成している。内郭を取り巻く外郭は、一四七七年に拡張された歓会門(アーチ門)の郭と、一五四六年に拡張された継世門(アーチ門)の郭に区分できる。

首里城復元にもなう沖縄県教育委員会の発掘調査⁽⁷⁾⁽⁸⁾によると、首里城は一四世紀前半から本格的に機能し始める。一五世紀前半頃までは城内の京の内一帯が中心地区で、ここに高麗系瓦葺き建物があったと考えられている。京の内とその西北側を含む一帯から、銅滓・銅滴・轡の羽口・坩堝などの銅製品鑄造関連遺物や、武器の部品その他、ヤコウガイの殻も多数出土している。この一画が銅製品や螺鈿などの生産工房区域だったと考えられる。その時期は報告書では明確にされていないが、恐らく一四世紀を中心とした時期であろう。このような初期首里城の構造は一五世紀前半に大きく改修され、櫓門で囲まれた内郭の基本的な城郭構造が成立したと考えられる。

京の内の東側——後の正殿・御庭の区域はもと北側に大きく傾斜した地形だったが、一五世紀前半に埋め立てられて平場が造成され、そこに基壇を造り西向きの正殿を造営したことが明らかにされている。一四五三年の志魯布里の乱で焼失した正殿は、この時に造営されたものであった。志魯布里の乱による焼失後に再建された正殿は、拡張されて大型化しているが、基本的には志魯布里の乱以前の正殿の位置や向きを踏襲している。

一五世紀前半の京の内には、祭祀用宝物を収めた倉庫が建てられていたことが確認されている。この時期に京の内が祭祀空間として整備されたと推定できる。また、近世に用物座・系図座・寺社座・大手座などの行政棟が建っていた下の御庭一帯からは、多数の硯が出土しているので、この一画が役所機能を果たしていたと思われる。つまり首里城の内郭は、一五世紀前半から近世までその基本構造は殆ど変化していないといえる。

(二)「朝鮮王朝実録」にみる一五世紀の首里城

『朝鮮王朝実録』には、「博多薩摩琉球相距する地図」が作製された一四五二年を含む、一四五一年―一四七八年にかけて琉球に漂着した朝鮮人の見聞談や、彼らを朝鮮に送還した琉球国使者の談話が収録されている。彼らが見た首里城は、一五世紀前半に大改修された城郭で、次のようであった。

王城は「外城」「中城」「内城」の三重構造になっていた。外城に倉庫と厩(馬舎)があり、中城には侍衛軍士二百余がいて王城を警護していた。⁽⁹⁾内城には二層ないしは三層(外観二層で三階構造)の正殿があった。⁽¹⁰⁾城壁は石積みで、高さは朝鮮の都城のように高い。城門も朝鮮の都城のようである。城壁は曲水のように回互している。⁽¹¹⁾

の製作年代は、道安が訪朝した一四五三年旧三月以前ということになるが、絵図の記載情報からみると一四五二年頃の可能性が高い。その根拠として、一四五一年ないしは一四五二年に造営された長虹堤が「石橋」として記載されていることをあげることができる。また、首里グスク内の「大倉」には「王弟大臣所居」と注記されていることも製作年代の手がかりになる。この「王弟」は尚金福王の弟・布里と考えられている。一四五三年に尚金福王の死去にともなう王位継承をめぐつて、王弟布里と世子志魯が軍事衝突して首里城は全焼し両者とも戦死する志魯布里の乱が発生した。この事件は、道安が朝鮮に出発した後に起きているので、「琉球国之図」の首里城は、王弟ブリの居宅（大倉）が首里城内に所在していた一四五三年以前の状況を記載していると考えられる。

鬼界嶋に「琉球に属する」と注記している点も興味深い。道安は、一四五一年に「琉球国王の弟、兵を領して岐浦島（喜界島）を征し」と述べている⁽⁵⁾。また、一四五六年に琉球に漂着し、数年間滞在して朝鮮に送還された朝鮮人梁成らの情報によると、吾時麻（奄美大島）は琉球に帰順して一五余年になるが、池蘇（喜界島）は毎年討征するがなお服従していないという⁽⁶⁾。「琉球国之図」に「鬼界嶋属琉球」「大島属琉球」と注記されているのは、琉球領に組込まれたところある奄美諸島の状況を反映していると考えられる。道安が一四五三年にもたらした「博多薩摩琉球相距つる地図」には、一四五二年頃の最新情報が盛り込まれていたのである。

（四）「琉球国図」の製作年代

「琉球国図」は、その記載情報が「琉球国之図」と殆ど同一というだけでなくより詳細であることからみて、「博多薩摩琉球相距つ

る地図」に酷似した「琉球国図の原図」を模写したと考えて良いだろう。また、「琉球国図」に「琉球国図」とも同一カ所に誤写がある。沖縄島国頭地方には「昆北何奇」（琉球国図）、「昆北河崎」（琉球国図）の注記があるが、両図とも「自此北河崎」の誤写と思われる。首里城の南に書かれた注記は「自是西皆田島邑」（琉球国図）、「自此至島尾皆由田」（琉球国図）であるが、これは「自是南皆田島邑」の誤写と思われる。

しかし、「琉球国図の原図」と「博多薩摩琉球相距つる地図」が全く同一の絵図ではないことも明らかである。というのは、「琉球国図」と「琉球国図」には明らかに異なる情報が記載されているからである。例えば、島々の航路距離の表記は、「琉球国図」では「鬼界嶋。自博多三百里、至琉球百五十里」というように博多を起点にしているが、「琉球国図」では「鬼界島。去上松（浦）二百九十八里、去大島三十里」というように長崎の上松浦が起点になっている。上松浦までの距離に二里を加えると博多からの距離になるので、両者の基本情報は同じである。また、首里城内の注記内容でも、「琉球国図」では「執政人在所」だが、「琉球国図」では「王弟大臣所居」となっている。こうした相違は、「琉球国図」と「琉球国図」が同一原図を模写しては生じえないことである。

「琉球国図」と「琉球国図」の記載内容の共通性と相違点から推測すると、一五世紀中葉頃には基本情報を共有しながらも航路の起点を博多にした絵図と上松浦を起点にした絵図というように、記載情報を若干異にした航路図が存在していたと思われる。その一つが、道安が朝鮮にもたらした「博多薩摩琉球相距つる地図」で、もう一つが「琉球国図の原図」だと考えられる。

諸国紀」所収「琉球国之図」と本絵図は、島々の形や配置が酷似し、島名や細部情報の記述も殆ど一致している。両図を比較することで、「琉球国図の原図」の製作年代だけでなく製作目的を明らかにすることができると考える²⁾。

『海東諸国紀』は成宗二年（一四七一）に朝鮮議政府領議政の申叔舟が編集した書で、その中に「琉球国之図」や「日本国西海道九州之図」が収められている。「琉球国之図」は、東恩納寛惇が「黎明期の海外交通史」で考証しているように、端宗元年（一四五三）に琉球国王尚金福の使者として訪朝した博多商人道安が示した「博多薩摩琉球相距つる地図」を朝鮮側で模写した絵図である。東恩納は、①「琉球国之図」の地名表記から「博多薩摩琉球相距つる地図」は日本人の手になると考えられること、②道安は琉球と商販しており琉球の実情を把握していたこと、③里程が日本里程になつていて航海用に使われたと思われること、④地図の航路と道安が語った琉球への航路が一致していることなどを指摘して、「琉球国之図」を「道安の地図と認めて差し支えないと思われる」と述べている。『海東諸国紀』を訳注した田中健夫も道安の地図が「『海東諸国紀』所収図の原本であつたと推定してまちがいない」ことを認めている⁴⁾。

ところで、道安がもたらした「博多薩摩琉球相距つる地図」には、その名称からして博多・薩摩を含む九州島から琉球の島々が描かれていたにちがいない。朝鮮側はこの絵図をもとに、大島以南を「琉球国之図」として模写し、それ以北を「日本国西海道九州之図」として模写したと考えられる。

（二）『海東諸国紀』所収図との比較

次に、「琉球国図」と『海東諸国紀』所収の「琉球国之図」「日本

国西海道九州之図」を比較してみることにしたい。

「琉球国図」と「琉球国之図」「日本国西海道九州之図」の記載情報の比較表を作成した。記載情報については通し番号を付け、旧漢字は当用漢字に改めた。『海東諸国紀』所収絵図の島名・地名などについては、東恩納寛惇の解説があり、田中健夫もほぼ同様に理解している。表には、両氏の解説をふまえた現在の島名などの情報を付け加えたが、花嶋・宮古島など一部の島名は私の解釈である。

表からわかるように、「琉球国図」と『海東諸国紀』所収図の記載情報は殆ど一致しているが、情報量は「琉球国図」の方が多い。特に、琉球国（沖縄島）の王都首里と交易都市那覇に関する情報は、「琉球国図」の方が数も多く内容も詳細である。例えば首里城の表現は、「琉球国図」がより具体的で、石積み郭と土塁状の郭を区別して描いている。「琉球国図」に注記されている首里城周辺の護国寺、慶善寺、法音寺、国聖寺などの寺院名は「琉球国之図」には全く登場しない。那覇に関しても、「琉球国図」には、「江南人家在此」「波上熊野権現」「此地王之庫蔵衆多有」「日本人本嶋人家有此」など、「琉球国之図」にはない詳細な注記がある。近傍の港についても「琉球国図」には、「此江潮来往有満乾広一里」「毒（度九）大嶋鬼界之船皆入此浦」などと細かな情報が記されている。

「琉球国図」と『海東諸国紀』所収図との記載情報が一致すること、あるいは「琉球国図」がより詳細で具体的だという点で、道安が朝鮮にもたらした「博多薩摩琉球相距つる地図」とほぼ同一時期に製作された絵図を忠実に模写していると考えられる。

（三）「博多薩摩琉球相距つる地図」の製作年代

『海東諸国紀』所収図の原図である「博多薩摩琉球相距つる地図」

ある。西九州の航路は、薩摩国に寄ることなく南下して二つのルートに分かれる。一つは恵羅武（永良部島）を経由して大島（奄美大島）に至る。もう一つは吐喝喇列島の島々に沿いながら南下して大島に至る。東九州から南下する航路も薩摩国に寄港することなく大島に向かっている。奄美大島が九州―琉球航路の要地だったことがわかる。大島からは、度九嶋（徳之島）・輿論嶋（与論島）・恵平也嶋（伊平屋島）などをへて那波（那覇）に至る。那波からは久米嶋をへて花嶋（宮古島）に至る。

各島には島名のほかに距離が注記されている。大島までの島々には博多からの距離と大島までの距離、大島から琉球（那覇港）までの島々には博多からの距離と琉球までの距離、そして粟嶋（粟国島）・計羅婆嶋（慶良間諸島）・久米嶋・花嶋（宮古島）については琉球からの距離が記されている。

いくつかの島については他の情報も注記されている。例えば、硫黄嶋と鳥嶋については、硫黄が産出すること、硫黄嶋は日本が、鳥嶋は琉球がそれぞれ硫黄を採取していることが記されている。臥蛇島は日本と琉球に分属していること、思柯未島（未詳）は琉球内だが唐土・日本の境界であること、鬼界嶋（喜界島）・大島・小崎恵羅武（沖永良部島）・恵平也・伊是那（伊是名島）は琉球領内であることなどが記されている。鬼界嶋・大島・思柯未嶋・鳥嶋以南の島々が琉球領内だが、吐喝喇列島北端の臥蛇嶋にも琉球の支配が及んでいたことを示している。

（三）琉球国（沖縄島）

沖縄島はひととき大きく描かれ、「琉球国」と注記されている（図3）。薄緑色に彩色した山々が島を縦断するように連なっている。

島の周縁に各地の大型グスク名と港が書き込まれている。大型グスクの中でも、島の北端の「国頭城」は、土塁状の記号で囲んで大きく表現し、南端の「嶋尾城」には「守城」と注記する。両グスクが他の大型グスクとは区別されていたことを示している。中頭・国頭地方と島尻地方の民居・田畠・山野の状況も注記されている。

沖縄島の中央部に描かれた大きな城塞が首里グスクである。石積み城壁と思われる楕円形の囲いと土塁状の囲いで城郭を图示している。首里グスク周辺についても「蓮池」や「法音寺」「国聖寺」などの寺院名が記され、「皆人居」「自是西皆田畠邑」などの注記もあり、王都の様子をうかがい知ることができる。

王都の西には交易都市那覇の状況が記されている。「波上熊野権現」「石橋」「王之庫蔵」などの施設その他、江南人や日本人の居住状況も注記されている。また、江南・南蛮・日本などの外国船舶の港湾と、奄美諸島など国内船舶が出入りする港の区別も記されている。

二、『海東諸国紀』所収絵図との比較

（一）『海東諸国紀』所収の「琉球国之図」「日本国西海道九州之図」「琉球国図」は、元禄九年（一六九六）に書写されているので、それ以前に製作された原図が存在していたことになる。ここでは、「琉球国図」の元になった原図を仮に「琉球国図の原図」と呼ぶことにする。「琉球国図」の記載が詳細で誤字が少ないことから、この図は「琉球国図の原図」をほぼ正確に模写していると考えて良いだろう。

「琉球国図の原図」の製作年代を知る手がかりが『海東諸国紀』所収の「琉球国之図」や「日本国西海道九州之図」である。『海東

太宰府神社旧蔵「琉球国図」にみる 一五世紀の琉球王国

安里 進

はじめに

最古の琉球国図である一五世紀中葉の「琉球国之図」をさらに詳細にした絵図が存在する。「琉球国図」の表題があるこの絵図には、琉球王国の王都首里と国際交易都市那覇を中心にした一五世紀中葉の琉球王国情報が盛り込まれている。元禄九年に書写された太宰府神社旧蔵の絵図で、現在は沖縄県立博物館が所蔵している。『浦添市史』にも収録・紹介されていたが、なぜか殆ど注目されることがなかった。本稿では、『海東諸国紀』の「琉球国之図」との比較検討と、『朝鮮王朝実録』（『李朝実録』）に記載された一五世紀の琉球情報や首里城跡の発掘調査成果をふまえた解説作業をとおして、一五世紀中葉の琉球王国を描き出してみたい。

一、「琉球国図」

(一)絵図の体裁・製作年代

本絵図は、縦一七六・〇センチ、幅八三・五センチの絵図を、縦一九一・五センチ、幅八八センチの台紙に貼り付けたもので（図一）、これを軸装にしている。当初は折り畳まれていた絵図で、縦二三・五センチ、横一七・四センチの表紙と裏表紙の二枚が添付されている。表紙には「琉球国」と記載され、「太宰府天神文庫」の朱印が

押されている。絵図にも表紙・裏表紙とほぼ同サイズの折り畳み目が残っている。

絵図は書写の際の記載にあわせて南を上にして軸装されているが、絵図の島名・地名などは基本的に北を上にして書き込まれている。

本稿では、絵図の島名・地名にあわせて北を上にして図示・説明する。

絵図右下に「琉球国図、奉納、天満宮広前、元禄九丙子、八月吉辰」と記載されている。下中央から左寄りに「天満宮」と読める朱印が押されている。上右には「松寿菴竹森道悦奉上、熊本伊右衛門入道円齋七十一歳書写」と書かれ、円齋のものと思われる朱印（かすれて判読不可）と、耳付き香炉図形の印、そして「太宰府神社文庫印」の朱印が押されている。上左には、「太宰府文庫」の朱印と「匭斎所蔵宋本」の篆書朱印^{（補註）}が押印されている。つまり本絵図は、元禄九年（一六九六）に書写した絵図を太宰府天満宮に奉納したもので、太宰府神社旧蔵だったことがわかる。

さて、絵図には、九州島南部、大隅諸島、吐噶喇列島、奄美諸島、沖縄諸島、宮古島の島々が描かれ、四辺には朱色菱形内に東西南北が記されている。『浦添市史』^{〔1〕}に紹介された本絵図は、奄美大島以南で、九州島から喜界島・宝島までの部分は省かれている。浦添市史に掲載されていない部分は、『海東諸国紀』所収の「日本国西海道九州之図」の九州南部以下と殆ど同一である。全体に淡い彩色が施されている。海は薄い紺色を塗り、白線の波浪文で埋め尽くされている。九州島は淡黄色に塗られているが、他の島々は無色で、山だけを淡緑色で彩色する。島々を結ぶ航路が朱線で引かれている。

(二)航路と島々

九州からの航路には、西九州と東九州から南下する二つの航路が

では、仲尾次政隆の子息・政房翁「覚書」によると、宇兵衛が本願寺末寺の正光寺から求めたとあり、四男仲村家に一時預けてあったことを記す。

(24) 注4に同じ。

(25) 注8に同じ。

(26) 『坊津町郷土誌 上巻』(表2) B薩藩領内浦並ニ浦町分布図」坊津町郷土誌編纂委員会・一九六九年。資料五の小地名「湊」は、分布図によれば、浦町ある郡内に指宿「湊浦」と市来「湊浦」がある。いずれが本尊を琉球に持ち込んだ甚兵衛居住の「湊」かは不明。

(27) 『琉球王国評定所文書 第九卷』浦添市教育委員会・一九九三年。

「大湾」は『沖縄文化』九五号(二〇〇三年)収載の「仲尾次政隆翁日誌」では、座間味間切へ親子共々に配流されたことを記す。

(28) 知名『沖縄宗教史の研究』収録「第四部第一章 浄土宗の展開」。

(29) 注22に同じ。

(30) 注28に同じ。伊波は前論文で「中山国廿八日講」は「久志廿八日講」の分講としているが、知名は疑問視している。知名論文『第四部第四章 浄土真宗伝播の経路と信者の動向』も参照のこと。

(31) 知名『沖縄宗教史の研究』「第四部第二章 中山国尼講」収載の「薩州諸講中略記」による。

(32) 注28に同じ。同章「四 薩摩諸講と琉球」。

(33) 『琉球王国評定所文書 第十七卷』「案書(咸豊五年)」同第九卷「従大和下状(咸豊四年)」・同第十卷「同(同五年)」(一九九四年刊行)。

(34) 注1に同じ。天保期、薩州五か講の報告「達書」に述べる。



木彫観音像及び厨子

(『仲尾次政隆関係遺品調査報告書』沖縄県教育委員会 1977年)

「朱墨」等も届けられた。これら品目の一部は、琉球渡来の「船頭・水主」らの抜荷（密貿易）により、薩摩諸講の取次人または京都・大阪の寺から本願寺に届けられた。安政二年（一八五五）、本願寺が薩摩に派遣した筑前重誓寺の使僧からの「窺書下案」で、「朱墨ノ処ハ鹿児島講ヨリ献上可仕様取計可申候」と報告したが、「朱墨」は民間取引禁止の唐物（中国からの貿易品）であった。安政元年には一士族が薩摩上国（前之浜＝鹿児島湾に上陸）の際、「朱墨等」を所持していた罪で遠島処分となる抜荷事件が起きている。³³琉球諸講から薩摩諸講への御布施等は、本願寺にとっては信徒獲得以上に重要な意味を持っていたと思われ、薩摩藩にとっては本願寺への財の流出を藩財政圧迫の一因として、江戸中期以降真宗の取締りをさらに強化したと考えられている。³⁴

〔注〕

- (1) 『薩摩のかくれ念仏―弾圧された一向宗―』ミュージアム知覧・一九九九年。
- (2) 芳即正『人物叢書 調所広郷』吉川弘文館・一九八七年。
- (3) 注1に同じ。
- (4) 知名定寛『沖繩宗教史の研究』榕樹社・一九九四年。
- (5) 『伊波普猷選集 上巻』『浄土宗沖繩開教前史 仲尾次政隆と其背景』沖繩タイムス社・一九六一年。
- (6) 『沖繩縣史 三 資料編2』琉球政府・一九六六年。
- (7) 注5の『伊波普猷選集 上巻』に収録。のちに『伊波普猷全集第九巻』平凡社（一九七五年）に収載。
- (8) 同書「第四部 浄土真宗の受容と展開」。
- (9) 中村明蔵『薩摩民衆支配の構造―現代民衆意識の基層を探る―』南

方新社・二〇〇〇年。

(10) 前書に同じ。

(11) 注1に同じ。

(12) 注9に同じ。

(13) 『日本常民生活資料叢書第24巻』三一書房・一九七三年。『知覧町民俗資料調査報告書（2） 知覧町の民俗』鹿児島県川辺郡知覧町教育委員会・一九九一年。

(14) 『琉球王国評定所文書 第十七巻』『案書（咸豊五年）』浦添市教育委員会・二〇〇一年。同第十五巻（二〇〇〇年刊行）収録の「両先島在番往復（同治四年～八年）」に、喜界島での買付け、八重山新城島漂着のことが記録されている。

(15) 『知覧町民俗資料調査報告書（2） 知覧町の民俗』。

(16) 『海史研究 創刊号』、牧野隆信「北前船の水主雇傭について」日本海史学会・一九六三年。

(17) 注16に同じ。

(18) 『海史研究 第三号』、高瀬保「越中売薬と海運及び薩摩・富山藩との関係」日本海史学会・一九七四年。

(19) 注2に同じ。

(20) 『黎明館調査研究報告 第6集』、徳永和喜「薩摩藩密貿易を支えた北前船の航跡―琉球口輸出品『昆布』をめぐる―」鹿児島県歴史資料センター黎明館・一九九二年。薩摩組示談定法書は『富山売薬史料集 第一号文書』に収録されるが、徳永論文に依拠した。

(21) 『琉球王国評定所文書 第十七巻』『案書（咸豊五年）』。

(22) 島尻勝太郎『近世沖繩の社会と宗教』「三 仲尾次政隆の配流日記」三一書房・一九八〇年。

(23) 前書に同じ。伊波は「浄土宗沖繩開教前史―仲尾次政隆と其背景」

寺入) された信徒は仲尾次以下一三人と記し、別行では三百人の信徒がそれぞれ所弘・寺入・罰金等の刑に処せられたとある。

取次人・寺・講と献上品について

資料五には多くの取次人が列記される。久志の「吉見甚兵衛」「吉見直助」「仲村助右衛門」「仲村宇平次」「仲村新右衛門」、湊の「矢野森右衛門」「肥後万吉」「肥後万右衛門」「浜崎多七」「湊之」甚兵衛、「片浦の「伝次郎」・摺之浜の「池田甚太郎」、輪多浦「入来茂兵衛」「森新左衛門」「森嘉兵衛」である。資料五①に「本願寺江志銭差登候当分之取次人」とある。彼らを取り次いだ「本願寺江志銭」とは、真宗門徒にとつてどの様な意味をもつのか。久志の「吉見直助」と同一人物と思われる惣代「直助」が、本願寺史料『御講仏御示談簿部分』中の「乍恐以書附奉嘆願」に記載される。資料五①の内容からすると、「吉見直助」は仲尾次政隆と同時代人であろう。

伊波は「直助」については、書簡(明治三五年、広泉寺住職・大八木諦観から仲尾次政昆への書簡)中に、「本山への上納正光寺への寄附門徒一般の鬘髪並永代等経送行の際久志浦の善助直助が取次いだことが記されている」ことを、前論文で紹介している。次の資料は、仲尾次が開講した「中山国廿八日講」が御影(親鸞・蓮如絵像)授与を本山(本願寺)に嘆願したときのものである。

【資料七】

一私共講之義者、拾ヶ年前廿八日講と蒙御免難有奉存候、(略)就而者御開山様御影・信証院御影二尊像急御礼仕度、且同行之内御本山へ参詣者数多御座候、(略)右此度上納仕候残り上納之義者、当十一月中二而無相違返納仕候間、何卒出格之御慈悲

を以御免被成下候ハ、講引立二相成候義ハ勿論、(略)

嘉永二酉年正月

中山国

廿八日講

惣代直助印

御本山

御役人中

嘉永二年は西暦一八四九年。当時仲尾次三八才頃で、「大和横目」職に就いていた。この役職は薩摩在番奉行衆との諸事交渉、接待のため私費を多く浪費する部署でもあったといわれる。嘉永二年段階、阿弥陀本尊を中山国廿八日講は所持していたが、未だ「御影」はなかったと考えられる。授与嘆願は報われたのであろうか。伝承では仲村宇兵衛所持の「御影」が四男仲村家から仲尾次へ譲られている。⁽²⁹⁾

「中山国廿八日講」は「久志廿八日講」との結び付きが強いといわれる。⁽³⁰⁾このことは、資料五から仲尾次家先祖、親類縁者、取次人も久志人であることから窺われ、「中山国廿八日講」結成(資料七では天保一〇年、一八三五年)に彼ら久志人・久志廿八日講が大きく関与した。その中心人物が資料七の「直助」(資料五①の吉見直助)であろう。その他検挙された平民・遊女らは「湊」「摺之浜」「輪多浦」の取次人との結びつきが強い。「摺之浜」の在する指宿には「御戸帳講」が組織され、本尊持下の片浦付近(加世田西)には「冥加講」が存在した。

「中山国廿八日講」の取次寺として京都正光寺と、「琉球國那覇同行中」取次寺、大坂浄徳寺⁽³¹⁾が挙げられる。資料五に「本願寺江志銭差登候」とあり、本願寺史料群には本山(本願寺)への上納金等が明記され、琉球諸講からは「志銭」の外に「泡盛」「東道盆」「薬種」

祖母かまが譲り受けた。その本尊は、「四拾年成子年」（文化一三年丙子。一八一六年）に（辻村傾城？）きよらかめさま宅のまかへ引き移し、さらに「式拾壹年成末年」（天保六年乙未。一八三五年）に兼次小のおた宅に引越、次いで「去々丑年」（天保一二年辛丑。一八四一年）現在、傾城まんなかさまのかめ宅に引き移されたものである。「引移」とは譲渡をいうのか、禁止された真宗秘仏等であるので摘発・没収を逃れての「移動」「秘匿」かとも推測される。⑥は「九拾年成戌年」（明和三年丙戌。一七六六年）に湊（指宿または市来の湊浦か）の甚兵衛から、辻村傾城てらん門のつるに譲渡、次いで辻村傾城こんとりらのうしに移管。⑨は「式拾年成申年」（天保七年丙申。一八三六年）に加世田片浦の伝次郎から辻村傾城かめ（辻村傾城そかり小のまかの親）に譲渡、次いで親亡き後、娘まかが引き継いだ。⑩は「五拾年成寅年」（文化三年丙寅。一八〇六年）に、辻村百姓の屋号・越来、比嘉筑登之の亡伯母かめ、伯母かまが久志人から譲渡された。①②久志の取次人・仲村助右衛門の「誂下」は本尊所持者（検挙された人物）が士族であることを考慮すると、「上国」で得たものと推測されよう。⑦は、「先年」（安政元年甲寅。一八五四年？）に那覇渡地村傾城かうじんの前のうしの祖母、おた宅に本尊が有るが、薩摩からの「持ち下り」についての由来・伝承は「不申」であった。うしは本尊伝来については詳しくなかったであろう。

資料五には、仲尾次以下九人の真宗門徒名が明記され、検挙の上平等方（裁判所）へ「名面」が報告されているが、②に登場する「大湾親雲上」と思われる人物も一向宗（真宗）信仰の科で検挙された。仲尾次らが摘発された同年（一八五五年）五月から遅れて一月、那覇役人から評定所日帳主取へ「泉崎村大湾事所払被仰付置

候付、切支丹宗門改帳認方何様可仕哉」との問い合わせがなされている。その件について、同年一二月に、「地頭所等」取り上げ、「遠島流刑」が吟味され、その旨の返答・改帳記載・処分等が評定書文書「乙卯十二月中日記（咸豊五年）」に収録される²⁷。

【資料六】

大湾事、一向宗致信仰候不届二付其島江所払被仰付置候処、切支丹帳ニ右之訳相記候而者差支候間、御咎目付所払被仰付相拘候段帳面ニ請出候様可被取計候。此旨御差図ニ而候。以上。

卯十二月四日

慶良間島

在番

さはくり中

右之通被仰付渡置候間、可被得其意候。以上。

十二月四日

国吉親雲上

大与座

国吉親雲上は評定所日帳主取職である。大与座は宗門改めを含め、人数改め（戸数・出生・死亡）等の戸籍関係や傾城証文・財産争いを管轄とする首里王府の一役所である。「さはくり」は間切（地方自治体）の役人衆をいう。右の資料は、大湾が仲尾次ら逮捕に遅れること半年後に真宗門徒として「慶良間島流刑」されたことを述べている。泉崎村の糸数筑登之親雲上追求の過程で後日、祖父大湾親雲上（故人）同様に久志所在の取次人、仲村新右衛門「誂下」の本尊を拝していたことが判明したのであろう。②の大湾と右の「泉崎村大湾」が同一人物であり、真宗門徒として遠島処分（資料六）されたなら、⑦の渡地傾城賀数のかま（健在なら）も何らかの処分・勧告が科されたと思われる。伊波は前論文で、検挙（入牢・遠島・

浦崎親方

この書面に従い約一か月後に「御国人名面書付」が作成された。それが資料五である。「御国人名面書付」に記された真宗（一向宗）信徒の多くは那覇泉崎村在住の下級役人と西村・辻村・渡地村在住の平民男子と遊女達である。しかも、咸豊五年（安政二年。一八五五年）六月記録の「名面書付」には、検挙された当事者各々に関する本尊譲渡の経緯が供述に従い簡略して書き記されている。

本尊譲渡が古いのは、①にいう「久志之仲村宇兵衛与申者、百三拾成年之比、右本尊持下候而洗濯女かな江相譲」られた事例が最も古い。安政二年以前の「百三拾成年之比」とは、享保一一年（二七二六）の丙午年を示す。仲尾次政隆四代前の仲（中）村宇兵衛の先祖は京都生まれで、応仁の乱後に薩摩の久志村（現鹿児島県川辺郡坊津町久志）の浦方に移住した。宇兵衛は、船を所有し運送・貿易に従事した人物で、琉球にも往来して那覇に拠点構えた。那覇久米村の高良仁屋娘・思嘉那を娶り、男子五人をもうけた。のち宇兵衛は三男を伴い帰郷した。長男が仲浜（のちに仲尾次）家、次男が仲里家、（三男は久志の中村茂兵衛）、四男が仲村家、五男が大湾家の祖となった。⁽²²⁾

仲尾次家と本尊の入手方法（経路）

①の「本願寺江志銭差登候取次人」の久志居住の「仲（中）村」姓の人々は、②③に登場する大湾親雲上・仲里筑登之親雲上含め仲尾次親雲上（政隆）の親類縁者である。本尊等は彼ら親戚を頼りに求めたことが③に述べられている。仲（中）村宇兵衛が所持していた阿弥陀如来木像や親鸞・蓮如連座の絵像、親鸞の六字名号等は、後に政隆の代に仲浜家（のち仲尾次家）に送られたと伝承される。⁽²³⁾ ④

に「去申年仲尾次之本尊二通之内一通り為分与由」とあるが、嘉永元年（戊申年。一八四八）迄は二通りの本尊等が仲尾次家に代々有ったことが知れ、もう一通りの本尊等は宇兵衛の曾孫・仲村助右衛門が詔たものである（①に記される）。宇兵衛は本願寺末寺の正光寺檀徒であったといわれ、後述するが正光寺は仲尾次政隆が了覚の法名でもって真宗信徒の組織「中山国廿八日講」を正式な講名として願い出た寺でもあった。⁽²⁴⁾ 天保六年（一八三五）二月のことである。

資料五には、本尊の入手経路や譲渡・移動（引移）、ならびに受入年代も記録され、受容した琉球側の階層（遊女・役人）やその関係も知れる。さらに、京都の本願寺への「志銭」の取次人も述べられ、その多くの人物が薩摩の浦方（湊）に居住する人々である事も知れる。本願寺への取次については、知名論文には薩摩・琉球の「講」に係る形で詳細に述べられている。

本尊の入手方法（経路）をみてみると、琉球人自らの「上国」、薩摩浦人（船頭・水主など）の「持ち下り」の二例がある。

「上国」とは琉球側役人が公務をおびて薩摩国へ赴くことである。③は今回の宗門改めの際、真宗信仰の科で「名面書」に記載された那覇泉崎村の仲里筑登之親雲上の「亡父仲里筑登之親雲上」が上国時、久志の親類を頼りに（と思われる）、「五拾壹年成丑年」（文化二年乙丑。一八〇五年）に本尊を入手。⑧の那覇西村在住のまつ宮平の本尊は、「拾五年成丑年」（天保一二年辛丑。一八四一年）「亡父宮平筑登之親雲上」上国の際に入手した。如何様な方法で得たかは不明である。

「持ち下り」の事例は、前述した①久志の仲村宇兵衛が持ち下り、さらに洗濯女かなへ譲渡、⑤約五十年前（文化二年頃。一八〇五年頃）に久志人より（来琉の際？）辻村傾城まんなかさま宅かめの亡

右同断、去申年仲尾次之本尊二通之内一通り為分与由。

但、取次人仲尾次同断。

⑤

同村傾城まんなかさま之

かめ

右同断、辻傾城亡祖母かま二者先年久志人致取合、右人より被相讓致信仰、四拾年成子年右本尊きよらかめさま之まか宅江引移、式拾壹年成未年兼次小のおた宅江引越、去々丑五月右かめ宅江引移、尤数十年經過右久志人名前者伝承不申由。

但、当分之取次人湊之矢野森右衛門・同所之肥後万吉、以前之取次人同所之肥後万右衛門・同所之浜崎多七、尤多七事者死後之由。

⑥

同村傾城こんとりら之

うし

右同断九拾年成戌年之比、湊之甚兵衛与申者持下、辻傾城てらん門之つる江為被相讓由。

但、取次人まんなかさま同断。

⑦

渡地村傾城かうじん之前之

うし

右同断先年渡地傾城賀敷之かま与申者之宅二而為致信仰、本尊右うし亡祖母おた江為被相讓由候得共、持下候由来者伝承不申由。

但、取次人まんなかさま同断。

⑧

西村

まつ宮平

右同断、拾五年成丑年亡父宮平筑登之上国之時為持下由候得共、何様之手便を以求為申段者「伝」承不申由。

但、取次人不罷居由。

⑨

辻村傾城そかり小之

まか

右同断、式拾年成申年之比片浦之伝次郎与申者持下、亡親傾城かめ江為被相讓由、尤右伝次郎者拾五年成丑年之比為相果由。

但、当分之取次人摺之浜之池田甚太郎、以前之取次人者右伝次郎之由。

⑩

辻村百姓越来之

比嘉筑登之

右同断、五拾年成寅年之比辻傾城亡伯母かめ・伯母かま者久志人致取合、右人より為被相讓由候得共、名字は伝承不申由。

但、当分之取次人輪多浦之入来茂兵衛、以前之取次人同所之森新左衛門・同所之森嘉兵衛、尤新左衛門死後、嘉兵衛者去年年之比山川船より宮古島江渡海、帰帆之砌慶良間島汐懸逢難風行衛不相知由。

卯六月十日

右の文書差出の前、以下の文書（案書）が作成され、首里王府の評定所から薩摩（鹿児島）琉球館へ届けられている。

一向宗之本尊致信仰居候者共糺方相濟次第御国元江御届可被仰上御吟味之処、御奉行迄被聞召可相濟杯与兼而御内沙汰共有之、札改之砌仰渡之趣を以者いつれ御届不相成候而不相濟候付、今月十四日御鎖之側を以右仰渡写御奉行掛御目御届向之儀御相談申上候処、来年御奉行御帰帆之上御内々御家老衆江御届可被申上、（中略）琉球より之御届者取止右江立障候御国人之名面計書付可差上旨被仰渡候付、御国人名面者書付差上申候。（後略）

卯五月十六日

宜野湾親雲上

側の船主の水主雇用の際、請合証文類の「宗旨」に真宗門徒でない旨を記載するのは当然の約定であった。

また、前述した藩財政改革の推進のため、真宗門徒の多い富山藩内の売薬商人仲間は「薩摩藩の豪商と結んで北海道松前より昆布輸送にあたり、薩摩藩の専売制度の下請的行為にあった」⁽¹⁸⁾、売薬商人仲間を「越中売薬薩摩組」とも称し、薩摩藩が北国方面での唐物拔荷（密貿易）を行う際、仲介者として重要な役割をも担っていた。⁽¹⁹⁾薩摩への昆布輸送は秘密裏に行われたという。越中富山の「薩摩組」が薩摩藩領内で真宗については禁句であることを示した「文政元寅年五月、薩摩組示談定法書」⁽²⁰⁾（一八一八年）には、

【資料四】

一、薩州表は古来より浄土真宗之儀は堅く御停止之所御座候間、数年入込懇意ニ相成候共、宗門之沙汰決て相咄申間舗候事、とあり、薩摩藩との売薬商いを円滑にするため、真宗門徒をも参加させていたと思われる「薩摩組」にとって、自領・富山藩の海運業発展のためにも、それは必要悪な「示談定」であった。

琉球渡海した薩摩領内の船頭・水主衆にも真宗門徒がいたが、彼らが真宗本尊等を運び出し譲渡したこと等を、次項の資料五（評定所文書）の内容は如実に語っている。

三 本尊讓渡と水主・信者

以下の資料は、『琉球王国評定所文書』第九巻収録の、咸豊五年（安政二年。一八五五年）作成の「乙卯六月中日記」に書き記されたものである。

【資料五】

① 一去月御奉行より被仰渡候一向宗之本尊致信仰候者共江立障候御国人之名面書、平等方江申渡別紙之通書出候付、今日宜野湾親雲上を以差上候事。

仲尾次親雲上

右為致信仰一向宗本尊者、仲尾次亡曾祖父仲浜筑登之親雲上父久志之仲村宇兵衛与申者、百三拾年成午年之比、右本尊持下候而洗濯女かな江相讓、右仲尾次より茂宇兵衛曾孫仲村助右衛門付而本尊等為詔下由。

但、本願寺江志錢差登候当分之取次人久志之吉見甚兵衛・同所之吉見直助、以前之取次人同所之仲村助右衛門・同所之仲村宇平次・同所之仲村新右衛門、尤宇平次・新右衛門者死後、助右衛門者当分久志表二者不罷居由。

泉崎村嫡子

糸数筑登之親雲上

② 右同断四拾年成子年之比、大湾親雲上祖父故大湾親雲上より、前条仲村新右衛門付而為詔下由。

但、当分之取次人仲尾次方同断、以前之取次人右新右衛門之由。

同村次男

仲里筑登之親雲上

③ 右同断五拾壹年成丑年、亡父仲里筑登之親雲上上国之時為持下由候得共、何様之手筋を以為相求哉、此所者伝承不申候得共、菟角久志表之親類共を便り為相求二而可有之哉与存候由。

但、当分之取次人仲尾次方同断、以前者取次人不罷居由。

辻村傾城きよらかめさま之

かめ

を砂糖に漬けたもの）等を積んだ。唐物等を積み入れる船を「オイトセン」といい、船長・浜崎伊次郎の観音丸（二三反）は「オイトセン」となり頻繁に琉球航海をしたという（年代不明）。

体験談に登場する「観音丸」は前記の評定所文書ここ彼処に登場してくる船舶名である。評定所文書によると、山川出帆の観音丸は御用焼酎・砂糖等を琉球から搬送している。また、二三反帆船の観音丸は喜界島御用船となり、山川を出帆し島で「三枚入鍋拾壹丸」「茶拾斤入五拾五俵」「砂糖車木三拾九切」を購入予定。明治元年（一八六八）二月暮れに喜界島繫留の時に大風（台風）に遭い、八重山新城島に漂着した。この時の船主は山川の河野覚兵衛、沖船頭は同所の吉左衛門だった。観音丸は薩摩藩の御用船としての役目を担うこともあり、評定所文書記載の年代は弘化二年（一八四五）～明治二年（一八六九）頃のことである。

弘化三年写の『琉球通乗記』¹⁵（川辺郡坊津町久志博多浦の関源蔵所蔵。裏表紙「薩州指宿港 矢野盛衛門 海上安全」）には、鹿兒島・山川・坊津御崎・トカラ列島の島々・奄美五島・沖縄島周辺離島の津口（久米島兼城湊など）・沖縄島の主な津口（運天湊・小湾湊・那覇川）宮古島漲水湊・八重山島・波照間島等への海里や各湊の状況が記され、末尾に「右は数年琉球渡海に付海上為心得之書記」とある。さきにみた「観音丸」船頭衆も琉球渡海の際は同様の心得書を携帯していたと思われる。評定所文書には観音丸以外に多くの大和商船が登場し、稲荷丸・友徳丸・円順丸等は頻繁に琉球を往来している。湊（浦・泊）名として、前之浜（鹿兒島湊）や山川、久志浦・坊津・阿久根・喜界島等が数多く散見される。

これら船舶には薩摩藩領内の「浦町」といわれる漁村に住む、雇われ水主衆が乗船していた。『阿久根の古代文書』収載の「年府方

御返上株惣留帳」（天保六年より作成）に、

【資料二】

（略）当時諸人一統困窮之折柄ニ而中二者生業難立行向茂有之、諸郷連茂同断ニ而、就中浦方之儀者別而及疲弊、水手立等之守務茂不行届相劣候段、（中略）

己^マ閏五月 駿河

とあり、弘化二年（巳年。一八四五）頃には、諸人すべて困窮し生業もままならない状況にあり、諸郷は勿論、浦方（漁村地域）も困窮して水手立（水夫・水主）達の「守務」も行き届いていないことが記される。「守務」の一例として、原口泉翻刻の「御船手附并浦濱人改様之事」に、

【資料三】

高山波見浦之儀、少人数ニテ浦並御奉公相勤来候得共、極貧者ニテ他浦工相掛縁與難相調、依願所中并近郷野町・百姓互之縁與、文政十三寅年ヨリ先キ拾ヶ年被成御免候処、年限答合、又々弘化二巳年ヨリ先キ拾ヶ年、以前之通被成御免候事

とある。「高山波見浦」は肝属郡高山町の肝属川河口に設けられた湊で志布志湾に面している。文中の「御奉公」とは、浦町（海辺の村町）の水主衆・漁民は船主（雇い主）へ無償の労務提供（常時待機）や乗船時の運送約定の遵守等をいう。¹⁶さらに、水主は給金受取契約状の水主請合証文に「御法度之宗旨ニ而ハ無御座候間寺請状此方ニ而相改請取置申候」と書き記され、キリスト教徒でないことが確約された（証文は寛政四年。一七九二年）。この証文は、富山藩内同様に幕藩体制において真宗が広く布教した北陸、福井県所在の古文書である。江戸幕府の「御法度之宗旨」に真宗信仰は含まれない。しかし薩摩（鹿兒島）においては真宗は禁制下にあり、薩摩

文である。この条文は、全国一統にキリスト教禁制が令達された寛永一二年（一六三五）一〇月に布かれた。

島津氏が真宗禁止を制度化したのは、寛永元年（一六二四）の『留守中法度条々』・『家久袖判状』に真宗・キリスト教について「いよいよ堅く禁制すべし」と記され、この文言を受けるかのように、さきの宗門手札改を藩内一円に実施した。その翌寛永一三年から琉球も真宗の信仰が正式に禁止されたのである。万治二年（一六五九）の宗門改の時、琉球側は首里王府大与座から「我等暖中二鬼利死丹並一向宗男女一人も隠置不申候事」という起請文を薩摩側に提出した。平安時代末から鎌倉時代に浄土宗・時宗・法華宗・浄土真宗等の新宗教が興るが、真宗が薩摩に伝播したのが一五世紀後半と考えられている。その禁制に乗り出したのは一六世紀半ば過ぎの永祿年間という¹⁰。真宗門徒の弾圧の原因として諸説があるが、元龜二年（一五七二）から天正九年（一五八一）頃まで越中・伊勢・加賀などで蜂起した一向一揆に起因するであろう「島津忠良（日新）は桂庵禪師の儒仏に帰依して道義の高揚に努めたが、一向宗の僧は党を組み、肉食妻帯して、行正しくない墮落振りで禁止した」という説と、阿弥陀仏のみを頼み、その他の権威を全否定してしまうと思われた真宗の教義を、その起因とする「藩政時代は、上下階級の区別が厳重で、封建政治にとっては、四民平等観に立脚した一向宗の教義は、施政の邪魔になった」という説が、現在有力視されている¹¹。

しかし、禁制下にも関わらず文政一〇年（一八二七）段階で薩摩（鹿児島）・琉球に真宗信徒の秘密結社「講」が四六も組織され、天保元年（一八三〇）の時点で、鹿児島城下の下町住民の六割が一向宗門徒であるといわれる。¹²「かくれ念仏」と称された真宗門徒の

実数把握は資料不足で難しい。琉球関係の講名が本願寺史料研究所蔵「鬼界出役中御用諸記」の「薩州諸講中略記」に琉球細布講・琉球国那覇同行中・同州中山国那波尼講中が記され、以上の三講以外の講名が「薩摩国諸記」や「講名録 坤 財務局」・「文化九壬申年十一月記」中に、文政一三年（一八三〇・天保元年）講名願の中山国歛喜講、天保六年願いの中山国廿八日講、中山国尼講の分講である中山国御戸帳講等の存在を、知名は前書収録の各論文中で述べている。嘉永四年（一八五一）頃までに琉球に定着した真宗系諸講である。前述の琉球那覇同行中は中山国廿八日講、中山国那波尼講中は中山国尼講の前身と思われる。

次いで、禁制の真宗を琉球に持ち込んだ人々と、それを受け入れた人々の身辺や、さらに薩摩（鹿児島）と琉球の諸講との関係、浄土真宗派寺社との関わり方等を見てみることにする。

二 薩摩の船舶と水主

薩摩半島で明治十年代まで活躍した千石級の和船（「ばい船」と称された二〇から三五反帆船）が、主に薩摩藩の黒糖運搬に従事し、沖繩（琉球）・沖永良部島・奄美大島・喜界島を往来していた。幕末から明治初年にかけての航海・交易の様子を記した「薩州山川ばい船聞書」¹³には、指宿町湯口在の船頭・水主の体験談が収録される。聞書の一部を紹介しよう。

文久二、三年（一八六二・六三）頃には、船主・浜崎太平治、船長・肥後清右衛門の瑞応丸（三〇反・三〇人乗り）が喜界島を往来した。琉球への帆船は三三反から三五反に定められ、琉球からは白砂糖・テンモン漬（密柑を白砂糖に漬けたもの）・キャッピン（橙

自殺を計り死亡したことを、伊波が論文「浄土真宗沖繩開教前史―仲尾次政隆と其背景⁽⁷⁾」で記述している。琉球の真宗関係史料にみる初めての信徒死亡例であろう。

この小論では、知名定寛著『沖繩宗教史の研究』による研究成果⁽⁸⁾や、本著収録の貴重な史料群（引用史料）に大きく依拠しながら、また他の先行論文等をも参考にしながら、浦添市教育委員会発行『琉球王国評定所文書 第九卷』収録の「年中各月日記」（咸豊五年）にみる真宗関係文書を紹介しよう。琉球側の真宗受容者と薩摩領内浦方（湊）の真宗伝導者の結び付きが知れる文書内容である。

何故に他藩、他地域では信仰が認められていた真宗が、薩摩（鹿児島）ではキリスト教禁止とあわせ、明治九年（一八七六）九月の信仰自由の令達まで嚴重に真宗帰依が禁止されたのであろうか。琉球においては、真宗信仰の自由だけ遅れて同十二年一月まで、待たなければならなかった。

一 薩摩（鹿児島）側にみる真宗禁制の状況

【資料一】

宗門手札改様之條々

切支丹宗門、就御大禁、前々より御領国中人数宗門手札被下置候、依之、此節、手札改被仰付候付、切支丹宗門并一向宗改様之次第。

1 切支丹宗門之儀、別テ入念遂穿鑿、若不審成者於有之ハ、早速搦捕之可申出候、且又、御領内御禁止之一向宗之儀、是又入念相改之、尤、右宗旨之者於有之ハ、可有披露事。

2 一向宗之儀、宝永三戌年改已後、頭取、本尊・書物・仏具持に

相究候者、本人并家内男女拾五歳以上之者、手札之肩書被仰付候付、宗門改役所より書付相渡候間、手札并帳面、前一向宗と肩書可有之、當時同家内之者タリといふ共、右本尊等差出候以後入来候者ハ、肩書申付間敷候、尤、右同家内にて前一向宗と肩書仕答之者、當時別家内入候共不相替肩書可申付之、若又、右致肩書答之者余方に参候ハハ、其所改検使互二問合之上、手札并帳面、前一向宗と記置、双方改検使罷帰候節、宗門改役所工其届可申出事。

但、同門徒之者も右同前書付相渡候間、此者共ハ人鉢一人に肩書可有之候、妻子等ハ肩書御免許候いへとも、右妻子之内ニモ一向宗志之者可有之候間、密々承究、不審之者於有之ハ、其旨宗門改役所工早々可申出候。

（3・4は略する）

5 先年以来一向宗本尊・書物・仏具等致格護置、近年の一向宗改に親類或下人或名子之者致所持之由にて品々差出、其身ハ右宗旨にて無之鉢ニテ罷居者有之由候付、致沙汰可申出之段、延宝五巳年以来申渡候處、於に今右類之者有之由候条、不審成者於有之ハ入念致詮儀、弥以一向宗に相究候者ハ、早速宗門「改」役所工可申出事。

6 出家・山伏・神子・門長・兵道者・博士、其外取出類致祈念之砌、先祖拜来昔之仏或一向宗阿弥陀之崇有之由密々申聞人を誑ニ付、一向宗志之者不致断絶候、向後右鉢之者於有之ハ、当人ハ不及申與中之者に至迄、曲事可申付候条、此旨其所之諸役人エ慥ニ申渡候事。

以上は原口泉翻刻資料「宗門手札改様條々」に記された薩摩藩特有の切支丹宗（キリスト教）・一向宗（真宗）手札改めに関する条

薩摩・琉球の真宗取締と伝播―水主と傾城―

仲尾次政隆連座の真宗法難事件を中心に

長 間 安 彦

はじめに

江戸幕藩体制のなかで全国的に禁止され、年毎のキリスト教禁制のための「宗門改め」により各藩内領地の村々住民の宗旨が徹底的に確認された。そして藩内・村方の寺院住職に住民がキリスト教徒でないことの身分保証書である「寺請証文(宗旨手形)」を作成、発給させ、幕府は諸藩に「宗門改帳」提出を義務づけた。キリスト教信仰の禁止以外、幕府による宗教統制は仏教の帰依に対して柔軟であった。琉球では臨済宗・真言宗等は首里王府により認知され「鎮護国家宗教」の位置にあった。また、北陸の富山藩は「真宗王国」といわれるほどに一向宗(浄土真宗。以後本論では略称して真宗と記す)が一般民衆に広く信仰されていた。

島津氏を中心とした薩摩(鹿児島)藩や肥後(熊本)相良藩は、キリスト教禁制に加え、領内での真宗信仰をも嚴重に取り締まり、禁止した。特に薩摩藩領内においての真宗取締は厳しく、厳罰をもって処せられた。京都の浄土真宗本願寺派本願寺史料研究所所蔵『薩摩国諸記』によると、検査された真宗信徒は、「南国諸講々、去去年御法難蜂起仕、(略)先男子は宗門座(役人名省略)の庭に木馬を飜り、割木の上に座しめ、膝上に五六拾斤の石を乗、左右より短棒にて打擲致し、皮肉破れ血流、脚骨碎。女子は赤裸に成し、木馬に乗、或は隠門に大縄を挟ませ、双方前後より挽倒し、棒搗いたし」

拷問された。去未年は天保六年(一八三五)をいう。『薩摩国諸記』や薩摩の講惣代連盟の「本願寺上申書」には、天保一〇年(一八三九)・同一三年にも大量検査された事実が述べられ、一三年の上申書では一四万人の信徒が弾圧・処分されたことを報告。薩摩藩の財政改革(天保元年・嘉永四年)を推進した調所笑左衛門広郷の妻にも、嘉永二年(一八四九)頃、真宗門徒の嫌疑をもたれていた程に、真宗は広く武士階層にも浸透していた。^②

薩摩藩全域に行われた「天保の大弾圧」^③ではあるが、天保六年に琉球では仲尾次政隆(法名は了覚)を中心とした「中山国廿八日講」と称する真宗信徒組織(講)が那覇で結成されている。^④講の結成から二〇年後の安永二年(一八五五)、仲尾次始め那覇辻町等の傾城(遊女)五人、平民・役人、総勢二三人が尋問され処分された。俗にいう「真宗法難事件」(第二次)である。琉球における真宗法難に関する史料は数少なく、天保一〇年那覇西村居住の知念仁屋が鹿児島から観音絵像の掛物二幅を琉球に持ち帰ったことで、平等所に拘禁され糾明された事件(第一次)や明治一〇年(一八七七)琉球藩による備瀬知恒以下信徒三六九人の検査・処分事件(第三次)が、伊波普猷・島尻勝太郎ら先学の研究によって周知される。琉球における真宗信仰禁止罰則(刑罰)は、さきにみた薩摩藩のそれよりは緩やかなようで、知念仁屋の平等所拘禁、仲尾次ら信徒約一三人の役地没収・入牢・流刑、備瀬ら信徒三六九人の流刑・所払二百日・寺入百日・罰金が科された。しかし、遠島(八重山・久米島)流刑された人々は後年、免赦され帰村したようである。知念・仲尾次らの法難の際、「拘禁」「入牢」の状況下で『薩摩国諸記』にみるような拷問が行われたかは不明である。安永二年の仲尾次検査の時、彼の高弟である那覇西村の花城筑登之(康梅)が苦悶の末に海へ投身

村ヲ町ト為スノ件許可

沖縄県指令第一四二三号

八重山郡石垣村

大正十五年八月二十五日庶第七二号申請、其村ヲ町ト為スノ件許可

シ、大正十五年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年十一月十日

沖縄県知事

今宿次雄

〔石垣町誌〕

3 町村長の認印

「戸籍法」の改正により戸籍に関する事務は、大正四年一月一日からは市町村長が管掌することになり、各市町村長が身分事項欄の文末認印に私印を押すようになった。

「戸籍法施行細則」により、市町村長の代理者が戸籍の記載をするときは、例えば「糸満町長代理助役宮平良顕」というように、身分事項の文末に代理資格を記載してから認印を押すことになった。

4 市町村長の職印

大正四年一月一日からは、市町村長の名で戸籍を管掌することになったので、「町村戸籍吏印」ではなく市町村長の職印を使用するようになった。そして、戸籍が数葉にわたるときは、その職印で継ぎ目に契印を押した。

おわりに

置県後の沖縄県において、地域の行政を担っていた主取・地頭代・頭をはじめとする地方役人の就退年月日は、意外と明確になってい

ない。

しかしながら、戦前の戸籍簿や除籍簿が、戦禍をくぐり抜けて保存されているところの豊見城市や勝連町においては、「明治十九年式戸籍」の戸籍事務管掌者の文末認印に押された地頭代の私印から、その就退年月日がある程度押さえることができる。

今回、宮古島及び八重山島についても、同様に「明治十九年式戸籍」の文末認印から頭の就退年月日を確定しようと試みた。けれども、宮古・八重山の各役所・役場に保存される除籍簿を一人で閲覧し、これを整理することは不可能なことである。確定できなかった頭や町村長の就退年月日については、今後平良市史編さん事務局をはじめ城辺町史・石垣市史・竹富町史・与那国町史の各事務局において、戸籍担当の協力を得ながら、調査を実施し、確定していただければと願っている。

「明治十九年式戸籍」の改製も明治二十三年であることを再確認したが、その基準日を明らかにするところまでには至らなかった。今後ともあらゆる機会を通して明確にしていきたいと思っている。

最後に、「明治十九年式戸籍」に押された戸籍事務管掌者の文末認印の確認にご協力いただいた平良市役所市民課の潮川圭子さんと石垣市役所市民課長の野原裕佳さんにお礼申し上げます。

之ニ戸主ノ氏名及ヒ本籍ヲ記載スヘシ

前項ノ記載ハ戸主ノ氏ノ(イ)(ロ)(ハ)順ニ依リテ之ヲ為スヘシ

第二十二條 行政区画、土地ノ名称又ハ地番号ノ更正ヲ為スニハ事項欄ニ更正ノ事由ヲ記載シ附録第七号様式ニ依リ更正スヘキ事項ノ記載ヲ訂正スヘシ

行政区画又ハ土地ノ名称ヲ更正スル場合ニ於テハ戸籍簿ノ表紙ニ記載シタル名称ヲ更正シ表紙ノ裏面ニ其事由ヲ記載スヘシ

第二十五條 市町村長ノ代理者カ戸籍ノ記載ヲ為ストキハ其文末ニ代理資格ヲ記載シテ認印スヘシ

附則

本令ハ大正四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

②「大正四年式戸籍」への改製

戸籍用紙は、強靱な美濃紙に同施行細則の附録第一号様式で示すような野線で各欄を区切つたのを印刷して用いた。甲号用紙の表は戸主一人分が記載されるようになっていて、各欄は本籍欄・前戸主欄・戸主欄(族称・前戸主トノ続柄・父母・父母との続柄・氏名・出生年月日)・身分事項欄で構成される。記載する事項も多くなり、戸主の身分事項欄の野が十一行から十五行に増やされている。裏も三人から二人分にして、身分事項欄の野を七行から十行に増やされた。

このように「明治五年式戸籍(壬申戸籍)」から「明治十九年式戸籍」へ、これを「明治三十一年式戸籍」へ、更に「大正四年式戸籍」へと三度戸籍の様式が変更された。

この「大正四年式戸籍」への改製も「明治三十一年式戸籍」のように、相続或いは分家による新戸籍編製のときに新たな様式の改製

していった。また、婚姻・出生などのように家族が増えた場合は、「明治十九年式戸籍」や「明治三十一年式戸籍」の空欄に記載していくので、三様の戸籍が戸籍簿に綴られた。

2 宮古郡・八重山郡での町制施行

①平良村の町制施行

大正十三年二月一日、平良村は町制を施行し、平良町となった。戸籍事務管掌者は、平良町長になった。

町制施行に伴い、同年一月の沖縄県告示第一号で「平良町役場平良町字下里九十八番地」と、明治四十一年沖縄県告示第四十四号を改正した。

村ヲ町ト為スノ件許可

沖縄県指令第二号

宮古郡平良村

大正九年八月二十三日附平発庶第三一四号申請、其村ヲ町ト為スノ件許可シ、大正十三年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十三年一月四日

沖縄県知事 岩元 禧

〔平良市史 第四巻資料編2 近代資料編〕

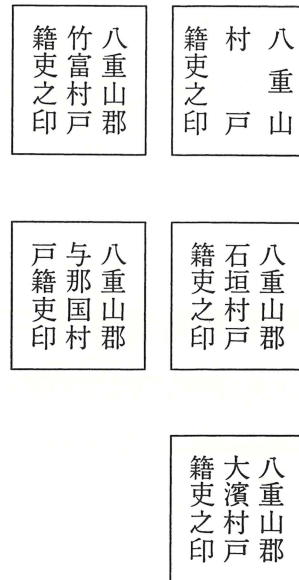
②石垣村の町制施行

大正十五年十二月一日、石垣村は町制を施行し、石垣町となった。戸籍事務管掌者は、石垣町長になった。

町制施行に伴い、同年十一月の沖縄県告示第百六十二号で「石垣町役場 石垣町字登野城四番地」と、大正三年沖縄県告示第五十四号を改正した。

②八重山郡の「町村戸籍吏印」

八重山村及び分村後の石垣村・大浜村・竹富村・与那国村の「戸籍吏之印」は、次のとおりである。



五 大正三年の戸籍法改正に伴う戸籍事務管掌者の認印及び職印

1 大正三年の「戸籍法」改正と「大正四年式戸籍」への改製

①大正三年の戸籍法改正と「戸籍法施行細則」の制定

大正三年三月三十一日、法律第二十六号「戸籍法」が公布され、同年六月十七日の勅令第百二十一号によって、同四年一月一日から施行された。この戸籍法からは、戸籍に関する事務は市町村長が管掌することになり、大正四年一月一日からは市町村長が戸籍事務管掌者となった。

法律第二十六号

戸籍法

第一章 戸籍事務ノ管掌

第一条 戸籍ニ関スル事務ハ市町村長之ヲ管掌ス

(「官報」大正三年三月三十一日)

同年十月三日には、司法省令第七号で「戸籍法施行細則」が定められ、またもや戸籍用紙の様式が変更された。三度目の様式をこれが施行された年に「大正四年式戸籍」と呼んでいる。

司法省令第七号

戸籍法施行細則

第一条 戸籍用紙ハ強靱ナル美濃紙ヲ用キ附録第一号様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第二条 戸籍力数葉ニ渉ルトキハ職印ヲ以テ毎葉ノ継目ニ契印スヘシ

旧法ノ規定ニ依ル戸籍ノ用紙ヲ用キ尽シタルトキハ前条ノ戸籍用紙ヲ用キテ其記載ヲ継続スヘシ

第三条 戸籍簿ニハ附録第二号様式ニ依ル表紙ヲ附スヘシ

戸籍簿ハ之ヲ分冊スルコトヲ得此場合ニ於テハ其表紙ニ番号ヲ記載シ地区ニ依リテ分冊シタルトキハ其地区ノ名称ヲモ記載スヘシ

第四条 除籍簿ハ年毎ニ之ヲ別冊トシ其表紙ニ「大正何年除籍簿」ト記載スヘシ

第五条 戸籍ノ全部ヲ抹消シタルトキハ市町村長ハ遅滞ナク其戸籍ノ副本ヲ監督区裁判所ニ送付スヘシ

区裁判所ハ前項ノ規定ニ拘ハラス何時ニテモ戸籍ノ副本ヲ徴スルコトヲ得戸籍法施行前戸籍簿ヨリ除カレタル戸籍ノ副本亦同シ

第六条 区裁判所力前条第一項ノ規定ニ依リテ送付ヲ受ケタル副本及ヒ同条第二項ノ規定ニ依リテ徴シタル除籍ノ副本ハ市町村ノ区別ニ従ヒ之ヲ編綴シ除籍簿ノ副本トシテ之ヲ保存スヘシ

第七条 市町村長ハ戸籍簿及ヒ除籍簿ニ付キ各別ニ見出帳ヲ調製シ

にあてられ戸籍事務を管掌してきたが、明治四十一年四月一日から「沖縄県及島嶼町村制」が施行されるに伴い、各村長が戸籍吏にあてられ、認印を押すようになった。大正三年の「戸籍法」が同四年一月一日に施行されることにより、各村長が戸籍吏として戸籍事務を管掌したのは、明治四十一年四月一日から大正三年十二月三十一日までである。

①宮古郡五村の戸籍事務管掌者

宮古郡の平良村・城辺村・下地村・伊良部村・多良間村の各村の戸籍吏は、次のとおりである。

平良村戸籍吏は、仲松恵知（明治四十一年四月一日～同四十三年三月）、大村寛城（同四十三年四月～同四十四年八月）、富川良規（同四十四年八月～同四十四年十月）、上里忠得（同四十四年十一月一日～大正三年十二月三十一日）の四人である。

城辺村戸籍吏は、執行生駒（明治四十一年四月一日～大正三年十二月三十一日）の一人である。

下地村戸籍吏は、垣花武福（明治四十一年四月一日～大正三年十二月三十一日）の一人である。

伊良部村戸籍吏は、国仲寛徒（明治四十一年四月一日～大正三年十二月三十一日）の一人である。

多良間村戸籍吏は、佐久田昌章（大正二年四月一日～同三年十二月三十一日）の一人である。

②八重山郡四村の戸籍事務管掌者

八重山郡八重山村及び分村後の石垣村・大浜村・竹富村・与那国村の各村の戸籍吏は、次のとおりである。

八重山村戸籍吏は、上江洲由恭（明治四十一年四月一日～大正二年一月）、宮良用著（同二年一月～同三年十二月三十一日）の二人である。石垣村戸籍吏は、宮良用著（大正三年四月一日～大正三年十二月三十一日）の一人である。

大浜村戸籍吏は、安仁屋賢托（大正三年四月一日～大正三年十二月三十一日）の一人である。

竹富村戸籍吏は、豊川善佐（大正三年四月一日～大正三年十二月三十一日）の一人である。

与那国村戸籍吏は、森田孫詳（大正三年四月一日～大正三年十二月三十一日）の一人である。

4 「町村戸籍吏印」

「沖縄県間切島並東京府伊豆七島及小笠原島ニ於ケル名称及区域ノ変更等ニ関スル件」の施行に伴い、戸籍吏の印も「（何郡）何々村戸籍吏之印」と変更された。この印は、大正三年の戸籍法が施行されるまでの同年十二月三十一日まで使用された。

①宮古郡の「町村戸籍吏印」

平良村・下地村・城辺村・伊良部村の各「戸籍吏之印」は、次のとおりである。

宮古郡平良村戸籍吏之印

宮古郡下地村戸籍吏之印

宮古郡城邊村戸籍吏之印

宮古郡伊良部村戸籍吏之印

宮古郡多良間村戸籍吏之印

①多良間村の分離

平良村内の字塩川、字仲筋及び字水納を平良村から分離して、多良間村として大正二年四月一日に村制を施行した。そして、役場を字塩川に設置して、業務を開始した。

一九六〇年発行の『平良市庁舎新築記念誌』には「大正二年四月、仲筋、塩川、水納の三ヶ字（多良間）は平良村から分離され多良間村を創設した。」とあるが、その後の『多良間村史』をはじめ多くの書物に、多良間村の誕生を「大正二年二月十四日」としているが、何によったものであろうか。

分村

宮古郡平良村ノ内字塩川、仲筋及水納ヲ割キ、其区域ヲ以テ多良間村ヲ置クノ件、内務大臣ノ許可ヲ受ケ去月一日ヨリ施行セリ

大正二年五月

沖縄県

村役場位置

宮古郡多良間村役場位置ヲ今般字塩川百六十二番地ノ一二定メタリ

大正二年六月

沖縄県

〔官報〕大正二年六月十一日

②八重山村の分村

大正三年四月一日からは、八重山村が石垣・大浜・竹富・与那国の四村に分村し、各村役場で戸籍事務が取り扱われるようになった。

（八重山郡八重山村ヲ廃シ、石垣・大浜・竹富・与那国ノ四箇村ヲ置ク件）

沖縄県令第五号（大正三年三月三十一日）

八重山郡八重山村ヲ廃シ字登野城、大川、石垣、新川、名蔵、川平、

桴海、崎枝ノ区域ヲ以テ石垣村ヲ置キ、字大浜、真栄里、平得、宮良、白保、盛山、桃里、伊原間、平久保ノ区域ヲ以テ大浜村ヲ置キ、字竹富、黒島、新城、古見、南風見、小浜、鳩間、上原、西表、崎山、波照間、高那ノ区域ヲ以テ竹富村ヲ置キ、字与那国ノ区域ヲ以テ与那国村ヲ置ク

本令ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔竹富村初代民選村長上間廣起生誕百年記念誌〕

村役場位置

沖縄県告示第五十四号（大正三年四月二十一日）

八重山郡各村役場位置左ノ如シ

石垣村役場 石垣村字登野城四番地

大浜村役場 大浜村字大浜二百十五番地

竹富村役場 竹富村字竹富四百四番地

与那国村役場 与那国村字与那国百七十八番地

〔竹富村初代民選村長上間廣起生誕百年記念誌〕

〔現行沖縄県令規全集〕

3 町村戸籍吏の認印

前述のとおり、「沖縄県間切島並東京府伊豆七島及小笠原島ニ於ケル名称及区域ノ変更等二関スル件」が、明治四十一年一月一日から施行されたことにより、同四十一年一月一日からは間切・島は村と改称された。しかしながら「沖縄県及島嶼町村制」はまだ施行されていないので、各間切長・島長は同四十一年一月一日から三月三十一日までは、「何々村間切長」とか「何々村島長」と称した。四月一日からは、町村長と改称した。

宮古郡・八重山郡では、これまで一郡一間切として島司が戸籍吏

二十一年内務省令第四号ノ規定ヲ準用ス(但書省略)

第三条 町村役場ノ位置ハ府県知事ニ於テ之ヲ定ムヘシ

準用すべき明治二十一年内務省令第四号「市制及町村制ニ係ル件」は、同年法律第一号「市制及町村制」の実施に際して、同年八月十八日に制定されたものである。新たな市町村長が任命され事務引継が終了するまでは、これまでの間切長・島長・島司らで従前のおり事務を取り扱うべきであるとするものである。

市制及町村制ニ係ル件

内務省令第四号

第一条 市制及町村制実施ニ際シ、新任市町村長ニ事務引継了ノ日ニ至ル迄ハ区長・戸長・区書記・役場筆生等ニ於テ従前ノ通事務取扱ヲ為スヘシ

〔官報〕明治二十一年八月十八日

明治四十一年内務省令第五号の第三条で示された町村役場の位置を沖縄県知事は次のように定め、四月七日の県告示第四十三号と八日の同第四十四号で告示した。

村役場ノ位置

沖縄県告示第四十三号(明治四十一年四月七日)

本年内務省令第五号ニ依リ島尻郡・中頭郡・国頭郡・八重山郡ニ於ケル村役場ノ位置ヲ従前ノ場所ニ定ム

(明治四十四年十一月『沖縄県令達類纂』上巻)

町村役場ノ位置

沖縄県告示第四十四号(明治四十一年四月八日)

本年内務省令第四号ニ依リ町村役場ノ位置ヲ定ムルコト左ノ如シ

島尻郡

糸満町役場

糸満町千九百九十一番地

兼城村役場

兼城村字賀数一番地

中頭郡

平良村役場

平良村字下里九十八番地

城辺村役場

城辺村字西里添五百八十八番地

下地村役場

下地村字上地百二十七番地

伊良部村役場

伊良部村字伊良部五十八番地

(明治四十四年十一月『沖縄県令達類纂』上巻)

③「沖縄県及島嶼町村制」の施行

明治四十年三月十六日、勅令第四十六号で「沖縄県及島嶼町村制」が公布され、十月十二日の内務省令第二十五号により同四十一年四月一日より沖縄県に施行されることになった。

勅令第四十六号

沖縄県及島嶼町村制

第一款 組織及任免

第八条 町村ニ町村長収入役及書記ヲ置キ有給吏員トス

町村長収入役ハ町村ニ各一名トシ書記ノ定員ハ府県知事之ヲ定ム

町村長収入役ハ島司郡長ノ具申ニ依リ府県知事之ヲ任免ス

書記ハ島司郡長之ヲ任免ス

特別ノ事情アル町村ニ於テハ府県知事ノ許可ヲ得テ町村長又ハ書記ヲシテ収入役ノ事務ヲ兼掌セシムルコトヲ得

第十条 町村長ハ町村ヲ統轄シ町村ヲ代表シ其ノ行政事務ヲ担任ス

町村長ノ担任スル事務ノ概目左ノ如シ

六 其ノ他法令ニ依リ町村長ノ職務ニ属スル事項

2 宮古郡・八重山郡での分村

津島、御蔵島、青ヶ島、大島波浮港及八丈島大賀郷、中ノ郷二村ノ名称ヲ附ス

第二条 間切島内ノ村又ハ島ハ字トシテ祖ノ名称ヲ存ス

第三条 村ヲ廢置分合シ其ノ区域名称ヲ變更シ又ハ村ヲ町ト為スコトヲ要スルトキハ内務大臣ノ許可ヲ得テ府県知事之ヲ定ム其ノ合併セラレタル村ノ名称ニ付テハ前条ノ例ニ依ル

②町村の配置分合及び事務取扱

明治四十年勅令第四十五号の第三条により村を廢置分合し、その区域を變更する場合の手續きについては、明治三十年三月十六日の内務省令第三号「町村ニ関スル規定」を準用することが、明治四十一年三月二十八日の内務省令第四号で示された。

村ヲ廢置分合シ其区域變更ノ場合ニ於ケル手續

内務省令第四号

明治四十年勅令第四十五号第三条ニ依リ村ヲ廢置分合シ其区域變更シタル場合ニ於テハ明治三十年内務省令第三号ノ規定ヲ準用ス

〔官報〕明治四十一年三月二十八日

町村ニ関スル規定

内務省令第三号

第一条 町村制第四条ニ依リ新ニ町村ヲ置キタル場合ニ於テ町村長就任スルニ至ルマテ、監督官庁ハ前町村吏員ニ命シ又ハ臨時ニ代理者ヲ選任シ、其事務取扱ヲ為サシム

第九条 新町村ノ役場位置ハ府県知事ニ於テ之ヲ定ムヘシ

〔官報〕明治三十年三月十六日

明治四十一年四月一日から「沖繩県及島嶼町村制」を沖繩県に施行するにあたり、県知事は島尻郡に糸満町、宮古郡に平良村・下地

村・城辺村・伊良部村、八重山郡に八重山村の一町・五村を新たに区画し、告示した。

島尻郡兼城村ヲ分割シテ二箇町村ト為シ、宮古郡二箇村ヲ置キ及八重山郡ノ全区域ヲ八重山村ト称スルノ件

沖繩県令第二十二号（明治四十一年三月二十八日）

島尻郡兼城村ヲ分割シテ二箇町村ト為シ、字糸満ノ区域全部ヲ糸満町ト称シ、字座波・字波平・字武富・字照屋・字阿波根・字潮平・字兼城・字賀數ノ区域全部ヲ兼城村ト称ス

宮古郡二箇村ヲ置キ、字久貝・字松原・字下里・字西里・字東仲宗根・字西仲宗根・字荷川取・字東仲宗根添・字西原・字大浦・字島尻・字狩俣・字大神・字池間・字前里・字仲筋・字塩川・字水納ノ区域全部ヲ平良村、字川満・字上地・字洩鎌・字与那覇・字来間・字嘉手苅・字宮國・字新里・字野原ノ区域全部ヲ下地村、字下里添・字砂川・字友利・字西里添・字福里・字新城・字保良・字比嘉・字長間ノ区域全部ヲ城辺村、字池間添・字前里添・字佐和田・字長浜・字国仲・字仲地・字伊良部ノ区域全部ヲ伊良部村ト称ス
八重山郡ノ全区域ヲ八重山村ト称ス

宮古郡・八重山郡ニ於テ元間切島ノ区画トシテ存スル平良、下地、砂川、多良間、大浜、宮良、石垣、与那国ノ名称ハ之ヲ廢止ス
本令ハ明治四十一年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス

（明治四十四年十一月『沖繩県令達類纂』上巻）

また、「沖繩県及島嶼町村制」を施行するに際し、その取り扱ひ方が明治四十一年三月二十八日の内務省令第五号で定められた。

沖繩県及島嶼町村制ノ施行ニ際シ取扱方ノ件

内務省令第五号

第一条 沖繩県及島嶼町村制施行ニ際シ、事務取扱ニ関シテハ明治

沖縄県八重山島司に任じられ、高等高等官八等に叙せられている。
中馬の認印も明治四十一年三月三十一日まで押された。

3 戸籍吏と戸籍役場の職印

今回の「戸籍取扱手続」で、戸籍役場には「何々市町村戸籍吏印」と刻した職印と「何市町村戸籍役場印」と刻した役場印を備えることになったが、沖縄県の各戸籍役場では「那覇（首里）区戸籍吏印」または「何間切戸籍吏印」、「那覇（首里）区戸籍役場印」または「何間切戸籍役場印」を新たに彫って備えた。

戸籍法取扱手続

第十九条 戸籍役場ニハ左ノ印章ヲ備フヘシ

方六分

方八分

職印

何々市
町村戸
籍吏印

役場印

何市町
村戸籍
役場印

（『官報』明治三十一年七月十三日）

①「宮古郡間切戸籍吏印」と「宮古郡間切戸籍役場印」

「宮古郡間切戸籍吏印」と「宮古郡間切戸籍役場印」は、次のとおりである。

宮古郡
間切戸
籍吏印

宮古郡
間切戸籍
役場印

②「八重山郡間切戸籍吏印」と「八重山郡間切戸籍役場印」
「八重山郡間切戸籍吏印」と「八重山郡間切戸籍役場印」は、次のとおりである。

八重山郡
間切戸
籍吏印

八重山郡
間切戸籍
役場印

四

「沖縄県間切島並東京府伊豆七島及小笠原島ニ於ケル名称及区域ノ変更等ニ関スル件」及び「沖縄県及島嶼町村制」の施行と戸籍事務管掌者の認印と職印

1

「沖縄県間切島並東京府伊豆七島及小笠原島ニ於ケル名称及区域ノ変更等ニ関スル件」及び「沖縄県及島嶼町村制」の施行

①「沖縄県間切島並東京府伊豆七島及小笠原島ニ於ケル名称及区域ノ変更等ニ関スル件」の施行

明治四十年勅令第四十五号「沖縄県間切島並東京府伊豆七島及小笠原島ニ於ケル名称及区域ノ変更等ニ関スル件」が、三月十六日に公布され、十月十二日の内務省令第二十四号によって、同四十一年一月一日から施行された。これにより間切・島は村と改称された。

沖縄県間切島並東京府伊豆七島及小笠原島ニ於ケル名称及区域ノ変更等ニ関スル件

勅令第四十五号

第一条 沖縄県ノ間切島ハ之ヲ村ト改メ東京府伊豆七島中利島、神

村ごとに大臣の許可を得て改製されたという（前掲『研修戸籍法』）。
宮古・八重山では、一斉に改製せず新たな戸籍編製の分を追加したため、それぞれに混在した状態で、戸籍簿に綴られた。

2 戸籍吏の認印

前述のとおり明治二十九年の勅令第十四号「沖縄県郡区職員及島庁職員二関スル件」や「沖縄県間切島吏員規程」によって、宮古郡・八重山郡においては、島司が戸籍事務管掌者として認印を押したが、「戸籍法」が改正され同三十一年七月十六日から、戸籍事務は市町村長による戸籍吏が管掌することになった。しかし、戸籍法第二百十六条によって「市町村長ヲ置カサル地ニ於テハ市町村長ノ職務ヲ行フ吏員ヲ以テ戸籍吏」とすることになったので、引き続き島司が市町村長の職務を行い、戸籍吏として島司が認印を押した。

これに先立ち、明治三十一年三月五日の沖縄県令第六号「郡区長島司委任事項」で、これまで郡区長及び島司に委任されていた事項が改正され、戸籍に関する事項が削除され、同三十五年四月二十二日には沖縄県訓令乙第三十七号「郡役所島庁処理準則」が定められ、郡役所と島庁に第一科と第二科の二科を置き、第一科が戸籍に関する事項を分掌することになった。

①宮古郡間切戸籍吏の認印

宮古郡間切戸籍吏として戸籍に認印を押したのは、吉野幸徳・小野朔二郎・橋口軍六の三人である。

宮古島司二代目の吉野幸徳は、明治三十一年七月十六日から戸籍吏として「吉野」と彫った白文の角印を押している。吉野は明治三十四年三月十八日付けで「文官分限令第十一条第一項第四号ニ依

リ休職ヲ命ス」の辞令を受けて退任した。

その後任には同日付けで沖縄県属兼臨時沖縄県土地整理事務局書記の小野朔二郎が三代目の宮古島司に任じられ、高等官七等に叙せられた。小野朔二郎の認印は、楕円の「小野」と彫られた印である。小野は明治三十七年十月十五日付けで内閣から「依願免本官」の辞令を受け退任している。

四代目の宮古島司は、明治三十七年十月三十一日付けで沖縄県警視正七位勲六等の橋口軍六が任じられ、高等官六等に叙せられた。橋口の印は「橋口」と彫られた楕円の印である。橋口の認印は、明治四十一年三月三十一日まで押された。

②八重山郡間切戸籍吏の認印

八重山郡間切戸籍吏として戸籍に認印を押したのは、野村道安・黒川作助・中馬孝吉の三人である。

野村道安は、明治三十一年七月十六日から戸籍吏として「野村」の卵形印を押しているが、同三十五年ごろからは名前の「道安」と彫られた四角印に変わっている。野村は、同三十六年九月八日付けで依願免本官の辞令を内閣から交付され、退官している。

野村に替わって沖縄県八重山島司に任じられたのは、沖縄県属兼臨時沖縄県土地整理事務局書記であった黒川作助である。明治三十六年九月八日付けで内閣から「任沖縄県八重山島司 叙高等官七等」の辞令が交付されている。また、同日付けで内務省から「五級俸下賜」の辞令も併せて交付されている。この黒川作助の認印は、「黒川」と彫った丸印である。黒川作助は同三十九年一月三十一日付けで依願免本官となっている。

黒川の後任は、沖縄県警部正八位勲八等の中馬孝吉が同日付けで

第二百二十一条 本法ノ規定ニ依リ戸籍ヲ改製スヘキ時期ハ各地又ハ一般ニ付キ司法大臣之ヲ定ム

【官報】明治三十一年六月二十一日

同年七月十三日には、司法省訓令第五号で新たに「戸籍法取扱手続」が制定され、再び戸籍用紙の様式が変更された。施行された年にちなんで「明治三十一年式戸籍」と称している。

司法省令第五号

戸籍法取扱手続

第二条 戸籍簿ノ用紙ハ附録第二号様式ニ依リ其記載例ハ附録第三号書式ノ振ニ依ルヘシ

第四条 市町村ノ戸籍簿ヲ二冊以上二分綴シタルトキハ其表紙ビ番号又ハ大字等ヲ附記スヘシ

第五条 戸籍役場ニ於テハ毎年受附帳ヲ製シ置キ身分及ヒ戸籍ニ関スル届出、報告其他ノ書類ヲ受附タル順序ニ従ヒ之ニ其件名、差出人、受附ノ年月日及ヒ番号ヲ記入スヘシ

第六条 身分登記簿、戸籍簿及ヒ届書其他之ニ関スル書類ハ総テ鎖鑰アル書箱ニ蔵メ其保管ヲ嚴ニシ倉庫ノ設ケアルモノハ倉庫ニ蔵メ置クヘシ

第八条 戸籍簿ヨリ除キタル戸籍ハ一十年毎ニ編綴シテ其表紙ニ明治何年除籍簿ト記載スヘシ

第十条 戸籍吏ノ職務ヲ代理スヘキ者カ登記及ヒ記載ヲ為ストキハ代理ト記シ認印スヘシ

第十二条 身分登記又ハ戸籍ノ謄本若クハ抄本ニハ其人別又ハ事項ノ終リニ空行ヲ存セス附録第五号書式ニ依リ認証文ヲ附記スヘシ

第十七条 行政区画ノ変更ニ依リ甲町村ニ合併シタルトキハ廃止セラレタル戸籍役場ニ存在スル身分登記簿、戸籍簿其他之ニ関スル

書類ハ遅滞ナク合併シタル乙町村戸籍吏ニ引継クヘシ

甲町村ノ一部カ乙町村ニ合併シタルトキハ合併シタル区域内二本

籍ヲ有スル者ノ戸籍ハ之ヲ分割シテ遅滞ナク合併シタル乙町村戸

籍吏ニ引継クヘシ

但身分登記簿ハ引継ヲ為スノ限ニ在ラス

②「明治三十一年式戸籍」への改製

戸籍用紙は、美濃紙あるいは美濃紙に類する紙に野線で各欄を印刷し、用紙中央の柱（版心）で二つに折って袋とじにした右側を表、左側を裏とする。本籍欄のあるものを初用紙または甲号用紙という。二葉目以降を乙号用紙と称した。新たな「戸籍取扱手続」が制定され、戸籍用紙の様式も大きく変わった。

「明治十九年式戸籍」は、初用紙の表には住所欄・身分欄・前戸主欄が一人分の紙幅を占めるため四人しか記載できないが、裏には五人が記載できるようにしてあり、それぞれの身分事項欄には四行の野が引かれている。中央の柱には「沖縄県宮古島蔵元」とか「沖縄県八重山島蔵元」と印刷されている。

「明治三十一年式戸籍」には、初用紙の表の本籍欄・前戸主欄・戸主欄の上部にそれぞれ「本籍地」「前戸主」「戸主」と印刷され、表には戸主ともう一人分、裏には三人分が記載できるようになっている。身分事項欄の野は戸主が十一行で、外の家族の分は七行ずつとなり、多くのことが記載できるように改正されている。本籍欄にも「沖縄県宮古郡」とか「沖縄県八重山郡」などと印刷され、「明治十九年式戸籍」とはずいぶん様式が異なる。

「明治十九年式戸籍」を「明治三十一年式戸籍」に改製する時期について、法第二百二十一条に「各地又ハ一般ニ付キ司法大臣之ヲ定ム」とあるが、実際には画一的な命令はなされず、県単位や市町

翌日の勅令第二百二十三号により、同年七月十六日から施行された。同四年四月四日布告の「戸籍法」や同十九年内務省令第十九号「出生死去出入等届出方及寄留者届出方ノ件」、同二十二号「戸籍取扱手続」は、寄留に関する規定を除き同年七月十六日から廃止され、新たに戸籍事務は戸籍吏が管掌し、戸籍役場で取り扱うものとされた。そして、市区町村長が戸籍吏に、市役所・町村役場及び区役所が戸籍役場にあてられた。

市制・町村制が施行されていない沖縄県では、区長（ただし、市を区画して設置した区ではない。）や間切長が戸籍吏にあてられたが、宮古郡・八重山郡においては島司が戸籍吏にあてられ、間切役場や島役場が戸籍役場にあてられた。

法律第十二号

戸籍法

第一章 戸籍吏及ヒ戸籍役場

第一条 戸籍及ヒ身分登記ニ関スル事務ハ戸籍吏之ヲ管掌シ戸籍役場ニ於テ之ヲ取扱フ

第二条 市町村長ヲ以テ戸籍吏トス（但書き省略）

第四条 戸籍役場ハ市役所又ハ町村役場ヲ以テ之ニ充ツ（但書き省略）

第五章 戸籍簿

第七十条 戸籍ハ戸籍吏ノ管轄地内ニ本籍ヲ定メタル者ニ付キ之ヲ編製ス

日本ノ国籍ヲ有セサル者ハ本籍ヲ定ムルコトヲ得ス

第七十一条 戸籍ハ地番号ノ順序ニ従ヒ之ヲ編綴シテ帳簿ト為ス
戸籍吏ノ管轄地内ニ各別ニ地番号ヲ附シタル二個以上ノ区画アル場合ニ於テハ其区画ノ順序ハ戸籍吏之ヲ定ム

第七十二条 戸籍簿ハ正副二本ヲ設ク

戸籍簿ノ正本ハ之ヲ戸籍役場ニ備ヘ其副本ハ監督区裁判所ヲ管轄スル地方裁判所之ヲ保存ス

第七十三条 家督相続、廃絶家其他ノ事由ニ因リ戸籍ノ全部ヲ抹消シタルモノハ之ヲ戸籍簿ヨリ除キ別ニ編綴シテ帳簿ト為シ之ヲ戸籍役場ニ保存ス

前項ノ保存スヘキ期間ハ司法大臣之ヲ定ム

第六章 戸籍ノ記載手続

第七十五条 戸籍ハ一戸毎ニ一本ヲ作ル

第七十九条 家督相続又ハ家督相続回復ノ登記ヲ為シタルトキハ其登記及ヒ前戸主又ハ戸主ノ名義ヲ有セシ者ノ戸籍ニ基キテ新戸主ノ戸籍ヲ編製スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ前戸主又ハ戸主ノ名義ヲ有セシ者ノ戸籍ニ事由ヲ記載シテ其戸籍ヲ抹消シ且其戸籍ト新戸主ノ戸籍トニ職印ヲ以テ契印ヲ為スコトヲ要ス

第九十二条 戸籍用紙中ノ一部ヲ用キ尽シタルトキハ掛紙ヲ以テ用紙ニ充ツルコトヲ得

掛紙ヲ為シタルトキハ戸籍吏ハ職印ヲ以テ掛紙ト本紙トニ契印ヲ為スコトヲ要ス

第九十三条 行政区画、土地ノ名称又ハ地番号ノ変更アリタルト

キハ戸籍ニ記載シタル区画、名称又ハ番号ハ当然之ヲ改正シタルモノト看做ス

附則

第二百六条 市町村長ヲ置カサル地ニ於テハ市町村長ノ職務ヲ行フ吏員ヲ以テ戸籍吏トシ其吏員ノ職務ヲ行フ役場ヲ以テ戸籍役場トス

務所ハ間切役場（間切名ヲ冠ス）島長ノ事務所ハ島役場（島名ヲ冠ス）ト称ス

【官報】明治三十年三月日三十一日

明治三十年四月一日の沖縄県訓令第五十五号「間切、島吏員処務規程準則」によれば、各間切、島役場には庶務係と財務係を置き、各事務を分掌することとし、戸籍に関する事項は庶務係において処理することとされた。

3 宮古島司・八重山島司の認印

勅令第十四号「沖縄県郡区職員及島庁職員ニ関スル件」の第二条によつて、宮古・八重山の各郡に島司が置かれた。島司は明治二十九年四月一日に任命されたが、「沖縄県間切島吏員規程」はまだ施行されておらず、これが施行する同三十年四月一日からしか認印は押されていない。また、翌年には戸籍法が改正され、戸籍事務は明治三十一年七月十六日から戸籍吏がこれを管掌することになり、島司として認印を押したのは七月十五日までである。

①宮古島司の認印

宮古島司に任命されたのは、十二人である。しかし、島司として戸籍に認印を押したのは吉野幸徳（明治二十九年六月十日）同三十四年三月十八日）だけであるが、明治三十年四月一日から同三十一年のしばらくは代理「西里」の印が押されている。

② 八重山島司の認印

八重山の島司に任命されたのは、八人である。明治三十年四月一日から同三十一年七月十五日までの間に島司として戸籍に認印を押したのは野村道安（明治二十九年四月一日）同三十六年九月八日）

だけである。

4 宮古島・八重山島の「島司印」

前述の「間切頭之印」同様、戸籍取扱手続に基づき戸籍事務管掌者は、契印に「島司印」を押した。

①「宮古島司印」

「宮古島司印」は、次のとおりである。

沖縄県
宮古島
島司印

②「八重山島司印」

「八重山島司印」は、次のとおりである。

沖縄県
八重山
島司印

三 明治三十一年の戸籍法改正に伴う戸籍事務管掌者の認印及び戸籍役場の印章

1 明治三十一年の戸籍法改正と「明治三十一年式戸籍」への改製

①明治三十一年の戸籍法改正及び「戸籍法取扱手続」の制定
明治三十一年六月二十一日に法律第十二号「戸籍法」が公布され、

第二十三条 間切・間切長書記ヲ置カス間切長ノ職務ハ島司之ヲ行ヒ書記ノ職務ハ島庁書記之ヲ行フ

島司ハ村内ニ関スル間切事務ノ一部ヲ村頭ニ委任スルコトヲ得

第二十四条 収入役ハ島庁書記ノ中ニ就キ沖繩県知事之ヲ命ス

附則

第二十六条 此ノ勅令ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス

〔官報〕明治三十年三月三十一日

これを受けて沖繩県知事は、間切島書記の定員や村頭の配置、間切長及び島長の担任する事務の概目、間切島吏員処務規程準則等を定めた。

間切長及島長ノ担任スル事務ノ概目

沖繩県令第十一号（明治三十年四月二日）

本年勅令第五十六号本県間切、島吏員規程ニ基キ内務大臣ノ許可ヲ得テ間切長及島長ノ担任スル事務ノ概目左之通相定ム

間切長及島長ノ担任スル事務ノ概目

一 法律命令若クハ上司ノ指令ニ依リ間切、島内ニ於ケル国ノ行政事務ヲ掌理スル事（以下省略）

（明治三十九年四月『沖繩県令達類纂』上巻）

そして、沖繩県訓令第四十九号「間切島吏員規程実施ニ付事務引継方」が郡役所、島庁、間切・島役場に公布され、地頭代・頭・与人において取り扱った一切の事務は間切長や島長に引き継がれ、宮古・八重山の両郡においては島司に引き継がれることになった。

間切島吏員規程実施ニ付事務引継方

沖繩県訓令第四十九号（明治三十年四月一日）

本県間切、島吏員規程実施ニ際シ旧地頭代、頭、与人ニ於テ取扱ヒタル一切ノ事務、金穀、物件、書類、帳簿等ハ渾テ明治三十年本県

訓令第四十七号事務引継順序ノ規定ニヨリ間切、島長ニ之ヲ引継クヘシ

但シ、宮古、八重山両郡ニ於テハ島司ニ之ヲ引継クモノトス

（明治三十九年四月『沖繩県令達類纂』上巻）

内務大臣は明治三十年三月三十一日に省令第五号を発し、新任の間切長や島長に事務が引き継がれるまでは、旧吏員をして従前通り事務を取り扱わしめた。

沖繩県間切島吏員規程ノ実施ニ関スル件

内務省令第五号

一 明治三十年勅令第五十六号沖繩県間切島吏員規程ノ実施ニ際シ

新任間切長又ハ島長ニ事務引継ヲ了ルマテハ旧吏員ヲシテ従前

ノ通事務ヲ取扱ハシムヘシ

〔官報〕明治三十年三月三十一日

こうして戸籍事務管掌者も、間切・島においては間切長や島長が、宮古・八重山の両郡においては島司が行うことになり、戸籍の身分事項欄には間切長や島長、島司の私印が認印として押されることになった。

間切番所や島番所は、明治三十年三月三十一日の内務省告示第三十一号「沖繩県間切吏員規程ニ依リ設置ノ役場称呼ノ件」によって、間切長の事務所は間切番所から間切役場に、島長の事務所は島番所から島役場と称することとなった。

宮古島・八重山島に設置されていた蔵元は、村頭らが事務を執る事務所として宮古郡間切役場や八重山郡間切役場と改称された。

沖繩県間切吏員規程ニ依リ設置ノ役場称呼ノ件

内務省告示第三十一号

明治三十年勅令第五十六号沖繩県間切島吏員規程ニ依リ間切長ノ事

第九十六条 此ノ勅令ヲ施行スル場合ニ於テ初メテ区ト為ス地ハ那覇首里ノ各区域トス

〔官報〕明治二十九年三月七日)

沖縄県ノ郡編制ニ関スル件

勅令第十三号

第一条 那覇首里両区ノ区域ヲ除ク外沖縄県ヲ画シテ左ノ五郡トス

島尻郡 島尻各間切久米島慶良間諸島渡名喜島粟国島伊平屋諸島

島島及大東島

中頭郡 中頭各間切

国頭郡 国頭各間切及伊江島

宮古郡 宮古諸島

八重山郡 八重山諸島

〔官報〕明治二十九年三月七日)

沖縄県郡区職員及島庁職員ニ関スル件

勅令第十四号

第一条 沖縄県島尻中頭国頭ノ各郡ニ郡長一人及郡書記若干人ヲ置

ク

第二条 沖縄県宮古八重山ノ各郡ニ島司一人及島庁書記若干人ヲ置

ク

第三条 沖縄県那覇首里ノ各区ニ区长及区書記若干人ヲ置キ那覇区

長ハ島尻郡長ヲ以テ之ニ充テ首里区长ハ中頭郡長ヲ以テ之ニ充ツ

〔官報〕明治二十九年三月七日)

そして、沖縄県は明治二十九年四月一日からの郡区役所及び島庁の設置を明治二十九年三月二十四日に告示した。

郡区役所設置ノ件

沖縄県告示第二十号(明治二十九年三月二十四日)

来ル四月一日ヨリ島尻郡役所・那覇区役所ハ那覇役所跡、中頭郡役所・首里区役所ハ首里役所跡、国頭郡役所ハ国頭役所跡、宮古島庁ハ宮古島役所跡、八重山島庁ハ八重山島役所跡ニ之ヲ置ク

(明治三十九年四月『沖縄県令達類纂』上巻)

②「沖縄県間切島吏員規程」の施行

明治三十年三月二十九日に公布された勅令第五十六号「沖縄県間切島吏員規程」は、同年四月一日から施行された。

沖縄県間切島吏員規程ニ関スル件

勅令第五十六号

沖縄県間切島吏員規程

第一章 間切吏員ノ組織及任免

第一条 間切ニ間切長一名書記若干名ヲ置ク書記ノ定員ハ沖縄県知事之ヲ定ム

第二章 間切吏員ノ職務権限

第八条 間切長ハ上司ノ指揮監督ヲ承ケ間切ヲ統轄シ法律命令若クハ慣例ニ依リ其ノ行政事務ヲ担任ス

間切長ノ担任スル事務ノ概目ハ内務大臣ノ許可ヲ得テ沖縄県知事之ヲ定ム

第四章 島吏員

第二十一条 島司郡粟国島渡名喜島伊平屋島島島及国頭郡伊江島ノ各島ニ島長一名及収入役書記ヲ置キ其ノ他附属員委員ヲ置クコトヲ得

ヲ得

第五章 宮古郡八重山郡ニ関スル特例

第二十二条 宮古郡八重山郡ニ於テハ各郡ノ区域ヲ以テ一間切ト見做ス八重山郡与那国島ハ一村ト見做ス

長一人、属及雇各若干人ヲ以テ之ヲ組織シ、役所長ハ県ト間切トノ間ニ監督ノ一段階ヲ成シ、郡長ト同ク特別ノ委任条件ヲ有シ、役所長ノ名ヲ以テ文書ヲ往復スル者ナレトモ、官制ニ於テ別ニ之ヲ認メタルモノナク、単ニ県属ノ職名ニ過キス、若厳正ニ之ヲ論スレハ官制ニ違反スル不法制度ナリト謂ハサルヲ得サルヘシ。故ニ地方制度ヲ改正スルニ当テハ、先ツ役所ノ組織ヲ改メ、其ノ権限ノ由ル所ヲ明ニシ、其ノ官吏ノ身分ヲ定メ、間切行政ノ監督者タルニ適応スル位地ヲ与ヘサルヘカラス。

役所及役所長ノ名称ハ置県後ニ起リタルモノニシテ、別ニ旧慣ニ根底ヲ有スルモノニ非ス。又、現今ノ役所管轄区域ハ古来自カラ各一区画ヲ成シタルモノナレトモ、此ノ区画ニ対シ普通ノ名称アルナク、本島内ノ区画ニ対シテハ地方ト云フカ如キ漠然タル称呼ヲ用キルニ過キス。若、強テ役所長ノ称呼ヲ存セントセハ、一般法令ノ適用上種々ノ困難ヲ生スヘク、又区画ニ附スルニ郡ノ名称ヲ以テスルニ非サレハ、更ニ特別ノ名称ヲ附セサルヘカラサル才不便アリ。故ニ寧ロ此レ等ノ称呼ヲ廃シ、府県普通ノ例ニ倣ヒ区画ヲ郡ト称シ、各郡ニ郡長若クハ島司ヲ置クノ制ヲ執ルニ如カストス。而シテ本令ハ単ニ其ノ区画ヲ定ムルニ止メ、其ノ職員等ニ関シテハ別段ノ勅令ヲ以テ之ヲ定メントス

とし、沖縄県区制は、町村制第三百二十二条の「此法律ハ北海道沖縄県其他勅令ヲ以テ指定スル島嶼ニ之ヲ施行セス別ニ勅令ヲ以テ其制ヲ定ム」とあるのに基づき、沖縄県のために制定すべき制度であり、「本制ハ市制町村制ニ比シ頗ル趣ヲ異ニスル所アリ」としながらも次のように説明を加えている。

今之カ地方制度ヲ制定スルニ当リ徒^{いふ}ニ其ノ自治権ヲ拡張シ其ノ負担ヲ増加スル如キハ實際人民ノ堪フル所ニ非ス、本制ハ深ク其ノ民

度及負担ノ適否如何ヲ考察シ専ラ實際ノ状況ニ適応セシムルヲ目的トシ漸次完全ノ域ニ進マシメンコトヲ期ス

そして、「沖縄県ノ郡編制ニ関スル件」や「沖縄県区制」は、主として行政区画を定めるものであるから、その郡区・島庁に置かれる職員については、「沖縄県郡区職員及島庁職員ニ関スル件」で定め、地方官官制の補則とした。

2 「沖縄県区制」及び「沖縄県ノ郡編制ニ関スル件」並びに「沖縄県間切島吏員規程」の施行

①「沖縄県区制」及び「沖縄県ノ郡編制ニ関スル件」の施行
明治二十九年三月七日に「沖縄県区制」や「沖縄県ノ郡編制ニ関スル件」、「沖縄県郡区職員及島庁職員ニ関スル件」が公布され、同年三月十日の内務省令第二号で同年四月一日から施行された。

沖縄県区制

勅令第十九号

第一章 総則

第一款 区及其ノ区域

第一条 此ノ勅令ハ沖縄県ニ於テ区ト為ス地ニ行フモノトス

第二章 区行政

第一款 区吏員ノ組織及専任

第八条 区ニ区長区書記ノ外必要ノ附属員ヲ置ク

第二款 区長区書記及区吏員ノ職務権限

第十二条 区長ハ区ヲ統轄シ其ノ行政事務ヲ担任ス

第七章 附則

第九十五条 此ノ勅令施行ノ時期ハ内務大臣之ヲ定ム

とした。別紙二号の「各役所位置並所轄区域」で島尻役所所轄を

那覇役所に、中頭役所所轄を首里役所に統合して五役所とし、別紙三号の「各役所所轄戸長役場配置区画」では、那覇四村と久米村、泊村、島島、渡名喜島には戸長役場を置かず、那覇役所の直轄とし、首里十五村も首里役所の直轄とする。那覇役所所轄の慶良間島の二間切には一つの慶良間島戸長役場を置き、島尻十五間切・久米島二間切・粟国島・伊平屋島、首里役所所轄の中頭十一間切、国頭役所所轄の九間切と伊江島、宮古島役所所轄の三間切と多良間島には各間切・島戸長役場を置く。八重山島役所所轄では三戸長役場を置き、石垣間切戸長役場では石垣間切九か村と大浜間切の大浜・真栄里・平得・登野城・大川の五村、宮良間切の小浜・波照間の二か村を所轄し、宮良間切戸長役場では宮良間切の宮良・白保・桃里・伊原間・盛山・平久保・野底の七か村を、西表島戸長役場では大浜間切の上原・西表・崎山の三か村、宮良間切の古見・高那・鳩間の三か村、石垣間切の仲間・南風見の二か村を、与那国島戸長役場では与那国島の宗納・島仲・髻川の三か村を所轄させるとした。

しかしながら、内務卿はこの上申を更正しないものとして、五月十九日付けの沖地甲第三十九号「沖縄県地方役場吏員更正セサル義ニ付伺」で太政大臣に次のように伺いをたてている。

薩藩置県ノ際、彼レニ論スニ、其国内ノ政治慣行ハ、従来之通据置キ^{みだり}妄ニ改革ヲ為サ、ルヘシトノ意ヲ以テシタル旨モ有之。爾来、日未タ久シカラズ、之ヲ要スルニ時機未タ到ラサルヲ以テ、今日ハ姑ク従前之通り据置キ候方施設ノ得策ト存候ニ付、申立採用不致積ニ有之候得共、本件之如キハ将来之關係至大ニ付、此段為念相伺候也。太政大臣はこの伺いに對し、六月五日付けで「伺ノ通」として、県令から上申された戸長等への名称の変更、数多い吏員の減少、戸

長役場の設置等の吏員改正の件を却下した。

そのため、明治十八年四月二十九日には、沖縄県甲第三十四号で「法令中戸長役場トアルハ役場番所蔵元ト心得ベキ件」を布達し、現行制度と法令とのすり合わせを行った。

沖縄県甲第三十四号（明治十八年四月二十九日）

法令中戸長役場トアルハ役場番所蔵元ト心得ベキ件

官省布告布達等ノ文中郡区役所トアルハ役所、戸長役場トアルハ役場・番所・蔵元ト心得此旨布達候事

（明治三十九年四月『沖縄県令達類纂』上巻）

内地の各県は、明治二十二年四月一日から漸次施行された「市制及町村制」（同二十一年四月二十五日公布、法律第一号）によって、戸長は次第に市町村長に替わっていったが、奄美では明治四十一年四月一日の「沖縄県及島嶼町村制」施行まで、戸長及び戸長役場の制度であった。

④「沖縄県区制」及び「沖縄県ノ郡編制ニ関スル件」並びに

「沖縄県間切島吏員規程」の制定

このように、置県から十七年を経る中で、徐々にではあるが地方制度の手直しを進めてきた政府は、他府県に施行した明治二十一年四月二十五日法律第一号「市制及町村制」及び同二十三年六月十七日法律第三十六号「郡制」に近づけるために、同二十九年三月七日に「沖縄県区制」や「沖縄県ノ郡編制ニ関スル件」、「沖縄県郡区職員及島庁職員ニ関スル件」を制定した。

「沖縄県ノ郡編制ニ関スル件」を制定するにあたり、次のような説明を行っている。

沖縄県ハ現今分テ八区画トシ、各区画ニ一役所ヲ置ク。役所ハ役所

セサル二付、一同解職シテ、至急其任所ヲ為立去可申、尤モ役場ノ帳簿其他物品等ハ沖縄県ヨリ在勤ノ者へ無遺漏引継クヘキ旨可相達、且又那覇物城以下、久米惣役以下、泊頭取以下、諸間切地頭代以下都テ其地方ノ役人ハ従前ノ通可相勤儀ニ付此旨可相達候也

明治十二年六月九日

処分官

内務大書記官松田道之

浦添親方殿

富川親方殿

〔明治文化資料叢書〕第四卷外交篇 風間書房

旧三司官らは説諭に応じ、明日から諸間切二旧藩吏ヲ派遣して、地頭代らを説得し、必ず県の命令に従わせるとした。

これにより、明治十二年六月には那覇里主、諸間切の下知役・検者、諸島の在番は解職され、彼等に替わって県から在勤官が派遣されることになった。

島尻・中頭・国頭の十一間切（東風平・佐敷・宜野湾・越來・与那城・金武・恩納・名護・久志・今帰仁・大宜味）及び慶良間島座間味間切、久米島、伊江島、伊平屋島の各番所に在勤官を置き、宮古島や八重山島には新たに蔵元在番を配して、間切・島の行政を監督させた。大正二年の『島尻郡治要覧』に、明治十二年六月に島尻地方各間切に在勤官が派遣されたことが見える。

②役所の設置

明治十三年六月二十三日には沖縄県甲第五十七号の布達によって、島尻・中頭・国頭の各地方に役所を開設し、両先島の蔵元や久米島（仲里）番所、伊平屋（島）番所を役所と改称し、那覇の旧里主所

から親見世役所としたのをさらに那覇役所と改称した。

明治十二年九月三十日に首里に設置した首里役所と合わせて九つの役所で、各役所長の基に地方間切番所の事務を処理させた。

明治十四年十二月六日の沖縄県甲第二百二十三号布達で、同十三年の甲第五十七号で蔵元を役所と改称するとしたのを蔵元内に役所を開設と改正し、役所事務と蔵元の事務を分離した（『八重山島旧慣改廃取調書草稿』・『石垣町誌』）。また、同月二十七日には、沖縄県甲第二百二十九号布達で伊平屋島役所を廃し、その所轄は那覇役所へ所属させた（『沖縄県日誌』『沖縄県史 第11巻資料編1』一九六五年）。

これによって、那覇・首里・島尻・中頭・国頭・久米島・宮古島・八重山島の八役所となった。

その後、明治十五年十二月二日の沖縄県甲第九十六号により、久米島役所所轄の粟国と渡名喜の両島は、那覇役所の所轄に改められた（明治三十九年四月『沖縄県令達類纂』上巻）。

③県令による吏員更正の上申

沖縄県は、明治十二年三月二十九日の乙第一号「置県ニ付諸役人ノ勤務ニ関スル件」で、「首里・泊・久米・那覇其他諸間切役人並ニ諸町村ノ役人ニ於テハ従前之通相勤可」と達し、これまでどおり勤めるようにした。

ところが、三年後の同十五年三月六日には、沖縄県令上杉茂憲は、内務卿山田顕義と大蔵卿松方正義へ「吏員改正ノ儀ニ付上申」を行っている。このなかで「本年ニ於テ従前役場・番所・蔵元及ヒ一切ノ吏員ヲ廃シ、別紙二号ノ通り各役所所轄ヲ変更シ、更ニ戸長ヲ各間切・各島ニ置き、各村ニ組合ヲ定メ組頭ヲ置き、別紙三号ノ通戸長役場ヲ配置シ」（『沖縄県史12 資料編2 沖縄県関係各省公文書1』）た

任している。その勤めの中で、同印が同家に保存されるようになったのであろう。

二 「沖縄県区制」及び「沖縄県ノ郡編制ニ関スル件」

並びに「沖縄県間切島吏員規程」の施行と戸籍事務
管掌者の認印及び職印

1 「沖縄県間切島吏員規程」が制定されるまでの状況

① 廃藩置県と在勤官の派遣

内務大書記官松田道之は、明治十二年三月八日付けで太政大臣三条実美から琉球藩へ勅諭書を示し、廃藩置県等の達書を渡して処分を実施するよう命じられた。勅諭書は、次のとおりである。

挟球藩旧シク王化ニ服シ寔ニ覆育之徳ニ頼ル。今乃恩ヲ帖ミ嫌ヲ挟ミ使命ヲ恭マズ、是蓋シ舟路遠遠見聞限アルノ致ス所、朕一視同仁深ク既往ノ罪ヲ譴メズ、該藩を廃シ、尚泰ヲ東京府下ニ移シ賜フニ、第宅ヲ以シ、且尚健・尚弼ヲ以テ特ニ華族ニ列シ、俱ニ東京府ノ貴属タラシムベシ、所司奉行セヨ

御璽

明治十二年三月十一日

『明治文化資料叢書』第四卷外交篇 風間書房 一九六二年

松田は、三月二十五日に那覇港に着き、二十七日には首里城において、藩王代理の今帰仁王子らに勅諭書を示し、廃藩置県の達書を申し渡し、琉球処分を断行した。ここに琉球王国・琉球藩は消滅し、新たに沖縄県が設置された。

首里城を退城した松田は、首里の天界寺に集合させた首里士族に

対し、廃藩置県の趣旨を説明し「旧琉球藩下一般人民ニ告諭ス」の書面を渡している。この告諭は後に県番外一号とされた。泊村や内務省出張所においても、泊村・久米村・那覇士族に同様に説明し、告諭書を渡した。

そして、内務省出張所に処分官出張所と沖縄県仮庁を開設し、県令心得木梨精一郎から「沖縄県新設ノ件」（後に「県甲第一号布達」）を発し、翌二十八日には、各地方の役人を旧職名のまま現職として任命した。二十九日には「置県ニ付諸役人ノ勤務ニ関スル件」（後に「県乙第一号」）を達した。

置県ニ付諸役人ノ勤務ニ関スル件

沖縄県乙第一号（明治十二年三月二十九日）

首里泊久米

役人

那覇諸間切

今般琉球藩ヲ廃シ更ニ沖縄県ヲ被置候ニ付テハ、旧藩中申付有之処ノ官吏モ一般廃止ノ義ニ候処、首里・泊・久米・那覇其他諸間切役人並ニ諸町村ノ役人ニ於テハ従前之通相勤可申此旨相候事達

（明治三十九年四月『沖縄県令達類纂』上巻）

四月一日、松田は内務卿に電報を打ち、処分の顛末を報告している。この報告を受けた政府は、翌二日には「琉球廃藩置県ノ件」を奏聞し、四月四日付けで第十四号布告として「琉球廃藩置県ノ件」を発した。

松田は、六月九日に次の書面を旧三司官の浦添親方・富川親方に送り、県令心得と話し合わせた。

那覇里主、諸間切ノ下知役・検者、諸島ノ在番役共儀、先般沖縄県ヨリ職務ヲ命スルト雖モ之ヲ固辞シ、再三説諭ニ及フモ、更ニ承諾

第二部会計課へ請求スヘシ

但彫刻ノ上ハ印影相添官房へ届出ツヘシ

(明治三十九年四月『沖縄県令達類纂』上巻)

また、戸籍取扱手続によれば、戸主の代替えによつて新たに戸籍を編製したときは、前戸主の戸籍(除籍)と新たに編製した戸籍に官印で割印してから、除籍を除籍簿に綴ることになった。

宮古島・八重山島の頭の官印は、明治二十年までは調製されていなかったが、同二十年二月二十三日の沖縄県令乙第八号「頭ノ官印調製ノ件」によつて官印を彫刻して用いるようになった。左に示すように「何々島何々間切頭之印」と彫られた。

八重山島役所の『届進達報告綴』には、明治二十年の八月までは届・進達等の奥書に実印を押しているが、翌二十一年一月四日付けの副進や進達の奥書に頭の官印を見ることができ、同二十年末までには作成されて用いられるようになっていたのではないかと考える。那覇西村主取の官印が明治二十年六月の奥書に押されているのが見える。

頭ノ官印調製ノ件

沖縄県令乙第八号

頭ハ従来官印所持無之候処自今官印ヲ彫刻シ職務上ニ付テハ該印章ヲ用ユヘキ

明治二十年二月二十三日

(「八重山島役所達綴」)

①宮古島の三間切の頭の職印

宮古島の三間切の頭の職印は次のとおりである。また「沖縄県宮古島平良間切頭之印」と刻されたものも見える。「明治十九年式戸籍」の右上には、上半分または下半分の割印を見ることができる。

宮古島
平良間
切頭之印

宮古島
砂川間
切頭之印

宮古島
下地間
切頭之印

②八重山島の三間切の頭の職印

八重山島の三間切の頭の印も次のとおりである。宮古島の三間切の頭の職員同様に、「明治十九年式戸籍」の右上に割印された印影の上半分か、または下半分を確認することができる。大きさは、方五分(一七ミリ)の角印である。

八重山島
大濱間切
頭之印

八重山島
石垣間切
頭之印

八重山島
宮良間切
頭之印

「八重山島大濱間切頭之印」は、現在石垣市登野城の豊川家に保管されている。

豊川家は、明治二十年三月十八日から八月五日までの短い期間ではあるが、長興姓九世豊川善庸が大浜間切の頭職にあつた家である。その子の十世善道は、仮若文子役、若文子役を務めたが二十七歳で死去している。

孫の十一世善佐は、明治二十七年に黒島村詰与人となつたが、同三十年の沖縄県間切島吏員規程の施行により廃職となり、新たに設置された村頭として間切行政に関わつた人である。同三十年四月一日に宮良間切宮良村頭を命じられ、同三十七年五月一日には石垣間切南風見・仲間、宮良間切古見・高那村頭に転じ、同月五日にはその職を辞しているが、同四十年七月には宮良間切鳩間村頭となっている。その後、八重山郡第七区長を経て、竹富町長、石垣村長を歴

の大浜当著である。次いで長興氏の豊川善庸は同二十年三月十八日から八月五日までであるが、豊川善佐述『自叙伝』（昭和十二年七月三十日発行）によれば「祖父善庸様は頭役に任命されたが其の以前より病気を煩ひ思はしく御出勤もなかったのです。（中略）八月五日遂に卒去せられたのであります。」とあり、頭として執務することもなく最後の憲章氏の喜舎場英詳に交替したと思われる。喜舎場は豊川善庸の死亡後は黒島村詰首里大屋子でありながら頭代理を勤め、頭を明治二十一年から同三十年三月三十一日まで勤めている。宮良間切の頭は、松茂氏の宮良当宗が明治五年八月二十五日から同三十年三月三十一日まで一人で勤めている。以上のことから、八重山島の戸籍に認印を押したのは、次の四名の頭である。

石垣間切は、「明治十九年式戸籍」に改製してから明治二十五年四月十三日までは宮良長演の「宮演」の丸印が押され、同二十五年から同三十年三月三十一日までは大浜用能の「大能」の大きな丸印が確認できる。

大浜間切は、「明治十九年式戸籍」に改製してから明治三十年三月三十一日までは喜舎場英詳で、「喜詳」の丸印が確認できる。

宮良間切は、「明治十九年式戸籍」に改製してから明治三十年三月三十一日までは宮良当宗で、「宮良」の丸印が確認できる。

②与那国島の場合

与那国島は、大浜間切頭の管轄下にあるので、基本的には大浜間切の頭が事務を処理し、「八重山島大浜間切頭之印」を押したものである。しかし、大浜間切頭を中心に石垣及び宮良の三間切の頭の合議制であるので、三間切の頭の職印のいずれかが押されている

てもおかしくはない。

与那国島の「明治十九年式戸籍」には、大浜間切頭である喜舎場英詳の「喜詳」と彫られた丸印の認印が多く確認できる。喜舎場英詳は、前述のとおり明治二十一年三月ごろから同三十年三月三十一日まで大浜間切の頭を勤めているが、同二十七年五月のところに宮良間切の頭である宮良當宗の「宮良」の丸印が見られる。これは喜舎場英詳が那覇に出かけるなどして八重山島にいなかったため、大浜間切頭代理として押したものでなからうか。そのころの文書には、大浜間切頭代理宮良間切頭とか大浜間切頭代理石垣間切頭というのが見受けられるので、他の間切の頭を職務代理者として置いていたのであろう。

4 宮古島・八重山島の「間切頭之印」

内務省では、明治十六年六月八日に内務省乙第二十九号を府県に對し、戸長が実印を押捺する分も今後は官印を用いるように達した。

布告達ニヨリ戸長実印ヲ押捺スル分モ官印ヲ用フ

内務省乙第二十九号

府 県

戸長印章ノ義ハ八年第一百十号達判任官同様タルヘキ旨相達置候処布

告達ニヨリ実印ヲ押捺スル分モ自今官印ヲ用ユヘシ此旨相達候事

（明治十六年『法令全書』）

沖縄県では、明治十九年十二月十六日に県達第二号で、官吏の官印や各部課役所等の官印作成を直ちに会計課へ請求するよう通知している。

官吏ノ官印各部課役所等ノ官印

沖縄県達第二号（明治十九年十二月十六日）

各官吏ノ官印並各部課役所等ノ官印ハ自今其所用ノ向キヨリ直チニ

砂川間切は、「明治十九年式戸籍」に改製してから明治三十年三月三十一日までは垣花恵忠で、「垣花」の丸印が確認できた。

下地間切は、「明治十九年式戸籍」に改製してから明治二十七年までは下地昌綱で「下地」の丸印が押されている。同二十六年には砂川間切頭の垣花恵忠が頭代理を務め、「垣花」の印が押されている。次いで、同二十七年一月二十九日から同三十年三月三十一日まででは砂川恵任で「恵任」の丸印が確認できた。

③多良間島の場合

多良間島は、『与世山親方規模帳』に宮古島の頭三人の間切の下知について記した後に、附として「多良間島之儀、遠海故、間切分無之候間、頭三人構ニ申渡候也」とあり、いずれの間切に属させるのではなく、三人の頭の管轄とするというものである。

また、多良間島には、多良間島首里大屋子以下、塩川村与人・水納村目差・仲筋村目差の四人が詰役人として、宮古島蔵元から派遣され、多良間島の仲筋村・塩川村及び水納島の水納村に関する事務を統括した。

向裔氏豊見本仁也朝令は、光緒六年（明治十三年）に仲筋・塩川・水納三か村戸籍帳の宰領として、十二月二十八日に宮古島に行き、勤めを終えて、翌年二月二日に多良間島へ戻った（『向裔氏系図家譜支流』下地家九世）。

『沖縄県日誌』の明治十五年五月一日の記録に、宮古蔵元詰仮若文字の奥平恵周が同十三年十一月中に、戸籍調査その他の用務で多良間島へ出張し、用を済まして翌十四年一月二十五日に伝馬船で帰るときに嵐にあって二日後の二十七日に岸にたどり着いたことが見える。

明治二十八年八月に塩川村杣山筆者平良幸合を戸籍帳宰領として、戸籍帳など次のような帳簿を宮古島役所及び同蔵元へ届けさせている。各三冊あるのは、仲筋・塩川・水納の三か村の分であらう。

記

- 一 戸籍帳 三冊
- 一 総取帳 三冊
- 一 人口帳 三冊
- 一 出生取帳 三冊（『多良間村史第二巻資料編1王国時代の記録』「死亡取帳 三冊」

多良間村役場に保存されている「明治十九年式戸籍」の身分事項欄の最初の文末認印に、下地間切頭の砂川恵任の「恵任」の丸印を多く確認することができたが、「下地」や「垣花」の印も確認できた。

3 八重山島の頭の認印

①八重山島の場合

置県後の八重山島の頭は、宮古島同様に沖縄県間切島吏員規程の施行により廃職する明治三十年三月三十一日までの間に、石垣間切で四人、大浜間切で二人、宮良間切で二人がその職に就いた。

明治期の石垣間切の頭は、明治二年八月一日から同二十一年までは夏林氏の石垣賢美であるが、「明治十九年式戸籍」を調製したころには既に死亡していたと思われる。次いで同二十一年から同二十五年までは山陽氏の宮良長演である。最後は同二十五年から同三十一年三月三十一日まで勤めた錦芳氏の大浜用能である。

大浜間切の頭は、安政三年四月三日から明治十九年までは松茂氏

改製によってその役目を終えた「明治五年式戸籍」つまり「壬申戸籍」は、少なくとも五十年間は保存することが義務づけられた。しかし、そのほとんどが残っておらず、反故となって豊川家文書の中の「家訓哥語」の裏文書や石垣市字大川の長嶺家文書の『（与那国島）戸籍』に、すこしばかり見ることができるといえる。

2 宮古島の三間切の頭の認印

「戸籍取扱手続」によれば、戸籍に身分事項等を記載したときは、その末尾の総てに戸籍事務管掌者の認印を押すことになった。

宮古・八重山の各市役所及び町村役場で明治二十三年以降に除籍され、除籍簿として保存する「明治十九年式戸籍」には、これを調製したときから明治三十年三月三十一日までの間は、宮古島では平良・砂川・下地の三間切の頭、八重山島では石垣・大浜・宮良の三間切の頭の私印が認印として押されている。

①宮古島の場合

置県後の宮古島の頭は、沖縄県間切島吏員規程の施行により廃職する明治三十年三月三十一日までの間に、平良間切で四人、砂川間切で二人、下地間切で二人がその職に就いた。

平良間切の頭は、土原氏の伊良皆春信が琉球藩から同治十三年（明治七年）に数え七十五歳の高齢で任命され、明治十六年に八十四歳で隠居により退職するまで十年勤めた。春信が高齢であったため多良間島首里大屋子の白川氏の奥平恵愷が頭代理を務めた（『廃藩時代状況』『城辺町史 第一巻資料編』）。春信の退職後は、恵愷が同十六年から同二十四年までの九年その職にあった。そして、同二十四年から同二十六年までの三年は馬続氏の高江洸良教、最後は同二

十六年から同三十年三月三十一日までを宮金氏の富永寛信が任命され、在職年数五年を数えた。

砂川間切は、同治七年（明治元年）秋に馬続氏の宮平良祥が頭に任じられ、明治十八年に隠居するまでの十九年勤めた。良祥も高齢であったため、狩俣村首里大屋子の亀川恵備が頭代理になっている（前掲『城辺町史』）。次いで、同十八年十一月六日から同三十年三月三十一日までは白川氏の垣花恵忠で、在職年数は十三年である。

下地間切の頭は、明治九年から同二十七年までは益茂氏の奥平昌綱（下地昌綱とも書く）が勤めた。しかし、廃藩置県の際に新政府に帰順した下地仁屋を殺害した首謀者として在職のまま五年の懲役に処せられた。獄中での殊勝な働きによる特典で刑減され、職に復帰した。同二十七年死去、在職十九年。同十五年八月に上杉県令が宮古島を巡回したときは、昌綱は宮古にいなかったたので、八十余歳の二か間切の頭両名（春信と良祥）が参謁している。最後の頭は、同二十七年一月二十九日から同三十年三月三十一日までの在職四年を白川氏の砂川恵任が命じられている（『宮古島在番記』『沖縄県史料』前近代1所収）。

以上のことをふまえて、平良市役所の市民課に保存されている「明治十九年式戸籍」に押された頭の認印を戸籍担当の方に確認していただいたら、次の六名の頭の認印が確認できた。

平良間切は、「明治十九年式戸籍」に改製してから明治二十四年までは奥平恵愷で、「恵愷」の丸印が確認できた。同二十四年には砂川間切頭の垣花恵忠が頭代理を務め、「垣花」の印が押されている。次に同二十四年から同二十六年までは高江洸良教で、「良教」の丸印が確認できた。同二十六年から同三十年三月三十一日までは富永寛信で、「寛信」の丸印が確認できた。

籍」に改製する法的手続きは、前述のように明治十九年十二月一日に施行されたが、「松田和三郎翁経歴略伝」に「明治二十三年、座間味間切戸籍改製」とあり、同二十三年に県下の各番所・蔵元において戸籍改製が行われたようである。そのことは、「明治十九年式戸籍」の事項欄に押された認印が、同二十三年時点の地頭代の私印であることから確認することができる。

と述べた。沖縄島及び周辺離島の間切・島では、地頭代でよいが、宮古・八重山では地頭代ではなく頭であり、戸籍改製の明治二十三年についても、現存する宮古・八重山の戸籍の身分事項欄に押された戸籍事務管掌者（戸籍に関する届出やそれを記載するなどの事務を取り扱う者）つまり頭の認印を中心に今一度考察してみたい。また、戸籍法や地方制度の変更に伴う戸籍事務管掌者の変遷やその認印、契印などに押された職印についても少し整理してみたい。

一 「明治十九年式戸籍」への改製と戸籍事務管掌者の認印及び官印

1 「明治十九年式戸籍」への改製

明治十九年十月十六日、内務省令第二十二号「戸籍取扱手続」及び同省訓令第二十号「戸籍登記書式等」が制定され、同年十二月一日から施行された。

同省令によって、戸籍は美濃紙あるいは美濃に類する紙に雛形に示された罫線を印刷した戸籍用紙を用いて、各戸ごとに別用紙に記載し、町村ごとに帳簿を編製することになった。

同訓令によれば、この書式に適した戸籍簿及び副本の調製は、管轄庁において時期を見計らい漸次着手することとしている。

沖縄県では、この雛形に示された戸籍用紙を各間切・島番所及び宮古島・八重山島蔵元ごとに印刷させ、明治十三年に編製した「明治五年式戸籍」を「明治十九年式戸籍」に改製させた。

前述の『座間味村史』収録の「松田和三郎翁経歴略伝」には、松田は「旧姓名ヲ宮平樽金ト称ヘシガ、明治二十三年、座間味間切戸籍改製ノ際、同姓同名多キ故ヲ以テ当時ノ監督官ノ内示ニ依リ松田和三郎ト称セリ。」とあり、八重山島役所では明治二十三年四月二十四日に甲第二号「戸籍簿編製ニ付精々注意ノ上訂正出願ノ儀」を蔵元に発して、戸籍調査に際しては錯誤や脱漏などがないよう調査員に注意を喚起している。

甲第二号

蔵元

今般戸籍改正ニ付テハ各戸ニ就キ調査ヲ遂ケ戸籍簿編製可致ニ付編製後訂正等出願候トモ容易ニ許可不致候条調査ノ際精々注意ヲ加ヘ錯誤脱漏等無之様調査員ニ申出ツヘシ

明治二十三年四月二十四日

所長

（「八重山島役所達綴」）

また、『八重山島旧慣改廃取調書草稿』に綴られた明治二十七年一月二十三日の丙第五号に「置県前、在番・筆者・供者・雇匠者ノ旅妻ニシテ、明治二十三年戸籍改正ノ際、親族引受ノ例ニ依リ士族ニ編入セシ者八名」云々とあり、「明治五年式戸籍」から「明治十九年式戸籍」への改製は、明治二十三年で間違いなさそうである。

「明治十九年式戸籍」は、戸籍に記載された者の全員を除籍するときや戸主の代替えによって新たに編製したときは、除籍の処理をして、除籍簿に移すことになった。沖縄県内の各市役所・町村役場に保存されている戦前の除籍簿は、「明治十九年式戸籍」の編製後の明治二十三年中に除籍になった分から綴られている。

資料で示した琉球大学附属図書館仲原善忠文庫蔵の「本琉球内久米仲里間切（真謝村）人数改帳」、年月日不明の史料で家譜の表紙の補強に使用されていた「（八重山島南風見村人数改帳）」の断簡（新城敏男「近世期八重山の村と役人」『地方史研究』一九六、地方史研究協議会 一九八五年）を基に説明した。

2 近代戸籍のはじまり

明治政府は、明治四年四月四日に初めての戸籍法を公布し、翌五年の二月一日に施行した。同一日を基準にして検査編製するものとされ、大体、同年中に整備された。このときに編製された戸籍を「明治五年式戸籍」という。また、この戸籍法の施行の年の干支が壬申であったことにちなんで「壬申戸籍」とも呼ばれる（島野穹子・坂梨良宏「研修戸籍法」日本加除出版株式会社 一九八七年）。

琉球藩では、人別改奉行らを任命し、人別改所を設置して、戸籍総計を編製した。そして、明治六年二月二十六日付けで「琉球藩戸籍総計」及び「琉球藩職分総計」を提出している（『琉球藩雑記』『沖縄県史 第14巻資料編4 雑纂1』琉球政府 一九六五年）。

石垣市字石垣の喜舎場英勝家で保管されていた文書群の中から、明治六年十二月十四日付けの戸籍総計表である石垣村の『頭数帳』が見つかり、五五與・二七六軒・一、三八六人の戸籍が確認された。戸籍とはあるが、むしろ五人與の人数改帳である。一番與の與頭に石垣間切の頭である石垣親雲上、二番與の與頭に首里大屋子の波照間親雲上というぐあいに、與頭には蔵元の役人らが充てられた。これには生年月日は記されず、人数改帳と同様の当歳で年齢が記され、個人名も男は親雲上、筑登之親雲上、筑登之や「にや」で表記され、敬髪を結う前はひらがなで「たる」などと表記されている。

3 沖縄県の設置と戸籍の編製

明治十二年四月四日には、琉球藩が廃され、新たに沖縄県が設置された。各村ごとに屋敷の番地を設定し、同十三年十月三十日をめぐに「明治五年式戸籍」が編製された。八重山の石垣市登野城の豊川家文書の中の「家訓哥語」の裏文書に、石垣間切名蔵村、桴海村、宮良間切盛山村、桃里村などの戸籍（新城敏男「八重山の苗字の成立について」『年報 月曜ゼミナール』）があり、これを基に壬申戸籍について説明した。

明治十九年には戸籍法が改正され、現在除籍簿で見ることのできる「明治十九年式戸籍」に改製された。その「明治十九年式戸籍」から「大正四年式戸籍」までの本籍欄及び戸籍の背の表示の変遷を宮古の例で示すとともに、戸籍などに押された八重山の頭の印などの公印を紹介し、話しを終えた。

しかしながら、これだけの内容を二時間足らずで話すには無理があった。結局は「近代戸籍制度の変遷」としながらも、「近世の戸籍制度」に終始してしまい、聴講者には不満が残ったかも知れない。また、当日何らかの事情で、講座に参加できなかった方は、拙論の「近世琉球における戸籍制度の一端——宗門手札改と「人数改帳」、そして人別改と「頭数帳」について——」（前掲）と「近代沖縄における戸籍制度の一端——戸籍法の施行から壬申戸籍の改製まで——」（仲松弥秀先生傘寿記念論文集『神・人・村——琉球弧論叢』第一書房 一九九一年）を読んでいただければ、戸籍制度の変遷を理解していただけるのではないかと思う。

さて、筆者は拙稿の「近代沖縄における戸籍制度の一端——戸籍法の施行から壬申戸籍の改製まで——」において、

「明治五年式戸籍」いわゆる「壬申戸籍」を「明治十九年式戸

【研究論文】

近代沖縄における戸籍制度の一端

―宮古・八重山の戸籍事務管掌者の認印と職印について―

金城 善

はじめに

筆者は、平成十五年十月二十五日に、浦添市社会福祉センター三階研修室で開催された平成十五年度沖縄学講座第四回で「近代戸籍制度の変遷」について、近世琉球の戸籍制度の変遷も含め、これまで知り得たことの一部をお話しさせていただいた。そのときの講演内容は、次のとおりである。

1 近世の戸籍制度

琉球における家譜の編纂が一般的に行われるようになるのは、首里・那覇・泊・久米村が一六八九年（康熙二十八年・元禄二年）であり、宮古・八重山がこれに遅れること四〇年、一七二九年（雍正七年・享保十四年）で、久米島が一七五九年（乾隆二十四年・宝暦九年）である（沖縄県教育庁文化課『沖縄県文化財調査報告書第九十集 沖縄の家譜―歴史資料調査報告書VI―』）。

那覇市歴史資料室が長年にわたって収集してきた家譜の表紙や世系図、家譜組立、和系格の家譜、家譜序文と世系図、家譜記録の冒頭、家譜の仕次について、『那覇市史』に掲載された口絵で紹介した（那覇市企画部市史編集室『那覇市史 資料編第1巻5 家譜資料一

（総合）・『同 資料編第1巻6 家譜資料二（久米系）』・『同 資料編第1巻7 家譜資料三（百里系）』・『同 資料編第1巻8 家譜資料四（那覇・泊系）』。

家譜は、那覇市歴史資料室所蔵の「首里汀志良次村従氏山入端筑登之與内暨氏故神山親雲上女子真勢津名子武得根安座間筑登之喜信三男思亀」の「生子証文」のように、父・一門・母方親類・與中・與頭（名代）、母が百姓であれば地方の村掟・西掟・地頭代・検者・下知役など多くの人々の署名を経て、厳格なチェックを受けて編纂された。また、琉球大学附属図書館所蔵の宮良家文書には、八重山での懷妊・出生等を綴った「覚」が残されており、百姓でも生年月日が明確に記録されていることがわかった。

薩摩藩支配下においては、一六三六年から慶応二年までの間、三〇回の宗門手札改が行われた。しかしながら、琉球では冊封使が来琉していたため三回は翌年に延期し、フランス人宣教師フォルカードやイギリス人宣教師ベッテルハイムが布教のため滞留していたため二回は実施することができなかった（拙論「近世琉球における戸籍制度の一端―宗門手札改と「人数改帳」、そして人別改と「頭数帳」について」国立歴史民俗博物館比嘉政夫教授退官記念論集『琉球・アジアの民俗と歴史』格樹書林 二〇〇二年）。

宗門手札改では「人数改帳」が調製され、一八〇〇年の「本琉球内伊江島人数改帳」（伊是名牛助稿本『伊江島考察史』・伊江村史編集委員会『伊江村史』掲載）、一八二四年の「本琉球内久米仲里間切（真謝村）人数改帳」（拙論『本琉球内久米仲里間切（真謝村）人数改帳』について）「久米島自然文化センター紀要」創刊号）、一八三一年の「本琉球内大宜味間切城村人数改帳」（『大宜味村史』）が残っている。これ以外に宮古や八重山にも人数改帳の断簡が多数残っている。

〔本号執筆者〕

島仲ヤエ子 (SHIMANAKA,Yaeko)	浦添市立図書館奉仕係長
平良 元輝 (TAIRA,Motoki)	浦添市立図書館臨時職員
糸洲 明子 (ITOSU,Akiko)	浦添市立図書館臨時職員
又吉 愛子 (MATAYOSHI,Aiko)	浦添市立図書館臨時職員
松茂良 毅 (MATHUMORA,Tsuyoshi)	浦添市立図書館臨時職員
神山 睦美 (KAMIYAMA,Mutsumi)	浦添市立図書館嘱託員
翁長 利恵 (ONAGA,Rie)	浦添市立図書館臨時職員
奥平 真理 (OKUHIRA,Makoto)	浦添市立図書館臨時職員
外間 智恵 (HOKAMA,Chie)	浦添市立図書館臨時職員
赤嶺 桂子 (AKAMINE,Keiko)	浦添市立図書館臨時職員
安里 静子 (ASATO,Shizuko)	浦添市立図書館主事
山田 義人 (YAMADA,Yoshito)	沖縄県公文書館長
金城 敏雄 (KINJO,Toshio)	浦添市立図書館長
野原 千明 (NOHARA,Chiaki)	浦添市立図書館沖縄学研究室嘱託員
北條 真子 (HOJO,Masako)	浦添市教育委員会文化課臨時職員
新里まゆみ (SHINZATO,Mayumi)	浦添市教育委員会文化課臨時職員
佐伯 信之 (SAEKI,Nobuyuki)	浦添市教育委員会文化課主事
栗野慎一郎 (KURINO,Shinichiro)	元・浦添市立図書館沖縄学研究室嘱託員
長間 安彦 (NAGAMA,Yasuhiko)	浦添市立図書館沖縄学研究室嘱託員
安里 進 (ASATO,Susumu)	浦添市教育委員会文化部長
金城 善 (KINJO,Masaru)	糸満市立中央図書館副館長

2004年 3 月23日 印刷

2004年 3 月30日 発行

浦添市立図書館紀要

No.15

編 集：浦添市立図書館

〒901-2114 沖縄県浦添市安波茶2-2-1

Tel: (098) 876-4946

Fax: (098) 875-1772

発 行：浦添市教育委員会

印 刷：(株)尚生堂

〒901-2114 沖縄県浦添市安波茶1-6-3

Tel: (098) 876-2232

Fax: (098) 876-2332



浦添市立図書館